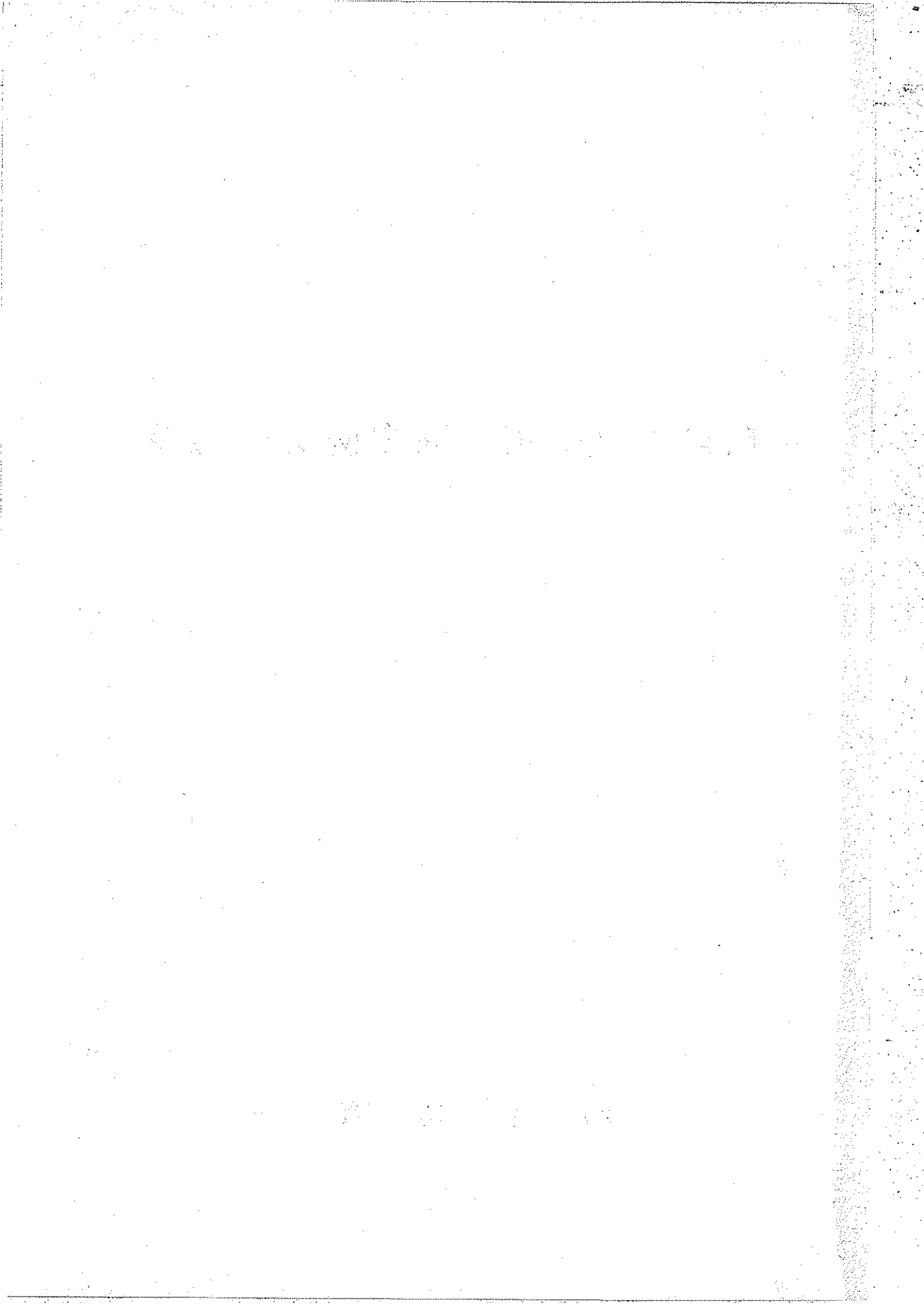


昭和54年9月26日開会  
昭和54年11月22日閉会

# 和泉市議会第3回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第3回定例会会議録目次

昭和54年9月26日(水曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	2頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣告(午前10時21分)	3頁
○ 永年勤続議員表彰伝達(上代卯之松君、木下甲子三君、直村静二君)	3頁
○ 全国議長会の模様報告	4頁
○ 市長開会あいさつ	5頁
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(金沢勝君、成田秀益君、松下定君)	7頁
○ 第2 会期の決定について(9月26日~10月30日、35日間)	7頁
○ 散会宣告(午前10時34分)	8頁

昭和54年10月11日(木曜日)第2日目

○ 出席議員、欠席議員	9頁
○ 開会宣告	10頁
○ 議事説明員その他	10頁
○ 議事日程	11頁
○ 日程第1 一般質問について	11頁
1番に 天堀 博 君	11頁
2番に 竹内 修 一 君	28頁
3番に 寺田 茂 君	37頁
4番に 坂上 國 治 君	50頁
○ 散会宣告(午後4時40分)	62頁

昭和54年10月12日(金曜日)第3日目

○ 出席議員、欠席議員	63頁
○ 議事説明員その他	63頁
○ 議事日程	65頁
○ 開会宣告(午前10時10分)	65頁

○ 日程第1 一般質問について	65頁
1番に 藤原要馬君	65頁
2番に 直村静二君	82頁
3番に 大谷昌幸君	98頁
○ 散会宣告(午後4時10分)	109頁

昭和54年10月15日(月曜日)第4日目

○ 出席議員、欠席議員	111頁
○ 議事説明員その他	111頁
○ 議事日程	113頁
○ 開会宣告(午前10時10分)	113頁
○ 日程第1 一般質問について	114頁
1番に 田中包治君	114頁
2番に 赤阪和見君	129頁
○ 散会宣告(午後零時15分)	142頁

昭和54年10月17日(水曜日)第5日目

○ 出席議員、欠席議員	143頁
○ 議事説明員その他	143頁
○ 議事日程	145頁
○ 開会宣告(午前10時22分)	146頁
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収入役抜 昭和54年3月分)	
2           "           (水道部企業出納昌抜 昭和54年3月分)	
3           "           (           "           昭和54年4月分)	
4           "           (市立病院企業出納昌抜 昭和54年3月分)	
5           "           (           "           昭和54年4月分)	
6           "           (収入役抜 昭和53年度昭和54年4月分)	147~
7           "           (収入役抜 昭和54年4月分)	155頁
8           "           (水道部企業出納昌抜 昭和54年5月分)	
9           "           (市立病院企業出納昌抜 昭和54年5月分)	
10          "           (収入役抜 昭和53年度昭和54年5月分)	



11	〃	(収入役扱 昭和54年5月分)	
12	〃	(水道部企業出納員扱 昭和54年6月分)	
13	〃	(市立病院企業出納員扱 昭和54年6月分)	
14	定期監査(第1次分)結果報告		
	一括上程		
15	「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願(厚生文教委員長報告)		項
16	盲人障害者(児)に対する制度並びに対策に関する請願(〃)		
	一括上程		
17	昭和53年度和泉市水道事業会計決算認定について		
18	昭和53年度和泉市病院事業会計決算認定について		
19	水道・病院事業会計決算審査特別委員会設置について		158~
20	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)		187頁
21	〃	(昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第2号))	
22	二級河川甲斐田川指定変更に関する意見について		
23	市道の路線認定について(和田光明台線ほか1路線)		
24	市道の路線の廃止及び認定について		
	一括上程		
25	和泉市立光明池運動場条例制定について		
26	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について		
27	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について		195~
28	和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例制定について		209頁
29	昭和54年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算		
	一括上程		
	(午後3時8分休憩、再開されず)		220頁

昭和54年10月18日(木曜日)第6日目

○ 出席議員、欠席議員	221頁
○ 議事説明員その他	221頁
○ 議事日程	222頁
○ 開会宣告(午前10時5分)	223頁

○ 日程第1	和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例制定について	224頁
2	昭和54年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	224頁
3	昭和54年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	233頁
4	昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	281頁
5	工事請負契約締結について(昭和54年度府中北幹線築造工事)	285頁
6	和泉市自転車駐車場条例制定について	290頁
7	人権擁護委員候補者を推せんするにつき議会の意見を求めることについて	300頁
8	浸水対策に関する請願	302頁
○ 追加日程第1	議長辞職許可について	304頁
	第2 議長選挙について	305頁
	(午後2時25分休憩、再開されず)	306頁

昭和54年10月19日(金曜日)第7日目

○ 出席議員、欠席議員	307頁
○ 議事説明員その他	308頁
○ 議事日程	309頁
○ 開会宣告	309頁
○ 日程第1 議長選挙について	309頁
○ 散会宣告(午前10時42分)	310頁

昭和54年10月22日(月曜日)第8日目

○ 出席議員、欠席議員	311頁
○ 議事説明員その他	312頁
○ 議事日程	313頁
○ 開会第1 議長選挙について	313頁
○ 散会宣告(午前10時58分)	314頁

昭和54年10月25日(木曜日)第9日目

○ 出席議員、欠席議員	315頁
○ 議事説明員その他	316頁
○ 議事日程	317頁

○ 開会宣告	317頁
○ 日程第1 議長選挙について	318頁
○ 散会宣告(午後1時36分)	319頁

昭和54年10月30日(火曜日)第10日目

○ 出席議員、欠席議員	321頁
○ 議事説明員その他	322頁
○ 議事日程	323頁
○ 開会宣告	323頁
○ 日程第1 議長選挙について	324頁
○ 追加日程第2 会期の延長について	325頁
○ 散会宣告(午後2時20分)	325頁

昭和54年11月6日(火曜日)第11日目

○ 出席議員、欠席議員	327頁
○ 議事説明員その他	328頁
○ 議事日程	329頁
○ 開会宣告	329頁
○ 日程第1 議長選挙について	330頁
○ 散会宣告(午前11時12分)	330頁

昭和54年11月21日(水曜日)第12日目

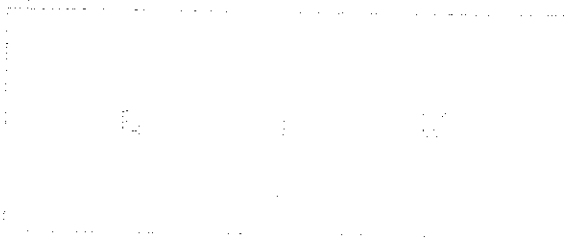
○ 出席議員、欠席議員	331頁
○ 議事説明員その他	331頁
○ 議事日程	332頁
○ 開会宣告	332頁
○ 日程第1 議席の指定について(17番・穴瀬克己)	333頁
○ 散会宣告(午後2時10分)	334頁

昭和54年11月22日(木曜日)最終日

○ 出席議員、欠席議員	335頁
-------------	------

○ 議事説明員その他	335頁
○ 議事日程	336頁
○ 開会宣告	337頁
○ 日程第1 議長選挙について	337頁
○ 追加日程第2 副議長辞職許可について	
第3           //   選挙について	
4 常任委員会委員の辞職許可について	
5 議会運営委員会委員の   //	
6 交通公害対策特別委員会委員の //	337頁
7 開発事業対策特別委員会委員の //	
8 同和対策特別委員会委員の //	
9 関西新国際空港対策特別委員会委員の //	
10 土地開発公社特別委員会委員の //	
一 括 上 程	
11 常任委員会委員の選任について	
12 議会運営委員会委員の選任について	
13 交通・公害対策特別委員会委員の選任について	
14 開発事業対策特別委員会委員の //	
15 同和対策特別委員会委員の //	
16 関西新国際空港対策特別委員会委員 //	
17 土地開発公社特別委員会委員の //	
18 水道病院事業会計決算審査特別委員会委員の //	338頁
一 括 上 程	
19 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	
20 泉北水道企業団議会議員の選挙について	
一 括 上 程	
21 工事請負契約締結について(市立鶴山台北小学校増築工事)	
22 監査委員の選任について	
○ 市長閉会あいさつ	368頁
○ 議長閉会あいさつ	369頁
○ 閉会宣告(午後4時54分)	370頁

第 1 日



昭和54年9月26日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番 寺田 茂君	16番 木下 甲子三君
2番 天堀 博君	18番 池辺 秀夫君
3番 橋本 佳行君	19番 貝淵 博治君
5番 仁井 明君	20番 田中 包治君
6番 大谷 昌幸君	21番 直村 静二君
7番 金沢 勝君	22番 勝部 津喜枝君
8番 成田 秀益君	23番 三井 正光君
9番 松下 定君	25番 竹内 修一君
11番 上代 卯之松君	26番 柳瀬 美樹君
12番 藤原 要馬君	27番 竹下 義章君
14番 赤阪 和見君	28番 坂上 國治君
15番 横田 憲治郎君	29番 藤原 利一君

欠席議員(1名)

10番 山口 義一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田 稔
市助	坂口 禮之助	同和对策部次長	橋本 昭夫
収入兼市長公取役	中塚 白	市民部次長兼市長	富田 宏之
兼事務部長	西川 喜久	市民部次長	逢野 博之
兼事務部長	林 徳次	福祉事務所長	広岡 史郎
秘書広報課長	石本 博信	産業衛生部長	角谷 泰夫
財務部長	麻生 和義	産業衛生部次長	森 保
財務部次長	北野 敦雄	建設部長	吉田 日出男
財政課長	大塚 孝之	建設部次長	門川 禄郎
同和对策部長	中西 敦富	都市整備部理事兼都市整備部理事兼計画調整室長事務取扱	中山 重光

職 名	氏 名	職 名	氏 名
用地対策室長	萩本啓介	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	岩井益一
改良事業部長 改良事業部長兼改良総 務課長事務取扱	逢野一郎	教育委員長	堀内由延
病院長	明坂貞士	教 育 長	葛城宗一
病院事務局長 病院事務局次長兼管理課 長事務取扱	竹林淳	教 育 次 長	平野誠蔵
水道部長	内田繁	管 理 部 次 長	青木孝之
水道部次長	藤原光夫	指 導 部 長	高橋貞郎
会計課長	田中稔	指 導 部 次 長	竹田明郎
消 防 長	西川武雄	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消防本部次長兼消防署長 用地担当理事 土地開発公社事務局長	赤田儷信	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
	松村吉堯	監 査 委 員 監査事務局次長兼公平委員 会事務局次長	久光喜多男
	湯川行夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	向井洋
	杉本弘文		信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議事係長	西井正
議 事 係	佐上谷茂一
議 事 係	川崎政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。



昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程

(9月26日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	

(午前10時21分開議)

- 議長(横田憲治郎君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、公私何かとお忙しいところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。それでは、ただいまより昭和54年和泉市議会第3回定例会を開会いたします。

- 議長(横田憲治郎君) 会議に入る前に、去る8月27日、東京において開催されました第55回全国市議会議長会総会の席上において、永手勤統議員として上代卯之松議員、木下甲子三議員、直村静二議員の3名の方々が表彰を受けられましたので、ただいまから表彰状を記念品とともに贈呈伝達を行いたいと思います。

(表彰状贈呈伝達式)

- 議長(横田憲治郎君) この際伝達受賞者のあいさつをお願いいたします。

(受賞者代表あいさつ)

- 11番(上代卯之松君) 受賞者を代表いたしまして一言、ごあいさつを申し上げたいと在ります。

ただいま私たち3名は、永手勤統表彰という身に余る光栄な表彰を受けました。これひとえに皆様方の絶大なる御支援のたまものでありまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

顧みますれば、昭和43年初当選いたしまして11年間、市政に何のこれということもいたしませず、夢のごとく過してまいりました。本日、こうして晴れの表彰を受けましたことは、私たちの身に余る光栄と存ずる次第でございます。この表彰の日を機といたしまして今後、皆様方の御支援を仰ぎながら努力してまいりたい、かように存じますので、どうかよろしく願いをいたしまして、はなはだ簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうも本日はありがとうございました。(拍手)

○ 議長（横田憲治郎君） まことに御丁寧なるごあいさつをいただきありがとうございました。  
 はなはだ高いところから恐縮ですが、私より議会を代表いたしまして一言、お祝いを申し上げたいと存じます。

上代議員、木下議員、直村議員の3氏には、今回の受賞まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。今後ともますます御自愛の上、地方自治進展と本市発展のため権限の御努力を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ですが、これをもちまして伝達式を終わります。どうもありがとうございました。

なお、今回の全国議長会の模称につきましては、印刷物を配布いたしましたとおりであります。全議案を可決いたしましたので、御報告にかえさせていただきたいと思っております。

第 5 5 回  
 定 期 総 会 議 案  
 （ 全 国 市 議 会 議 長 会 ）

I 会長提出議案

J 全国市議会議長会会則施行規則一部改正.....

II 部会提出議案

- |   |       |
|---|-------|
| 1. 消防施設等整備補助金の対象範囲拡大について.....               | 四国部会  |
| 2. 過疎地域の振興整備について.....                       | 九州部会  |
| 3. 地方財政対策について.....                          | 中国部会  |
| 4. 地方税法等の改正期日の改善について.....                   | 四国部会  |
| 5. 料理飲食等消費税にかかる市町村交付金の制度化について.....          | 北信越部会 |
| 6. 福祉施設の用地取得に伴う租税特別措置の拡大について要望.....         | 近畿部会  |
| 7. 老人保健医療制度の早期実施について.....                   | 東北部会  |
| 8. 国民健康保険制度の改善に関する要望.....                   | 北海道部会 |
| 9. 国民健康保険制度等の改善及び保険外負担解消の実現について.....        | 九州部会  |
| 10. 保険診療費以外負担解消に関する要望について.....              | 関東部会  |
| 11. 母子家庭の医療費公費負担制度化について.....                | 中国部会  |
| 12. 公害防止に伴う廃棄物処理施設の改良費にかかる補助の制度化要望について..... | 東海部会  |
| 13. 水道事業に対する国の機能分担について.....                 | 九州部会  |
| 14. 上水道事業の高料対策に要する経費の助成制度の確立について.....       | 東海部会  |
| 15. 水道メーター耐用年限取替事業費の企業債対象について.....          | 北海道部会 |

16. 教育行政の充実強化について.....	東北部会
17. 季節労働者対策に関する要望.....	北海道部会
18. 水田利用再編対策について.....	東北部会
19. 水田利用再編対策に関する要望について.....	北信越部会
20. 松くい虫防除緊急対策のための国・県補助金の増額について.....	東海部会
21. 松くい虫跡地対策の促進と財政措置について.....	四国部会
22. 下水道事業に対する補助対象の枠の拡大について要望.....	近畿部会
23. 公共下水道事業の整備促進について.....	中国部会
24. 自転車駐車場設置に対する財政措置等の強化について要望.....	近畿部会
25. 市議会議員等選挙運動における義務制もしくは任意制公営ポスター 掲示場設置の強化について.....	北信越部会

○ 議長（横田憲治郎君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは24名でございます。山口議員さんから欠席の届けが出てございます。現在、24名でございます。

○ 議長（横田憲治郎君） ただいま報告のとおり、出席議員24名をもちまして議会は成立しておりますので、これより会議を開きます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 昭和54年第3回定例会の開催に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただき

まして、ただいま議会が成立いたしましたことを恵心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会において御提案申し上げます議案は、昭和54年度和泉市一般会計補正予算外10件、認定2件、諮問1件、報告16件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りまして、御議決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

また、ただいま全国市議会議長会より永年勤続議員として表彰を受けられました上代議員さん、木下議員さん、直村静二議員さんの皆さんには、長手にわたり地方自治の進展と和泉市政の発展に御尽瘁賜りました。御労苦に対し深く敬意を表しますとともに受賞を心からお祝い申し上げます。今後ますますの御健康と御多幸をお祈り申し上げます。

さて、本議会が私の低期最後の定例議会でございますので、私事で恐縮ではございますが、お許しをいただきまして皆様方に一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

昭和50年12月、多数市民の御支持を得まして和泉市政担当の榮に浴し早くも同手を経過いたしました。顧みますれば、就任当初は、ドルショック、石油危機等によるわが国経済の波乱の時期であり、これが勢い地方財政にも大きな影響を来し、本市財政しきりゆめて厳しい深刻な局面を迎えておりました。その後、国の景気浮揚対策等による一途の政策がとられ、やや安定路線に推移されてきたものの、その後遺症状は払拭されず、加えて本市財政の基盤とする繊維業界等の不振、また、都市化の進展に伴う行政需要の増大等から、いまなお予断を許さぬ実態でございます。

この中であつて、片や行財政の健全化を図りつつも、市民に対する諸施策については、限られた財源の効率的配分に意を用い、市民の負託にこたえるべく積極的に取り組んでまいりました。この間、議員皆様方の絶大なる御支援、御協力を相賜りますとともに、歴代市長、歴代議員各位の御意思を受け継がせていただきまして、移社、環境、教育、文化、医療等を一途の成果をおさめさせていただきました。これはひとえに議員皆様方の御指導、御支援のたまものでありまして深く感謝の意を表しますとともに、本席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

御承知のように今日、地方自治体を取り巻く諸積勢はまことに厳しいものがあり、本市財政の健全化に向けてさらに英知を傾けてまいらねばならない非常に重大な事態に現在、直面をいたしております。

そこで今後の課題といたしまして、よりよい生活環境の整備、教育環境の充実と社会教育の振興、市民の健康ときめ細かな社会福祉、活力ある産業基盤の確立、国民的課題である同和行政の円滑な推進、加えて総合基本構想に基づく魅力ある本市のあすへの町づくりを目指す和泉中

央丘陵整備につきましては、皆様方の御支援、御協力をいただき、さらに市民の理解と協力を求め、これが完成に向けて邁進しなければならないときであり、新たな行政需要が山積みをいたしております。この現状を考え、まことに未熟者ではございますが再度立候補いたしましてこれら課題の解決に向けて取り組んでまいりたい信念でございます。なお一層の御指導、御鞭撻をひたすようお願い申し上げる次第でございます。ここに決意の一端を申し述べますとともにこの4年間、公私にわたり御支援、御協力をいただきました議員皆様方を初め市民各位に対し思心より厚く御礼を申し上げます。

なお、残された期間は全力を尽くして市政に邁進いたすことはもとより、今後ともよろしく御指導、御鞭撻をお願い申し上げますとともに、議員皆様方のますますの御健勝をお祈り申し上げます。はなはだ簡単でございますが、所信を表明しごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。よろしく願いを申し上げます。

---

○ 議長（横田憲治郎君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づく7番・金沢勝君、8番・成田秀益君、9番・松下定君、以上3名をお願いいたします。

---

○ 議長（横田憲治郎君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。

本定例会の会期は、議会呈学委員会の決定に基づき、本日より10月30日までの35日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より10月30日までの35日間と決定いたします。

---

○ 議長（横田憲治郎君） ここで皆さんにお諮りいたします。議会呈学委員会の決定に基づきまして、明27日より10月10日まで休会とし、10月11日より一般盾問に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、さよう決定いたします。

---

○ 議長（横田憲治郎君） 続いてお諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いま

すが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、本日はこれにて散会いたします。

なお、10月11日は、定例御参集のほどをよろしくや願いたします。長時間まことにありがとうございました。

(午前10時34分散会)

第 2 日





昭和54年10月11日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番 寺田 茂 君  
 2番 天堀 博 君  
 3番 橋本 佳行 君  
 5番 仁井 明 君  
 6番 大谷 昌幸 君  
 8番 成田 秀益 君  
 9番 松下 定 君  
 11番 上代 卯之松 君  
 12番 藤原 要馬 君  
 13番 赤阪 和見 君  
 15番 横田 憲治郎 君  
 16番 木下 甲子三 君

18番 池辺 秀夫 君  
 19番 貝淵 博治 君  
 20番 田中 包治 君  
 21番 直村 静二 君  
 22番 勝部 津喜枝 君  
 23番 三井 正光 君  
 25番 竹内 修一 君  
 26番 柳瀬 美樹 君  
 27番 竹下 義章 君  
 28番 坂上 國治 君  
 29番 藤原 利一 君

欠席議員(2名)

7番 金 沢 勝 君

10番 山 口 義 一 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池田 忠雄	財政課長	大塚 孝之
助 役	坂口 禮之助	同 和 対 策 部 長	中西 淳富
収 入 役	中塚 白	同 和 対 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長	生田 稔
参 与 兼 市 長 公 室 長 務 取 扱	西川 喜久	同 和 対 策 部 次 長	橋本 昭夫
参 与 兼 都 市 整 備 部 長 務 取 扱	林 徳次	市 民 部 長	富田 宏之
秘 書 広 報 課 長	石本 博信	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 所 長	逢野 博之
財 務 部 長	麻生 和義	産 業 衛 生 部 長	広岡 史郎
財 務 部 次 長	北野 敦雄	産 業 衛 生 部 次 長	角谷 泰夫

職 名	氏 名	職 名	氏 名
建設部長	森 保	消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫
建設部次長	吉田日出男	用地担当理事・土地 開発公社事務局長	杉本弘文
都市整備部理事	門川禄朗	用地担当参事・土地 開発公社事務局次長	岩井益一
都市整備部理事兼計 画調整室長事務取扱	中山重光	教育委員長	堀内由延
用地対策室長	萩本啓介	教 育 長	葛城宗一
改良事業部長	逢野一郎	教 育 次 長	平野誠蔵
改良事業部次長兼改 良総務課長事務取扱	明坂貞士	管 理 部 次 長	青木孝之
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 長	高橋貞良
病院事務局長	内田 繁	指 導 部 次 長	竹田明郎
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原光夫	選挙管理委員会 委員長	味谷日吉
水 道 部 長	田中 稔	選挙管理委員会 事務局長	岸田秀仁
水 道 部 次 長	西川武雄	監 査 委 員	久光喜多男
会計課長	赤田 信	監査事務局長兼公平 委員会事務局長	向井 洋
消 防 長	松村吉堯	農業委員会事務局長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 吉岡昭男  
次 長 吉田種義  
議事係長 西井 正  
議 事 係 佐土谷 茂一  
議 事 係 川崎政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月11日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

(午前10時23分開議)

- 議長(横田憲治郎君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には公私何かとお忙しいところ多数御出席賜り、まことにありがとうございます。それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。ただいま御出席の議員さんは18名でございます。欠席の議員さんは金沢議員さん、山口議員さん、遅刻届の議員さんは柳瀬議員さん、竹下議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、18名でございます。
- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員数18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(横田憲治郎君) 本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

日程第1「一般質問」を行います。最初に2番、天堀博君。

- 2番(天堀博君) 前回に引き続きまして、中央丘陵の開発の問題を中心として町づくりについてお伺いをしたいと思います。

最初は、中央丘陵開発でございますけれども、まず一点目は、和泉市総合基本構想なるものが、今回の和泉中央丘陵開発の問題のときによく出されるわけでございますけれども、いろいろこの和泉市総合基本構想なるものの中央丘陵開発との結びつきについて、根拠というか、そういう問題について、改めて今議会でお聞かせを願いたいと思うわけであります。

二点目は、関西新国際空港とのかかわりあるいは関連について、この中央丘陵開発とどう結

びつか、どういふふうで考えておられるのか、この辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。三つ目は、大阪府の西村社一企画室長の話を引用いたしました、これは千里、泉北ニュータウンの後を追うものでなく、80年代の新しい開発であると言われるわけであります。そこで、この80年代の開発というものはいかなるものであるかという点を、いままでにもいろんな角度から説明なり、こちら質問もしておりますけれども、改めてこの80年代の開発というものについてお聞かせを願いたいと思います。こういうものが80年代の開発だという点をお聞かせ願いたいと思います。

さて、その上で公共主導型と言われておりますが、四つ目として、和泉市の開発計画案というものをいさされております。たとえばその中で土地利用計画案の数値的なものが出ておりますけれども、単に数字だけではなく、いわゆるどこにどういうものが張りつくとか、そういう絵が書かれてるのかどうか。さらにもう少し具体的には、研究学園ゾーンとか研究学園都市とか言われておりますが、そこにおける高校あるいは大学という問題につきまして、どんなものをどこに持ってくるかという計画が具体化してるのか、また、その方途やめどが考えられておるのかという点につきまして、少し具体性を持ったところでお聞かせを願いたいと思います。

五つ目は、造成後の売却といいますが、分譲する場合の方式はどういふ形でやるのか。いわゆる宅地開発公団が直接分譲に当たるのかどうか、そういう点をお聞かせ願いたいと思います。

六つ目は、現在、この計画について地元説明、その他を行ったというわけでありますけれども、その後の進捗状況はどういふふうになってるのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

七つ目は、前回の第3回定例会での私の質問に対する答弁の中で、町づくり委員会というか、そういうものを提起したわけでありますが、その答弁の中で、住民参加としてまとめていく必要があり、小学校単位に町会長やほかにも参加してもらって云々、一方通行ではなく、そういう意見も十分聞いてやっていく、連合的な組織をつくっていきたいという答弁でありましたけれども、その後、その問題については、どういふふうになってるのかという点をお聞かせ願いたいと思うわけであります。

八つ目は、現在、計画が進められておるわけでありますけれども、これを断念というか、やめるとき、あるいはまた廃棄と言った方がええかもしれませんが、それはどういう事態のときなのかということ。その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

中央丘陵の関係につきましては以上でございます。

次は、サービスセンターですが、市民本位の町づくりという点からしますれば、私は、どちらかと言うと、非常に要望の強いこういう出張所あるいはサービスセンターという、市民サービスをもっと積極的に先に進めていくことの方がより重要ではないかと考えるわけであります。行政が後追いではなく、住民に十分なる市民サービスを行っていくという市の姿勢なり態度が

あって、そこでのいろんな開発問題とかも十分なされていくというか、住民の強の要望に沿ったもので市民本位に行っていくことが大切だと考えるわけであります。

そこで一つは、再度要求し答弁をお願いしたいと思いますが、電送システム等による業務の開始、こういうものは前回は聞きましたけれども、しつこくお聞かせ願いたいと思うわけであります。

二つ目は、鶴山台の自治会が自主的にというが、出張所のようなものを開始したということでありまして、この点につきましても、種々の問題点もあるように見受けられます。私、たまたま総務常任委員会の副委員長をさせていただいておりますが、そういう関係で、正副委員長で理事者に対して問題点の指摘とか、その他の申し入れを行ってきたわけでありまして、この件についての最初からのいきさつ、経過などを本会議場で報告をお願いしたいと思います。

次に、自衛隊基地の問題であります。一つ目は、市長にお伺いしたいと思いますが、和泉市の町づくりという観点から、この信太山の自衛隊基地について市長はどういうふうに見ておられるのかという点、一つは基本的な面で結構ですが、お聞かせ願いたいと思います。

二点目は、基地交付金が国から出されておりますが、過去3年間の額と今年度の見込み額につきましてもお聞かせ願いたいと思います。

答弁をいただきまして、それぞれいろいろ問題点を深めなければならない点も多くあると思います。そこで再質問を留保いたしまして、質問の趣旨説明を終わらせていただきます。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者、順次答弁。
- 参与（林徳次君） 第一点の中央丘陵の整備事業に関します八点にわたります御質問にお答えいたします。

まず、第一点でございますが、和泉市の48年に策定いたしました総合基本構想と本事業との関係、基本的な結びつきについてどうかということでございます。御承知のように、総合基本構想の中で当該地域、つまり中央丘陵一帯の区域につきましては、いろんな観点からメスが入られております。一口に申し上げますと、特にこの中央丘陵地区の中心、北部から中南部にかける区域については、開発予備軍的な位置づけをされております。総括して申し上げておるわけございまして、詳細には、基本構想の中の各章にわたりまして詳しくメスが入られておるといふふうに存じております。再度申し上げますと、この部分につきましては、開発予備地的な位置づけがされておるわけでございます。

こういった基本構想を受けまして、あと具体的にこれをどういった手法でいつ実施するのかということを探してきたのが、48年以降の市の姿勢でありました。時あたかも、昭和50年に開発公団が設立され、51年に大阪事務所が設置され、関西、大阪周辺における宅地開発公団事業が展開されてきた経過はすでに御存知でありますので、省略いたします。

そういった過程を経まして後、それでは、この基本構想の位置づけを受けまして、具体的にそのとおり、それに近い状態で開発することによる影響、そういったものを市の立場、府・国の立場それぞれから農業問題とか立地条件とか、あるいは地質、自然植生等いろんな観点から総合的な調査を行い、その基礎データをもちまして基本構想どおり、この区域について宅地開発公団の手法を導入いたしまして、前回御説明申し上げましたような町づくりを進めていきたいという結論を得るに至ったという経過でございます。

以上簡単ですが、第一点のお答えを申し上げます。

第二点でございますが、いわゆる新開西国際空港との関係でございます。直接的には、ただいま申し上げましたような経過の中で、この事業の取り組みを市の意思として決めております。したがって、新開西国際空港との直接の関連はございません。

それから第三点は、西村室長さんのお話が和泉市議会で行われましたように、千里、泉北の後追いではなく、80年代に向けての全く新しい試みとして、新しいパターンの開発をしたいということがあったようであります。具体的には、いままで議会の皆様方に8月、企画室担当時に基本的な土地利用図をお示し申し上げ、御説明させていただいたわけでございます。現在の時点でもこの土地利用あるいは具体的な点につきましては、その後、煮詰めは行っております。御存知のとおり、いま私どもの手で進めておりますのは、もっぱら土地集約に向けての取り組みでございます。したがって、土地集約が果たして可能かどうか、住民合意、権利者の合意が可能かどうかという見きわめが第一条件となっております。その見きわめをつけました上で、当時お示し申し上げました基本的な土地利用の考え方、それらを元にして国・府・市三者に関係する市長、地元とのそういった組織の中でおまとめをいただきました御意見を元にして、改めて土地利用等の具体案を定めていきたい、これが現在の状態でございます。

その中で、80年代を見ての新しい開発、特にそういう表現が使われたそうではありますが、厳密に申し上げますと、新しい構想でも何でもないと私は存じております。

ただ、特に西村さんがおっしゃるのは、千里、泉北等の後追いではないという点に重点が置かれております。特に成功例もございしますが、いろいろ総合的には御批判、失敗といったケースもお耳に入っているやに存じますが、そういった点がございします。そういったことのないように、特に既存市街地、住民等との関係においては幾らかの問題を残しております。特に今回の百万坪の開発地域の周辺には、美木多に見られるように、全く隣接いたします既存集落が松尾寺しかり、万町、浦田しかり、内田町しかり、すべてほとんどの既存集落が接してございます。そういった関係で、特に和泉市においては新しい形で相互乗り入れと申しますか、全く新しい『万里の長城』を築いて新市街地をつくってあとは関係なしといった形で終始してはならないということが特にここでは言われております。

80年代に向けこの新しいパターンの町づくりの基本になるかどうか、もちろん農業面の施策、この地域に随所に散見される遺跡対策とか道路関係、鉄道関係とか、非常に総合的な機能を持った街づくりでございますので、個々に議論をいたしますと、新しいパターンなるものを最新の技術、考え方を駆使して今後の基本計画の中へ取り入れていくべきだと存じますが、いま、具体的にそれらを詰めておる段階ではございませんので、ここでこれがそうです、と申し上げるものは何も持ち合わせがございません。基本的な考え方のみを申し上げ、第三点のお答えにかえさせていただきます。

それから、第四点の市がお示しを申し上げております土地利用につきましては、確かにお説のとおり、数字的なものが中心でございます。たとえば開発面積四百何十ヘクタールとか入居予定人口3万3千人とか住宅宅地面積を40%台に抑えるという数字のみでございます。御指摘の具体的な公共施設等の位置あるいは面積あるいは誘致施設等の具体案、そういったものは、現在のところは、3月に御説明申し上げました域を出ておりません。当時、府・市・公団等で相談をされまして、基本的な開発の目標にいたします参考資料として委託を行ってまとめましたものがあの絵でございます。先ほども申し上げましたように、土地利用、集約のめどがつかないと、区域についてもさだかに確定はできません。このことも御存知のとおりであります。そういったいろんな条件が具体的にまとまった段階で、初めて確定いたしました区域におきまして、確定的な将来構想図を説明したいというのが私どもの考え方でございます。現時点では、3月の段階でとどまっているということを再度、お答えしたいと思えます。

それから第五点、宅地処分についての手法、方法については、3月に御説明申し上げました土地利用計画どおり、今後、詰めてまいるわけでございますが、決まると仮定いたしまして、その土地利用計画、処分計画を建設省へ提出いたしまして、建設大臣の承認を得る必要が手続上あるわけでございます。そういった法的な手続を求めまして、承認された範囲内でのみ公団が直接処分ができるわけでございます。特に御質問の御趣旨は、宅地処分については、公団が直接か間接かという点にあったようですが、ほとんど公団の直接処分でございます。

第六点、その後の進捗状況でございますが、簡単に6月に御質問をいただきました後の経過を追って御報告を申し上げます。

あの節もお約束申し上げましたとおり、引き続き7月にかけて各校区別あるいは地区外、市外の岸和田等の権利者等もおまとまりがございまして、7月2日から17、8日にかけて14回、それぞれ地元の町会関係の会館、農協等の建物をお借りして説明会を行いました。現在のところ、おかげをもちまして事業説明を十分にお聞き取りを願い、さらには、権利者、地元住民の立場でのいろんな御意見等をいただく中、すべてそれぞれ校区別対策委員会なる組織をおつくり願うことによってその中でまとめていただき、市として迅速に対応していきたいという

基本的な考えを明らかにするとともに、組織づくりの段階に入ったわけであります。

その後先月に至りまして、まず北池田校区、南松尾校区、それからつい先日、岸和田・稲葉町を中心とする組織、ここまでですべて対策委員会の設立総会が終わりまして、それぞれ委員長さん以下役員もお決め願っております。それから北松尾校区は、ちょっと選挙と祭りがございまして、その後日程を設定していただいており、すでにリストもいただいております。そこまで取り組みを進めていただいております。あと南池田校区も今月中に取りまとめをしたという御意向があるやに承っております。

以上が、特に地元の対策委員会の組織化へ向けて地元でお取り組みを願っている経過でございます。

それから、進捗状況の一環でございますので簡単に申し上げますが、宅建公団に向けてもようやく6月に基本的な覚書の交換を見、それを受けて9月末以降、正式に和泉市に用地集約業務を委託しようということと業務の委託を受け、それに関しますいわゆる事務費、人件費が中心でございますが、そういったものについて今回、提案をさせていただいてるところでございます。

以上が六点目でございます。

それから、校區別住民参加の形をつくって、ということは、いまのお答えの中でひとつ包含させていただいてお答えをさせていただいたということで御了解願いたいと思います。

最後に、やめる事態と申しますか、廃止される事態は、どんな場合が想定されるかという御趣旨でございます。ただいま御報告申し上げましたように、ほとんどの校区、町会単位、権利者単位にお願いをいたしました対策委員会は、自主的につくられつつあるのでございます。めどがほぼついたわけでございます。と申しますのは、私どもの勝手に解釈でございますが、ほぼ基本的に事業行為には御賛成がいただけるのではないかという見きわめを得たと理解しております。したがって、いまの時点で事業に合意が得られないから中止をせざるを得ないといったことはとうてい想定できない。むしろ皆さんの御要望がそういう形にあらわれております以上、その意思を受けて後の買収条件、地元の皆さん方に御納得いただけるりっぱな条件にまとめ上げ、一日も早く御要望におこたえすることが私どもに課せられた責務ではないかと考えております。

ただ議論といたしましては、今後残る最後の工程、用地の集約について基本的にまとまりがなければ御指摘のような事態、ただ一点、不安ありとすればある。ただ、これは議論の上で言えることとございまして、私どもといたしましては、圧倒的多数の住民の方々、権利者の方々の事業の合意がこういった形で得られつつある時点で、こういったケースが起こったらどうするのかということとは考えておりません。一つの最悪のケースとしては、用地集約ができないと



いうことのみにおいてあり得るということで申し上げておきたいと思います。

以上、非常に御質問の焦点が多ございますので簡単にお答えを申し上げましたが、一応、八点にわたりますお答えといたしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○ 2番(天堀博君) それでは、順を追って再質問をさせていただきたいと思います。

一点目、二点目、三点目は割合似たような関連性があると思います。和泉市の総合基本構想からいろいろ引用なり、そういう開発の予備軍的な位置づけをされてるとか、いろいろ言われております。さらに、新空港との関係でも、これは和泉市が呼び込むというか、前回でしたか、市長の答弁の中でも、どこからか持ってきた、無理やり押しつけてきたものではない。逆に和泉市が公共主導型で呼び込んでいくんだというお答えがあったと思うんです。80年代の開発ということも、その辺では関連をしてくれていると思いますが、私も単にそうかと納得のいかない。多少いろいろと違いがあるんじゃないかと見てるわけでありまして。

たとえばいわゆる和泉市の総合基本構想、にんげん回復のまちづくりは、48年9月ですか、藤木市長時代につくられたわけでありまして、その後の石油ショック等のいろんな社会情勢の変化がございましたし、また、この構想以外のところでも開発が進んでると思うんです。

それから、予備軍的な位置づけになってるといっても、許容範囲というか、色塗りでやってる部分を見ましても、例のいま言われてる地域はかなり空白になってるとわれわれは見てるんです。もちろん市長なり参与の答弁で言われるようなこともあろうかと思いますが、全く皆無であるとは申し上げませんが、特に関西新空港との関係で泉南の各地域、特に山間部あるいは丘陵地帯のあたりが大手の不動産業者に買い占められてる。たとえば国際興業の関連会社である国際漁網あるいは南海不動産あるいは日本航空とか、直接間接にそういう山間部や丘陵地帯を買い占めてるわけです。特に48年の石油ショック以前に日本列島改造論でかなりの土地ブームが起こり、当時、和泉市においてもいろんな面で土地買い占めが行われました。そういう土地所有者も、それなりに開発を望んでることは事実だと思うんです。このままほっておけば持ち腐れになるわけですし、その辺の関連があって、急速な勢いで和泉市の中央丘陵開発が一面で進められてるというベース的なものがあるんじゃないかと見てるわけです。

というのは、すでに青葉台とか緑ヶ丘が開発されてますけれども、どうもやはり行政が後追いになってるわけです。和泉市全体からいってこの部分がね。また、和泉市の基本構想からいっても、その部分を大規模に開発しなければならないということが書かれてない。そういうことは事実だと思うんです。ただ昭和60年には20万人とか、人口の推移は書かれておりますが、あくまでもその時点では、石油ショック等の社会情勢の変化は見ておらなかったろうし、いろんな形の要素を検討してそのぐらいの人口になるだろうという推計が出されてるだけだと思います。ですから、何も特別にこの地域にいま言ったような開発をしなければいけないとい

うことはないと思うんです。何か人口をふやすために、基本構想に書かれている人口の推計が何かひとり歩きしたようなかっこうでどんどん人口をふやすために家をつくり、そのことによって、市民がさほど要望してないようなものまでも町づくりということで和泉市がふくれ上がったかっこうになるような感じがしてならない。その点での研究をもう少し深めていただいた方が、今後進めていただく上でいいんじゃないかと思うわけです。これを一、二、三点の意見として言うておきます。

あと四点以降の問題についてももう少し深めたいと思います。

四番目の具体的な施設の張りつけ等も決まっていなくて、数字的に出てるだけという答弁です。3月以向変化がない。それよりも何よりも先に土地の集約だ、開発についての事業合意を取りつけていくのが先決問題だと言われております。しかし、やみくもにそういうことで事業が進んでいく中で、何がどこにどうなるということがさっぱりわからんとすると、また、行政が後追いになるんじゃないか。それよりも町づくり委員会、これは現在つくられている対策委員会ですか、こういうものにかえたいと言われておりましたが、そういうことだけではなく、もっと全市的にそういうものをこしらえて、こういうものはここへつくったらどうか、あるいは大学は産業大学にするとか、いろんな要望について具体的なところまで話を煮詰め、論議を交わし、そこで町づくりを市民的な観点からつくり上げることが大切だと思います。各校区から出てくる要望をまとめ、後は市の計画案にそれを乗っけていくということでは、やっぱりその部分だけの問題に終わってしまうと思います。前回の議会でもはっきり指摘しましたように、けさも私が来るときに市民病院の前が非常に混雑して停滞するとか、そんなことも今回の中に入っておらないということです。その辺の解消をどうするんだというような話がなかなか進んでいけないと思うんです。もっとそういう辺を煮詰めるような組織づくりをする必要があるんじゃないかと思うんですが、どこにどんなものができるかわからないということではなくてね。この辺、市長なり助役さんでも結構ですが、都市計画審議会等との関連も含めてひとつお答えを願いたいと思います。

それから、造成後の売却方式ですが、宅建公団の直接処分になるということですが、どうも話を聞くと、大手の住宅会社とかへ区画を決めて入札させて一たん売却し、そこから今度は入居者を募って分譲していく方式だとも聞いてるんですが、その辺をちょっと確認したかったんです。その点、もう一度お答えを願いたいと思います。

それから、今回の計画を断念するといふときは想定としてどういふときかという答弁、話としていろいろ出ましたが、たとえば各地域の対策委員会で合意が得られない地域が出てきたとしますね。あるいはまた、その中でここは外してほしいとかの問題が出たときの対処はどうするのか。どうしても、となった場合、その地域を外すのかどうか。まだ地域もきちんと決まっ

てないということですので。その辺もちょっと確認をしておきたいと思います。どうしても農業を続けていきたいので農地として残したいという意見が出た場合、どういふふうに対処するのかということですね。

それから、最終決定する場合というのは、いわゆる事業合意ができてそれ以後、どういう手順を踏んで最終決定されるのか。いわゆる買収に入る時期だと思ふんですが、最終決定しても合意に達しない場合は強制収容、その他の措置をとって行くのかどうか。この計画の中にも強制収容のことは出てきましたが、その辺も確認しておきたいと思います。

大体以上の点について先にお答えを願いたいと思います。

- 参与（林徳次君） まず第一点は、土地利用のプランニングについての御意見、御質問でございます。先ほど私、むしろ土地取得に全力を注ぐ過程でございます。というウエートを交えて申しあげましたので、再度御説明申し上げますと、3月時点で皆様方に詳しく御発表、御説明させていただいております土地利用図は、現在も生きてございます。あくまでも仮定ではございません。これを基本に据えて今後の土地利用を確定してまいるといふ意味でございます。と申しますのは、区域問題一つをとっても、いわゆるいま発表させていただいております区域は、まだ定めたものではございません。8月時点では、私ども都市整備部挙げて全町の境界線を歩かせていただきました。いろいろ個人的に家を建てたり、大まかな太い線を引きました区域すれすれのところに大型の共有墓地があったり、いろいろそういう細かい点も現地で見させていただきました。いわゆる区域の確定作業を公団と話し合いしております。

その過程の中で第四点目の御質問、第三点目の御質問とも関連するのですが、対策委員会を通じておまとめを願いました地元の特殊な条件、この区域を外せという意見ばかりではなく、確かに外してほしいというある程度まとまりのある区域もございしますが、なぜこの区域を入れないのか不思議だ、という区域もございします。そういったことを対策委員会から御提起を願い、われわれともに議論させていただき、合意を得た形で公団から取りつけを行っていきたいというのが、現在取り組んでいるありのままの姿でございます。三点目の問題も含めて先ほどのプランニングの問題、そのように御理解願いたいと思います。

それから、都計審の関係でございますが、これはあくまでも都市計画法で定められた、たとえばこの事業でいえば、百万坪になんんとする新住の区域を決定することが、都計審に御審議を願う一つの議案になろうかと存じます。区域の決定の段階でございます。

それからもう一つは、御存知のとおり、この事業の区域に関連いたしまして、泉州山手線を初め既計画の都市計画街路等がございます。これらをそれぞれ再検討いたしまして、中央線とか先明池春木線等の関連都計街路線等のコース、幅員等の見直しが必要かと現在、検討中でございます。これら一連の都市計画決定を要する行為、これらを都計審で再検討いただくことに

相なろうかと思えます。

それから、二点目の土地処分に関して具体的にお尋ねがございましたが、現在、私が承知しております点は、特に従来から申し上げておりますように、千里や泉北よりも庭つき一戸建の分譲のウエートを高めて行いたいという趣旨の要望を出しております。その中で中心になる宅地の分譲は、公団から直接個人あての抽せんとかいろんな方法がござりますが、そういった分譲ということで先ほど申し上げたわけでございます。ただ、駅前等の高度利用等を中心とした区域がどういった形で分譲されるかについては、いまのところさだかではございません。いわゆる個人に向けてそういった高度利用の、たとえばシビックセンター、商業区等は個人で建てるわけではございません。一定の団体が対象になるだろうと言えらると思えます。これがすべて公共団体になるのか、ちょっといまの時点では、さだかにお答えいたしかねます。そういったところでございます。

三点目の区域の取り決めをどんなふうにするかは、第一点で御説明申し上げたとおりでございます。説明会でも皆様方にそのとおり御説明申し上げ、御了解をいただいております。

それから、最終決定の時期でござりますが、いままでのところ、公団側と話し合っておりますのは、最終の位置、区域の決定を比較的遅い時期にやってほしいという強い要望をいたしました。遅い時期ということではほ了解も得ております。と申しますのは、先ほど御懸念があった御質問ですが、いわゆる事業合意さえ得てしまったら買収段階に入るのか、その段階で区域を決定したらあとは集約という、そういったことにならないように、区域等も慎重に時間をかけて最終的に決定させていただきたいと思えます。まだ大幅に合意も得られていない中で強権でやってしまうことになるかと時間もかかり、トラブルも起こります。民主的なやり方でないという批判も受けなければならない。せっかくここまで最終的に取り組みをやっている中では、区域の決定は遅い方がいい。一定の制限はございますが、3年も5年も待つわけにはまいりませんが、来年度の適当な時期ぐらまでは、慎重に合意を得てやっていきたい、理想的にはそういった考え方でございます。

ただ残念ながら、ど真中等でどんな理由があろうと、百万人が賛成しようとしたら反対だ、というケースでは、例外として収用せざるを得ないというケースもあるかも知れませんが、これは仮定の問題でござります。一応、基本的な最終決定の時期につきましては、そういう考え方を持って臨んでおります。

以上でございます。

- 2番(天堀博君) やぱりこれは市長あるいは助役にお聞きしたいんですけど、いまのお答えでは、都計審にかける段階ではかなり決まったというか、ほぼきちっとしてきた段階でかけるということですね。かなり以前の議会であったと思うんですけど、和泉市の開発が机上に乗

ってない段階ですが、和泉の開発については今後急速に進んでいこうと思う。その点で住民本位、市民本位の開発をしていく中で、町づくり委員会的なものが必要じゃないかということをお聞きしたと思うんです。その時点での助役の答弁では、いわゆる都市計画審議会等があるんだ、と言われておりました。これにはいわゆる役所の人間だけではなく、それ以外にもいろいろ入っていただいているのでそこに代表されてるんだ、という御答弁があったと思うんです。だから、極論すれば、そういう特別な委員会的なものは必要でないというふうに私は受け取ったわけなんです。実際にこういう町づくりをやる段階では、都計審は最終的な決定をするというか、そういう場所にすぎない。それ以前の中身をどうしていくとか、かやくをどういふふうに入れていくとか、その辺を市民本位、住民本位にどうしていくかという意見の反映がね。もっとどろどろしたものの検討がここではされない。もっとどろどろした形での対話というか討論があってしかるべきやないかと思うんです。その辺での町づくり委員会的なものの必要性について、市長なり助役はどういふふうに考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

それから、いろいろ懸念するのは、いままでいろいろ答弁をいただきましたが、この予定区域には大規模な土地所有者が40%占めてる。そうすると、非常に急速に話が進んでいく可能性、逆に言えば危険性があるんじゃないか。そうすると、いわゆる小規模な土地所有者あるいは自分たちがいままで耕してきた土地を守りたいとか、いろいろ要望を持っておられる方々の意見が阻害されていく危険性が出てくると思うんです。こういう問題を強調してるわけです。

土地の所有者、権利者が千とか言われておりますが、これがすべて平均して小さい土地を持っているんならそういう形で進むでしょうが、積水とか万野とか藤本とか、大阪府の企業局も合わせて約40%を占めてるわけですので、ここら辺にかなりのウエートが置かれてくると考えますので、そういうことを心配してるわけです。その辺をもっと事前にいろいろと市民の間で論議しておく必要があるんじゃないか。もちろん担当の校区地域だけではなく、もっと山間部の人もしなれば旧の市街地である府中とか鶴山台とかの市全体からいろんな人たちに出してもらった形での和泉市の町づくり委員会をこしらえることがいまこそ必要ではないか。宅建公団あたりへも地元の要望として出していかなければあかんのではないかと思います。

私も宅建公団へ行って所長とも話し合いましたが、そういう具体的な問題については地元へ投げかけてあるんだ、地元から要望を出してください、と言ってるそうです。そうすると、やはりこちらでつくっていく必要があるのではないか。たとえば国立大学とか府立大学とか、その辺の公共施設の張りつけを国、府にアタックしていかなければならぬだろうし、その点の基礎的なものを、もっとどろどろした形のことを論議していく必要があると思うんですが、その辺のお答えをお聞かせ願いたいと思います。

○ 助役（坂口礼之助君） ただいまの御質問に対しまして私からお答えしたいと思います。

天堀議員さんは、いわゆる町づくり委員会というものを組織してはどうかという御提起を再三にわたってされておりますが、現在、私たちの考え方といたしましては、先ほどから担当参与もお答えしておりますように、まず、土地集約を中心にして物事を進めてまいっております。あわせましていわゆる開発予定区域内の整然とした開発にとどまらず、周辺地域との総合調和というものをごらぬかという点について、非常に大きなウエートを持って考えてまいっております。

そうした意味合い等もございまして、権利者を中心とした対策委員会と、それから関連する地域の町会を中心とした対策委員会の二つの委員会組織をつくってまいりまして、最終的には、それらの方々によって4～5校区の一本化した連合組織をつくっていくということでございます。その中で、特に中心的に関係する地域の住民のニーズを十分にくみ入れていく形をとっていきたいと存じておるわけでございます。そうした地域住民との関連性を考慮に入れながら、さらにその上に仰せの全市民を中心とした市民的な町づくり委員会をつくるという点につきましては、現在、私たちはそこまで考えが及んでおらないわけです。

そうした全市的な観点でのプロジェクトに対するいろいろの御意見につきましては、議会の方で常任委員会としては建設水道委員会に所管していただいておりますし、特別委員会といたしましては開発事業対策委員会を窓口としておりますので、こうした機関を通じて十分に市民の立場に立っての御議論をいただき、それらの中で事業計画を取りまとめまいりたいと存じておるわけでございます。決して周辺地域のための近視眼的な角度でこれだけの大きなプロジェクトを進めていくという考え方は毛頭持っておりません。当然、広域的に旧市街地で中心的な地域である阪和沿線とのからみ、それらに対します交通体系問題とか、あるいは商業的な地域との関係をどう持つか、これらのものは当然、今後土地利用計画と合わせて事業計画を策定していく中では、必ずそれらの要望も加味しながら一つの案というものをまとめ、議会の各委員会なり、最終的には全議員さん等の御意見を賜りながら進めてまいりたい、こういう考え方を持っておりますので、現時点では、それらの組織以外の別な町づくり委員会というものを設置していく考えは持っておりません。その点ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

○ 2番（天堀博君） いわゆるこの計画が議会にかかって、そんならやります、とかいう決議や決定は何もすることはないわけですね。和泉市議会が何も決議することもないわけですね。議案としてね。

○ 参与（林徳次君） はい。

○ 2番（天堀博君） 今回の予算面では出てきますが、これはあくまでも宅地開発公団がやるもんだということですね。和泉市は何も関係がないという形になる。ですから、よく市民の方

々からも、議会の方でどう決まったんや、といろいろ聞かれるが、議会は何も決めてないわけです。各委員会にはいろいろと説明としては出、意見としては聞くことになってますが、また、予算面ではいろいろ出るかもしれませんが、これはあくまでも事務的な経費が中心です。和泉市議会が積極的にやります。と決めたりする権限も何も無いと思います。

いまの助役さんの答弁では、全市的な意見を聞くものはないんだということですね。しかし、農業問題とか町づくりは、全市的な規模で見なければならぬと思うんです。今回の開発は、たとえば鶴山台とか光明台とは違い、和泉市が一変してしまうような開発です。すでに青葉台、緑ヶ丘あるいは観音寺丘陵あたりがすでに開発されてますね。それから婦人子供服団地があります。この中央丘陵開発が完成すれば、航空写真で見れば、それは大変な地域の開発が完了したことになるわけです。そこへ岡囲に民間のミニ開発も進むと思いますから、それこそ家だらけで緑が非常に少なくなってしまうわけで、和泉市が一変してしまう大規模な開発です。だから、全市的な観点からいろんなものを見ていく、もちろん地域のいろんな要望、要求もあると思いますが、それらも取り入れていくことも必要でしょうが、全市的な高い見地から見ていく必要があろうと思うんです。これはいままでの答弁に対して意見として言うておきたいと思いたすので、その辺も今後検討していただきたいと思います。早急にやっていただきたい。

私を感じますのに、どうもお上に任せておけ、ということが相当あると思う。80年代の開発ということで、例の調査委員会の報告が出てますが、あれなんかを基本にしてやるんだ、だから、いままでの開発と違います、と言うけど、中身はほんまにそうなるのかどうかの保障がなかなか出てこない。そこがわれわれ議会人としても不安なんです。一般市民の方々もそう思っておられると思う。そういう不安を本当に解消していくためには、下からの議論によって町づくりがされていかなかったらすべて行政が後追いになり、官僚的なものになってしまうと思うんです。その辺を十分今後の検討課題として早急に進めていかないと、なかなかいまの答弁だけでは、任しておけと言われてもちょっと任せ切れないと思います。やはりしゃにむに何か知らんが土地収用の方に話が進んで、それが先決やからとなっているが、それ以外のことは話ができから任せよということになってると思います。どうも責任がしてないと私どもは感じるので、これは意見として言うときます。

○ 議長(横田憲治郎君) 次。

○ 参与(西川喜久君) サービスセンターの関係について、私からお答え申し上げたいと思います。

まず、設置についての基本的な考え方といたしましては、不便な住民に対する行政サービス、中でも市民課業務の取り扱いにつきましては、基本的には、電送システムの導入によりまして本庁機能と分離して設置し、きめ細かな行政サービスを実施したい考えでございます。

しかしながら、私が過去何回かお答えしてまいっておりますように、和泉中央丘陵の整備が一定の計画のもとに進むわけでございまして、それらの開発の進捗状況と相まって住民サービス機能の充実を図るべく鋭意取り組み、その中で具体化してまいりたいと考えております。

以上が基本的な考え方でございますが、御承知のように中央丘陵の開発整備につきましては、約十年の日時を要する計画でございますので、その間どうするのかという問題が残るわけでございます。私どもといたしましては現在、一定の考えを持つ中で、すなわち市の主体性の中で、二ないし三カ所設置について検討いたしまして、内容としては委託とか、あるいは職員を配置するとか、あるいは補助金を出すとかかなりの検討もしております。それによって市民サービスが図れるかどうか、でき得れば、本年度内に結論を出してまいりたいと考えております。

二点目のいわゆる鶴山台の事務取次所の問題ですが、これについても、私なり、あるいは市民部長より議会のたびにサービスセンター設置についての市の基本的な考え方なり理由なりを申し上げ、早急に設置することはできない旨お答えしてまいっております。それらの中で、鶴山台自治会として、市が設置しないのなら、自治会が自主的な管理運営のもとに設置、実施することになったものでございます。

その間、自治会より市長あてに設置することについての御指導なり御援助をお願いしたい旨文書で要望もございました。また、他の方面よりもいろいろの御意見もございました。それらのことから、市といたしましては責任を明確にする上において、7月25日付で自治会あてに文書で申し入れをいたしました。それが今日までの経過でございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

- 2番(天堀博君) サービスセンターの設置については、しつこく毎回ほど言うてますので、改めてここでの論議は避けたいと思いますが、やはりいま答弁がありましたように、中央丘陵開発といっても十余年かかる問題ですので、早急に本年度内に結論を出すということで、これはいままでから何度も結論を出すとか、一定の方向を出すとか言われてきたんです。ところが、時期がきたら何やかんやと理由をつけてここまでおくらせてきている、悪い言い方をすれば、これはだまされ放しということになってます。この結論はどうなるのか、だめな結論になるのか知りませんが、そういうことではなく、要望にこたえるという意味での結論を早急に出していただきたい。これはお願いもあり、出す必要があると思うんです。理事者としては、いままで引き延ばし引き延ばしてきたのですから、やっていく上での必要な結論を出す、いろんな各方面にも協力をお願いしなければいけないと思いますが、やる限りは、要望としては、電送システムを取り入れてやらないと何のためにやったんかわからない、手間も食うことになると思います。持ち時間の一時間まであとしばらく残しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。



それから、二点目の鶴山台事務取次所の問題でございますが、細かい問題は避けたいと思いますが、7月25日に市長名で自治会あてに回答書というか、申入書を送ってということでしたが、ただ申し入れただけということで、どんな内容を申し入れたかわかりませんので、その辺をちょっと端的にお答え願いたいと思います。

○ 参与(西川喜久君) お答え申し上げます。

それでは、7月25日付で自治会長さんに申し入れいたしました内容を読ませていただきます。前文は省き、要点のみを読み上げたいと思います。

1. 取付所運営に関する経費につきましては、貴自治会において負担されるものと思われませんが、本市は厳しい財政状況下であり、新規の助成金を認めることは困難なことから、取次所に対する助成についても措置しがたいこと。

2. 取付所は本市が設置したものではなく、貴自治会での自主的な管理運営のもとに実施されているものであり、したがって、本市としては何ら関係がなく、また責任もないので、取次所上の市長との間に問題が生ずることのないように十分な配慮をされるとともに、運営上生じたすべての問題につきましては、貴自治会の責任において処理されること。

以上でございます。

○ 2番(天堀博君) 本会議でもあり、時間の問題もありますので、具体的なことはやめますが、そういう申し入れを7月25日にしてるわけですね。これは一点目とも関連はありますが、やはり自治会が自主的に問題があるとは言いながらもやり出したということは、それなりに要望が非常に強いと思うんですよ。私の家でも「市民の皆さんと市役所を結ぶ家」ということで、私個人で議員としての立場でやっておるので、そういう点での責任はこちらでとれるわけですが、自治会の場合はそうはいかんといいことでの問題点があったのでお聞きしたんです。これは市民の要望が非常に強いことのあらわれですから、その辺も十分くまなかったら、ただ、一点、二点を申し入れて終わりということでは、後々市民の要望の実現ということでは非常に不十分だと思いますから、そういう立場からひとつ考えてもらわな困ると思います。それから、問題があればただしていくということでは市の方もやらなかったら市の責任問題が出てきますので、その辺は今後とも十分配慮してもらいたいと思います。

○ 議長(横田憲治郎君) 次の答弁。

○ 財務部長(麻生和義君) 最後の基地交付金の問題でございますが、過去8カ年の実績でございますが、51年度が5,032万6千円、52年度は7,138万2千円で42%の増収、53年度は8,715万3千円で22%の増収でございます。

本年度54年度の見込みはいかにという御質問でございますが、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律に従って現在、算定が行われているわけでございますが、10月8日

をもって算定されるということをごさいます、11月には通知、交付される見込みでございます。現在、財政当局で見積もっておりますのは、諸般の事情を勘案して1億20万円、これは当初予算に計上、御議決をいただいておりますが、この1億20万円は何としても確保したいということで現在、最後の努力をしておる時点でございます。

以上でございます。

- 市長（池田忠雄君） 天堀議員さんの町づくりとの関連の中での自衛隊基地についての見解を述べよ、という御質問でございました。いま、財政部長がお答えいたしましたように、こうした基地交付金に対する増額については、本市としては可能な限り、大蔵省、自治省との話の中で、かさ上げを強く議会の御協力を得ながら迫っているわけでございます。年々、基地交付金の増額を実現させていただきつつ、町づくりに資させていただくという観点でございます。

御案内のとおり、総論的なかわりの中で、こうした広大な基地、演習場が本市の中にあるわけでございますので、私自身も就任当初、何とか町づくりの中で演習場の一部でも単純払い下げを受けるようないろいろ動いてみたわけでございますが、現行制度の中では、やはり単純な払い下げは一切しないという防衛庁なり大蔵省近畿財務局の見解でございます。

さらばということで、いわゆる信太山丘陵開発的な意味を込めての話を持っていったわけでございます。やつでと言われる民有地との等価交換の話もありましたが、諸般の事情で現状凍結してることは、御案内のとおりでございます。したがって、私としては、こうした町づくりとのかわりの中で、周辺住民の意向を尊重しつつ可能な限り防衛庁に強力に話し合い、道路問題等いろんな点で御協力をいただきつつ進めてまいりたいというのが基本的な考え方でございます。

もう一つは、財政的な面で基地交付金の増額について、あらゆる角度から今後ともかさ上げを迫ってまいりたいという考え方でおりますので、よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

- 2番（天堀博君） 大体いま言われた点は、それなりに聞いておきたいと思ひます。そのもう一つ以前の基本的な問題、町づくりの観点からの自衛隊基地そのものが邪魔になるのかどうか、必要でないのかどうか、基地を撤去してほしいと迫っていくのか。それとも、あのままでええとやむを得ずお認めになった上で、交付金のかさ上げを要望していくのかという問題、あるいは周辺地域とのいろんな問題を整備していくのか。あんな大きなものがあつたら邪魔でしょうがないと思つておられるのか、その辺をひとつお聞きしたいんです。

- 市長（池田忠雄君） お答えいたしましたと思ひます。

天堀議員さんの端的な非常にむずかしい御質問でございます。私は、自衛隊に対する価値観はいろいろあろうかと思つてございます。これは国政レベルでもいろいろ論議されてる問

題であろうかと思いますが、地元の立場とすれば、こうした中でどうして共存共栄を図っていくか、本市の中に包含する数十万坪の演習場につきましては、地域住民の世論を考えつつ、防衛庁、大蔵省に対して基地交付金を初めとして道路問題等、いろいろと理解と協力を求めてやっていくという考え方で対処してきておりますし、今後もしやうしていくのがいいんではないかと思ひます。

自衛隊についての価値観の論議は多々あろうかと存じます。しかし、フランクに考えますと、最小限の自衛力は国家と国民にとってそうした要望がある以上は、やはり一つの自衛権というものに対する定義あるのは自衛隊に対する価値観はさまざまとしても、やはり一定の評価をされてると思ひます。ただその中で、本市としては、自衛隊基地についての大蔵省、防衛庁に対して、地元との協力関係については厳しい協議もし、要望もしていきたいと存じております。お答えになったかどうかわかりませんが、よろしくお願ひ申し上げます。

- 2番(天堀博君) やはり藤木前市長は、よそはどうか知りませんが、とにかく和泉市に基地があるのはどうもぐあひ悪い、基本的には、基地を撤去してほしい。その上で、いまはやむを得ずしょうがないから、交付金、整備問題を国に対して要望していくという立場であつたと聞いております。その点、ほんまに地元のことを考え、町づくりの観点からすれば、私はやっぱり後退してるんじゃないかと思ひます。自衛隊そのものの問題については、私もここでとやかく日米安保から国際情勢まで論議はいたしません、和泉市として、また和泉市長として、町づくりの観点からすれば、あそこにああいう形のものがあることをどう思うか聞いたわけです。いまのあなたの答弁では、政治的な姿勢としてはそういうものだと思ひますが、町づくりの上からはない方がいい、撤去すべきだと思ひます。その辺は、こちら側の意見として言っておきたいと思ひます。

全体的にずうっと聞きましたが、中央丘陵の開発についても、まだまだ市全体の開発、町づくりという点からすれば不十分な点が多い。信太山の基地問題も含めてですが、また、サービスセンターの設置等もろもろの問題もありますが、総合的な和泉市の基本構想というものを出され、この中身の肉づけを全市民的にやっていく必要があると思ひます。その点では、まだまだ市長初め理事者各位は、その辺の研究や検討をもっと深めてもらいたいと思ひます。そういう意見を申し上げ、私の質問を終わります。

- 議長(横田憲治郎君) ここでお屋のため1時まで休憩いたします。

(午前11時40分休憩)

(午後1時7分再開)

○ 議長(横田憲治郎君) 午前引き続き会議を開きます。次に、25番、竹内修一君。

○ 25番(竹内修一君) ただいまから通告に基づき一般質問をいたします。

去る9月26日の本会議冒頭、市長さんの再出馬の力強い所信表明を伺い、第二期目に期待するところ大であります。市長の第一期4年間には、累積赤字の継承、経済界の悪化等、幾多の困難な要因があったにもかかわらず、先日、数字を挙げての説明どおり鋭意努力をされ、多大の成果を挙げられたことについては評価します。しかしその間、たびたび市長不在、議会無視の市政ではないだろうかとの声が聞かれましたが、その根本はどこにあるのか、ただ財政難ということだけでは必ずしも理解しかねる事案がたびたびあったように思われるので、端的にお尋ねいたします。

その1、財政再建の見通しについて、特に赤字削減のための具体的な努力と成果を明らかにしてもらいたい。

第2、幼児教育、特に小学校区単位に一公立幼稚園を、というビジョン実現について現実を具体的に申し上げますと、信太第一保育所は5歳児約80名、鶴山台第一保育所5歳児約30名、鶴山台第二保育所5歳児約30名、そして市民の方に本当に共かせぎ等で困っている家庭の3歳、4歳児の待機児が百名ある現実にかんがみて、数年にわたる教育委員会の精査検討、努力の結果として、ようやく池上小学校の明年4月の開校に関連して、有力な一案が財政部に提出されております。

そこで、教育長さんにお尋ねいたしますが、これは計画として出されておるのか。市民要望に沿って、財政は苦しいけれども国、府の補助裏を取って、その他のもろもろのことを検討の上実現すべく提出されたのかどうか。同じく市長さんにはぜひとも実現してもらいたいと思っておりますがどうか。個々の方々に当たりますと、それぞれニュアンスが違う面があるので、この際、はっきりとしていただきたいと思っております。

その3、新国際空港について、八市五町国際空港協議会並びに南大阪振興促進議員連盟では、大局的見地に立脚して都市整備を進める中で新空港問題に対応していくことが大切だとの立場から検討しており、本市でも議員研修に大阪府企画室長西村理事を招いて研修を実施しました。また、過日の空港対策委員会において、各委員さんから有意義な意見、要望が出ておるのでありますが、市長さんの新空港問題に対する考え方をはっきり聞かせていただきたいと思っております。

その二つ目として、地域整備構想のマスタープランはあるのかどうか。策定すれば、府のバックアップがどの程度得られるのか、そういう話し合いが進んでおるのかどうか、この点を聞かせていただきたいと思います。

その4、住民要望に対する施策、これは非常に努力をされた、結構だという半面、市民不在、議会無視といったこと具体例になるかと思えますけれども、その一つとして、第二阪和国道のその後の進捗状況はどうか。

二番目、阪和沿線三駅の自転車置き場の施策について、昨年12月議会で信太、鶴山台三校区の婦人会長及び防犯の副会長さん等の努力により、1万1,024名の署名要望があったわけでございます。乏しい財政の中から空き地等の利用の住民要望にはこたえていただいておりますけれども、先日、津久野駅に1,100台収容の自転車置き場ができるということにかんがみて、わか市でもどの程度進めておられるのか。恐らく補助裏があることだと思えますが、三駅についてどのような計画実施をされるか、お伺いいたします。

その三番目は、過日、市長と校区自治会長との懇談会で光明台の会長が要望しておりましたマーケット、特に生鮮食料品店だと思います。大型マーケットは光明台周辺にできておりますので、生活に密着したところのマーケットのことだと思うんです。前から公設市場云々という話があったように聞いております。これは消費者の立場、それから商店街の立場は利害相反する面は理解するんでございますけれども、公団もいろいろ努力をしております。空き家があり、それが値上げにつながるという苦しい立場に追い込まれておるわけです。やはり市としては、市民が住む住宅のことでありますので、一度入居したら、こんないいところはない、緑豊かである、そういうぐあいに行政として持ってってもらいたいと思います。そういう点に関して、その後どういふ詰めをされたか、お伺いいたします。

なお、10月受付で逐次光明台には入ってくる計画になっております。新聞折り込み等も公団はして空き家をなくする努力をしておる現状でございます。

四番目、いま申したように、新しい町づくり、先ほども中央丘陵開発といった問題、すでに開発された鶴山台、三井団地、緑ヶ丘、青葉台、光明台、府中団地等ぼつぼつと開発されていくわけですが、やはりこれを結ぶところの交通機関というものを二期目の市長としては考えてもらえるのか。市内巡回バス構想及び実現についてお伺いいたします。これはやはり古い土着の和泉市民と新しい者との交流、意思の疎通という点においても大事なことだと私は思うのであります。

次は、要望だけにとどめます。先ほど天堀議員さんが申しられましたサービスセンター、これは公明党の赤阪議員も私も数年来要望。理事者側は、住民サービスの最も大事なことであることは認識いただいておりますけれども、やはり電送設備でブロックごとに、さ

らに、鶴山台よりも南横山等であれば時間もかかり、バス代も高いとかねがね言っておるところでありますので、地形の特質にかんがみて、三ブロックないし四ブロックに建設されることを要望いたします。

なお、鶴山台に関しましては、12月の予算編成時ぐらにめどをつけていただければ、さらに広いところの出張所として電送設備を置き、数人の職員を配置しても足りる建物を無償貸与できるという状況になっております。おくれれば、そういう条件もなくなると思いますので、鋭意努力を要望しておきます。

六番目、通学路の整備についてでございますが、何か後手々々に回ってるように思います。南北小学校の問題にしても、適正就学委員の並み並みならぬ努力により円満裏に解決し、その後、大きな問題はございませんけれども、南から北へ学童をやるのに信号機を前もってつけておらない。これでよう住民はおとなしく黙っておった、このように私は感ずるんです。その意味において、西上氏から鶴北に来る通学路については、日之出建設がKマーケットのあるところの宅地を買収したと聞いております。いずれ建つと思います。そのときの条件として、公団が取り入れ口をつくっておりますので、これに隣接するように安全な通学路の設定を考慮してもらいたい。すでに考えておられれば駄弁でございますが、その点ははっきりしてもらいたいと思います。

七番目になります。北信太の上りホームの改築については、市長ともども局長と直談判をし本当にありがたく思っておりますが、その後、市においてはどのような交渉で進んでおられるか、お伺いしたいと思います。地下道の湧水その他のことにつきましては、先月から改装に入っております。

八番目になります。黒鳥公園の鉄砲水については、この間の大雨のときにも現課はよく御存知でございます。たんぼがあったりした土地のようでございますが、開発されるに従って要らなくなったところをとめ、残る一つの溝に流しております。したがって、雨水がその下の黒鳥町に浸水しております。雨水が道路上を走っておるのでございます。土地を提供しようという積極的な協力の話があるのですが、下の受け皿がないので、やむを得ず放置しておくということならば禍根を残すのではないかと思います。ここの考え方をお伺いいたします。

それから次は、都市環境美化条例を制定してはどうかという件でございますが、いろいろホステスの募集とかサラ金のポスターでとどまれば結構でございますけれども、見たくもないものをべたべたと鑑美権の侵害であります。電柱にいっぱい張ってある。こういうものの処置を市としてどう考え、対処していかうとしておられるか、お伺いいたします。

答弁により再質問の権利を留保しておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 竹内議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思います。

市長の政治姿勢について数点の御質問がございました中で、第一番目の財政再建の見通しについての端的なお尋ねでございます。私50年12月就任以来4年間、議会の皆さん方、市民各位の御支援、御協力をいただきながら市政を担当させていただきました。御案内のとおり、オイルショック直後の未曾有の不況下、とりわけ本市における繊維産業の構造的な不況と相まって、ダブルパンチの中での財政再建でございます。非常に議会皆様方の深い御支援をちょうだいいたしまして、4年間運営させていただきました。その中で、いろいろ弱輩微力で行き届かない点多々あったらと思うのですが、私なりに懸命に財政再建と矛盾する市民要求に対してどうこたえていくかについて努力を払ってきたつもりでございます。

しかしながら、御指摘のように一刻の猶予もならない厳しい財政状況下にあります。先般の議会でも申し上げましたとおり、私は自主再建で何とか和泉市発展の礎を築きたいというつもりでございます。そのためには、硬直化した財政構造をいかに是正していくか、経常経費対策、人件費対策を主体としてあらゆるものを見直していく中で、仕末をさせていただきつつ国、府に対して依存財源の獲得に一生懸命に努力しておるところでございます。また、自主財源の培養についても、やはり税が主体でございますので、何とか課税客体の適正な把握あるいは徴収率のアップを通じて努力してまいらなければならないと存じておるわけでございます。経常経費の収支率の改善向上、国に対する補助金、特交等のかさ上げについても一生懸命努力させていただいております。

こうした基本的な財政再建を通じて、まず私は、54年度単年度収支の均衡を図ることを第一に考えております。その上に立って、漸減的に赤字を解消してまいらなければならないと考えております。そして、与う限り投資的経費も取捨選択、優先順位に重点施策から計画的な行政を進めさせていただきたい、かよう存じておる次第でございますので、今後とも一層財政再建につきましては、議会の皆様方挙げての御支援、御協力をひとえにお願い申し上げる次第でございます。

こうした現実的な対応を通じて、あるいは将来を見越しまして、私なりに自主財源の培養を図ってまいらなければならない、こういう考え方でございます。中央丘陵についても、国の公的資金の導入を図りながら町づくり行政を推進するとともに、固定資産税あるいは市民税の増加、自主財源の培養にもつながって大局的な財政再建に資するものを求めてまいりたい、こういう観点から推進させていただいてるわけでございます。

本議会においても後ほど、議案審議の中で丘陵整備の特別会計も御提案させていただいております。新規に職員を採用するのではなく、いまの職員の構成を見ながら丘陵整備について職員を配置し、当然、国からの委託金をもって充て、一般会計の人件費の抑制、軽減に努めてまい

る措置もとっておるわけでございます。将来にわたる自主財源の培養という抜本的なことで相まって、54年度単年度収支の均衡を図り、あすに向かっての財政再建を行ってまいりたい、こういうふうに存じております。行き届かない私でございますが、26日、表明させていただきまされたように、真剣に世論に耳を傾け、議会の皆様方の御協力、御支援を賜りつつ、一生懸命に財政再建を一步ずつ成し遂げていく中で、市民要求にも計画行政によってこたえていきたい。こういう姿勢で今後とも邁進してまいりたいと存じておりますので、どうか御理解、御協力のほどをお願い申し上げ、第一点の御質問に対するお答えにかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 25番（竹内修一君） 第一点につきましては鋭意努力され、公正な予算編成をされることを期待しておきます。
- 議長（横田憲治郎君） 次。
- 教育長（葛城宗一君） 竹内先生から幼児教育の振興と通学区域の整備ということで御指摘をいただきましたので、お答え申し上げます。

幼児教育につきましてはすでに先生方御承知のとおり、46年に国におきまして幼児教育振興要領というものを出され、希望する4、5歳児を全員就園させるように普及徹底を図るようになり、という通達が出されました。これを受けて本市においても47年、希望する5歳児だけでも何とか就園させようということで、小学校区一幼稚園の設置計画を立てた次第でございます。自来、先生方のお力をいただきまして、既設小学校校区で既設の建物あるいは小学校に併設可能な地域等々を選定し、新しく五園を今日まで位置づけてきた事情でございます。

計画どおりいかなかった要因はいろいろございますが、国は非常にいいことをうたいながらも、国の補助制度は、きわめて幼児教育の振興に即さない零細なものであること、あわせて本市におきましては、40年代から人口急増に伴い義務教育施設の整備が緊急な課題として努力してまいりました。それらの事情と重なって御指摘いただく事情でございます。

信太校区設置につきましては、その必要性、周辺の保育所の入所事情、5歳児が保育所に入所している事情を勘案するとともに、新設小学校の通学区域につきましては、適正就学審議会にお諮り申し上げ、御教示をいただきまして、信太小学校で併設可能かどうかを十分検討し、御意思を体して努めてまいりたいと考えるのでございます。

次の通学道路の整備でございますが、御承知のとおり、通学道路は既設の道路をもって最も通行が安全と思われる道路を指定し、その安全確保に努めているわけでございます。いま御指摘のように、日之出建設が新たに開発されたというお説でございますが、この開発行為の協議については、建設総務が窓口でございます。したがって、その協議に現在接してはおりませんが、開発合意が得られた時点では、御趣旨を体して、通学の安全性から道路整備計画の立案をして



いただけるように担当の部局に意見を述べてまいりたい。かよう考えるんでございます。

以上、簡単ですがお答え申し上げます。

- 25番(竹内修一君) まことに行き届いた答弁で感謝のいっぱいでございます。市長の考え方もはっきりさせていただきたいと思えます。
- 議長(横田憲治郎君) 市長。
- 市長(池田忠雄君) 二点目の幼児教育について、ただいま教育委員会の責任者の教育長から御答弁がなされました。当然のことながら、重要な幼児教育でございますので、十二分に教育委員会と協議をしながら対処してまいりたい。このように考えております。

三点目の関西新空港についての市長の所見やいか。あるいは地域条件の整備についてのマスタープランはいか、という二点であったろうと存じます。お答え申し上げたいと存じます。

御案内のとおり、新空港に対します和泉市行政の考え方といたしましては、現在、国において環境アセスメントが施行されております。新空港を泉南沖海上5キロにつくるというマスタープランでございますが、果たして環境アセスメントの結果、付近住民に公害、といっても広うございますが、市民に生活障害があるのかなのかということがポイントでございます。

54年度中に結論が出る環境アセスメントの科学的なデータを私たちはまず注目しなければならぬと思えます。

二点目は、国が泉南沖が望ましいという答申の中でこうした新空港のプランが出ているわけでございますが、これによって私たち泉州路に対する地域条件がどうなるのか、人間に対する公害問題だけではなく、泉州全体の課題であるという受けとめ方でございます。

この二点をシビアに検討する中で、私は新空港の可否が判断されるのではないかと存じております。科学的なデータが出される時期、それとともに国に強く迫っている泉州路に対する地域条件の整備、和泉市としても、新空港ができることによって地域条件がいかになるか、こうした点について、いま、国、府に対して地域整備の所見、青写真というものを提示、航空局、運輸省だけの問題ではないというのが和泉市の立場であり、泉州全体の立場ではなからうかと思っております。

そうした二点にわたる資料を拝見し、議会の皆様方と御相談しながらこの問題に対処してまいらなければならないと存じております。いまの段階で可否の判断を下すべき段階ではございませんので、議会に特設されている空港対策特別委員の皆さん方にもいろいろ御意見、御指導をいただきながら、今後とも基本的な問題に対応してまいりたい、かように存じておりますので、よろしく御理解いただきたいと思えます。

それからの中で、本市においてもマスタープランありやなきやということですが、いま申し上げたプロセスの次元ですので、本市なりに地域条件の整備の考え方というものは真剣に考え

ていかなければいけないと思います。現状、お示すべき段階ではございませんので、こうした二点の上に立ってシビアに御論議、御指導をいただきながら、和泉市として誤りなき対処をしてみたい、かよう考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

- 25番(竹内修一君) 市長の答弁をいただいたのでありますが、近隣都市におきましては、積極的に調査活動等を行っております。和泉市では悲しいかな、特別委員会でも必要性は十分あるんだということではありますが、予算化されておられません。そういう点についても早急に配慮されたいと思います。八市五町が一枚岩になっていくべきです。地域開発についても、各議員さんが努力されておるわけです。各市並みに努力した上に立っての発言というのは、それなりの効果があるかと思えます。市長が申されたとおり、時宜に適した整備計画を議員にも相談され、一体となって市民のために勝ち取るものは勝ち取っていかねばいけないと思えます。一例を挙げると、松尾寺の30ヘクタールの緑ゾーン、こういうものも整備してもらえらば幸いかと思えます。

9月10日に岸知事と約1時間、代表6名が地域整備について知事は南を高くする意思ありや否や、ということである話し合ったんですが、岸知事は、十分に南を高くしなければいけないということを確認しております。今後、われわれも努力していきたいと思えますけれども、市長の考えてる整備計画の骨子は議員にも知らしてもらいたい、このように要望しておきます。

- 議長(横田憲治郎君) 次。順次答弁。
- 建設部長(森保君) 第二点の阪和国道の進捗状況について御報告申し上げます。

和泉市域の延長ですが、高石から池上まで2,060メートルでございます。幅員は34メートル、38メートルでございます。池上地域につきましては、46、47両年にわたりまして用地を確保済みで、埋蔵文化財について現在、文化庁との話し合いを進め工事中でございます。富秋地域も49年、用地確保済みでございます。現在、この地域も工事中でございます。

三点目の葛の葉地域でございますが、本年3月まで第二阪和特別委員会の皆さん方を初め議員の皆さん方にいろいろと御心労を煩わしましたが、おかげをもちまして測量明示等の各権利者との調整がつきまして、8月6日を起点に町会役員を初め葛の葉の権利者の皆さんと7回にわたって交渉を続けております。55年着工をめぐり地建の方も誠心誠意交渉に臨んでございます。完成は、56年3月の予定でございます。

続きまして、黒鳥山公園の鉄砲水についての御質問でございます。議員さんも御存知だと思いますが、黒鳥山公園の周辺につきましては、水路が非常に狭わいでございます。再三にわたって地元の要望がございまして、市といたしましては、早急に排水路の整備計画を必要とすることについては痛切に感じてございます。黒鳥町の下流に至る現有水路の流水能力の調査をして、年次計画をもってやっていきたいと考えております。御了承願いたいと思えます。

三番目は、北信太駅のホームの改修でございます。国鉄の方で用地買収をお願いし、一部用地買収の協力方の申し出もでございます。用地の買収ができた分から工事に着手するという国鉄の基本的な考えも聞いてございます。用地買収についても、今後引き続き交渉を重ねていくという国鉄からの御報告を受けてございます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 産衛部に寄せられました御質問にお答え申し上げます。

まず第一番目に、阪和沿線三駅の自転車対策について、堺市の津久野駅の計画なりを承り、わが市はどのように進めてまいるのかという御質問であったように思います。

まず確認のために、お尋ねの堺市の国鉄津久野駅前の自転車無料預かり駐車場ですが、これは都市計画事業として工費5,500万円、来年1月着工、3月完成で、建設省から2分の1の補助金を得、収容能力1,100台、堺市の市有地と国鉄用地を合わせ460平米、延べ建設面積1,200平米として堺市が実施しようとしておるものでございます。

本市の場合、三駅の自転車対策につきましては、国鉄阪和線、関西線、私鉄の阪急沿線等の対応を、また、前段の堺市が実施しようとする先ほどの内容等もあわせていろいろと調査研究してまいりました。そしてこのたび、有料で管理人を配して自転車駐車を設置しようと決断して取り組んでまいっております。

まず、府中駅構内の約600平米に500台から550台程度の自転車を収容、駅前に放置してある自転車を一掃すべく工事に着手、近く事業が開始されるよう進めてまいっております。

残る信太山、北信太駅前も管理人を配して有料で秩序正しい管理が行えるよう、また路上での放置防止に努めるべくすでに構想を立てており、府中駅実現以後、早急に二駅についても鋭意取り組んでまいりたい、かよう考えるものでございます。

本件は、三駅前の美観をもとに、狭い路上での自転車放置が交通事故を招くことでもあり、懸案事項でございました。早急対応が望まれておるところでございます。いろいろと実施に踏み切るに当たって、府中駅を含め三駅のいろんな取り決め等もございまして、いずれそれぞれ機関の方々に明らかにし、その節はよろしくお力添えをいただきたいと存じます。

次に、光明台団地の生鮮食品マーケットの建設等についていかなる考えを持っておるかという事の御質問でございました。

住宅公団光明台団地の建設事業とあわせて団地内の商業地域の施設につきましては、市内業者の育成振興並びに住民の利便性と消費者の利益の確保を図るため、公設市場、また一方公営市場等の考えの中で、設置の方向で公団と協議してまいっております。しかし、その協議の中で最大の問題点は用地の取り扱い、いわゆる土地譲渡あるいは賃貸借の点につきまして、公団との一致が見られなかったということで現在に至っております。市としては、一定の

無償貸与または低額譲渡を強く希望しましたが、公団側は、商業用地として処分する場合は処分価格が高額となり、採算面でいろいろと難点があったということでもあります。

また二点目といたしまして、当初公団の入居計画から大幅なおくれが生じておりまして、最近の公団住宅の入居進行状況を勘案するとき、購買力の低い現段階での市場設置を先行することは、売り上げ不振等による商業者に対する圧迫は避けられないということで、業者負担も大きくするというので参加を渋ってきてるといふ、一方の業者の考え方もあるわけでございます。

いずれにいたしましても、御指摘のありましたように、地元住民なり消費者には大変御不便をおかけしておることは確かでございますので、御意見を十分踏まえて早急な解決のために公団と協議、最善の方途を見出すべく努力を払ってまいりたいと思っております。

次に、四点目に開発された、また開発されようとしている住宅団地への市内巡回バス構想実現についてのお尋ねでございます。御指摘に合うように市民のバス利便を拡充し、市民生活の利便を考えると、市内巡回バス運行の充足拡充が望まれるところでございます。それぞれの住宅団地の環状線新設要望につきましては、市内の道路状況をあわせ検討し、それぞれの機関で御意見なり御教示を仰ぎ対応してまいりたいと思っております。

五つ目の環境保全条例制定等についての御質問ですが、現状、府下ではかなりの市町で条例を制定、他方、いろんな問題も生じておりますが、一方では、それなりの効果もあげておるようでございます。条例制定の取り組みについて過般市長からきつい指示を受けております。もちろん条例制定に当たりましては、市長と一体となつての広い意味での環境保全が必要だと思つてございまして、その案づくりに現在、鋭意取り組んでおりまして、所管の常任委員会等にもいろいろと御相談申し上げてまいりたい、かよう思つてございまして。

以上、お答えといたします。

- 25番(竹内修一君) ほとんど了解するわけでございますが、条例制定については一日も早く策定していただきたい。住みよい和泉市を標榜する市長の構想にマッチした環境づくりを早急にお願ひしたい。しわ寄せが全部住民にきております。住民が条例なしにやるとトラブルが起こる。私は、そんなものはかまわんから、鑑美権の侵害、憲法違反で堂々と裁判もやる決意でやっております。しかし、そういうことのないように、市民を守る市長の立場として一日も早く制定してもらいたいと思つております。

なお、光明台のマーケットの件について上手に説明があったわけでございますけれども、公団側としては、一日も早く住民のために生鮮食料品店等を市と協議の上設けたいというのが本音です。私は、町会連合会長の会議が終わってから公団に行つて確認しております。鶴山台の鶴山台センターをつくる時、あれはメリットがあったのかなかったのか知りませんが、競

争率は相当なものでした。市長推薦まであったとかなかったとか、いろいろもめた件もあったのですが、産衛部長がやる気を出してもらえば早い時期に解決可能ではないかと思っておりますので、御努力をお願いして質問を終わります。どうもありがとうございました。

- 議長（横田憲治郎君） 次に、1番、寺田茂君。
- 1番（寺田茂君） 私、基本的に四点を出しておりますが、この中で若干確認点も出てくると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず第一点目、上代伏屋線の経過と今後について、こういう質問をしておりますが、朝から私たちの天堀議員が、和泉市の町づくりと自衛隊基地の問題について市長の見解をただしたところ、自衛隊基地についても評価できる点が多々あるではないか、という非常に促進的な答弁がなされました。上代伏屋線については、こういった意味から地元町民、また周辺を何か利用しようという人にとっては、これほど大きな障害物はないのではないかと思うんです。

この上代伏屋線の市道認定は、昭和50年9月の議会で出たわけなんです。このとき私たちは、この道路については自衛隊演習場の拡幅であり、地元寄りのこの道路の設定についてはなかなか理解しがたい、こういう見解を出したわけなんです。この道路は全長4千メートル、泉大津松原線に通ずるということで、伏屋から出発して約千メートルぐらいのところから供用開始されてるといことなんです。これは先ほど申し上げましたように、当然自衛隊から問題が出されたというふうに私たちは承知しておりますので、この事業費も年次計画で防衛庁の国庫補助という形がとられているということなんです。現在まで何とか進んできているというのが現状であります。いよいよこの一番住民に近い山え谷に差しかかったところで全然工事が進まず、いろんなところで問題が生じているのに、それに対応して市はどうされようとしているのか、さっぱりわからないというのが現状であります。

もちろん、私も村の人も、また他の議員さんもいろいろこの問題について心配され、住民の意見を十分に聞いて反映すべきであるということから始まったのですが、当時の市としては、専門家がついてやることだから絶対任せてくれ、大丈夫だ、ということから出発して現在に至っています。

こういうことから私、端的にお聞きしたいのは、現在、約千メートルほど進んでこれからのいよいよ一番の問題点、私のその後のいろんな調査でも、200メートル進むうちに何と土砂崩れとか、またまたやり直し、ひび割れ等が4回も5回も起こり、同じところが数回崩れてるとい現状です。いま見てもらっても、あんな不細工なことではよう置いたるな、という現状では

ないか。いままでの経過から、今後の問題として、市としてどう対応していくのかということをお聞きしたい。半面、年次計画で国庫補助が現在まで幾らかついていると思うが、現在、総額どのぐらい消化して、どのぐらい進んできたかということなんです。

それと、もう一つ大事なのは、いよいよ和泉市の段階ではどうにもならないところから、あの先生に土質調査をやらしてもらわないかんとというのが、この前に私が議会で質問したときに答弁があったのですが、その調査をされて実際にどうなのかというのが一番大事なところではないか。私は、絶えず議会の中で議員と市の答弁という形だけでとらえるのではなく、あの周辺の住民から見たときに、大きな問題として村の話題となってきているので、これの対応の仕方についてもひとつははっきりさせておかなければならないということで、今後の見通しについて明確にしていきたいと思います。

もう一つは、この道をつけるのに協力してほしいときは、役員なり町会の人なりにかなり説得、説明に入った。ところが、この1年間はどうもうまいこといかんということで、何一つ村に報告もされない。村の方がなお一層心配し、中途半端に終わっているので、その道すら自分たちのものにならない。説明会もいまの時点で村の人にやるべきではないかと思いますので、この三、四点をお聞かせ願いたいと思います。

第二点目の市有地(遊休地)となっておりますが、ここでは市有地対策と考えてもらいたいと思います。元来、市有地というのは、市の公共物、また市民に対していろいろ寄与する施設を目的とするのが市有地の取得であり、価値だと思いますが、最近、たとえばため池に類する財産区財産、また普通財産をかなり売却することがしばしば出てきております。

これはいろんなところで多岐にわたりますので、一つだけ例を挙げて申し上げたいのですが、この2年ほど前の本会議で、黒鳥小学校横の教育委員会所管の公有地、これについて、地元から青年団とか保育所の問題とかがあるので、何とかこれを利のために利用できないか、と質問したことがございます。このときには若干変な話が出て、あの土地は非常に地理が悪い、蚊が出るとか危険性があるという、子供だましみたいな話が出たことは事実でございます。

ところが、あの土地の上に建て売りが建っております。普通の民家になってるんです。そのとき私はこう聞いた。あの土地について基本的にどう考えてるんですか、と。そのときの答弁では、あの土地は、黒鳥山公園の拡張に伴い、公園内の個人所有の土地を持っている方と交換するのに置いてあるんです、ということでした。私も、そのとおりだ、公園計画は出てましたし、いまま公園計画が続いているので、それは結構だ、という判断で置いときました。いま、全部家が並んでいます。この点をひとつ明らかにしてもらいたい。具体的に言いますと、黒鳥町の719番地の5と717番地の3に位置するところでございます。

もう一つお聞きしたいのは、これは教育委員会管理の土地でしたので、処分するときには当

然、普通財産の管財課に移管されてると思うんです。これがいつ教育委員会から普通財産の管財課に渡され、そして、いつの時点で処分されたのかということ、あわせて金額的にも出てるはずだと思うんですが、明確にしてください。

三点目は、社協善意銀行と市行政と書かせてもらってますが、まず、社協というのは今日、和泉の議会では関知できない、市当局から見れば一つの外郭団体ですので、細かくせんさくしようにもできない、また、そういうことはないと考えております。もちろん、私たちは、善意ということについては、十分いろんな意味で国の制度の中で満たされない人たちに対する施策の一環として、善意というのは当然であり、必要であると考えております。

今回、お尋ねしたいのは、私の家にも参ったんですが、善意銀行ということで、隣組を通して班長さんが、この封筒に幾らか何ぼでも結構ですから入れてください、と全戸に配布されたんです。そして、裏面に書いてある場所に届けるか、または市の福祉協会の方にお届けください、という袋が回りました。これについてお聞きしたいんですが、私たちは、いまは町会単位でいろいろな点で協力型だと思うんです。これと社協との関係はどうあるのか、これが第一点。

私たちは、本当に善意こそ基本であると考えておりますし、善意がなければ、人間の生活に欠けることは十分心得てるんですが、果たして隣組の班長さんが何かを配って回るという形が善意と言えるかどうか。もちろん、集めるのもこの人となると、私は善意を越えた隣組を通じた強制ではないか、こういう善意銀行はあり得ないと思います。この点について、隣組で回ったということについては大いに市の方と関係があるので、見解をただしていきたいというのが二点目です。

それとこの封筒、御承知の方は持ってはると思うんですが、裏にいろんなところが書いてあり、ここにお届けくださいとか、たとえばいずみ学園とか、また、十力所ぐらゐ書いてあります。ここで市当局にお聞きしたいのは、このお届けくださいという場所には、和泉市が福祉の一環として補助を出してるところの一つが出てきておるんです。これは善意というものを強調しながら、福祉に対する一つの肩がわりではないか。市が予算化しなければいけない問題を、善意によってそこまで手を延ばさなければいけないのか、その見解を十分お聞きしたい。元来、福祉の向上を願う立場、また、そういった社会の流れの中で、これらに任さずに補助化されるのかどうか。そういうことは大きな間違いではないかということ、市の福祉対策に関してお聞きしたいと考えております。

四つ目に教育関係、これは人口増に伴うことと書いてますが、決してそういった幅の狭いことではなく、御承知のように、ことしは児童憲章宣言制定20年を記念して国連が決めた国際児童年であります。私たち共産党も国会議員団を通じて国連の決定を支持、児童に関するいろんな施策について着実な確立、拡充を具体化に求めるという提案、これは私たちの宮本委員

長が提案して進めてまいったわけでございます。

その一つの内容は、特に教室の不足の解消とか、たとえばプレハブとか老朽危険校舎が多く存在している現状、施設関係費の増額という形で主張し、これが実現したわけなんです。そして、小学校、中学校の危険校舎の改築の補助基準の引き上げが昨年に引き続いて継続されております。例を挙げると、人口急増地帯の学校用地取得補助とか老朽校舎補助とかが70%から75%まで引き上げる。これは地方自治体への点数引き上げという形ですが、和泉市のいろいろな調査、具体的な方法について、また、これによって着工、完成したものについてひとつ明確に出していただきたい。市当局がこういう危険校舎に対して調査を始め、調査の結末も出てくると思うんですが、それはどういうところで全体で何校あるのかどうか。これはまだまだ進めておるんですが、まだたくさんこの問題で残されてるところがありますので、これについては具体的にどういう学校からどうしようとしておるのか、これが一つであります。

それと、先ほど申しました人口急増による補助裏が取りつけられた、これから急増が見込まれる青葉台とか、和泉市の中心にある国府小学校、これらについても、今後、どういう対策を進めていこうとされておるのか、ひとつ明快にお願いしたい。わが党の直村議員、その他の国府校区の議員さんもしばしば申し上げておりますが、国府小学校の講堂、いまかいまかと待っているんですが、なかなか実現しない。この点についてもお答えを願っておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いろいろ細かく申し上げましたが、確認事項も多いし、端的にお答えがあればスムーズに済むと思いますが、もしお答えが同じような形になると、若干時間もいただくということを申し上げます、趣旨説明を終わります。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 建設部長（森保君） お答え申し上げます。

御質問いただきました三点の最初につきましては、上代伏屋線の経過でございます。49年以来いろいろと御心労を煩わしておりますが、53年度末におきまして、約1,600メートルの工事の完成を見てございます。現在、伏屋側の府道と泉富田林線寄り、馬事公苑上がりですが、府中信太山線三差に通ずる1,280メートルは現在、供用開始しております。

現在、供用開始している道路より通称山之谷に通ずる三角地点150メートルは、7メートルの盛り土でございます。築造した箇所は51年度に改修いたしました。工法は、道路のり面を約1割勾配盛り土して完了したものでございます。

52年度におきまして、議員さんの御指摘もございましたとおり、4月、5月に時間雨量30～40ミリという二回の豪雨でり面が崩壊してございます。

その後土質調査をいたしまして、53年度において崩壊箇所の復旧につきまして、工法は、



のり面勾配の見直し、ブロック擁壁積みで完成したのでございます。去る6月の時間雨量30ミリ～50ミリの4日間の総雨量800ミリにより崩壊したわけでございます。

本年度までの総事業費でございますが、2億1,400万円でございます。

次の土質調査の見通しでございますが、計画路線全体にわたって58年度より国庫補助対象事業として採択され、前にも御報告申し上げてと思うんですが、大阪市立大学の土質工学部にて専門的な見地から調査を依頼いたしました。

報告では、土質的には海側の粘土でございます。特に浸透性が強く、さらに検討を加えねばならないということで現在に至っております。

今後の見通しですが、もちろん現本線を基本としながらも、市大及びコンサルタント、地元の皆さん方の意見を参考にしながら国、府と十分協議を重ねてまいりたい、かよう考えております。

三点目の用地等に協力していただきながら後の報告、説明もない、いまの状況を説明せよ、という御質問でございます。本線の今後の進捗状況を把握した上で、地元へ何らかの形で御報告申し上げたいと思っております。

- 1番(寺田茂君) これはただしていくといったしろものではないと思いますが、市長、この現場は御存知ですか、知らんやろうな。あなたは最近、あっちこちとんでるらしいが、一番肝心なこの土地は見てくれてないやろうな。かっこう悪うて見られせんわな。30ミリ降って一回つぶれ、また60ミリ降ってやり直してつぶれた。これやったら、雨が降ったらあかんということです。それを今後の問題としてどうするんだということです。もちろん、当時、自衛隊の方から無理もあった。しかし、相当こちらへ寄せるについては土質が悪く困難があるのではないかと指摘して申し上げたんです。それがいま、山荘から上がったところから昔のS字型ですね、あそこのところから両方見てください。かっこう悪いこと、村の人やったら絶対怒りますよ。片方は道半分ごそと崩れてはったらかし、先ほど言った供用開始してるところも砂袋置いてね、あんなもの供用開始と違う、通行禁止です。これは修繕でけへんと思うが、何とかせんとかっこう悪い。もうちょっと進もうかというところは土砂崩れ、そこから行こうと思うたらトンネルみたいな形になるという不細工なことです。

ところが当時、村の人は相当意見を申し上げたんです。やはり泉大津松原線まで貫通するんだという6年計画だと聞いてますが、50年から6年計画だとすると、55年、56年ごろには完成が見られるだろうと、村の人たちは条件をつけながらも賛成せざるを得ないという形でした。いまのところは中間報告で済むと思うんですが、たとえば56年度がきたら完全な結果を出さないかんと思っておりますので、これはひとつ総力を挙げて見てもらう方がええし、それによってどうするんかという対応を早く進めてもらいたい。

もう一つ、いまのお答えの中で市大の先生に調査してもらった。8カ月ぐらいかけて調査したと私も聞いてるんですが、調査すればするほど浸透性が強いというのは、この土地が揺れるということなんですね。絶えず地震のときみたいなね。私は、この本会議では答えが出てこないの、その筋で聞いたところ、5年ぐらいなら保証できても、10年ぐらいになると土質から見て危ない、責任は持てないという結果報告がきてるように思うんです。その答えを私はもらおうとは思ってませんが、そういう危険な場所ですので、市長に一遍見てもらいたい。山之谷には協力せよ、協力せよ、というときには相当行ったが、この一年間は音さたなし、中途半端でほってある。どんなええ人でも怒りますよ。私たちも一生懸命になって、また、坂上議員さんにもいろいろ苦勞をかけておりますので、村の人が納得できるようにしてやらんと、これから市の方に協力せよ、と言っても、絶対できません、となるので、市長、一遍現場を見てください。今後の全体の対策を立てるにしても、自衛隊の協力、補助裏の関係もある。自衛隊が補助の関係で相当行き詰まってる、困難なように思います。あなたは朝から鋭意努力、自衛隊に協力を呼びかけてますが、その辺どうですか。あなたが知らんというのはおかしい。

○ 市長(池田忠雄君) お答え申し上げたいと存じます。

土質調査の結果につきましては、まだ私の手元にまで担当セクションから上がってまいっておりません。現場は知らんということではございません。ただ、土質が問題になって土砂崩れが起き、科学的な調査依頼をしているということでございます。これらの報告を見ながら今後の確な対応をしてみなければならぬと存じます。

○ 1番(寺田茂君) そういう返事しか出てこないが、ひとつ今後、ええときは協力せよ、協力せよ、と言っておきながら、こうなったらほったらかしということではなく、ある程度正直に経過報告をしてください。その辺どうですか。

○ 建設部長(森保君) 本当に私も痛切に感じております。今後、何らかの形で御報告申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長(横田憲治郎君) 次。

○ 財務部長(麻生和義君) 二点目の市有地売り払いの件についてお答え申し上げます。

この件につきましては、本市の財政事情からいたしまして、遺憾ながら、やむにやまらず貴重な財産を売り払いさせていただいたという、現状の厳しい財政事情をひとつ御賢察賜りたく存ずる次第でございます。

それから処分いたしましたのは、昭和54年3月9日付で契約成立いたしました。

以上でございます。

○ 1番(寺田茂君) 私はもっとたくさんあったと思うんですが、えらい簡単な答えでようわかりません。大事な財産を財源獲得のために売りました、ということで、それなりのかっこう

づけはされてると思うんです。しかし、私はここでの答弁なり、市の見解をただした中で質問したんです。当時は教育委員会の所管ですので、教育委員会から話は出たと思うんですが、あの土地については黒鳥山公園の代替地ということで、いろんな要望は出ておりますが、公共的に利用するんだということでしたので、私も了解したんです。

ところがいま、普通の民家が建ってるでしょう。ことしの3月9日に処分されたとする、普通財産に移管したのはいつですか、これはわかるでしょう。教育委員会が処分できないんでしょう。

○ 管財課長(原美助君) 52年9月9日でございます。

○ 1番(寺田茂君) そうすると、私が質問したときと似たかよったかのころに教育委員会から普通財産に切りかわってますね。だから、これは本会議で聞いたんです。皆さん、ここにおられる方々も、当時の話を覚えておられたら、ああ、そういうことがあったな、と思われると思います。あの公園計画の中に個人所有の土地が大分ある。いま、たんぼしてる人もある。あそこを公園にするには代替地が要るんだ。だから、黒鳥小学校の横の土地についてはこの代替地に充てます。とはっきり言ったんです。それがいま売られてるといって、これはどうなるのかな。

確かに財源の問題もあるでしょうが、こういうことをされると、私たちはそのときはほんまやと聞いてるんです。共産党というのは気がええ、うそ言わんかわりにまともにも聞く方です。ところが家が建ってる状態でしょう。となると、信用も何もあったもんやない。書いたものをもろうとかんと、言葉だけでは信用できないんです。売った価格はどのくらいですか。

○ 財務部長(麻生和義君) 価格は2,309万8千円でございます。厳しい財政下、何とか再建団体転落の赤字以内に抑えるためにいろんな方策の一環として、私どもの方からとにかく処分させてくれ、財源獲得の面から処分させてくれ、と教育委員会にお願いした事情もありまして、背に腹はかえられないということでしたので、ひとつ御賢察願いたいと思います。

○ 1番(寺田茂君) 心安う言うが、そのことは余り強く言いません。ただ、われわれは本会議で議員として確認を取りながら、また、議員としてこんな質問をさせないかんとすることは、議会で言ったことについてはもう少し責任を持たれないとね、こんなことを何回も繰り返すばかなことはない。

こういう公有地を売るときは公開するの。これはたしか公開やなく随意契約になってると思うんですが、売り先はどこなのか、ちょっと言うてください。

○ 財務部長(麻生和義君) 随意で行っております。本件の事情につきましては、当初、ほかの土地等で公開入札をいろいろ試みたんですが、土地の処分が不利になった、何回やっても私どもの思惑、と言ったら何ですが、市長の敷札に達しない、日を改めても達しないということ

で、現行制度の許される範囲内において、このような随意でした方が有利やろうという結論に達し、いろいろと御協議申し上げる中で、8月9日に契約を行ったということでございます。

- 1番(寺田茂君) 部長さん、私、言葉尻をとらえるわけではないが、こちらの意に沿わないということですが、公開しても、相手がなかったらそういう答えにならないと思います。そうすると、公開は何回されたんですか、そしてだめだったということですか。もううそだまされへんぞ。
- 財務部長(麻生和義君) 私の申し上げてるのは他の土地でいろいろ競売を試みたんですが、敷札の金額に何回やっても達しない。そういうこともあって、一円でも高く買ってくれる人ということで、制度の範囲内で随意契約をしたというのが実態でございます。
- 1番(寺田茂君) 私の言うてることを聞いてもらわないかん。先ほど黒鳥町の番地まで指摘して言うてる。他の土地というのは何ですか、そんなこと聞いてへん。他の土地なんて関係ないんです。一体どこのことを言おうとしてるの。私は、黒鳥町の2.8余万円で売った土地については随意契約でやったと思うんですが、どうですかと聞いている。公開したけど、意に沿わず、随意になったということでしょう。だから、もう一遍確認したいんです。
- 財務部長(麻生和義君) 私が公開したと言いましたのは他の物件でして、誤解を招くような答弁をして申しわけございません。本件の黒鳥の土地につきましては、土地の利用状況等いろいろ勘案して、この方が有利に売却できるという結論に達した次第でございます。
- 1番(寺田茂君) ちょっと議長、おかしい。私、これ以上ようわからんが、やはり公開が原則でしょう。随契というのは、公開しても、どうしてもあなたの言うようにこちらの意に沿わないときでしょう。これはもうちょっとはっきりしてもらわんと、各議員さんも不審に思いますよ。公開したけどこうなんだ、ということならわかるが、今度は最後で聞きまっさ。
- 財務部長(麻生和義君) 申しわけございません。いろいろ御指摘いただきました中で、売却方法等について、財産管理、その他を所管していただく総務委員会の皆さんにも御相談申し上げ、一番有利な処分方法ということでこういう結論づけをしていただき、それを受けて処分させていただいたわけでございます。
- 1番(寺田茂君) その件については、天堀議員も入ってるので知ってるのですが、なぜ教育委員会から管財課の方へ移管したのが52年9月でしょう。私がここで質問し答弁されてる直後に普通財産に変わってるというあいまいさについて指摘しているんです。随意契約の相手方をちょっと教えてください。随意やさかいに一人しかいないですわな。いま建ってるところの関係があるんでね。
- 財務部長(麻生和義君) 個人でございまして、サカグチミツヲに売却いたしております。旭町112番地でございます。

- 1番(寺田茂君) 随意でそういうことになったということは了解いたしました。

しかしもう一点、黒鳥小学校横の土地がなくなったんですが、公園用地で代替を希望してる用地がなくなったとなると、当初の基本方針から外れる。この点市長さんでも助役さんでも結構ですが、これは全くえらいことになるかと違いますか。まだ買わないといかん土地が大分残ってるが、その中には代替を要求されてる方も大分あるので、今後の対応の仕方を教えてください。

- 助役(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

確かに黒鳥山公園の計画区域につきましては、まだ未買収の土地がたくさんございます。その中で代替を希望されてるということで、この土地を直接御希望されてる方があったことは確かでございますが、私がお聞きしてるところによると、その方につきましては、すでにお話し合いが済んで買収を終わってるように思います。

したがって、この黒鳥小学校の余った、と言うと語弊がございますが、道路からはみ出して目的に沿わん土地ということですが、ここを希望される方が現時点でもあるということはお聞きしておらないわけです。したがって、さらに今後の黒鳥山公園については買収を進めていくということについては、なお代替等の要請がございました場合はその御趣旨を尊重しながら、この土地は御希望に沿いかねますが、他の方法等につきましては極力誠意をもって対応してまいりたい、このように存じております。

- 1番(寺田茂君) 非常にお答えにくい点もあったやろうと思いますが、私、ここでちょっとお願いしておきます。

確かに私も住民要求という形を出しておりますので、黒鳥小学校横の問題も住民要求ということで出しましたが、それがこういう形で変わっていった。これについては、先ほど言われた財政のこともありまして、私は了としましょう。

しかし、われわれの議会での問題について、もう少し住民要求の実現という形ではっきりしていただきたいのは、その時点の答弁では言っておって、いつの間にか委員会だけで結論が出る。われわれは、委員会は尊重しますが、最高機関は議会であるということをもう一つ忘れないようにしてもらいたい。公共用地の代替地にするんだとなると、そうですか、と聞きますからね。それがいつや知らん間に普通の家が建つてということでは、がっくりもんだだけでは、なく、市の行政の不信を問われます。住民もだまされたと思いますので、そういうことのないようにしてもらいたい。この市有地問題につきましては、今後もひとつそういうことで対応してもらいたいと思います。

最後に、資料をひとつお願いしたいのは、たとえば財産区財産のため池の面積、これといま言ったような和泉市が管理してる普通財産の資料だけで結構ですが、それはいただけますか。

- 財務部長（麻生和義君） 後ほど調整しておきます。
- 議長（横田憲治郎君） 次。
- 市民部長（富田宏之君） 社会福祉協議会と今回の善意銀行についての御質問に答弁を申し上げます。

和泉市社会福祉協議会は、社会福祉事業法の定めるところにより設立された法人でございます。一定の地域社会において住民が主となり、社会福祉、保健衛生、その他住民の生活水準の向上に関連ある公私関係者の参加を得て、地域の実情に応じて住民福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織でございます。

したがって、同協議会は、定款に基づき自主的な活動に努めておられます。その活動の一つとして善意銀行が行われております。金品、労力、技術等あらゆるボランティアの預託を意味するもので、今回の金品の預託は、実質的、自発的なボランティア活動への市民参加を訴えたものと解釈しております。ボランティア活動参加を強要すべきことではないと私自身考えておりますので、今後の善意銀行のあり方につきましては、福祉協議会の皆様方とお話を続けていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

- 1番（寺田茂君） ちょっと私が聞いたお答えになってない。私は、町会単位でこういうものが取り扱われたことについて、当局はどう考えてるかということです。もちろん、善意については、われわれもこういうものはやっていかんといわないし、これは独自でやることですから、私たちは何も文句を言うべきでない。ただ、町会とか隣組で班長さんが封筒を持ってきて、これへ入れてください、後で寄せにきます、というのが果たして善意なのかどうか。町会単位で回ったことについて、市はどう考えてるかということです。隣組の組長さんが来たらやはり顔をさしますよ。これが善意やったら、善意のはき違えです。町会が出てきたことについて市長でもよろしいわ。活動については言うことはないですよ。

もう一つは、この封筒の裏にお届けしてくれても結構や、というところが書いてある。基本的には社協の預かりとなっておりますが、この中に府の施設が多いんですが、たとえば和泉市の補助裏を取りつけてるところも書かれてあるが、和泉市の福祉財政の関係で何らかあるんでしょう、となる。たとえば黒田知事から岸知事に変わったら、こんなバックも出てきた。私は、和泉市でやったらいかんですよ、と言ってる。こんなもん初めてです。皆さんも御存知ないでしょう。だから、福祉のバックにつながらんように対応しなければいけないと思いますが、市の見解として聞きたい。

- 市民部次長（逢野博之君） 最初の自治会組織を通じて封筒を渡したということにつきましては、先ほど部長も申し上げましたように、直接的には、私の方で実施の内容については聞知しておりませんが、その後経過をお聞きしますと、御承知のように、善意銀行の中では、

一つの事業を進めるに当たっては、いろんな部会がございますが、各校区で一名の役員さんがおられまして、その方々に実施方法をお諮り申し上げましたところ、ことしはひとつこういうものを取り上げてみよう、という提案がなされ実施されております。その後、どういふ方法で実施されておるかにつきましては、各校区の役員さんで御相談願ってやってもらったということをお願いでございます。

したがって、自治会組織を通じてやったことは善意の強要につながるという解釈をされても、そういう面はあろうと思いますが、必ずしも、そういう意味で実施したものではないということとでひとつ御了解賜りたいと思います。ただいま申しましたように、社協の関係については、民間の自主的な団体が実施しておる内容でございます、私の方からそれを指導監督するとか、そういうことはできませんので、そういう経過に対する私の個人的な見解でございますので、御了解を賜りたいと思います。

それから、福祉予算がそれによって肩がわりされるのではないかという御指摘でございます。封筒の裏に記載しておるところが、市の補助金の対象になってる団体があるということでございます。しかし、私の方では、いままで実施しております補助金、いろんな施策は、善意銀行の善意がふえるに従って削っていくという考えは毛頭持っておりません。むしろ福祉への市民参加が多くなればなるほど、かえって逆の意味で福祉行政を進めていかなければならぬという気持ちでございます。具体的にはその金額をもって福祉予算にかえていくということも考えておりませんし、いままでわずかでございますが、同じ額で補助金を出しております。今後もそういう気持ちで対処してまいりたいと思いますので、御了承を願いたいと思います。

- 1番(寺田茂君) この問題については、福祉と善意という問題については、われわれは強く言うものではありませんが、いま聞いてると、福祉ではやったことは知らなかったというところがわれわれから見れば、この外郭団体、個人の団体ではございますが、この人たちは福祉の隣にいつも座ってるんです。これで知らなかったなんて言うと、市民の目から見たら何ちゅうことや、となる。部長の前に座ってる。知らなかったのが事実か知らんが、それでは問題があると思うんです。

それと、この中に市の補助裏を取りつけてるという問題もあります。これもあんたがここへ名前が出てくるのは市が知らなかったとは言えませんよ。勝手に名前を書いたんだと言えますか。だから、事前に社協に干渉することはないにしても、話し合いはできるでしょう。まして目の前におるんでしょからね。その辺はひとつ町会なりそういう組織についてはギブ・アンド・テイクの関係があるんか知らんが、ピシッと押さえてもらわんと、福祉が逸脱して強制になり、ありがたくないものになってはいけません。もらう人も気の毒です。

私は、駅なんかでやってることについては、何も言うことはないんです。婦人会の方でも個

人的に協力されてるんだらうと思います。しかし、隣組から回して来ると善意がすり変えられますので、この辺はひとつ部長、社協とも十分話し合ってもらって指導についてもやってください。私の言うてる意味がわかるでしょう。市の補助裏がついてることもありますので、もっとよく勝手に出さんといってくれ、やるときにはこっちもやるということをきっちりしておいてください。

- 議長（横田憲治郎君） 次、教育委員会。
- 教育次長（平野誠蔵君） 四点目につきましてお答え申し上げます。

学校施設の人口増、いわゆる社会増対策でございますが、これにつきましては、毎年5月1日に基本統計調査を行いまして、これをもとに将来推計を同時に行い、この推計をもとに年次整備計画を立てて対処してまいっているところでございます。推計予測でございますので、宅地開発なり、団地の場合の住民移動等で若干、この推計が不安定な面もございますが、お説のような後追いでではなく、極力少なくとも、3年前向きという姿勢で取り組んでるところでございます。

それから、二点目の木造残存状況でございますが、木造として校舎が残っておりますのは、現状は四小学校、二中学校で残っております。これにつきましては、社会増対策等々もあわせ、並行して諸事情勘案の上改善を図ってまいらるつもりでございます。

それから、ちょっと例に出ました体育館の整備、講堂の建てかえでございますが、これについても、体育館としての機能を具備してないので、いわゆる講堂という形のものが数校残ってるわけでございますが、このまま一遍にはいなくても、早期に年次計画的に整備を図ってまいりたい所存でございます。

- 1番（寺田茂君） この教育問題については私も意見を申し上げ、共産党の考えてることも述べながら申し上げたんです。若干、時間の関係で協力したいということで、教育委員会に先回って若干お聞きしましたが、これについてちょっと意見だけ申し上げると、いろいろ老朽校舎とかの問題については、趣旨説明の中で申し上げましたように、補助の引き上げ等で十分やってもらわないかんということが国会の中で出まして、そういう一つの例も出たんです。

いま、個人的に聞くと、池上小学校ができてくるとか校区もできてくるので、古い校舎については取り壊しによって解消されるんだという、こういう考え方がもしあるとしたら、われわれの考えてるところとまた違う話なんです。大阪市のど真中ならいざ知らず、和泉市あたりは、どこの校区でも人口増が見込まれていくと思うんです。その意味では、古い校舎をつぶして危険校舎の整備ができましたというのでは、これこそ教育委員会は、次にまた来たらさらで建てないかん、補助がつかないで、また新しく大きな金をかけて建てないかんとなるので、現在の理論ではそういうことであっても、とにかく展望したときには全体的、総合的に考えていかな



いとおね。つぶしたら古い校舎は整理できました、と言われると、昨年から、6月になりますが、これは言うてませんが、そういうことやったらいけませんのでね。

それと、人口急増ということで私も出していますが、たとえば教育基本法では、小学校が約八百が機会均等の教育の場となっておりますが、和泉市には小学校十七、中学校が八校あるが、千人をオーバーしてるところも相当数ある。この辺はいつも議会の中で出てきますが、こういうものも検討してもらいたいということを最後に提起をしておきたいと思います。

具体的には、国府小学校はどうなるんですか。団地はまだ完全に入ってませんが、一番近いのでちょっと出したんですが、現在九百余人、約千人、そこへ団地がどんどんできてくる。国府小学校は千人からの収容能力がある、少々ふえてもあとと見るんですか。

それとも一つ、講堂の建てかえは何年来の問題ですが、これだけ答えてもらって終わりたいと思います。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

国府小学校につきましては御承知のとおり、今回、国の施策と相まって木造の解消に向かい、保有面積すべてを鉄筋化したわけでございます。現状では、普通教室七つの余裕を持っております。したがって、御承知の供給公社等の住宅開発等を含めた社会増に対処していきたい所存でございます。

講堂につきましては御承知のとおり、現在非常に狭わいでございます。470平米でございまして、学校の規模としては、三学級の正規の体育授業を行うのも支障を来す実態でございまして。早急に解消してまいりたいと考える次第でございます。

○ 1番(寺田茂君) 議長。私は大きく四点の質問を出していますが最後に簡単にまとめておきたいと思います。

まず上代伏屋線の問題、これは自衛隊基地の中にあり、非常に村人が困難な状態にある中で、の事業なので、やはり弱者に目を向けてもらった説明会などをやってもらわなければならないかと思っております。

それから市有地の問題、きょうの質問に対する答弁では、あいまいというか、こういうことは今後ないように、やはり本会議で私たちにくれた答えは責任をもって遂行するということをして肝に銘じてもらわんと、何ぼお金がないといったかて、うそ言うて金にかえることは美化されないで、十分注意していただきたい。

社協の関係では、市行政の福祉のバックにつながらないと確認しながら、もっと社協と綿密に打ち合わせもしていただきたい。

教育関係では、いろいろと今後の人口増対策、校舎問題についても、恐れ入りますが総務の青木さんですか、私が聞いた今後やっていかないかん問題で資料がございましたら、後で結構

ですので僕に提出してもらえばありがたいと思います。特に国府小学校の講堂について教育長からお答えを願いましたが、校区の議員さんも再三言ってる問題ですから、校舎がようできてきましたし、校庭の関係もありますので、ひとつ早くいのを全力を挙げてやってもらいたいということを要望して終わります。

- 議長（横田憲治郎君） ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

（午後2時58分休憩）

---

（午後3時35分再開）

- 議長（横田憲治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、28番、坂上国治君。

- 28番（坂上国治君） 久々の一般質問でございますし、いろいろと経過がございますので、回り道のような感じもするかもしれませんが、決して回り道ではございませんので、その点ひとつ御理解願いたいのと、議長さんをお願いしておきたいのは、時間の制限約1時半ということになっておりますけれども、答弁のいかんによっては多少延びるかもわかりませんので、その点ひとつよろしくお願いしておきます。

それでは、伯太幼稚園の敷地問題についてお伺いしたいと思います。

御承知のとおり、私たちが市会に出て間もなくのことであつたと思いますが、池上下宮線並びにその当時の舞小田線という府の道路計画があつたわけでございます。その道路計画に幸保育園と伯太幼稚園がひっかかっておるわけでございます。そのことについて、9月1日付で幸保育園が新しい建物を建てておかわりになったということでございます。

そこで、まずお聞きしたいのは、池上下宮線は、皆さんから聞くところによりますと、幻の道路であるというふうに言われておるんです。現在の舞小田線もそのとおりでございます。しかしながら、この道路敷地の買収に当たっては、市の方からいろいろ協力を頼むということで、私も土地の買収に当たって地主へのお願いに相当困つたわけでございますけれども、現在に至っても、何らこういうことで中止になったとか、どうかいうことは聞いてないわけでございます。しかし、舞小田線の各個所に新築の家がどんどんふえてきておるわけです。

そこで市長さんにお伺いしたいんですが、この池上下宮線あるいは大阪岸和田南海線ですかに名称を変えられたと思うんですが、ここらの決まつた経過の報告をまずしてほしいのと、そして、なぜ伯太幼稚園だけは現状のままではってあるのかということをお伺いしたいんです。

実際問題として、私は次の議会で質問する予定でございましたけれども、この議会の冒頭、市長さんが再出馬するということを言われましたので、この議会でぜひともこれをお聞きしたいというふうに考えております。この伯太幼稚園の敷地につきましては、もう次々と建て売り住宅等がふえてまいりまして、非常に土地が少なくなってきたわけでございます。この際、ひとつ便利のええ場所を買収していただいて建ててもらえるものか、あるいは現在、舞小田線の敷地内に家を建てさせている問題から、いよいよその土壇場までほっておこうとしておるのか、そこらの辺をひとつ明確な答弁をいただきたいと思っております。

しかし、この答弁については、各セクション、特に教育委員会等にはいろいろとお願いはしておりますけれども、とうてい教育委員会では、この金のめど、財政的なことは無理やと思っておりますので、市長さんが、はい、わかりました。あすから土地を買収して建設にかかります、ということであれば、各セクションに私はお願いに回るんですけど、市長さんが財政難だ、財政難だということで引っ張られては非常に困ります。

せやから、この市を担当する市長さんにもうちょっと考えてほしいことは、現在の大阪岸和田南海線にひっかかっているのは幼稚園だけやなく、市営住宅もござります。しかし、これも空き家にしたままでだれにも貸さずに置いてあるわけです。そして、一方では確認をおろしてどんだん家を建てさせているんですが、ここに大きな矛盾があるのではないかと。財政難を唱えるならば、修理して1銭でも家賃をもらうことが財政再建につながると思うんですけど、それらをほったらかしにしておいて、そして、伯太幼稚園を引き延ばす戦法にかかっているんだと解釈してらるんですけど、これをひとつ明確な答弁をいただきたい。

私は先ほども申し上げましたように、当を得た答弁であれば短時間で引き下がりますけど、もしもこれから検討するとかどうかということであれば、先ほども議長にお願いしたとおり、きょうで私の質問が済まなかったら、あす一番にお願いしてでも継続させてもらうことをひとつ議長にお願いしたいので、肝に銘じて答弁してほしいと思っております。

先ほどから言っているとおり、道路の進行状況、池上下官線はどうなってるのか、舞小田線はどうなってるのかということをお聞きしたい。もうすでに幸保育園が新築されてるのに、伯太は一向に声もかけてもらえないということで、これは市長さんも十分考えてもらわないかん。和泉市には幼稚園が八つあるんですが、その中で伯太幼稚園はマンモス幼稚園です。国府幼稚園と伯太幼稚園だけが定員200名なんです。市長さんは余り伯太の幼稚園へお越しになったことはないと思うんですけど、あんな狭い、きのうも運動会を伯太小学校の運動場を借りてやってる状態なんです。あんな狭いところで200人の園児を収容することは実際無理やと思うんです。そこで願わくば、余り時間をとらないように、はい、わかりました。あしたから係員を派遣して用地買収に行きます、やります、そしていつごろから建設にかかります、

と答弁してくれたら、これはもちろん答弁を得るわけではないんですが、ヒントを与えてるんですが、できるだけそういう答弁をさせていただいたら早くスムーズにいくと思います。しかし、検討を加えるとかどうとかいうことであれば、これはもう私は引き下がれませんので、そのことを十分肝に銘じて答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 坂上議員さんの端的なお尋ねでございますので、卒直にお答え申し上げたいと存じます。担当セクションよりも市長に、ということですので、補充すべきことはまた担当セクションからお答えするとして、私からお答え申し上げたいと存じます。

いま、御指摘ございました大阪岸和田南海線、以前は舞小田線と言っておったんですが、これの計画決定がされてから十余年たつわけでございます。本市の交通難から申し上げて、大阪府に対しまして、早期に着工していただきたいという要請は続けているわけでございます。大阪府当局としても、道路行政あるいは財政とのからみの問題等、諸般の事情でおくれていることは御案内のとおりでございます。私たち和泉市の行政といたしましては、交通難緩和のために早期に促進していただくよう、常日ごろから大阪府と協議を重ねているところでございます。建設部長段階でも、日増しに協議を重ねるところでございます。

卒直な見通しでございますけれども、協議を重ねお願いをしておりますが、大阪府として、それではいつ着工しようという明確なお返事はいただいておりますが、本日までの実態でございます。ただ、一部の中央線あるいは供給公社の父鬼和気線から中央線に至る間につきましては、何とか5年度に一部の用地買収に着手していくというお返事をいただいております。

その中で御指摘どおり、岸和田南海線の計画線上に伯太幼稚園が建っているわけでございます。明快な答弁を議員さんから求められているわけでございますが、所管の教育長からいろいろと報告を聞き、提案させていただいてる実態でございます。岸和田南海線のこの部分での着手が若干おくらまいるという見通しでございますが、なお推進方を話し合い進めてまいりたいと存じておるわけでございます。この伯太幼稚園の現状につきましては、私もお聞きをしております。手狭で定員200人ほとんどいっぱい、また、たしか昭和31年建設でございまして、著しい社会増に伴ってプレハブも一部建てさせていただき、御不便をかけている実態であることは、私も承知をしておるわけでございます。

その中で、岸和田南海線の早期着工の推進とくらみ合わせ、いわゆる伯太幼稚園の移転問題も考えてまいらなければならぬと存じておりますが、非常に厳しい社会増の伯太地区でございまして、私が心配しておりますのは、いよいよ路線の買収に入って代替地を求めるとき、果たして住宅が密集する伯太地区で代替地が得られるかどうかという、この辺が大きな問題だと存じております。

そういう諸般の事情なり伯太幼稚園の実態、老朽化、プレハブで手狭であり、計画線上にあるという、他の幼稚園とは一つ違った問題があることは、私も承知しております。財政難ではありますが、早急に土地の手当は考えてまいらなければならないと存じておりますが、代替地が果たして求められるかという、伯太の実情は私も存じ上げておるつもりでございます。こうした諸般の事情、計画路線にあること等を勘案したとき、敷地の手当は早急に考えていかなければならない緊急課題であると承知しております。所管が教育委員会でございますので、用地の手当等についての的確な対策を話し合っておるところでございます。

端的なお尋ねに対して的確な御答弁にならずに申しわけございませんが、諸般の実情をらみ合わせながら所管の教育委員会とよく話し合い、代替地の物色、手当を考慮していく、こういう考え方でおりますので、ひとつ御賢察、御理解と御協力をいただきたいと思っております。

- 28番(坂上国治君) いま市長から答弁をいただいたわけですが、土地の手当を考えなければならないということですが、これは考えんでもわかってる、考えてる余地がないわけですから、はい、御要望にこたえてあすから土地買収にかかります、という答弁をいただきたいと思うんです。理事者はいままでの答弁の中でも考えます、考えます、と言ってきたが、考えた結果合意が得られなかったら、また日延べするんでしょう。

市長が、伯太の幼稚園が道路計画に入ってる、また狭い、どうしてもやらなければならないとお考えになっていただいたら、これは教育委員会もやってくれるはずですよ。市長の腹があいまいであつたら各セクションも動きにくいと思うんです。せやから、市長の方で、はい、わかりました、その方向でひとつ進めます。と言っただけで済むんです。考えるということは、考えなければわからんことと、考えんでもわかってることとある。これらについては考える必要はないんです。

市長は、二言目には財政難を口に切り出してくるんですけど、財政難はわれわれもわかっております。しかし、舞小田線については、どんどん許可を下げた家を建てさせてる最中です。せやから、相当な日延べを予想してるんです。私が先ほど申し上げましたのは、買収のときはやいやい協力せよ、協力せよ、と言っておいて、現在、確認をおろして家を建てさせておる。それについても、われわれに何の話もないわけですよ。そういう行政のあり方でいいのかどうか。池上下宮線あるいは大阪岸和田南海線の両方から町会の役員にも寄ってもらって協議し、そんならやってもええやないかということで進めてきたわけですよ。ところが、計画道路の中へどんどん家が建ってくる。あんたどこ、どないして許可取りましたか、いや、すぐおろしてくれましたよ、という状態なんです。そんなことでもいいのかどうか。

私は、地主から相当おしかりを受けてるんです。ちょうど自衛隊前に交差点ができるわけですが、池上から真っすぐに上がってきて左の伯太へ入るときに、信号を通るときに非常に危険

性があるということから、府の方から言われて、結局、あの角っこに基礎して家を建てようとしているところへお願いに行ってくれということで、私も一緒に行きました。えらいすみませんが、おたくが建設される場所は実はこういう計画があるので、非常に申しわけないが、この家をもっと奥へ引っ込めてくれ、と頼みに行った。いまからちょうど五、六年前やったと思うが。その当時、16万円で買収したわけです。

ところが現在になったらね、あの角っこの取ったところですが、現在の価格ですと大体80万以上やと思うんです。そうすると、道路をつけるから協力せよ、と坂上が言うてきて協力したのに結局だまされた、いまなら80万以上も売れる土地を16万円で協力した、となるわけです。

せやから、怒られるのは私一人。協力してくれと頼みに行き、いろいろ努力したものの、現時点では何の相談もかけてくれず、どんどん家を建てさせているんです。これは鉄筋で建ててはならないことだと思うんです。しかし、木造のヒノキの柱でがっちりしたものを建てている。これは許可をおろした以上は、五年や十年で取り除くようなことであつたら買収せないかねんやから、府も大きな損害です。それなら許可しなと思うんです。

これは幻の道路で絶対廃止というなら、それでほか場所がなければ、現在の伯太幼稚園の周辺を買収してでもね、これは私は協力してもらえと思うんです。多少の立ち退きはしてもらわないかんけど。さもない限りは、どこかで土地を求めておかんと、いよいよ舞小田線がつくんだという時点になってやいやい言うて探したところで、とうてい土地は見つからんと思うんです。

せやから、私はいまの市長の答弁では非常に不本意です。はっきりと前向きの姿勢を示していただき、そして教育委員会とも相談しながら、一日も早く土地の買収にかからんとね、考える必要はないと思う。こんな単純な問題を考える必要はないと思うんです。財政のことは考えないかんかもわかりませんが、この必要性については、当然やらなければいかんとはっきりしてるものを、考えます、という答弁では非常に不本意です。もし、市長さんが言ひ間違いをしたんならひとつ訂正していただき、直ちにそれにかかってやるということならね。これはどっちかにしていただきたいんです。

これはセクションとの相談は後でしていただいたら結構やと思う。セクションで金の工面は絶対にできないわけです。せやから、市長の方でやります、という決心をして、そして教育委員会なり各セクションに命令していただいたら、市長の命令を必ず忠実に受け取ってやってくれると思うんです。その意味で私は市長さんに質問しております。セクションは頼りないということやなく、和泉市の市長さんの言うことは絶対守ってくれるという気持で申し上げるので、そこらの気持を十分察していただき、私の質問に対して、考えます、ということはひとつ

取り消していただき、即座に取り組んでやるということを言うていただきたいんですけど。

- 市長（池田忠雄君） 坂上議員さんの御要望の趣旨は、私も先ほどの答弁で申し上げておるわけでございます。ただ、議員さんの御指摘はごもっともな点はございますけれども、行政の幼稚園の問題については教育委員会でございます。また南海線とのからみ、あるいは厳しい財政再建の途上の中、最終の権限はあるとしても、やはり担当のそれぞれのセクションというものがございまして、それぞれが協議して上がってくる中で結論を出していく、こうした行政のシステムは御案内のとおりでございます。

そうした意味合いから、一般質問で議員さんが最高責任者としての市長の明確な答弁を求められるお気持はわかりますが、御趣旨を体して今後対処していかなければならないことは私も理解しておりまして、先ほどのお答えとおりでございます。ただ、行政のシステムの中、それぞれの担当の所管でいろいろ協議し、その中で最終的な結論を出してまいりたいと考えておりますので、御趣旨を体して対処させていただくということでひとつ今日は御理解を賜れば幸いかと存じます。よろしくお願い申し上げます。

- 28番（坂上国治君） 市長のお聞きのとりの御答弁でございます。持って帰って相談するということであれば相当時間のロスができると思いますので、それならひとつ教育委員会と市長が十分やっていくとかどうとかのことははっきりしてください。責任の転嫁やないと思いますが、所管の教育委員会がかぶり振ったらできんという意味やと思いますので、ひとつ前向きな答弁を教育長からお願いいたします。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

御指摘のとおり、伯太幼稚園の用地確保については、年度当初でしたか、昨年でしたか、御指摘をいただきました。いま、上司が申し上げましたとおり、岸和田南海線の道路敷にあるということ、地域は住宅専用地域で、しかも年々住宅が急増してまいってるわけでございます。いまにして用地の見通しを立てない限り、用地を求めがたい事情にあること、加えて園の実態は、120名定員の急増に備えて二つのプレハブを建て、200名を収容しているという実態、園自体の敷地が非常に狭小であること等の状況も常に御理解いただいているところでございます。これらの状況を踏まえ、市長も早期実現を目指して努力する意味のことを十分言い尽くされたと思うんでございまして、その市長の意図するところを御賢察いただきたいと思うんでございます。

もとより、幼児教育を含めての義務教育の必要性、教育目的達成に必要な施設の充実は、本来、私ども委員会の仕事でございます。この現状を踏まえまして、その実現に十分庁議をはかる中で計画の具体化、実現を促進してまいりたい、かより考えるのでございます。その点ひとつ御理解、御賢察いただきたいと存じます。

○ 28番(坂上国治君) いや、教育長ね、あんたの答弁はちょっと筋違いやと思う。市長が、セクションと相談します、ということでしょう。あんたが市長から相談を受けたらどない言うんですか。そんなに別に急ぐ必要はない、やめときなさい、と言うんですか。そこらの辺をはっきりしてもらわんと、あっちこちなすり合いみたいなことになりかねないと思うんです。せやから、はっきりものを言うてもらわんと困りますよ。市長さんの腹が決まれば私とこはやりませう。とはっきり言うてもらわんと、そんな頼りない答弁ではね。初めから言うてますやろ、ただでは引き下がれませんとね。はっきり前向きに進むということであれば引き下がるが、あやふやに時間稼ぎされるのであれば、私は承知できないと思うんです。

そして、冒頭申し上げましたように、現在の大阪岸和田南海線には家が建ってるが、池上下宮線の場合はどうなってるか、ここらの比較もしておきたいと思うんです。恐らくこれも近々のうちにつく予定だと考えていると思います。さもなければ、幸の保育園もそこまで急いで建てかえる必要はないんじゃないかと思ひます。そこらの道路の関係について、市長でわからない場合はセクションでも結構ですから、答えていただきたいと思うんです。

われわれは、いたずらに声を枯らしてしゃべってるんじゃない。やはり市の財政も考えながら言うてるんです。市営住宅もそのままほってあるのはいかんやないか。一方では、どんどん許可下げて家を建てさせているが、あれも修理して住宅に困ってる方々に入っていたら幾らかでも家賃が入るんです。そういう細かいことも考えてほしいと思うんです。

市長の方から十分答弁できない場合はセクションからでも受けますが、いずれにしても、前向きの姿勢で、よし、やるんだ、これはやらなければならないんだ、という見地に立っていただかんとね。教育長さんの答弁は何やら幅があるんですけど、逃げやすいように、ひょっとしたら逃げ口上じゃないかと聞こえます。せやから、胸を張って、市長がいよいよやる気になってくれたら教育委員会はやりませう、というぐらいのことを言うてもらわんと、何もこんなところでしゃべるばかりが能やないからね。そのぐらいのことを教育長さん、ひとつ言うていただかせんか。

○ 教育長(葛城宗一君) 御指摘のとおり、過年来の計画でございます。急激な住宅化という地域の特別な事情等を勘案いたしまして、お説のとおり、前向きで取り組んでまいります。

○ 議長(横田憲治郎君) 建設部長。

○ 建設部長(森保君) お答え申し上げます。

第一番目の小田舞線の経過でございますが、41年4月11日に小田舞線として計画してございまして、それから46年12月13日、告示1,736号をもって小田舞線を岸和田南海線に名称変更してございます。

御指摘ございました伯太改良住宅でございますが、以前にも議員さんから御質問がございま



したように、現在、空き家が4戸ございます。近く2戸を改造いたしまして、岸和田南海線の完成の日まで使っていただくよう計画してございます。

それから、池上下宮線の現在の状況でございますが、泉大津側は松ノ浜周辺から条東小学校のところまで、第二阪和国道を通過して泉南線まで達してございます。それから岸和田南海線までの間3,895平米を買収、大阪府の方で買い上げていただいておりますが、現在、公社が保有しておりますのは3,368平米でございます。この買収について府と話し合ひ中でございます。事業につきましても、用地買収と並行して府の方で施行してもらおうと現在、協議中でございます。

以上でございます。

- 28番(坂上国治君) 先ほど、市長なり教育長の方から答弁をいただいたんですが、ここで私、確認しておきたいと思っておりますけれども、これは絶対にやります、というお言葉をいただいたと解釈してよろしいですか。これはどうしても道路の関係もあり、ほかのいろんな問題もあるので、どうしてもやらなければならないということはおわかりになったと思うんです。せやから、近々のうちに土地の手当もし、これを前進してやるべしだと答弁していただいたと判断してよろしいでしょうか。
- 教育長(葛城宗一君) 結構でございます。
- 28番(坂上国治君) 市長、よろしいな。そういうことでやってくれますな。市長がちょっと元気が薄いようですが、やるならやるとはっきり言うていただかんと私も下がりにくい。そうすると、大体いつごろまでに土地を買収して、大体建設はいつごろからしてくれるんかという具体的なことも聞かせてもらわんと、このまま延び延びに引っ張られていると、われわれも任期がくる。そこで「はい、さようなら」となるとは困りますので、私も言い出した以上は、自分の任期中にはっきり片をつけておきたいと思っておりますので、そういうことでよろしいか。
- 教育長(葛城宗一君) すみません。もとより具体的な計画等についても、財政再建計画とあわせて向こう3カ年の事業計画等を立案し、現在、府議にかけてる実態でございます。したがって、まず何を申し上げても、用地の確保が基本的な問題でございます。用地確保については、新年度に具体化してまいりたい、かよう考えるのでございます。用地確保ができれば、その後の建設については、国庫補助との結びつきの関係において促進していける、かよう考えますので、その辺御賢察いただきたいと思っております。
- 28番(坂上国治君) 新年度で土地の確保と言われるけど、54年度にやってもろうておかんと、それやったら、余り急いでない人の言うことです。土地の確保を新年度からぼつぼつ動き出して、いつまでに確保できますんや。せやから、土地の確保は54年度内にやります、それからひとつ建設に取り組んでいきたいんだ、という姿勢をほしいわけです。せやないと、先

ほど言いたうに、われわれの任期も余すところ一年足らずです。このままあんたらの言うことを信用して、やってくれるのは間違いなからうと思うると、また後でだまされたという結果になるんですよ。もう私も長い間議員生活をしておりますので、こりう言葉は逃げ道を張って言ってるな、ということはわかってるんです。そこまで値打ちを上げないで、はい、わかりました、やらないかんことはわかってるんやから、こりします。とこりても同じことやと思うんです。はっきりと市長は、セクシオンと相談してできるだけ早く考えます。とこりてくれるんやから、少なくとも、54年度中に土地の確保だけはしてほしいと思うんです。

こんなもん、あんた方が土地を買いに歩くのがいややったら、開発会社へお願ひしたら土地買収に取り組んでくれますよ。そこまで言わなくてもわかってると思いますけど、わからんの人やったら紹介しておきますけどね。土地開発会社へお願ひして、実はこりこりして伯太幼稚園の敷地が必要だ、ええ適当な場所をひとつ探しておいてくれよ、と一言頼んでおいたら動いてくれると思いますし、間に合わんけど、われわれもお願ひに行かないかんところがあれば一緒に行きたいと思います。

せやから、えらいすまんけど教育長さん、ことし中に土地の買収を終わるつもりでやったださいな。新年度と言っても、新年度早々から前向きにかかってくれたらよろしいが、新年度では、恐らく55年度末がきてても恐らくできないという返事がくるに間違いなからうと予測するわけです。それだったら非常に困るんです。実際せつちな質問ですが、私の気持も察していただいて、これは何年か前から一般質問でもお願ひしてる中で、今日までほっておかれたわけです。

きのうもたまたま幼稚園の運動会というので行ったところが、幼稚園にはだれもおらない。伯太小学校でやってるといことです。あれだけの園児をあの狭いところへ詰め込んでね、大きな差別ですよ。ほかにもそういうところがあると思いますが、伯太町だけなぜこれぐらい差別されないかんのかと考えてるんです。教育長もいろいろと幼稚園へ出入りしていただいてると思いますが、まあ一遍、そのほかの方々も伯太幼稚園へ行ってもうたらわかります。あんなところで200人もの園児を収容してるのを見てびっくりしますよ。教育長さんは一番よくそのことをおわかりやから、54年度中にひとつ敷地の手当だけをしようという気持になってもらえませんか。54年度中といっても、土地の買収は非常にむずかしさがありますので、それは1カ月や2カ月は新年度へずれ込んでもよくわかります。しかし、一応の区切りをつけてもらわんと、新年度ということでは納得できませんよ。

財政の苦しいこともよくわかりますが、財政問題ばかり言っておったら市民のために行政はやれません。そこらを御理解いただいて、何とか54年度内に土地の手当だけはするようにいたしますとこりていただいたら結構です。

教育長さん、わたしは同じことを何回も言うてるんですが、あんた方は賢いから一遍聞いたらわかるやろう。そのとおり言うたらよろしい。それをよう言わんのんやったら、やる意思なしと認めなしょうがない。意思があったら、そんなことぐらい三つ子でも言うぜ。意思があるんかないんかということや。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

先生も御理解のとおり、本年度内とおっしゃいますが、財源確保の上においては、お説のように土地開発公社に先行取得をお願いするにしても、債務負担を先生方の御同意をいただかないと、あるいは当該年度において確保するため、市単独で直接買収するにも当然予算も必要でございます。しかし、すでに政府債の承認時期も過ぎてるわけです。やるという意気込みは持ってますが、財源の措置手法として、新しい年度において市が直接買収させていただく、起債を得てやるか、それともまた、皆様方の御審議をいただく中で開発公社に先行取得を依頼するか、そこらの府内での協議の詰めをひとつお許しいただきたい、かよう考えまして、新年度に何とか用地確保に踏み切りたいと申し上げてるわけでございますので、その点ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○ 28番（坂上国治君） それはわかるんですよ。しかし、どうしてもやらないかんことはわかってるんでしょ。それなのに、わざわざ新年度という言葉を使うということは、私は逃げ口上としか考えられないんです。金が要ることはわかってますよ。しからは、もっと土地の安い間に何とか考えておけばよかつたんやないですか。開発会社もあちこちにまだよけ土地買ってますけど、間に合わん土地ばかりです。そのときあんた方が気がついておったら、特にこりした伯太幼稚園のことも出していただき、間に合うようなところを買収しておいていたら即座に間に合います。現時点では、そういう間に合う土地がないということでしょう。いま、皆さん方にこりやって迫ってるんですが、そんな答弁では引き下がれませんよ。何でもかんでも、よし、早期にやるんだ、と市長なり教育長が言わん限り私は引き下がれませんよ。これは明らかに引き延ばしてうそだます手段でっしゃろ、はっきり言うたらね。せやなかつたら、土地を物色して交渉するのに、せにも金も最初は要らんわけです。そのぐらいの気持ちになっていただいて、それから54年度内にできなくて新年度になってもいたし方ないと思ひます。せやなくて、全くやる気なしや、あんた方は、やる気なしや。あるんやったら一遍言うてみ。うそ言うてごまかしたらええと思ひてるやろう、市長。どっこい、そうはいかんぞ。むずかしいことやったら言いくいやるうが、そのぐらい簡単なこっちゃ。幸保育園も場所のええところへ建てかえたんでしょ。まだ道路にひっかかってきてないのにやっただんでしょ。ところが、伯太の幼稚園を一遍見なさい。これから新年度から土地の手当にかかって引き延ばそうというあんた方の考えに対しては、私は断固として反対です。

私も29年から議席を汚してるんです。せんどだまされてきましたので、もうだまされませんよ。そういう決意のもとに一般質問をやってるんですから、はっきりしなさいよ。ようせんねんやったらようせんと、新年度からしかようしませんと言うてみなさい、市長でも教育長でも。やる気は全くなしや。やる気があるんなら、あります、と言うてみ。こういう結果になると予測したから、私は冒頭、議長にお願いしたんですよ、答弁のいかんによってはあしたもお願いしますが、とね。いややったら、いやでよろしい。あした、もう一遍時間をいただき質問させてもらいます。しかし、このままでは絶対に私は引き下がらんということだけは考えていたかんとね。あんたらがもうちょっと誠意のある答弁をしていただいたら、皆さん方に迷惑をかけることは少なくなるんです。せやけど、理事者が煮え切らんために、皆さん方に御迷惑をかけてるんです。

市長が最初にはっきりしたことを言うていただいたら、教育長もはっきりすると思うんです。せやけど、市長がちょっと濁すから、教育長も、わしが飛び出たら悪いという考え方で濁してると思うんです。54年度中に土地の手当をします。と言うたら済むんや。それぐらいのことをより言わんのんかいな。そんなことをより言わんのんやったら、大きな顔して再出馬するとか言わんで、あっさりやめてしまいなさい。こんな大事な幼児教育について、あんたはいろいろ書いてるが、そんなのは口だけや。本心はどうですか。わかってるんやったら、本年度に土地の手当をします、ということぐらい言えるやろ。

- 市長（池田忠雄君） 冒頭、お答え申し上げておりますように、決して御指摘ありましたように、逃げとかで申し上げてるつもりはございません。はっきりと申し上げたいと思います。ただ、一般質問で御質問いただき、実情について私も理解する中で、前向きな対処ということをお願いしました。

ただ、54年度中という御質問については、先ほど教育長も申し上げましたように、これは行政でございますので、簡単なお約束をするよりも、財政の裏づけ等も府議にかけていろいろ協議の中で、私自身対処するというところでございます。決して逃げとかで申し上げてるつもりはございません。前向きな対処ということは、先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、具体的なことについては、やはりわれわれなりにあらゆる角度から協議し、簡単な財政抜きのお返事よりも、協議を重ねて対処させていただきたいつもりでございます。御理解を賜りたいと思います。

- 28番（坂上国治君） できるだけ理解したいと思うんです。しかし、私の言うてゐることは、無理なことと思うんですか。今年度中に手をつけてくれたらどうか、と言ってる。協議というのは新年度までかかるんですか。私は、そんなにかかるとは思わないんです。どうしてもこれは迫られてる問題やから。やらなければならぬということさえ肝に銘じていただければ、こん

な協議はすぐできると思うんです。

今年度、土地の手当に手をつけたところで、先ほども言いたように、すぐ金が要るのは違うんです。ここなら、というところを地主にお願いしておいて、そして、建て売り住宅に売らんようにしてください。市のこうした建物をこしらえるので何とか…、ということ、それもやはり手当の一つの方法ですよ。そこらをほっとして新年度からと、新年度といっても幅があるんです。55年の4月から56年の3月まで新年度です。その間ほっておかれたらどないなるんですか。われわれは、ほっとかれる可能性ありと見てるんです。あんた方は、ほっとく気持は毛頭ないと御答弁くださってるんですが、それならそれで私が安心できるような答弁をしていただきたいんです。

この議会の中で確約していただいても、理事者がよせんことはたくさんある。こんな返事で引き下がったら、うそだまされるのは絶対間違いなしと思うんです。ですから、市長は絶対やると言ってるんやから、教育長さん。あんたからはっきりと、これは建ててやらないかという見地に立って一言お願いします。幅広いというか、逃げ口上みたいなことばかり言うておっては信用できません。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

いろいろ御叱正をいただいておりますが、先ほどからる上司が申し上げておりますとおり、特別な事情を勘案して積極的に対処するという基本的な考えでございます。加えて、先生が54年度とおっしゃってられますが、いろいろ財政の部局あるいは委員会等々も含め、事務的な手法としては、本年度単独買収するとすれば、政府の起債許可の期限が過ぎてるんです。だから、新しい年度でなければ起債許可は取れません。お説のとおり、話し合いには入れても、実買収行為はできない、あるいは公社等に依頼して先行取得するとしても、予算に債務負担として計上し、皆様方の御審議をいただかなくてはなりません。したがって、気持としてはあすからやる気持があっても、いまからかかります、ということをごこの場でお答えしがたいと申し上げてるわけでございます。御賢察いただきたいと思ひます。

○ 28番(坂上国治君) 教育長、あんたは私の言ってることを理解してないんです。新年度といえは一年間ある。しからば、新年度の大体何月ぐらひまでに土地買収が完了するよう努力します、と言うていただけますか。

○ 教育長(葛城宗一君) 先ほど新年度と申し上げましたが、御承知のとおり、会計年度は4月から始まって3月まで、したがって、55年度4月予算計上するというごこと御賢察いただきたい、かより考えるんです。議員さんも現状を見られて一日も早く、というお気持は十分推察するところでございますが、事務的手法、予算措置等を含め、来年度当初予算に債務負担の予算計上をいたしたい、かより考えるのでございます。

- 28番(坂上国治君) いま教育長から、55年度の当初予算に組んでいくということですが、市長、そりやってくれますか。
- 市長(池田忠雄君) 議員さん、幼稚園の所管は教育委員会で、教育委員会の責任者の教育長から、るる現状の実態の上に立って答弁をしておるわけでございます。先ほど申し上げてるとおり、所管でいろいろ協議をしていくという趣旨はひとつ御理解のたまきたい。そりいうことの上に立って、おっしゃる御趣旨は、私もよく体得するところでございますので、前向きに対処してまいりたいと存じております。
- 28番(坂上国治君) いま教育長さん、市長さんから答弁をいただきましたので、55年度の予算に組んで、そして、各議員さんの承認を得るように努力するということですか。
- 教育長(葛城宗一君) はい、そりです。
- 28番(坂上国治君) そりいうふうに確認しておきます。終わります。

- 
- 
- 議長(横田憲治郎君) ここでお語りいたします。

本日はこれにて一般質問を終わり、散会のたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会のたします。

なお、明日も一般質問を続行のたしますので、定刻御出席くださいますようお願い申し上げます。長時間まことにありがとうございました。

(午後4時40分散会)

第 3 日





昭和54年10月12日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	18番	池辺秀夫君
3番	橋本佳行君	19番	貝淵博治君
5番	仁井明君	20番	田中包治君
6番	大谷昌幸君	21番	直村静二君
7番	金沢勝君	22番	勝部津喜枝君
8番	成田秀益君	23番	三井正光君
9番	松下定君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君	27番	竹下義章君
13番	赤阪和見君	28番	坂上國治君
15番	横田憲治郎君	29番	藤原利一君

欠席議員(1名)

10番	山口議一君
-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏	名	職	名	氏	名
市	長	池田	忠雄	財 政 課	長	大塚	孝之
助	役	坂口	禮之助	同 和 対 策 部	長	中西	淳富
収 入	役	中塚	白	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生	田	稔
参与兼市長公室長事務取扱		西川	喜久	同 和 対 策 部	次 長	橋本	昭夫
参与兼都市整備部長事務取扱		林	徳次	市 民 部	長	富田	宏之
秘 書	広 報 課	長	石本	博 信	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	逢 野	博之
財 務 部	長	麻生	和 義	産 業 衛 生 部	長	広岡	史郎
財 務 部	次 長	北野	敦雄	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷	泰 夫	

建設部長	森保	消防本部次長兼消防署長	湯川行夫
建設部次長	吉田日出男	用地担当理事・土地開発公社事務局長	杉本弘文
都市整備部理事	門川祿朗	用地担当参事・土地開発公社事務局次長	岩井益一
都市整備部理事兼計画調整室長事務取扱	中山重光	教育委員長	堀内由延
用地対策室長	萩本啓介	教育長	葛城宗一
改良事業部長	逢野一郎	教育次長	平野誠蔵
改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	明坂貞士	管理部次長	青木孝之
病院長	竹林淳	指導部長	高橋貞良
病院事務局長	内田繁	指導部次長	竹田明郎
病院事務局次長兼管理課長事務取扱	藤原光夫	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水道部長	田中稔	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
水道部次長	西川武雄	監査委員	久光喜多男
会計課長	赤田篤信	監査事務局長兼公平委員会事務局長	向井洋
消防長	松村吉堯	農業委員会事務局長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

---

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

---

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝

---

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月12)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

(午前10時10分開議)

- 議長(横田憲治郎君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆様方には昨日に引き続き御苦労さんでございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいまの御出席の議員さんは17名でございます。欠席の議員さんは山口議員さんでございます。遅刻届のある議員さんは橋本議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われまふ。現在、17名でございます。

- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(横田憲治郎君) 日程第1「一般質問」を続けて行います。12番・藤原要馬君。

- 12番(藤原要馬君) それでは、お許しを得まして一般質問をさせていただきます。

第1点は、財政問題についてでございますが、現在の実際の財政はどうなっておるかという事は、われわれには細部にわたってわかりませんので、これをひとつはっきりと御説明願いたいと思います。ということは、今度の53年度の決算では14億の赤字と聞いておりますが、私らの考えとしては、とうてい14億ぐらいでは済まないだろうと考えておりますので、細かくひとつ御説明願いたいと思います。これは市長さんがよく御存知やと思いますので、市長さんにひとつよろしく願いたいします。

第2点ですが、市長さんは当選せられて以来、また選挙のときは、市民の皆さんに十分のサービスをする。福祉も十分にやります、ということで出て来られたと思うんですけど、実際に

市長になられてからはそういうことはさらさらなく、ただ税金を取れるだけ取る、手数料も高くする、各都市に比べて模範的に高いわけです。そして、補助は全部打ち切ったり減額する。こういう形で政策をやっておるんですから、これはどうかやれるはずですね。あんたが市民に公約し、言明したことは何一つとして実行しておらないということです。多くの市民があなたに協力してめでたく当選せられたんですから、何か一つでも実行してればええんですけど、私はないと思ってる。これは各議員さんもそう思ってると思う。いまやってる事業でも、池辺、藤木市長が構想、計画をしてやってこられたものばかりで、あなたになってからは、どういう構想で計画してやってこられたのか、われわれはわからない。ほかの議員さんで知ってる人もあるかもしれませんが、私は全然わかりませんので、そこらをひとつ詳しく御説明願いたいのです。

あんたは各市民の前では、何もした、これもした、と言明しておるらしいけども、それは全然違ってると思うんです。前市長の計画したものをあなたは継続してやったにすぎないと思うんです。その点はどうも私にはわかりかねます。それでひとつそういうことについても詳しく御説明願いたいと思うんです。

第3点は、あなたは財政対策特別委員会かを組織されまして、その初めての会合のとき、今度の自主再建についての計画を出してこられた。そのときわれわれ全委員が、こんなものをわれわれは審議できない。こんなものを審議した場合、議会に対して申しわけない、ということで、中身も見ず、一見しただけでお返ししてるわけです。これに対してあなたはどういう見解をとったかという、そういうわれわれの意見も無視して、高額なる税金、また補助の減額をやられてるわけなんです。そのときに出てきた同和对策の問題ですが、これはむずかしい、こんなもん実施できるのか、と言ったところ、市長は「やります」と言うて当初予算に計上してきたわけです。その問題がいまだにくすぶってるようですが、これは支部とのくすぶりはよろしい。しかし、われわれが議会に提出されたのを承認したんです。その議会が承認したものを、いまだに解決がつかずにまだもやもやしてるということはどういうわけかということです。そんなもん、市長としてはよくわかってるだろうし、われわれも注意してあるんだから、なぜそんなものを当初予算に提出したか。あなたはそのときの予算委員会のときでも、「絶対にこれは実施します」と言明したんですが、それをいまだに解決されてない。

私は、今度の一般質問をやりたくなかったのですが、これがあなたの4年間の最後のわれわれの質問する場でありますので、一応お聞きしておかなければ市民に申しわけないと思って聞いているわけなんです。同和对策の問題でも、これは府連までいってるらしい。なぜ地元の支部ともっと早く交渉しなかったのか。われわれにその問題を出してくる前に、1月か2月ごろに解決しておいて議会に提出すべききものやなかったんですか。それを支部を無視したままで出

してきたので、支部も納得いかないということでしょう。地元でもめるような形をつくったのはあんたです。だから、あんたはこれをどうして解決しようとしておるのか、詳しく御説明願いたいと思うんです。

財政はこれで終わります。

次に、道路についてでございますが、市長さんが就任されてからどこに道路を新設しましたか。池辺、藤木市長が計画してやられた道路もその後になってると思うんです。この道路というのは、一番重要な問題だろうと思うんです。それがためにまず投資して用地を購入してあるんですが、それらをどういう考えでやっていくのか。ちょっと私にはわかりません。泉大津・阪本線にしても放置したなりです。あれは警察が建ったときからつなげなければいけないということに構想し、敷地も買ってるわけですが、いまだに現状のまま、一体何に使用してるのかわかりません。なぜこれができないのかということ。もっと府や国に行って努力せずに、あんたは何に力を注いでるのか、私らではわかりません。そこらをもう少しはっきりと御説明願わなければいけないと思います。

中央線にしても、現在のままでは完全使用はできておりません。これらにつきましても、もっと完全に使用できるようにしなければいけないと思うんです。粉河線も飽和状態です。朝来るのにも20分も30分もかかります。あんたも自動車に乗ってるんやからよくおわかりやと思う。どうすれば解決できるんか、それらも何一つやってないということ。す。

それから昨日、坂上議員からも出ておりましたが池上下官線、これは富秋中学のできる校区編成当時にも言われたんですが、これは幻の道路と言われました。それがために貝淵議員のお姉さんが大阪でお亡くなりになったときに私は葬式に行きました。横に府会議員がおりましたので、いろいろ言われてるが、あの道はつくのか、と聞くと、「それはつくでしょうが。もっと市からもどんどん先頭に立って運動してもらわんとできません」と言う。あんたは府会議員と違うんか、われわれや市が千遍言うところを、あんたが一言言う方が発言力が強いんと違うんか、そんなことでは、和泉市の府道はつきませんな。とわしは言うたんです。だから、この府会議員との横の交渉があるのかないのか、われわれは疑問視するんです。もう少し府会議員との横の交渉がとれるのかとれないのか、もっとはっきりしなければいけないと思います。

それから岸和田南海線、これらもつく、つくと言って一つもついておらない。あんたらは、府とどんな交渉してるのか、どんなお願いしてるのか、われわれはわかりません。もう少しこういう重大な問題は、やはり議会ともタイアップしてどんどん府・国に行くべきやと思うんです。あんたは議会を敬遠し過ぎるんやないですか。だから、あなたになってから、議員が頼まれて府や東京に行ったことはほとんどないと思います。道路問題についても、やはりもう少し府や国に行ってお願ひすれば何とかなるだろうと思うんです。しかし、あんたはそんなこ

とは放置したままです。だから、和泉市は府道が縦断してるのが一本、横は粉河線ですか、二本しかない。国道は一本もない。そんなことで市民の便宜とか市の発展はとうり望めないと思います。

私は市長を責めるんじゃないが、もう少し議会とタイアップしてどんだん府や国に陳情すべきですよ。陳情せんと、あんたの力で何を取ったんですか。取ったやつを一遍教えてください。皆さんに言明してください。それでは困ると思うんです。これはまた後で説明も聞いて発言しますが、道路はこれで終わります。

保育行政についてでございますが、この和泉市に21園があると思うんです。これが皆町村時代に建てたもので、もう80年、40年たってすべて老朽化してます。保育所とみなされる保育所は一つもないと思うんです。これは私は何回も言うてますが、この前に質問したときも、1年に1園か2園は建てかえしていくべきであると言いましたが、何の手もつけておらない。あなたは、金がないからやれない、と言うだけでしょ。金があればだれでもやるんですよ。金なくても懸命にやれば努力したとみなされるんですよ。あなたが当選したときの公約を守っておればできると思うんです。

あんたの一つの逃れは、金がない、常に赤字再建団体に転落してはいけないからできません、と言うことしかない。市民にはそれでええが、議会言ったって通りませんよ。池辺市長のときは赤字再建団体でしたが、それでも、学校の建てかえや道路もいろいろやってきてるわけです。こんなことでは、あなたが次の市長に出られたら非常にわれわれは心配だし、市民も心配すると思うんですよ。あんたは市民さんの前へ行ったらええかっこうしたい。市民はこんなきめ細かい細部についてはわかってないから、あんたの言うことを真に受けてるかもしれませんが、われわれは真に受けられません。受けたら大きなことになるからね。そこらはよく考えていただきたいと思います。そして、南池田の保育所でも土地を買って何年になるんですか。いまだに園舎もできてないのはどういわけですか。園舎も建てられないようなものなれば、なぜ土地を買ったんですか。これは金利が要るんですよ。あんた、金がない、金がないと言っておきながら、こういうむだな金があるんですか。われわれは納得いきません。いかに金がない、市民さんにこうやってくれるな、という喜びを与えてやらなければいけないが、あんたはそれがありません。

だから南池田の保育所もいつやるのか。そして、各園の補修、改築も一年に何カ所ずつやっていけるのか、はっきり言明してください。これはほかの人の答弁は要りません、市長にお聞きしたい。保育所問題は、必ずあんたの力でやっていただくようにお願いしたい。全部の議員が、市民から、父兄から苦しめられてると思います。しかし、議会で言うても、いつも市長は金がない、金がないと逃げられるが、もう時期がきてるんです。あんたが今度、出ると言わな

かったら質問しないんですけど、あんたは出るというてるんやから、次のことを十分あんたに申し入れておかんと、本当に市民が困るから申し入れしてるんです。これは終わります。

それで、あんたは赤字再建団体、赤字再建団体と言ってますが、横田市長は丸笠団地を建設したんです。そのときに5億ほど要ってるわけです。そして、もう赤字再建団体に転落するという書類をいまの教育長がつくって、その書類によって赤字再建団体に転落したわけですね。しかし、赤字財政の中でも丸笠にそのときの5億、いまと違って相当莫大な金だと思いますが、それをやってるわけです。そして横田市長は、もうこれ以上はとても自分の力ではやれないというので、任期半ばの42年10月31日、来月15日に私は辞職させていただきます、と議会で言明したんです。そのときは、31日で閉会したわけです。

次に就任した池辺市長は、赤字再建団体の苦しい中で支部との交渉もやり、あらゆる問題を打開していくために、金がなかったので、債務負担行為でどんどん土地も買い、家も建てていったんです。

その後の藤木さんもやはり会館とか富秋中学とか、大きな金の要るものでも皆処理してきました。しかし、あんたになってから何一つ、あんたの力で建設計画を立ててやったものがどこにあるんか。そんなことでは困りますので、税金も下げ、手数料も下げ、そして、十分の補助をするという政策のできるような方法をとらなければいけない。それをとるにはどうしたらええか。市長一人の力でいかなければ、議会に26人がおるんですから、その人らの力をお借りして、やはり国・府に和泉市あり、というところを見せなければいけないと思います。重箱の中の金の取り合いみたいなことをいかにやっても何にもならない。重箱の外の金を取れるような方法をなぜ講じないのか。やったか、やらなかったか、それをはっきりと言明してください。私はわかりませんので、ひとつよろしくお願いいたします。

私の質問を終わります。答弁のいかんによっては再質問いたします。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁をお願いします。市長。
- 市長（池田忠雄君） 藤原議員さんの三点にわたります御質問にお答え申し上げたいと存じます。冒頭、4年にわたる諸種の問題につきまして厳しい拝叱正をいただきましたが、それを胸にいただきながら御答弁させていただきたいと存じます。

一言で申し上げまして、厳しく苦しい財政赤字の現状の中での4年間でございました。議会の皆さん、市民の皆さんの御支援と御協力をいただきながら、この4年間の市政を担当させていただいてまいりました。衷心から感謝にたえない次第でございます。決意も新たに再度というので、去る26日に出馬を表明させていただきましたが、このことに関しまして、その所信を兼ねての御質問であろうかと存じます。端的にお答えを申し上げてまいりたいと存じます。

財政問題につきましては先般あるいは昨日来、いろいろと御論議をいただいているところで

ございます。端的に申し上げまして、14億余の赤字を何とかして克服してまいらなければならない厳しい時点でございます。その中で昨日来、いろいろとお答えしておりますように、あらゆる自主財源の方途を講じながら、何とか54年度単年度収支の均衡を保っていきたい、このように存じておまして、引き続き55、56年度には、少なくとも赤字の解消に向けて全力を挙げてまいりたい、このように存じておる次第でございます。いろいろと方策はございますが、御指摘のように、理事者挙げての努力とともに、議会の皆さんにもいろいろと御支援、御協力をお願い申し上げ、本市の財政危機の克服に向かって邁進してまいりたい決意でございますので、よろしく願い申し上げたいと存じます。

あらゆる方途につきましては、いろいろ申し上げたとおりでございます。一つは、基本的な経常収支比率の改善を中心といたしまして、入るを図って出るを制してまいらなければならないのが基本でございます。税の的確な課税、徴収率の向上、そして、いろいろと仕末すべきところは仕末をしながら、国・府に向かっては特別交付税、基地交付金等の獲得に向かっても邁進してまいりたい。超過負担の解消に向かっても全力を挙げさせていただきたい、このように存じている次第でございます。

また、厳しい4年間でございまして、御指摘のように、見るべき施策がないという御叱正、本当に痛み入るわけでございます。財政は再建しなければならない。しかし、市民需要にはおこたえしていかなければならないという、こうした相矛盾する問題の克服が、私たち市行政に携わる者の使命と存じまして、財政再建の方途を講じつつも、その中で創意と工夫をこらしていかに重点的に市民要求にこたえてまいるか、こうしたことを考えながら実施をさせていただきました4年間でございます。

とりわけ教育問題には力を入れさせていただきまして、まずもって義務教育の施設整備あるいは改善に向かってこの4年間、御支援、御協力をいただきながら取り組んでまいりました。一口に申し上げて、これが4年間の私の姿勢でございます。御指摘のように、幼稚園あるいは保育園と問題が山積しております。私といたしましては、まず、大事な義務教育からという観点で、小中学校の改善整備について取り組んでまいったつもりでございます。

また、図書館の新設等を初め、皆さん方の御協力のもとに社会教育の振興を目指してがんばってまいりました。また、先代からの引き継ぎでございます休日急病診療所あるいは病院の増築等、御協力をいただきながら進めさせていただきました。先代からの引き継ぎ、それを守りつつも、何とか財政の再建を図りながら一歩ずつでも市民要求にこたえてまいりたい、こういう気持ちでございましたが、いかんせん、厳しい御指摘の財政状況で痛み入ります。行き届かない点は多々あったろうと存じますが、反省の上に立って、決意も新たに今後の市政を住民本位で進めてまいりたい。この意欲と決意でございますので、ひとつ今後の御支援と御協力のほ



どをお願い申し上げたいと存じます。

なお、自主再建に伴います同和問題についての健全化策もまことにお願いしておきまして、まことに申しわけございません。御案内のとおり、同和对策の諸問題につきましては、ここ十年来、地元との協議の中で差別をなくし、本当の解放に向けてやっていこうということを進めてきた慣例がございます。そうした中でいま、シビアな協議を続けさせていただいているのが実情でございます。支部と十分話し、あるいは府連もいろいろと御協議に乗っていただいております。府・国に対しても、いわゆる同和問題を今後いかになすべきかという基本的な話し合いもやっているところでございますが、こうした諸問題についても、残された任期中に意欲をもって与り限りの努力をさせていただきたい、こういうふうに存じております。解決がお願いしておりますことをおわび申し上げますとともに、こうしたことにつきましては、地元との協議の中で実現を図るよう最大の努力をいたしたいと存じますのでよろしくをお願い申し上げます。

なお、道路問題についての御指摘もいただいております。一言で申し上げまして、非常なおくれでございます。私なりに議会の皆さん方の御支援をちょうだいしつつ、第二阪和国道の早期実現の努力あるいは和泉中央線もようやく一部開通させていただきましたが、なお御指摘どおり、問題がございますが、鋭意努力をさせていただきたいと存じます。

泉大津阪本線のおくれについても、厳しい御叱正でございます。ようやく54年度で、まだ問題はございますけれども、施行すべく現在進めておるわけでございまして、今後とも一段と努力をしてみたいと存じております。

なお、府道の問題についての御指摘でございます。これは府当局と何とか早期施行ということで協議を重ねるわけでございます。今後とも一段と努力を重ねさせていただきたいと存じております。

また、地元府会議員さんとの提携の問題につきましては、緊密な関係をとりつつ今後とも対処してまいりたい、このように存じているわけでございます。

三点目の保育所問題についても、厳しい御叱正がございました。この4年間、義務教育施設整備に力点を置いてまいりました関係上、非常に幼稚園あるいは保育園の老朽化の問題についても、今後、年次計画の中で全力を傾けてまいりたい、こういうふうに考えているわけでございます。

いろいろと議員さんから厳しい御叱正をいただきましたが、これらを胸にいただきながら、今後とも財政再建あるいは道路、保育所等を中心とする市民の皆さん方の御要望に一步ずつおこたえしてまいりたい、誠意をもって当たってまいりたい決意でございます。

以上、総括的な答弁で恐縮でございますが、よろしく御理解と御協力のほどをお願い申し上げます。

げたいと存じます。

- 12番(藤原要馬君) ただいま市長さんから御親切なる御答弁を願ったわけでございますけれども、第一点の財政問題につきましても、これはわれわれが知っておかなければならないし、知るべきであると思ひます。ただ、いままでもそのとおりであつて、14億の赤字であるということのみにできんといふことは、あらゆる問題が裏にあると思ひます。私はこれらに対しても、もっと市長は議会中で、議事録に載らない形の中でも緊密に相談すべきではないか、知らせるべきではないかと思ひます。われわれとしても市民の代表でなければ、どんな方法によつても内容を調べられるわけです。調べれば出てくるが、そういうことはしたくないから黙つて聞いてるんです。そこらをもつとかがみしめて、日々議員とも接しておるわけやから、こつちの構想はどうすればいいんだ、と相談できる形をなせつくりなさいか。これは私どもだけか知りませんが、市長室に議員が毎日何人入つてゐるんですか。やはり議会と理事者は密接でなければ、もっと接しなければいけないんです。

昔からよく言われるが、魚と水とね、魚と水がいまは離れてる。やはり両輪であつたら、片方の輪がなかつたら動かないんです。両輪のごとくやらなければいかんのに、あんたはそれをやっておらないといふことです。部長さんや助役さんもわかつてますやろう。何人市長室に入つて、そういう市政のあり方とかについて市長と緊密に相談してゐるようなことがあるんですか。われわれは横田市長や池辺市長のときも、藤木さんのときは余り行かなかつたが、藤木さんがたびたび来て相談を受けてやつてきたわけですよ。それから、赤字再建団体であつたが、2年も早く脱却したんです。国や府から余部なものももらつてきたからできたんです。

あんたのいまの政策は、そういう国・府の援助を仰がずして、ただ自分の手元で自主再建だと言つて、手数料は値上げするわ、税金は取れるだけあら探して取る、いままで取つておらなかつたところからも、納屋までもすつくり固定資産税を取つてやつてるからね、やれないことはない。金は出さんわ、取るところは全部取るわ、やらずぼつたりとはあんたの政策ですよ。やりよいでしょう。しかし、それではわれわれは納得いきません。苦しめられるのは、一番弱い市民のところにしわ寄せが来るわけですよ。

市民の代弁は議会ですよ。議会は市民のために努力しなければいけない。あなたもそれをやらしてもらひます。と言つて選挙で当選したんでしょから、やらざるを得ないんですよ。私、藤原個人があなたに言うんやないですよ。議員として、市民の代弁者として言ひてるわけですよ。だから、そう簡単には納得できんし、はっきりした説明をしてもらわなければ、われわれが市民に説明できる形をつくつてもらわなければなりません。市民に聞かれても何にも言えない。私はばかやから、ほかの人はそうやないかもしれませんが、私はそう思つてる。そんなあなたの弁説でわれわれは引き下がることはできないし、いまの答弁の中で何があるんですか。それ

やったら、わかったという答弁をしてください。

同和対策問題でも、昔の池辺市長の当時は府連へも行きました。それでいろいろ府連の力も仰ぎやったんですが、いまはそりやないと思う。いまは、同和対策問題でもスムーズにきてるんです。われわれが支部を理解し、支部もわかってくれてこうなってる。府連の力を借らなければならぬ現状やないと思うんです。支部と話し合いしてスムーズに解決しなければいけないし、できるはずなんです。

しかし、できないようにしたのはあんたです。だから、われわれは、財政問題について特別委員にやれと行ったときに言うたでしょう。こんなもん解決できるのかと。あんたは、やります、と言った。あんたは支部と市民をなめてるから、おれの力でやってやることしかないから、簡単に言うんでしょ。いま、府連の世話になってやってるが、内容的にはいつできるんですか。あんた、12月までしかないんですよ。今度、当選してきても、任期は12月4日までしかない。その間にできるんですか、はっきりしてもらわんと、ただ、このままやってます、やっています、という一片の答弁だけでは納得いきません。皆笑ってます。藤原は何しゃべってるんか。もう少しはっきりと、なるほどそこまでやってるんか、と納得のできる御答弁を願いたいと思います。

○ 市長(池田忠雄君) 重ねてお答えを申し上げたいと存じます。

財政問題についての御指摘でございます。非常に厳しい財政実態の中、何とか自主再建の方向を講じてまいりたい決意で取り組んでいるわけでございます。少なくとも、54年度はこれ以上赤字を出さないよう、単年度収支の均衡に力点を置いて財政運営をやらせていただいているわけでございます。非常に厳しい面が多々ございますけれども、何とかこの問題解決に向かって努力を重ねているわけでございます。

具体的には、昨日来御答弁申し上げておりますように、自主財源の培養あるいは超過負担の解消、特別交付税、基地交付金のかさ上げ問題等、国・府に対して一生懸命やってるわけでございまして、努力不足だという御指摘でございますが、今後とも議会の御支援を仰ぎつつ、こうした対外的な依存財源の獲得に鋭意努力を重ねてまいりたいと存じておるわけでございます。

今回、御提案申し上げております中央丘陵整備につきましても、現在の陣容の中で都市整備部を生み、今後に向かっての人件費対策についても話し合いの中で、一定の特別会計を設置させていただきよう出させていただいております。この中で、1億数千万円の人件費も国の負担の中で賄ってまいり、一般会計の人件費の軽減にも資してまいりたいということで、具体的な施策としてもやらせていただいております。これは一例でございますが、今後ともあらゆる努力を重ね、何とか単年度収支の均衡を保ちつつ財政再建に資してまいりたい、基本的には、そういう考えでございます。

それから、同和問題についてのいわゆる健全化措置についての重ねての御指摘、ごもっともでございます。いろいろ私たちなりに和泉市の財政を健全化するためにあらゆる分野に健全化措置を持ち、御協力をいただいているという基本的な考え方によって予算を編成、御議決をいただいているという基本的な考え方によって予算を編成、御議決をいただき、その線に沿って努力をしておるわけでございます。

御案内のとおり、議員さんが御指摘いただきましたように、同和問題については、困難な根本的な問題がございます。こうした諸点につきましては、地元との話し合いの中で進めてまいるといふ従来の基本的な考え方、その上に乗って支部とシビアに何回も対市交渉等いろいろな話し合いを持たせていただき、その中で、支部の方からも上部団体の府連に連絡が入り、府連ともこの問題解決のために、府の方にも財政問題についてということ御協力をいただいているわけでございます。

基本的には、今後とも大阪府あるいは国に向けてもこの問題解決、ただ単に入項目あるいは健全化措置だけにとどまらず、今後の課題も多々ございますので、それらも踏まえながら、いろいろな点についても協議をさせていただいております。より一層同和問題に対して国・府のテコ入れをどうしていただくか、現在、協議を進めさせていただき、何とかこの問題解決に当たってまいりたい考えでございます。

御指摘のとおり、任期も12月まででございますが、残された期間中、この問題解決に最大の努力を払ってまいりたい、こうした中で今後対処してまいりたいと存じます。厳しい御指摘をいただいておりますが、与り限りの財政再建への努力をやらせていただいております。今後とも議会とのコンセンサス、緊密な関係が不足してはならないかという御指摘も胸にいただき、今後とも皆様方より一層の御理解、御支援をいただきながら、私なりの反省の上に乗って努力を重ねてまいりたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

- 12番(藤原要馬君) 同和問題についても、支部からも府連に、という話ですが、これは解決つかないと思う。あなたが予算化する前に支部との交渉をやり、納得のいく線を出して話し合いをしておけば問題になることはない。それをあなたが、おれは市長権限だと権限を振り回してやるからこうなる、違うんですか。同和問題だけでなく、あらゆる補助、建設問題についても、われわれは議員に出るから、横田市長にもすべて協力してきたわけです。差別をなくさなければ和泉市民の恥だと思って、反対の人もあったが、多数の人は賛成してやってきたわけです。だから、私らがむずかしいと注意したが、あんたは聞かなかった。そして出してくるから支部も納得しないんです。

私は支部に対して何も言うてないし、話し合いもしたことがなかったから知りませんが、だから聞いてるんです。われわれは懸命に努力してきたときは内容もわかってるし、すべて議会

も協力してスムーズにやってきた。それなのに府連にいったというのは和泉市の恥なんです。なぜもっと早く解決しておかなかったか。議案を出すまでに解決しておくべきです。何回もやる、徹夜かけてもやるのが当然やないですか。池辺市長のときに、3日も4日も徹夜でやった。それほどむずかしかった。ようようスムーズに順調にきたんです。あんたが一番ええとこへ座ったわけです。藤木さんのときもきつかった。そのむずかしい中をようよう泳いできた。藤木さんは、最後には学校も建てる、会館もやろうという事で、われわれは府庁へ行って、こんだけ補助を出せ、と言って議会も協力してきた。それがために当初予算の成立を見たわけです。そこまで議会が苦労してきてるんです。

そのスムーズにきてるのを破壊されるのはもってのほかやと思うんです。あんたの努力が只けませんよ。あんた、口でうまいこと言うて職員や部長あたりをごまかしてるやないか。課長、部長も内心そう思ってる。そんなことでは市政はスムーズにいきませんよ。もっと部課長も皆納得づくで話し合いて実施していかないと、あんたの考えだけで、こうやっつけ、こうやるんだと書いて書類をつくって議会に出してくる。議会に提出すれば何でも通ると思ってる。和泉市の議会は素直ですから、何でもスムーズに通ってきたんです。あんたは、おれの力で通してるんだとしか考えてない。だから、そんな答弁をするんです。

これは12月までにできるんですね。せやなかったら、12月には徹底的に叩きますよ。われわれの注意をあんたは振り切ってやったんですからね、そうでしょう。こんなもんで支部は納得せん、審議できんと返したんです。それなのに当初予算に提出してきた。自主再建のために諸経費を減額するのは結構ですよ、納得してもらえる形でやったんならね。納得せんから府連までいった。あんたは国・府というが、あんたは同和对策の市長会の部長までした。全国のね。それに和泉市のことも何も言わずに、どんだけ補助をもらってきたんか知らんが、和泉市の同和对策のために特別にどんなものをもらってきたか、教えてください。

- 市長(池田忠雄君) 厳しい御叱正でございます。御指摘ごもっともでございます。事前にはいろいろと話し合い、理解と納得の上に立って予算編成についての健全化措置を考えるべきではなかったか、そうした努力不足は卒直に反省させていただきたいと思っております。ただ、こうした厳しい現実の上に立って全行政を洗い直し、健全化措置を進める中で、内部的に見直しのタイムリミットの関係で、事前の協議が不十分であったことは、私も卒直に認めてるところでございます。

ただ、議員さんがおっしゃるように、スムーズにいった同和行政の中で、こうした健全化措置を出すことによる波風、これは御指摘のとおりでございます。しかし、こうした措置を出さざるを得なかった和泉市の財政の実態も御案内のとおりございまして、やむにやまれぬ措置であったわけでございます。協議に協議を重ねつつも、地元住民の理解と納得を得にくい、

同和行政の本質に根ざします問題がございます。その中で、十分協議をして解決しなければならないと存じ、現在、努力を重ねるわけでございます。余すところの任期中も最大の努力を重ね、何とか解決に向かって努力させていただきたい。こういふ決意でございます。地元との煮詰めを行ってまいりたいと存じております。非常に御叱正をいただいておりますが、よろしく御理解を賜りたい、こういふように存じます。

- 12番(藤原要馬君) 深く言っても仕方ないと思いますが、あんたのやり方で解決はつかんと思う。和泉市がそういうぐあいにした場合、全国が右へならえせられるから、支部も府連も納得できないと思う。これやったら大きなこととなる。そんなことは、あんたはよくわかってるはずだと思うんです。部長までするぐらいの賢明な人ですからね。せやのに、これを出してきたのはどういふことか。いまだにようせんといふことはだました、議会に承認させたいんでしょ、違うんか。議事をなめたらかんぜ。議事を何と思ってるんか。君のこんな答弁で納得するかせんか考えてみなさい。12月までにやると言うが、どんな方法でやるんですか。全国的に見てるわけでしょう。だから、一歩進んでもっと健全にやれることはたくさんあったと思うんです。わしらは、それはむずかしいと思いたんで注意した。12月までにやる、結構でしょう。どんな方法でやるんか教えてください。

- 市長(池田忠雄君) 藤原議員さんの厳しい御叱正でございますが、決して私は、議事を軽視するという考え方は毛頭ないわけでございます。ただ、本市の置かれている財政実態はどん底でございます。やむにやまれぬ健全化をやっていかなければならないわけでございます。財政対策委員会でも御指摘をいただきました。非常にむずかしいという御指摘はよくわかっております。しかし、むずかしくとも、何とかこの健全化を進めて全市民的な御協力をいただいてまいらなければならないという理事者としての考え方であったわけでございます。

ただ、非常にその中でおくれております低位性克服という同和対策の本質からいたしまして、同和地区住民の方々の御理解が非常に何回も話し合いを続けておりますが、むずかしいことは事実でございます。しかしむずかしくとも、何とかコンセンサスを得る努力を傾けたい、こういふように存じておりますので、具体的な方途となりますと、誠意をもって話し合いを煮詰めさせていただくことしか、私自身には残されておらないのでございます。その中であらゆる方途を講じてまいるといふことで、もちろん支部の皆さんあるいは府連とも、こうした健全化策をとらざるを得ない本市の財政実態あるいは今後の同和行政の進め方、こうした諸点についても、現在、大阪府も交えて話し合いをさせていただいております。こうした中で、協議を詰めてまいりたいと存じております。

- 12番(藤原要馬君) あんたがそれほど苦しんでるとは思わない。それほど苦しんでろんなら、同和対策特別委員会もあるんでしょ。市同従もある。ここに一言でもあんたが申し入

れましたか。だから、議会なんかどうでもええんだということが、そこにあると言ひんです。いま、橋本さんが議会に出られてるから、こういう議会の空気とか内容を知ってるから、相当な情報があると思うんです。いまや、そんなことではない、そんな問題ではないでしょう。あんたは物事を簡単に考えてるが、そんなもんやないですよ。あんたは、何にも知らんのか。教えてやろうか、という形の答弁しかない。われわれはあんたよりもより知ってる。夜寝んで何回もやってきたことがあるんですよ。苦しんできたんです。議会の組織があるのになぜかけないかということ。かけられんようなことやからかけないんでしょ。議会に出して承認させたものやからやれないんでしょ。そんなことではいかんと言ひんです。そういうことであっても、失敗したので、こういうぐあいに力をお借りしたい、となぜ言わんかということ。話し合いしていけば、いまごろ解決がついてるんです。12月までにするといいことやったら結構です。余り市民を苦しめない政策をしてほしい。

池辺市長は、赤字再建団体の中から同和事業も進めてきた。何十億という予算を組んでやってきた。その中で赤字を解消したんです。このときは、市と議会が一体になって国・府に体当たりしていった。それが功を奏して、3年余にして赤字再建団体を脱却したんです。あんたは財政が苦しい、財政が苦しい、と言ひが、そんなことは、あんたに教えてもらわなくてもわかってます。私は、あんたが市長選に出るとき、非常に財政は苦しい、むずかしいですよ、簡単にはいきませんよ、と言ひたでしょう。それがために予算も全部削減してるじゃないですか。泣いてるのは市民だということ。取れるものは全部取るわ、出すものは削るわ、市民は税金をかけてやってもらおうと思ひてるやつは一つもできない。そんな政策ならできるでしょう。出さずばったりやもんね、楽でしょう。しかし、議会もそんなことをいつまでも黙認していたら、今度は、議会が市民から大きな目玉を食ひ形が出てくる。食ひますよ、こんな形では。

これはもう何ほ言ひてもしょうがないからおきますが、道路問題についても、あんたはやってると言ひが、どこまでやるんか信頼できない。4年間かかって警察前の阪本線でも何もしてない。できないということではだめなんです。やっぱり国・府に行って補助金も十分もらうようにしなければ、国から与えられただけで、これしかできませんでした、と言ひんやったら楽でよろしい、仕事せんでもええんやから。

あんたが言ひても府がせんのかどうか。そりやなく、部課長とも話をして内容的によくわかってます。しかし、あんたが議会に、こうして府・国に話してるんだが、ここまでの結果しか話はならないんだ、もうちょっと議会の力も借りたいんだ、と言ひばやれるんじゃないですか。中央線にしてもそうでしょう。どうしても市ではいかんので、正木さんに頼んで一級にしてもらったんでしょ。あんたも市会議員をしていたからよくわかるでしょう。提携はあるんでしょ。何がためにやってくれんのかという感じを持てる。そのために選挙の運動やらしてる。

わしら、個人的なことを考えてやってない。市政問題で助けてもらいたいから一生懸命やってるんです。道路もやれません。金はありません。補助くれませんで済むんなら部課長でできるんです。あんた、何のために市長として座ってるんかとなる。それでは困るんです。

あなたは政策をやっていると云いが、維持費でも7,500万円しかない。この広い和泉市で、7,500万円や8,000万円で何ができるんですか、何を維持していくんですか。舗装せないかんところも多い。排水も一つもしてないし相当の金が要るんです。これでどんだけの仕事ができると思うんですか。ちょっとしたら500万、1,000万円です。それが7,500万円です。泣き寝入りみたいな形です。助役さんが、今度の12月に追加します、と聞いてるが、まあ、予算委員会で約束してるから12月は組んでくれると思いますが、そんなことやから道路もできないうことです。

この阪本線、いよいよ54年度にはできるわけですね。どういふ形でできるんか知りませんが、道路としての使用価値のあるものにしてくれるんですな。

○ 市長(池田忠雄君) 細部は建設部長からお答えさせていただくとして、54年度に一部着工、現在、卒直な話、一件の問題がございまして、そうした点について鋭意煮詰めをしているわけでございます。今年度から一部着工させていただき、そうした面の解決を図って来年度に何とか全力を挙げてやっていきたいと存じております。

○ 12番(藤原要馬君) 部長に聞くこともない、内容的にはよくわかってるのでね。あの一件にしても、あれがむずかしいんだとなれば、近辺の議員さんにも話して力を注いでもらなだめですよ。向こうが応じなかったら長引かせたらええんだ、楽だという形、それではだめです。やる意思がないとだめです。あんたは、選挙には勝つんだという気持ちで出るんでしょ。そのつもりで行政もやってもらわんと、あんた、選挙さえ勝ったらええ、後は座ってればいいんだ、議会も通してくれるんだということでは困るんです。あんたが力がなくても部課長の力というものがある。議員も部課長の顔をながめて黙ってることが多いと思う。そうはいつまでもいきませんぜ。そんなんやったら和泉市はつぶれます。そんなことではだめだと思います。

岸和田線でも、いつも言ってるがまだできてない。池上下宮線も絶対にやるべきですよ、早くね。あんた、横山線のあの狭いな通路、自動車の混雑はよりわかってるでしょ。そんなことを考えてないんですか。池上下宮線でも、池辺市長時代に各党の府会議員を寄せてやったでしょ。それだけ議会も力を注がなければ、府としても認めてくれません。あんたの力がただけあるんか知りませんが、あんたの力なんて微々たるもんですよ。各市に市長がおるんやからね。議会も協力して動かんとう実行できません。完全にやることはできませんよ。道路問題は終わります。やってもらえますな。

○ 市長(池田忠雄君) やります。



○ 12番(藤原要馬君) 保育所問題は計画的にやるということですが、本当に計画してくれるんですか。一園でも来年度の当初予算からね。

○ 市長(池田忠雄君) 保育行政の保育所問題につきましては、いろいろと御指摘をいただいております。老朽化している保育所問題は、大きな課題だと私も承知をいたしておるわけでございます。現在の厳しい財政実態の中に立ちながらも、この4年間に何とか義務教育の小中学校の施設整備に全力を挙げさせていただき、皆様方の御協力をいただいていたわけでございます。今後の対応といたしましては、やはりそうした幼児教育の問題、老朽を保育所問題、大きな課題だということは十分承知をいたしておるわけでございます。こうした上に立ちまして、何とか年次計画を作成、保育所の改築についても、今後、精力的に取り組んでまいりたいと存じておるわけでございます。

ただ御案内のように、建てかえにつきましては、建設費の市費の持ち出しもさることながら、厚生省の指導では、現在の建てかえによりまして、乳児いわゆる零歳児からの保育を行うよう指導されております。現状は3歳児から4.5歳児までという保育所を建てかえれば、零歳児からの保育行政にしなければならないという厚生省の指導がございます。職員数が2、3倍要るといふことで、後の施設運営に大きな問題があるのでございます。こうした諸点が、幼稚園と違って保育所行政のむずかしい点でございます。

しかしながら、老朽化している現状の十分な実態把握の上に立って年次計画を立ててまいらなければならないと存じますが、一つの保育所の建てかえについても、後の維持管理の問題が基本的にあるわけがございます。これらの諸点も十分見きわめながら対処してまいりたいと存じます。よろしく御理解のいただきたいと思っております。

○ 12番(藤原要馬君) 市長、現在の社会では、零歳児から保育しなければならないのは当然のことです。保育所としての補助はもろろてるわけでしょう。国からね。それなのに、保育行政を全般にできないということでは市民もたまらないわけです。それでは、平等にいかんということですか。現在、保育所は何ほあるんですか。あんたが4年間に何の計画もせずにきたからそんなことが言える。4年もかかるんですか、こんな一、二園建てかえるのに、それぐらいの計画はできなんですか。そんなばか気たことはないですよ。たしか旧村に一園か二園あったわけですよ。皆その当時の村が金がなかったから補助の高い保育所にしてある。しかし、保育所なれば、保育行政をやらなければいけないということですよ。それを放置しておいて一園も建てかえもしない、計画もしておらないというのはどういうことですか。

今度、またあんた市長選に出て4年間やるでしょう。また、4年間もその何もしないままでやられたら市民がたまらんから言うてる。今度はどうしてやるかということですよ。あなたがいま言ったような保育行政をやらなければならない、当然のことです。だから、校区の一園、一

園でもやりかえていくべきです。和気の保育所でも、これは公立でやるのを私立にしたんでしょ。金がないというから、われわれも納得したという事です。あんたが金がないから、人件費がよけい要るからだめだというのはどういうわけですか。国におんぶする、実際、議会が怒ったらどないなるんですか。そういうことを言いたらだめですよ。給与にしても国から人件費をもらって、その金を他の事業に回してもらったら結構だと思って黙ってる。あんたに説明してもらわなくても、われわれはわかってる。もうちょっと議会と緊密にやらなければいけない。ひとつ保育所は来年度の当初予算で一園やってもらいたいと思います。どうしてもここで納得してもらわないかん。

それと、南池田の保育所、これはなぜ土地を買って建てられないんだという事です。無理すればやれんこともないのに、ただ、借金してやるのはいやからやらないのか、この上借金はできないのか。そうなると問題化してきますよ、市長の中でね。そこらをはっきりと説明してください。

- 市長（池田忠雄君） 藤原議員さんの御指摘、老朽化保育園の問題はごもっともでございます。いずれも旧村当時から建物でございます。二十数年経過している実態でございます。問題は老朽化の度合い等につきまして、担当の市民部に実態把握をするよう命じております。この中で年次計画を立てまして、財政の厳しい中でございますが、意欲をもって建てかえ措置をするよう所管にも話してございます。

特に御指摘のたいていしております南池田第一保育園は、すでに敷地が確保されてございます。こうした諸点を勘案して年次計画を立てるよう現在、いろいろな作業を命じている段階でございます。意欲をもって対処してまいりたい、このように存じております。

- 12番（藤原要馬君） あのね、市長は何を言ってるんかわからない。年次計画、年次計画で、もう4年たったんでしょ。わしは何回も言うてる、この前も言うた。それなのに、何の計画もせずに放置しておいたんでしょ。いまさら質問したら年次計画、そんなことしかないんですか。市民に税金の還元の意味でもやるべきですよ。われわれは、中央に対する人件費でももらえば、保育所の一園でも建てられるだろうと希望を抱いてるんです。今度は大いにやってもらえると思いますが、年次計画も立てておらない、担当に命じてるというのはどういうことですか。あんたの部下やからよう反抗はしませんわな。しかし、そんなことでは困る、それではだまされないという事です。

南池田は、土地を買ってなぜやらないんだと聞いている。なぜ建てられないんだという事です。これはうちの副議長も何回も言うてると思うんです。それなのに、いまだになぜやらないかという事です。金がないからやれないでは、物事が済まされないという事です。もう少しわれわれの納得するような答弁、われわれが市民にも納得してもらえるような答弁できるよ

うなことをお教え願いたい。答弁よりもお教えを願いたい。よろしく頼みます。

- 市長（池田忠雄君） 先ほどからお答えしておりますように、年次計画を立てて対応するようにと現在、指示している中で、所管の市民部においていろいろと実態の把握に努め、卒直な話、やはり財政の実態がございます。これをいかに創意と工夫をこらして対応していくのかという事です。これからの私たちの課題でございます、その中で対応してまいりたいということをお願いしているわけでございます。御賢察いただきたいと思います。

4年間、何もやってないやないか、という御指摘、痛み入ります。冒頭申し上げましたように、乏しい財政の中、やはり市政の中で、義務教育の小中学校に力点を置いてまいったという歩みがございます。保育所の老朽問題、確かに大きな課題でございます。現在、いろいろ所管あるいは財政も交えて今後の計画推進について対応してまいりたいと思っておりますので、その辺御賢察いただきたいと思います。

- 12番（藤原要馬君） 市長ね、そしたら南池田はいつやるの、いつ建てるんですか。何の目的で土地を買ったんですか。金がない、財政が苦しいと言うてるのに土地買い金があったんですな。それでは、建設の計画が次になければならない。無計画で土地を買ったんですか。それで議会が納得しますか。議会が承認したということは、次は建物を建てるんだろうと思って承認したんでしょ。議会に承認させておいて、いまだに何もしてないのはどういうことですか。市民をどう考えてるんですか。そこらの辺、わしらには説明できませんよ。

市民に対して金がないと言うんですか。金がないのは、池田市長のときからない。合併したときから和泉市は金がない。皆貧弱財政のところか寄ったんです。裕福なときはないんです。金のないときばかりですが、それでも事業をやって発展してきたということは、市長はどういう方法でやってきたかということです。それをあんた、考えたことがあるんですか。金がないからできんというのでは納得いきません。金がないのは、あんたが出るときからない。和泉市は金がない、むずかしいぜ、と言うた。それでもあんたは、やります、と言うて出た。そのときの公約では、保育所も福祉も全部補助も上げます。とはっきり言うてる。テープに取ってあるんです。そこまであんたが言うて出られたんやから、市民をだます形でいまも臨んでるんじゃないか。それではいかんのです。われわれは、やはり市民を守る、約束を守っていただかんと、金がないからできません、ということではおさまりませんよ。土地を買ったんやから、やるつもりやったんでしょ。なぜ土地を買ったんですか。金がよけいあるから買ったんでしょ。金を借りたら金利が要る。そこらをもうちょっと詳しく説明してもらわんと、わしら、あほうやから合点がいかんのです。

- 議長（横田憲治郎君） 藤原議員さん、時間もかなり経過しておりますので、最終的に的を射た答弁を理事者に要求しますので、市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 老朽化した保育所の建てかえにつきましては、先ほどからお答えしておりますように、年次計画の中で意欲をもって対処してまいりたい、財政実態もありますが、このように存じております。

南池田第一保育園の敷地の問題でございますが、これは先代の時代に買った経過がございます。私は、それを引き継いでございます。ただし御案内のとおり、土地を買った時点、あるいは49年のオイルショックを中心とする本市財政の窮迫、この中で非常におくれていることは、卒直におわび申し上げたいと存じます。各園は御案内のとおり、大体似たような時点での旧村当時の建設でございます。こういう中で、やはり重点的にしぼって対処してまいらなければならないと考えてるわけでございます。ただ老朽化の中で、すでに南池田第一保育園の敷地を購入した経過がございます。こういう点を十分勘案させていただき、対処させていただきたい、このように存じております。

○ 12番（藤原要馬君） 明確なる答弁である答弁ですか。議長が言うたように、それで納得いきますか。しかし、これは日は決まりません、知りませんよ、ではね、実際、早くやってもらわんと市民が困る。だから、わしは言いませんよ。しかし、言わんからといっても早く滑り出してもらわんとあかんぜ。わかったな。私は、これ以上は言いませんけど、南池田のやつは、12月までに何かの色がつかなんたら、もう一遍やりますよ。あんた、どうせ当選してくるやろうからな。議会みたいなもの、どうでもなるわいと思ってるやろうけど、そうはいきませんよ。私は12月も任期があるから、またやりますよ。その点くぎを刺しておいて、私の一般質問を終わりたいと思います。どうも皆さん、ありがとうございました。

---

○

○ 議長（横田憲治郎君） ここでお昼のため1時まで休憩いたします。

（午前11時40分休憩）

---

○

（午後1時10分再開）

○ 議長（横田憲治郎君） 午前を引き続き会議を開きます。

次に、21番・直村静二君。

○ 21番（直村静二君） 一般質問の通告要旨に基づいて順序立てて質問を申し上げます。

最初に、池田市長の約4年間の市政運営を共産党議員団はつぶさに見てまいりましたが、財政問題、同和行政については当初の公約を果たしておらない。それどころか赤字は14億2千万円、さらに借金が2百24億という莫大な額を抱え、何ら解決のめどもいまだに立っておら

ないという実情に対して、私は厳しい批判の立場から、池田市政について追及していきたいと思えます。

とりもなおさず、そういった基本としては口酔っぱく言っており、市長自身も議会で答弁しておりますが、行政の主体性が非常にあいまいであったということ、言いなれば、4年間一貫して行政の主体性はなかったと断定せざるを得ないというのが実情でございます。したがって、私の質問の基本的な人権の尊重というのをあえて通告に出さなくても、本来、市長が当然やるべきことで、これを質問せないかんとするのは、大変私自身残念です。

質問の要点の一つは、憲法14条、法のもとに平等だ、思想信条、門地、性別、その他によって人を差別してはいけない。また地方自治法第10条2項、市長は等しく役務の提供を受ける権利がある、そういうものを完全に保障されて、初めて基本的人権の中心課題である市民権の確立になると思えますので、このことについて市長、改めて明確に確約できるかどうか、その点をお尋ねいたします。

その立場から第二点の内容といたしましては、解放同盟員以外の同和施策の個人給付について、昨年度は実施、支給されているが、今年度はなぜ支給されないのか。つまり昨年度支給した根拠、今年度支給されていない理由を明快に答え願いたい。

三番目、本年度の申請交付に当たって、議会での予算委員会の答弁では、個人給付問題については、いままでより一層前向きで公正に支給しやすくする、という答弁を得ておりますが、それは確認できるかどうか、お答え願いたい。

次に、浸水対策ですが、これは場所を先に申し上げますと、府中の駅前のところ、それから中央通り、ここが浸水する。それから解放センター周辺、これは昨年と今年度二回浸水、私も浸水場所に立ち会いもし、膝までつかって見て回りました。それから富秋町の府立工業高校の北側の水路、解放センターと富秋町とかは、いずれも公共施設をつくってこういう問題が発生してるのは、基礎的な調査の点で抜かりがあったのではないかと。それから和気町、これは市新の工場の塀の南側ですが、阪和線の線路際の水路が浸水するようになった。こういう状況ですので、これらの浸水対策をぜひともきちんとしていただきたいと思います。

雨が降ると、私の方に府中の住民から先に電話がかかってくる。そして、桑原の水門をちゃんとあけてくれ、それを市に言うてくれと、その開閉で何度も浸水する。くみ取りが一回2千円、二回だと4千円、本人も三回目があると違うかと言っていますが、市費が非常にむだです。

浸水対策は、天気の日には、すぐ行政当局はさぼってしまうきらいがあります。ここで申し上げた四カ所については、今後きちんと、それは議員が聞かれても答えられるようにしてもらいたいというのが私の聞きたいところです。

二番目は、この駅前については今度の議案で出てますが、府中駅前までいく下水道、あれがもう少し100メートルから120メートル北側へ延長すれば、その辺の浸水対策として完成するんだと思ってます。早い目にやってもらわないかということですよ。

解放センターについても、いずれ請願に出てまいります、これもきちんとやってもらわないか、問題は工事です。一つは、下水道工事などは非常に金額が大きいので議会に請負契約が出てくるが、あとの解放センターや富秋、和気町もどうなるかわかりませんが、請負契約で議会には出てこないと思う。しからば随意契約となるか、やはり競争入札になるのか、いかなる根拠で区分けをしてるのか。この前、私の方から建設の寺田議員から聞いてもらったら、あれは指名競争入札であったということですが、しかし、随意でやってるものもある。そういう区分け、その辺をきちんとやってもらいたいというのがここでの質問です。答えは明確に願いたい。

新空港につきましては先般来、市長答弁がございました。一点だけお聞きしますが、公害が発生する恐れがある場合には断固反対するという意思表示は、現在でもできるのかということです。その点をひとつ明快にお答え願いたい。

それから、市税収入ですが、端的に申し上げて、本年度の予算では約53億円、今度の議案書に出てる補正の現計で211億円ですから、4分の1の市税収入ということです。それで果たして運営がうまくいくのかどうか。しかも、人件費は国の補助がない。しからば、54年度予算関係の中の人件費は市税収入から引いて何ほ残るのか、その辺のところを明快にお答え願いたい。

それから、市税収入の培養ですか、アップですか、市長の言ってるのは、先般来の答弁では、よけい取るとか、きっちり取るとか、そればかりです。本来の市税収入のアップをどのように考えてるのか。中央丘陵から税金が上がるかのごとく言ってるが、市長自身が出した計画では、昭和70年からどうやら上がってきて黒字にできるという。それでは、これから15年間、どうして市税アップを考えてるのか、その点を明快にお答え願いたい。

なお、簡単に質問してますが、答弁によってはかなり時間を食う問題も含んでますので、あらかじめ1時間以上1時間30分以内、場合によって途中で休憩ということになれば、休憩時間は除いていただく。そうしないと、勝手に1時間半で終わりということでは困るということをお知らせしておきます。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 直村議員さんの御質問の第一点についてお答え申し上げたいと存じます。

基本的人権の尊重、憲法第14条、地方自治法第10条第2項の市民権の行使についてのお

尋ねてございました。もちろん、私たち行政をあずかる者として、基本的人権の尊重は大事なことでございます。憲法、自治法は尊重してまいらなければならないことは御指摘のとおりでございます。それを胸に置いて行政に携わっていくことを考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

なお、二点目のいわゆる同和対象地区における個人給付問題でございますが、御案内のとおり、大阪府同和事業促進協議会の和泉地区協議員会が発足いたしまして、低位性克服という上り立って、同和対象地区住民に対する個人給付の申請がございます。これらについて、府同僚の地区協議員が運営要綱を定めまして運営してまいっているわけでございますが、こうした個人給付問題について、いわゆる推薦を行っております。こういうことによって、和泉地区協が行っているわけでございます。

その中でいろいろ御指摘がございますが、私どもといたしましてもこうした本旨にのっとり、個人給付問題につきましては地区協で協議を重ね、そして、個人給付を行ってまいるというルールでございまして、この辺については、御案内のとおりであろうかと存じます。そういうことで今後対処してまいりたい、このように存じております。

なお、もう一点のこの基準としては、運営の原則として、原則として、対象地域に居住するもの。二点目は、同和事業の趣旨、目的に賛同するもの。三点目は、原則として、当該事業の要求者組織に加入すること。この推薦基準を踏まえて個人給付を行っているのが現行のたてまえでございます。

その中で、お尋ねの御趣旨は、推薦基準の三点目が問題となろうかということで御指摘があったらうと存じます。こういう点についてもよく協議会で検討の上、こうした問題についての個人給付を行ってまいりたい、このように存じておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○ 21番(直村静二君) 答弁漏れがあります。私の言っているのは、昨年度は支給されて、ことし支給されていないのは理由は何か、ということに対してお答えがなかったんです。

○ 同和对策部次長(橋本昭夫君) お答え申し上げます。

ただいま市長から御説明申し上げました中身で、昨年給付が行われ、ことしはまだ行われていない理由でございますが、これは和泉の協議員会の中で推薦業務の段取りがございまして、したがって推薦をしていただきましたら直ちに支給申し上げたいということでございます。現在、協議会で内容検討中ということで、申請は受理されてるわけでございます。

○ 21番(直村静二君) 何を言ってるんかと言いたい。昨年は53年3月27日に申請して8月14日に支給されてるんです。運営の細則が53年7月12日から施行されて、昨年度は何ら問題なく支給されてる。しかし、ことしは予算委員会で聞いたところ、より一層正確に早

く公正に支給するためにできたんだと。去年はちゃんと問題なく8月14日に、これをつくった後で支給されてる。ことしは4月に申請して実際の説明は6月15日に行われてますが、もう10月でしゅう、なぜか。そんな答弁ではおきませんよ。

なぜ市民権が行使されないのか。なぜこの人たちの基本的人権は尊重されないのかということです。いまのあなたの答弁では、まだ段取りがついてないとか言っていますが、推薦しないのはどんな理由ですか。市長、基本的人権の尊重ということは、憲法、地方自治法をよく調べてないね、知ってるでしょう。私の言いたいののは、去年は支給したが、ことしは申請してもまだあかん、手間取ってるということですが、何を手間取ってるんか、理由は何か、ということに對するお答えがないということです。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(藤原利一君) 理事者答弁。
- 市長(池田忠雄君) 同和対象地区住民の方々の個人給付問題につきましては、大阪府下各対象の各市では、府同促方式という中で対応しているのが実態でございます。本市におきましても、府同促方式の中で推薦基準を設け、個人給付について推薦をしまっていることは御案内のとおりでございます。  
そこで、昨年度は支給して、本年度は支給ができてるのはなぜかということでございます。卒直な話、私たちといたしましても、この地区協の中で、いろいろと推薦基準の細則を踏まえて推薦業務を行ってございまして、そこで、いろいろと問題点の整理をさせていただいてるわけでございます。おくれておりますことは、御指摘の向きもございまして、至急に府同促の地区協を開きまして対応させていただきたい、こういうふうに存じておりますので、御理解をいただきたいと思っております。
- 21番(直村静二君) 地区協を開きまして、という権限は市長にあるの。いま、そういう発言だったが、地区協を開いて至急に協議するというのが、それでええの。
- 市長(池田忠雄君) 府同促方式というのは、いわゆる地元住民の代表と行政の代表ということで和泉地区協の構成をいたしてございまして。その中で、和泉地区5名の協議員がございまして。地元側、行政側でございます。端的に市長に対する御質問でございますが、私も構成員の一員でございまして、早急に地区協の開催を願って対応してまいりたい、こういうように私、お答えをいたしておるわけでございます。
- 21番(直村静二君) いま、あなたは至急に地区協を開いてやる、と言ったので、私は、それでいけるんか、と聞いたんです。第8条に、協議員会は、代表者が必要と認めるときに招集する、となっておりますが、代表者はあなたではないでしょう。解放同盟の支部長が協議員会の代表者やからその人に招集をお願いせんと開いてくれへん。



- 市長（池田忠雄君） だから、私自身、地区協の構成員でございます。至急に地区協の開催を願いたいということで申し入れをする、私自身が招集するという意味ではございません。地元側、行政側が相寄って協議するわけでございまして、行政側として至急な開催を申し入れるということで御理解いただきたいと思っております。
- 21番（直村静二君） ここに書いてあるのは、代表者が必要と認めるとき招集する、あなたが幾ら招集してくれと言っても、代表者が必要と認めなかったらできないですね。そのときはどうしますの。あなたは至急に招集するというのは了としますが、代表者が必要ないと言ったらどうするのか。そこまで念を押しておかんとね。ことしの4、5月から始まって半年ぐらいくらきてしまう。私は先ほど質問したのは、行政の主体性がないというのは、お金を払うのは市ですから、市長権限で市長が判を押さないと絶対に金が出ない。この条文でいくと、代表者が必要と認めるとき、しかも5人でしょう。市側は2人、解放同盟側は3人、市の方の1人は欠席でしょう。そうすると、3人と1人になったらできまへんとなってしまいます。
- 市長（池田忠雄君） いろいろとお尋ねでございますが、御案内のとおり、制度支給について地元側の代表、行政側の代表5名が相寄ってこの推薦について協議する、その中で個人給付を行ってまいるというたてまえでございます。いま御指摘ございましたように、地元側の代表者が3名、その代表は橋本さんでございます。行政側は私と同対部長が出ておりますが、同対部長が病気でございますので、市長がこれにかかわるという申し入れをしております。そういうことの中で、近くこの地区協を開催願いたいということの話はいたしてございます。その中でももちろん要望もあるのでございますが、やはり地元側、行政側が相寄って協議をする場でございます。いろいろ御指摘もございませうけれども、近く協議委員会を開催願って、この個人給付問題について協議を重ね対応させていただく、このようにお答えしておるわけでございます。
- 21番（直村静二君） あのね、6月25日、いまから3カ月前にちゃんと解放センターへ行ってやってるんです。同対部の指導でちゃんとします、ということで行ったんです。そこで話をした後の地区協の結果、市の職員があかん、推薦しないと言ったんです。議会の答弁では、この地区協は解放同盟そのものとは違います、市の行政が円滑にいくための別の組織です、とおっしゃった。前よりも前進か、と言ったら、そうです、と答えたんです。実際に行ったらあかんと言う。だから、私は前もって、いま一人休んでるから4人ですが、多数で決めたら市長権限ではできない、そのところを言ってるんです。どうですか。
- 市長（池田忠雄君） 再度の御質問でございますが、これは協議組織でございます。同和事業の円滑な推進、また主な任務は、個人給付を推薦するということでございます。大阪府下で同和事業を行ってる各市が、府同促との協議の中で同和事業を行ってる実態でございます。各衛星都市も府同促の地区協を設け、協議を重ねて当たってる中で、本市においても府同促和泉

地区協で地元側、行政側代表ということで行ってるわけでございます。

推薦条項を見ていただいてもわかりますように、これは多数決ではございません。協議によって執行してまいるというたてまえでございます。行政の立場で円滑に同和事業を進めるため協議を重ねていただくというたてまえでございますので、近く代表に申し入れをして地区協を開いていただき、協議を重ねてこの問題に対応させていただきたい、こういうふうに存じております。

したがって、直村議員さんがおっしゃるように、何月何日に関して個人給付はしないと決定したという報告は、私は聞いてございません。私はこの運営の細則に基づいて、そうした協議を重ねる中で推薦業務に入っていき、こういうふうに存じております。協議員としてそうした立場から、近く開かれるであろう協議員会の中でこの問題の円滑な推進のために協議し対応させていただきたい、このように存じております。だめだということを申し上げた経過は、私は聞いてございません。

- 21番(直村静二君) 隣の堺市でも府同促方式やが、解放同盟員以外でもちゃんと出てる。もちろん、泉南でも出ます。なぜ和泉市が出ないのか、それが一つ。

それと、いまあなたの答弁ですが、あかんと言ったことはない、ということですが、延びてますね、延ばしてますね。妊娠婦の方からも申請が出てるでしょう。しかし、あんたが延ばしたために先に子供が出てしもうた。そんな場合どうするんですか。はっきりと昨年度支給されてるとわかってるのに、こしはさらに早くいくということをつくったのに、なぜそれがおくれるのか。6月25日に行ったら推薦せえへんとね。

いま、あなたの答弁で要求組合に入ったらどんなことをするか、一遍例を挙げて言うときます。他の議員さんもよう聞いていってください。「日本社会党和田貞夫を励ます大演説会」とあって、「解放同盟支部長橋本佳行氏」と書いて、その下に「教育を守る会会長田中春夫」とパンと判こを押してある。そして、「時＝8月27日、ところは堺市民会館、集合時間5時20分、場所＝老人解放センター前、交通＝観光バス」とあって、「注意＝支部員手帳を持参してください」と。この団体に入るのがいややという人には推薦せえへんと言ってるんです。その推薦がなかったら、市長が個人支給はしないと云ってるんです。だから、市の行政の主体性とは何か。思想、信条において差別したらいかん。地区住民に対して、昨年は認定したのにこしはあかんのはなぜかと言ってる。要求者組合に入れ、入ったらこれでしょ。

演説会やなくて地区別の集会もあります。その場合でも、解散がある。「上田卓三、旭、王子第一団地集会所、身障センター、王子会館、新開地集会所、解放総合センター、幸会館、支部員手帳を持ってこい」とある。

こういう団体に入らなかったら同和施策をもらえないのかということですよ。市長、はっき

りしなさい。あんたは、だめだとは言っていない、と言うから私は聞きますが、入ったらこうなるんです。憲法も地方自治法もあるもんか。

- 市長(池田忠雄君) いろいろ御指摘をいただいておりますが、要求者組合の判断というものはさまざまで、いま御指摘があった一面もあろうかと存じます。ただ、部落の完全解放を目指し、差別のない自主的な要求を展開していくという要求者の集まりが要求者組合だと存じております。解放同盟とのつながりいかなの問題もありますが、要求者組合というものは、厳として全国組織であることも事実でございます。

ただ、そういうことの論議よりも、御指摘されている要求者組合に入らない地域住民の個人給付の場合がどうかということでございます。私たち、行政をあずかる者としては、要求者組合に入らない者に対して制度支給はしないという考え方は持っておりません。やはり地域の住民であり、部落解放、同和事業の本質について理解ある住民に対して制度支給は行ってまいりたい、このように存じております。

ただ、こうした府同促方式、地区協の中で選考して協議しなければなりません。また、協議がまとまっておらないことも事実でございます。早急に協議を行って制度支給に対応していく、こういう地区協の考え方でございます。お説はいろいろございますが、私が申し上げております趣旨は、早期に地区協を開催して、こうした問題について早急な対策を立てさせていただきたい、こういうふうにお答えを申し上げておるわけでございます。御理解をいただきたいと思っております。

- 21番(直村静二君) 私は正直言って、同対部に行って職員に実際話を聞いても、そのとおりだと言うんです。憲法なり地方自治法の問題は、市長の決断や、と言ってるんです。だから、あえて私はここで言うてるんです。きょうは最後やと思う。あんたの命令一つ、決断一つで決まるんやないですか。あんたが2月9日に八項目の同和予算削減、3月7日に対市交渉では、善処する方向で検討します、と言ってるが、これはあかん。5月7日にまた対市交渉を行うとなってます。あなたの家の近所の電柱にも張ったる。市民の中にはいろんな層があり、見解があるんです。しかし、市長たる者は法律や規則に基づいて行政を執行せないかん。だから、行政の主体性が要るんです。行政の主体性がなかったら、憲法第14条、地方自治法第10条2項は守れない。市民権の行使は守れない。いろんな各セクションの話でも、最終は市長の決断となってるんです。

至急に協議委員会を開いてもらって結構ですよ。しかし、開いても個人給付については、断固憲法、地方自治法によってやります、という確約をしていただかないと、私は引き下がれません。先ほども言ったように、おなかの大きい人が申請しても出なかった、生まれてしまったんです。同対部長が、それは困ったな、何とか後からでもしましゅう、と言ったが、いまだに出

てませんわな。

それなら、最後に歯どめします。この話は支部に筒抜けなんです。私は、個人給付の名簿、その他は持ってますよ。ところが、推薦してもらうために申請しますね。他の議員さんも聞いてください。そうすると、要求者組合に入らなったら推薦せえへん、推薦されなかったらお金出ないんです。そして後から地区協の組織を通じて電話を入れて、お前、あんなとこへ入ったらあかん、こっちへ入らんと金出えへんぞ、どうや、と喝道する場所にもなってる。これは天人とも許さぬ行為です。その人たちも解放についての意識、意欲はあるんですからね。推薦業務をお願いに行ったら、こっちへ入らなあかん、金出えへん、こういうおどかしはしてはならないですね。

560万円の予算を組んであるでしょう。解放同盟員であろうとなかろうと、市の予算でやってるでしょう。解放同盟は別個の組織、公正な組織やと議会で答弁された。560万円の予算を組んでるのに、解放同盟員でない者が申請を出すと、要求者組合に入らなったら推薦せえへん。その後で電話して、ほしかったらこっちへ入れ、これやったら、公金によって人を差別することになるんですよ。私、ここまで申し上げてるが、これは確認できますか。そういうことになったら困るといことは確認できますか。

○ 市長（池田忠雄君） 府同促の地区協における窓口一本でございます。そうした意味合いからいろいろ御指摘がございます。私先ほどからお答え申し上げておりますのは、行政の長として、いわゆる要求者組合に入らない者について、制度支給は行わないといことは考えておらないといことでございます。

○ 21番（直村静二君） 現にしてないやないか。

○ 市長（池田忠雄君） だから、議員さんの解釈、行政の長としての見解、いろいろございます。その中で、府同促方式で地元側、行政側がいろいろと協議する中で事業を執行してまいり、こういう意味合いでこの推薦業務がございます。したがって、私は早期な地区協の開催の中で協議し、対処してまいりたい、このように存じておることは、先ほどからお答えしてるとおりでございます。御理解のただきたいと思えます。

○ 21番（直村静二君） 去年は支給したんでしょう、推薦を受けてね。それがことしはあかんといのはなぜかと言ってる。府同促といっても、よその地域ではちゃんと支給してるんですよ。和泉市はなぜあかんのか、私はそこがわからない。ことしは前向きで一層早くするようになりました、とつくったのがあかん。窓口一本はよその市でもありますが、そういうところでも出してるんですよ。和泉だけなぜや、と言ってるんです。それをこれから、と言ひんでしょ。はっきりちゃんとします、ということになると、いままで行ってあかんと言われたんです。これでは私は引き下かれなへんです。現に6月25日に行つてあかんと言われてるんで

す。和泉ではあかん、まだ、あかんとは言っていないが、断言してませんが、何とかこれから努力するということですが、もう4月から半年になります。あなた、この議会済んだら選挙運動でしょう。市長選挙後となりますな。各セクションへ行ったら、

結局市長の決断や、と言ってるんです。あなたが25名の議員の前で決断すれば、すでにおくれてるが、了となせしょうがないと思いますが、去年から始まった話、しかも、市が前向きでやると言ってるのね。同対部長が欠席してるので、あなた一人が協議員です。いまだ中西部長に電話で聞くことはできへん。あなたは、あなたの部下を通じて事前にキャッチし、知ってるはずなんです。それを改めてきょう一般質問で聞いても、まだこれから、とおっしゃるのは聞こえまへんな。私は、あなたと会ってますよ、この件についてはね。

○ 市長（池田忠雄君） 最終的に直村議員さんの数項目の質問でございますが、第一点の項目について卒直に申し上げたいと思います。先ほどから答弁を繰り返しておりますように、至急に地区協を開催し、協議を煮詰めて対応させていただき、このように御理解をいただきたいと思ひます。

○ 21番（直村静二君） 検討します、ではあかん。早急にやる、すぐやる、で一月、あなたの至急はね。きょうは12日、少なくとも、今月いっぱいまでにはきちんとしてもらいたいと思ひます。

最後に、この点だけ申し上げておきます。あのね、共産党員であろうとなかろうと、社会党員であろうとなかろうと、市民としての権利は尊重せないかんことは自明の理なんです。しかも、同じ同和地区住民であって昨年度は受けたのが、ことしは受けられへん。昨年は推薦を受けたのに、ことしは推薦しない。そんな一貫性がない、法律、規則に反した立場は新たなる差別になっていくのではないか。この点は、あなた以外の協議員にも十分言うてあげてほしい。いかなる見解があろうと、市長になった以上は、地方自治法の規定は守らないといかん。それでこそ、初めて自主的な解放になっていくんだということを十分に言うてあげてほしい。

われわれだって、いろんな間違いがあれば市民から批判を受けるんです。その点では、やはり過ちは改めてもらいたい。そうしないと、同じ部落の住民でありながら、これやったら二重の差別です。部落差別と団体差別、そんな差別の壁をつくったらあかん。この点を特に池田市長に申し入れ、至急に、ということは、私の解釈では、少なくとも今月いっぱいぐらいまでにはきちんとして支給するという確認してほしいか。

○ 市長（池田忠雄君） 何度も申し上げておりますように、協議の上で対処させていただくということでございますので、その辺で御理解いただきたいと思ひます。

○ 21番（直村静二君） 協議したら支給できますのか。言葉を濁さんと、協議をして市の主体性で支給します、と言ってもろうたらええ。私の質問に対する答えは、本当はそうならな

いといかんのんと違うの。昨年は、あなたの判ごなしに支給してるんですか。そういう蒸し返しはしたくないので、至急に協議して支給します、と確約してくださいよ。

○ 市長（池田忠雄君） 卒直な話、あなたのおっしゃる意味はよくわかるわけです。ただ、同和行政というものの十数年の経過からして、地元との協議の上で同和施策を行っていくという意味合いがございます。行政の主体性という直村議員さんの御指摘、私もよくわかっております。その中で、協議の上で対処するというところでございますので、その答弁でひとつ御理解いただきたい、こういうふうに思います。

○ 21番（直村静二君） 同和行政でも、あなたがやっておることについては、この個人給付以外にも多々あるんですよ。いまは、それを省いてるんです。いま、一番肝心な市民権の行使に限って言ってるんですので、何ぼ十年かかろうが、前にやっておろうが、これはきちんとせないかんと言ってるわけです。あなたもこれについては反論する根拠はないはずで。市長として当然すべきことなんやから、協議して支給すると確約しなさい、と言ってるのに、なかなか言わない。しかし、私の言うことはわかっているというお答えですから、わかってくれたんかな、と思います。そういう点で他の議員さんも聞いてくれていますので、ほんまに困ったことやと思えますが、一応、至急に協議して対処する、という答えて、この点については終わっておきます。

○ 副議長（藤原利一君） 次に浸水対策。森部長。大きな声で答弁してください。

○ 建設部長（森保君） 最初に、浸水対策事業といたしまして、府中駅前関係で御質問をいただいております。都市下水のうち北幹線だと解釈しておりますが、お説のとおり、昭和54年度、府中北幹線は、和泉府中駅前南一番踏み切り東側から府道と泉停車場線を通じ小荷物取扱所の横までの間182メートルを実施いたしております。請負契約も本議会に御提案申し上げました。

議員さんから二番目に御指摘ございましたとおり、府中駅前から清水水道に達するまでの間、あと112メートルございますが、その区間につきましては55年度に完成、供用を開始したい、かよう考えております。

二番目の富秋でございますが、和泉工業高校の北側につきましては、現在まで精力的に継続事業としてやってまいったのでございますが、本年度9月末に大阪府より浸水対策事業に対する補助の内示を受けてございます。極力残る200メートルを完成すべく取り組んでまいりたい、かよう考えております。

次に、和気町の市新のころの水路でございます。いろいろ御要望をいただいておりますが、阪和線を控え非常に排水の至難な個所でございます。現在、降雨時につきましては、市新の一部の水路をお借りいたしまして、ポンプで排水等を行っております。これも府の補助を要

望いたしまして、何とか55年に計画を立案してまいりたい、かよう考えております。

続きまして、解放センター横の排水問題でございます。所管委員会にも御報告申し上げましたとおり、6月27日から30日にわたる豪雨によりまして非常に皆様方に御迷惑をおかけいたしました。特に解放センター横の伯太寄りについても、床上浸水等かなり御迷惑をかけております。6月27日から30日までの降雨量308ミリ、時間雨量にして、6月27日の16時から17時にかけて50ミリという局所的な降雨量があり、各所に土砂崩れと住宅全壊が春木内田2件、一部損壊が父鬼1件、床上浸水が15戸、王子、池上、伯太など全市にわたってございます。床下浸水約700戸ということで、異常な豪雨で道路災害5件、応急補修工事32件、河川災害で14件、応急処理が22件の被害状況でございます。

その後の処置といたしまして、今後の豪雨に対処すべく、マンホールのごみの掃除等を行ってまいっておりますが、特にしゅんせつ等を行いまして、補修箇所をさらに点検を加えてございます。特に解放センター横の信太山駅周辺でございますが、この地域は御存知のとおり、元の油池でございます。池そのものが埋め立てられ、水路が転々として管を通じてございます。現場も歩きましたが、阪和線を通っておるボックスが横が2メートル40、上が80センチという狭いものでございまして、ここにゴミなどいろんなものがたまりまして、局所的に50ミリという強い豪雨によりまして、解放センターの周辺に非常に御迷惑をかけました。今後の対策といたしましては、泉北環境が実施いたします王子川に向けての尾井豊中幹線が唯一の頼みの綱でございます。

最後に下水工事、特に小さい工事につきましては、議員の皆様方の御同意は受けてございません。枠を設けてあるか、という御質問でございますが、枠は設けてございます。

以上、簡単ですが、御答弁といたします。

- 21番(直村静二君) いま答弁をもらったんですが、府中駅前については早急にやる、55年度完成ということですので了とします。早くやってもらいたいと思います。

解放センター関係については、かなり以前からの問題、まあ、20年住んでるが、こんなことはなかったということです。周辺農家の話では、あんな狭い管ではだめだ、と以前にも工事関係に注意したのに、それをやらなかったのでこうなった、という指摘もありました。やはりきちんとやっていただきたいし、あわせて解放センターの上は改良部、下は下水道や、という責任のなすり合いについては、すでに私も申し入れて了としますが、そういうことは絶対にないようにしていただきたい。ちゃんと部長が指摘をとってやっていただきたい。非常に住民の方々も不満を漏らしておりますのでね。

それから、夜になったらよく私とこへ電話がかかってくる。桑原の水門についてね。私は、その人に、市役所へ電話してくれ、と言っていますが、そういう点では、常にメモして先にチエ

ックする体制をもってほしい。また大変な被害が出ると困りますので、豪雨の場合はどこどこに連絡して水門を事前にチェックするとかしていただきたい。浸水対策はこの辺でやめときます。

(副議長退席、議長着席)

- 議長(横田憲治郎君) 次。
- 市長(池田忠雄君) 関西新空港問題については、昨日の竹内議員さんの御質問にもお答えしてございますように、私たちなりに、この泉州路を覆っている新国際空港の問題につきましては、本年度中に出されるであろう、いわゆる公害が市民生活に障害があるのかなのかという科学的なデータが一つ。もう一つは、もし空港ができるとするならば泉州路はどうなっていくのかという地域条件の整備がその二であります。この二つのメニューをしっかりと見定めて新空港の可否の判断をしていくべきだということは、私が昨日も御答弁申し上げたとおりでございます。議会にも新空港特別委員会も御設置をいただいております。こうした二点について、こうしたいろいろ出てくるメニューによって御相談しながら対応させていただきたい、このように存じております。御理解いただきたいと思っております。
- 21番(直村静二君) 空港の公害が発生するなら反対するのかなという質問です。
- 市長(池田忠雄君) いま、科学的な調査をされている最中とございまして、仮定の論議についての御答弁は差し控えるべきではないかと存じます。したがって、科学的なデータによって地域住民に公害があるのかなのか、また、地域条件の整備の問題が出たときに可否の判断をすべきで、公害があったら反対するんか、ということについては、科学的なデータの見定めの上で立ってお答えしていきたいと思っております。
- 21番(直村静二君) あなたはええかこうしてありますが、私たちは、あなたのおかげで苦勞したんです。昭和46年の12月15日の議案ですが、当時の貝淵議長ですが、「民社党和泉支部長・池田忠雄」の判こを押して、出原武司、三井正光両紹介議員となっております。「関西新国際空港設置反対に関する請願書」というのが出たんです。どないするんや、と相当われわれは苦勞したんです。いま、市長の座におられるが、この精神をいまだに持っているんか。公害が発生するんだという認識に立っての請願ですからね。中身は公害ばかりです。この精神はいまだにお持ちかどうか。いまは市長職ですが、あなたの腹の内を聞きたかったんです。絶対反対なんですよ、あなたは。この立場をいまは放棄したのかどうか、はっきりしてください。
- 市長(池田忠雄君) 46年当時の古い書類を持ってきていただいたの御質問でございますが、まあ、政党段階での話でございまして、そうしたことで議会をお騒がせしたことは、過去8年の経過として持ち出していたわけでございます。卒直な話、私は現在、市民党の立



場でございますので、市長として、全市民対象のこの問題に対するフランクな考え方を先ほどから申し上げているわけでございます。

公害があれば反対するのか、という御質問でございますが、公害があるのかないのかという科学的な、その時点とは遠り、いわゆる環境アセスメントが現在行われている時点で、現実的な立場に立って御答弁申し上げておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思ひます。

- 21番(直村静二君) 私、ちょっと聞いておって、はぐらかされているように思ひ。確認しておきましょう。「大阪湾の南東部の沖合を有力候補地として調査活動をはじめているが下記理由により反対せられたい。まず、騒音公害が発生する。二番目は、住民の生活環境を破壊するおそれが極めて強い。三番目は大気汚染。四番目が炭化水素は光化学スモッグを引き起こす主要物質である。五番目に住民の犠牲が大である」というものです。

念のため申し上げておきますが、こればかり追及しません。こういう立場で反対してほしい、と出てきたが、市長は、いまだにそういう立場なのかということです。共産党は全員態度を表明しておりますが、市長は、この気持は変わったということですか。これでいくということではないんですな。

- 市長(池田忠雄君) それは40年当時、政党としての一つの活動として議会をお騒がせしたもので、先ほどから申し上げておりますように、新空港問題については、いろいろ各市とも紆余曲折がございます。しかし、私は現在、市民党の立場で市長の職にありますので、新空港問題については、フランクに公害の有無、泉州路の発展の問題、この二つのメニューをしっかりと見定めながら、議会と御相談して対応させていただきたいというのが私の立場でございます。その辺ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

- 議長(横田憲治郎君) 次。

- 財務部長(麻生和義君) 市税についての三つの質問についてお答えいたします。

まず、第一点目は、一般会計予算に対して市税が約四分の一しかないということで財政運営がうまくいくのか、という御質問でございます。すでに御承知のとおり、地方財政の運営につきましては、地方交付税制度といった制度がございまして、そのルールに従って、本市の場合かなりの交付税が交付されてまいるわけでございます。その交付税に加えることその他の一般財源と合わせまして、本年度は約111億円の一般歳入をもちまして、211億になんなんとする予算の運営を行っておりまして、苦しい中であっても、何としてでも財政運営を全うしてまいりたいと考えている次第でございます。

二番目は、人件費を差し引いて税が幾ら残るか、という趣旨の御趣旨でございます。当初予算に計上いたしました税額が52億4,400万円でございます。今回、御提案申し上げております一般会計の補正予算(第五号)では、一般会計の職員の給与費が46億8,800万円でご

ございますので、それを差し引きいたしますと、税で見た限りでは5億5,500万円の残が出る、これはまあ、単純な議論はいろいろ問題があると思いますが、いろいろ人件費であっても、国庫なり府費なりの補助、負担金の対象になる経費もありますので、そういったものを除いて、単純に人件費と税の差し引きということでお答えを申し上げた次第でございます。御了承願いたいと思います。

それから、三番目の税源の培養をどう考えるか、という御質問でございますが、むずかしい問題でございます。御指摘のとおり、一般歳入の中核は何といても税でございます。この税の増収対策というものは、本市にとっても最も主要な事柄であるというのは、御承知のとおりでございます。公平課税を基本理念としながらも、課税客体の徹底把握に努め、なおかつ、徴収率の向上を図るといったことを基本指標として対処してまいっているのが実態でございます。最近、市民の皆さん方の御協力を得て徴収率も上昇してまいっているということで、市税収入も当初計上いたしました額よりも若干上回る決算見込みというか、実績の見込みを立てることができるという現時点での見通しでございます。

以上、お答え申し上げた次第でございます。

- 21番（直村静二君） 数字的な答弁ばかりで、要点はぼけてるかもしれませんが、和泉市民一人当たりの市税収入でいくと年間4,000円という数字が出てくる。人口12万2,000人で本年度当初の市税収入が50億から53億としてね、部長、そのぐらいですな。
- 財務部長（麻生和義君） 4,000円という数字はどんなふうに試算されたのか、ちょっと…昭和53年度の市税の決算を54年3月31日現在の本市の人口で割ると、3万9,871円、約4万円という数値が手元の資料としてあるわけでございます。
- 21番（直村静二君） 泉大津で6万9,000円、約7万円です。私が聞きたいのは、和泉市民一人当たりの担税能力を大津並みに上げていくにはどうしたらいいか。つまり市税アップの最大の基本は何かということです。市長、明快にお答え願いたい。この前の3月の答弁では、とにかく徹底的に捕捉して取ろうというばかりですが、それに頼ってはいかんのではないかと思えます。
- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、市民一人当たりの税額を他市並みにいただくといった考え方は持ってないわけでございます。これは先ほども申し上げましたように、地方財務制度上救済というか、市町村間の均衡を図るための交付税制度といったものがございます。参考のために申し上げますと、泉大津の場合は一人当たり6万円程度でございますが、交付税の計算では一人当たり1万6,000円、本市は、普通交付税が市民一人当たり2万3,558円交付されているということで、交付税によって市町村間の財政を調整、完全には調整されていないのは御承知のとおりですが、一定のルールに従って標準的な調整がこの制度によって行

われてるということでございます。

以上です。

- 21番(直村静二君) 聞いておって不思議なのは、大津よりも税金は少ない。しかし、交付税の算定はよけいもらい、それで平均になってるということですが、そうすると、税収は一向に上がらんとって、やかましく取りに行かんでもええとなる。そういう疑問が出てくる。これは余り無理してもいかんと思う。和泉市は同和の借金ばかり多くて130億円、大津も高石も同和の起債は零です。和泉市は税金が少ないから交付税はよけい算定してくれると、これの根拠にはちょっと疑問がある。

- 財務部長(麻生和義君) 確かにそういった議論も一部には成り立ちますが、何と言いましても、この交付税の国家予算の総額は、国税三税の32%、絶対額はそう決まっております。その総額を都道府県なり市町村なりに配分されていくわけでございます。あくまでも、先ほども申し上げましたように、一般歳入の中核は市税でございます。

こういった交付税の計算にはいろんな複雑なルールがございまして、学校、幼稚園、道路、橋梁、消防等すべての行政経費等を一定のルールに従って計算し、基本的には基本財政収入額と申しますが、税の75%の額をもって、一部違うところもございまして、端的に言って、大体税の75%の額をもって基準財政収入額とし、歳出では、先ほど言った基準財政需要額というところでルールに従って計算、その差し引き額をもって普通地方交付税の交付基準額となりまして、全国の交付基準額を加えて総計を取りまして、国家予算である国税三税の32%の交付税と比較して当然国の予算の方が少ない、足りない、地方公共団体の交付税を全額充当できないという場合には通減率という一定の率を出して交付基準額からさらに減額するという制度になってございます。そういったこともあり、何といたしても税が中心の財減であることは間違いないわけでございます。

- 21番(直村静二君) 数字の問題になるとなかなかわからない。しかし、聞いておると、税金はほしい、徹底的に取ると言ってますが、片方ではまけてやってるのをこの際、改めることはできまへんか。声を枯らして固定資産税は重要な財源だと言ってるのですから、あっちこっちでまけてるやつを引き上げてくださいよ。それもアップの方法じゃないんですか。先ほどの答弁では、徹底的に取ってますが、片方では緩めてる。こういうどなたかの意見がありましたね、公正な市政をやってくれ、というね。そうすると、税においても公正にやってもらわないかん。

いろいろ答弁がりましたが、予算の中の人件費の問題、補助金等の使い方についてメスを入れていかなければなりません、基本的には市税のアップは期待薄、しかも、実際は困ったところへも取りに行くが、税の公正を要求して、この問題は終わっておきたいと思っております。

時間も超えておりますが、最初、市長に質問して答弁をいただいた同和行政、特に個人給付はきちんとやっていた以外にないということを念を入れて言っておきます。いろいろお答えをもらったのですが、なかなか今後の市政について、心配とか不安とかを強く感じました。あなたは、口では議会の協力とおっしゃいますが、口だけやなく、もっと実のあるものを出してもらわんといけない。私とあなたは思想、信条は違うので、正反対の問題もあるかも知りませんが、それはしょうがない。しかし、市長たる者の職責は第一番目に質問した要点を外さないように、外せばそれなりの批判が市民的にも起こってくる。それでもかめへんと言うんじゃない、どこから見ても、市長の職責を果たして十分やっていたきたいと申し上げて、私の質問を終わっておきます。

- 
- 
- 議長（横田憲治郎君） ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

（午後2時45分休憩）

---

○

（午後3時10分再開）

- 議長（横田憲治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に、ここで本定例会に上程される議案番44号「市道路線の変更について」信太16号線に誤りがあり、議案の差しかえのため、理事者より陳謝とその説明の申し出がありますので、これを許可いたします。

- 建設部長（森保君） 申しわけございません。貴重な時間をお借りいたしまして、議長さんからお許しをいただきました、議案の訂正について御説明させていただきます。

議案書21ページにつきまして、ただいまお手元に御配付申し上げました議案第44号「市道の路線の認定及び廃止について」の誤りと法的な違いがございますので、差しかえをお願い申し上げます。

なお、二枚目の目次につきましては、当日、正誤表とともに御配付させていただくこととしてございます。今後、このような不都合のないよう十分注意いたしますことをお誓いいたしまして、深くおわび申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

- 
- 
- 議長（横田憲治郎君） それでは、一般質問を続行いたします。6番・大谷昌幸君。

- 6番（大谷昌幸君） 通告に基づきまして要旨の御説明を申し上げます。

去る26日の本定例会の開会の冒頭におきましての市長のあいさつの中で、次期にも立候補する旨のお話がありました。その話の中で6点ほど、次の二期目にはやりたいという、いわゆる公約的なものの御説明がありましたが、その中で一、二点、私の懸念するところをたしたいと思います。

まず、第一点といたしましては財政の再建計画について、いままで6人の方の質問の中にもいろいろとこの問題を取り上げてこられ、るお話があったわけでございますが、私は観点を交えて、この58年度の決算において14億3,000万円になんなん赤字、まさに薄氷を踏むような思いになっております。この赤字をどのような計画でもって立て直しをされていくのであるか。

私は端的に申し上げまして、この14億余の赤字というのは、まことに失礼な言い方もわかりませんが、50年に2億9,800万円、51年に7億0,842万円、52年度に12億2,153万円、53年度に14億3,118万円という累積の赤字は、一に池田市長の責任ではなからうかと思うのであります。

去る26日のごあいさつは、この赤字を抱えた非常にやりにくい和泉市の首長を進んで引き受けたいという熱意には、畏敬の念とともに賛辞を表したつもりではございますが、12万3,000人の和泉市を今後、どのような方途でもってこの赤字を解消されるのか、その説明が、残念ながら26日のごあいさつの中にはございませんでしたので、改めてその計画をお尋ねしたいと思います。

二番目は、商業核形成の具体策についてでございますが、これもやはりそのごあいさつの中で六つほど挙げられましたその最後の方に、和泉市総合開発基本構想に基づいて、和泉中央丘陵開発を進めていきたいというお話であったように受けとめておりますが、この総合基本構想なるものは48年度でしたか、この議会の審議を経て制定されております。その中にまず第一の緊急事として、和泉府中、信太山、北信太のいわゆる阪和沿線の既存の商限地域をまず強化しなければいけない。いわゆる本市の買い物客が他市に吸収されるようなことがあってはならない。したがって、強力な店舗を誘致し、この阪和沿線の商業地域をより強力なものにし、その中に一つのしっかりした核をつくりたいという、いわゆる駅前商店街の再開発ということが、まず第一番に取り上げられていると思います。

そして、この基本構想の中には、中央丘陵の開発については一切出でおらないように理解しておるんです。しかるに、その第一点に取り上げられているのがいまだ何ら手をつけられずして、この中央丘陵開発に踏み切られたのは、どうもこの基本構想なるものから逸脱してのではないかと思うのであります。この中央丘陵開発を行うことによっていかなる利点があるものやら、われわれには全然説明がなされておらないと言っても過言ではないと思います。この点

につきまして明快なるお答えをいただきたいと思ひます。

次に、市長のその抱負の中でたしか二番目に取り上げられていると思うんですが、教育に関してでございます。特に社会教育ということを強調されたように思うんですが、本市の教育研究所が発足して時あたかも25周年になるやと記憶いたしております。このたび教育委員会の御理解によりまして、国府小学校の一室に設けられましたが、いままでは全く日の当たらない場所、日の当たらない行政の一部門として、市役所から遠去かった場所にあったわけですが、この教育研究所には現在、たった2名の人員しか配置されておられません。これで果たして25周年を迎える教育研究所のふさわしい姿と言えましようか。

その他市長の二期目を迎えるに当たっていろいろとお尋ねしたいことがあるわけでございますが、比喩的に申し上げますならば、12万3,000の株主を擁する大会社の社長に就任されるわけですが、まず、その株主総会的な意味をもちまして、こういう点についてはっきりお尋ねしたいと思ひます。くどいようですが、金がなくては何もできません。この14億3千万円という借金をどのようにして黒字に転換されるかということにわれわれは最大の関心を持つてるのでございます。

以上、要旨の御説明を申し上げましたが、御答弁のいかんによりましては、さらにお尋ね申し上げます。よろしく願ひいたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 大谷議員さんの三点にわたる御質問をいただきました。一点、二点は、とりわけ私の26日の再出馬に際しますの声明の中で、私なりの基本的な考え方の中から抜粋をいただき、御質問をちょうだいいたしております。私の方から概略お答え申し上げ、細部につきましては、セクションの方から補充させていただきます、このように存じます。

まず、第一点の私が一番今後取り組まなければならない、いままでの課題でもありますが、いわゆる財政再建についてでございます。議会、市民の御協力をいただき、何とか郷土和泉市の財政を再建していかなければならない急務である。こういう点で、数項目の中で緊急課題として取り上げさせていただいた所以でございます。その基本的な考え方についての具体策はどうかというお尋ねでございます。

私はまず第一に、御案内のとおり経常収支比率の悪化を防ぎ、何とか本市の財政構造を改善していかなければならない、いわゆる入ると出るとの経常収支比率が現在、100を超しておりますが、これの改善が急務だと存じております。そういうことの中で人件費等あらゆる節減を行い、まず、体質的に強化を図ってまいるといふことで、財政再建の方途の第一歩に掲げさせていただいてるわけでございます。経常収支比率の改善が、本市の硬直化した財政構造を改善するものであると存じ、そういう意味合いで掲げた次第でございます。

昨日も申し上げましたように、中央丘陵整備の人員費も国の方に持たせていただき、1億数千円を一般会計から補正し、特別会計の宅建公園からの委託金に切りかえた、そういった措置も一例として申し上げたいと思います。そうした中で、8年間不採用の職員の減等、まず、あらゆる点の仕末、足元からまず正してまいらなければならないと存じておりますのが、第一点でございます。

第二点は、もちろん自主財源の今後の培養を図ってまいらなければならない、そういうことの中で、いわゆる一般財源の基本をなしております税につきまして、課税容体の適正な把握、徴収率の向上等を図ってまいることが基本に考えております。そして、依存財源としての交付税、とりわけ特交のかさ上げあるいは本市にございます基地の交付金、これらのかさ上げ等、また、各種の同和行政を初めとする超過負担の解消を国・府に対して強く迫っております。今後、そうした意味の努力を議会の御協力を得ながらやってまいりたい、このように存じている次第でございます。

それとともに御案内のとおり、出る方についても重点施策をとり、創意と工夫をこらして市民要求、議会での御要望もございしますが、そうした諸点について十分意を尽くし、効率的な予算計上をしてまいらなければならない、こういう考え方でございます。現行の經常収支比率の改善をまず足元から、そして、国・府に対する訴え、交付金を初めとする増額をお願いを進めてまいりたいと存じております。

こういって、とりあえず3カ年、54、55、56年度が瀬戸際だということの中で、健全化計画をいま実現に移しつつあるのでございます。なお、今後とも努力を要するわけでございます。とりあえず、54年度は、単年度収支の均衡を図ることに心がけているわけでございます。今後は、こうした累積赤字を何とかして漸減方向にもってまいりたい、先ほど申し上げましたように、足元を直しつつ国・府に対する今後の努力と相まって、この累積した赤字を立て直しを図ってまいりたいと存じております。

ただ地方自治行政は、昨日来いろいろ御指摘いただきましたように、財政は再建しなければなりません、やはり市民要求にいかんしてこたえるか、こうした矛盾した相両面を何とかして消化してまいらなければならないのが、現行の地方自治行政の責務でございます。こういう観点から、やはり積極的な施策を行いつつ財政の再建を図っていくという剣の刃渡りをしなければならぬのが、いまの和泉市行政の置かれた立場でございます。積極的な意欲のある施策を行いつつ財政再建を心がけていきたいと存じているわけでございます。

その辺、財政再建計画についてのお尋ねに対しまして、基本的なお答えだけさせていただきますが、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 6番(大谷昌幸君) いまの市長の御答弁、何回も昨日からお聞きしてよくわかってるので

すが、50年度の赤字が2億9,800万円、これはまあ、市長が就任されたのは50年12月1日以降の4カ月ですから3分の1、仮に市長の責任が3分の1としても、後の51年度でちょうど4億出てる、億単位でね。そして、52年度でこれが12億円になったわけですから、また、この年に5億上積みした。それから、53年度は累積14億余、さらに2億強の上積みをしたわけです。そして、54年度は、いまのところ収支均衡で赤字は零になるということですが、これもまだ後一年先ぐらいいかならないとはっきりわからない。年々2億以上の赤字をずっと累積してきて、今後、急に果たしてその赤字をなしにし、しかも黒字に変えるといううなことは、一体どのような計画を立ててやるのか、その「する」という裏づけがどこにあるのかということをお尋ねしてるわけです。

市民要求におこたえするということばわかります。しかし、市民要求にどんどんおこたえして赤字がふえ、その尻ぬぐいができないというのではどうかと思うわけです。市民の要求にちゃんとこたえ、そして赤字が出ないように、できれば黒字にしてもらえばそれに越したことはないわけです。本市の場合、市長はそれができると言われるのですか、それともできないと言われるんですか。できると言われるんなら、どういふ方策をもってやられるのかをお尋ねしてるわけです。

○市長(池田忠雄君) 大谷議員さんの御質問は、一番むずかしい核心ではなからうかと存じます。私は卒直な、ぶっちゃけた話を申し上げますけれども、50年の暮に就任いたしまして引き継ぎをしたときには、私が野にございましたところは、これほどとは思っておらなかった大きな赤字の見込みでございました。これを何とか御協力をいただきつつあらゆる点で仕末し国・府に訴える中で、ようやく2億9千万円の赤字にとどめさせていただいたことが手始めでございませう。年度ごとにあらゆる努力を重ねさせていただきつつ、今日、累積赤字14億という本市の行財政の実態でございませう。

私は、こうした過去の経験からいたしまして、繰り返すわけではございませうが、この累積赤字をどうしていくかという命題に対しましては、先ほどお答えしたことを一つずつ実行に移していく、なかなか妙手というものは、地方自治行政では、こうすればすぐに赤字が解消して黒字になるというものはございませう。一つ一つの積み重ねとあらゆる点での見直し、国・府に対して依存財源のかさ上げ、これらを通じて一つ一つの努力の結果、再建というものがなされるものだと思っております。先ほどから申し上げておりますように、すべての努力を傾注して議会、市民の皆さん方の御理解と御協力をいただきつつ、一歩ずつこの赤字解消に向けて進んでまいりたい。この決意でございませう。累積の赤字をこれ以上ふやさないこと、それから一歩ずつの改善、改革を実行してまいりたい、このように考えております。こうすればさあっと赤字が解消できると申し上げられないのは恐縮でございませうが、現行の厳しい和泉市の財政の



実態、御理解のとおりでございます。何とか議会、市民の御協力を得て一步步つ再建をしてまいりたい、このような考え方でございます。

中央丘陵問題についてもいろいろと二点目で御質問をいただいているわけでございますが、やはり国の資金を導入して和泉市の町づくりを促進させていただきたい。54、55年、いま一番大きな問題を抱えております本市として、まずとりあえずは人件費の対策でございます。国のこうした委託金を通じて職員の人件費に数億充ててまいりたい、こういう努力も先ほど申し上げたとおりでございます。開発負担金の問題、それぞれいろいろと今後努力しなければならぬ課題でございます。挙げてそういう努力を通じて財政再建に資することができるという考え方でございます。

したがって、関連して二点目のお答えをいたしますが、中央丘陵整備についても、昭和48年に御議決いただいた基本構想もでございます。それと、私が就任して議会の皆さん方の御支援をちょうだいした泉北鉄道の延伸問題も引き金でございます。そういうことからいたしまして、国の資金を導入して、和泉市のあすのビジョンなり町づくりという観点からはこれしかないという事で、現在、進めさせていただいているわけでございます。

もちろん、行政全体にわたります基本構想の中で、三駅を中心とする商業部門の強化は、私も今後の大きな課題に考えておるわけでございますが、いま、それらをなすためには、大きな財源が必要でございます。和泉府中駅一つを例にとっても飽和状態でございます。これを何とかしてというのが、駅前東側を含めての全体から考えております駅前再開発の問題も私の課題でございます。駅前から13号線に至る間で、人口の密集地でございます。これ一つを再開発する場合でも、土地造成法でやるにしても、何百億という予算が必要でございます。もちろん補助金をいただく努力をしても、市の裏づけの予算がものすごい見通しになるわけでございます。現行の財政実態の中で、いまずこれに手をつけるのは至難でございます。そうした意味で、三駅を中心としての商業核の形成をして和泉市の発展を考えていかなければならないという御指摘はよくわかりますが、現実の施策として、いま、そこに何十億、何百億と市費を投入していく財政実態ではないのでございます。しかしながら、将来の課題ということで、私も実はこの三駅の商業区の問題は考えております。

しかし、いまなし得ることは、国の資金を導入しての中央丘陵開発を通じて、あすの和泉市の町づくり、泉北鉄道の延伸、大学の誘致、その他のいろんな施策を行っていくことが、いま置かれて和泉市の財政実態をにらんでのあすの町づくりではないかという観点でお願いをさせていただいているのが本音でございます。三駅の商業核形成の課題もごもっともであろうかと思いますが、いま現実の財政の中で施策として行っていく、市に金がなければ、国の資金を導入し、府の協力を得て中央丘陵百万坪を開発してあすの町づくりを促進し、将来の財政基盤の

確立にも資してまいりたい、こういう考え方でございます。二点に関連して恐縮でございますが、二点目の商業核の問題もあすの課題として認識いたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。もちろん、中央丘陵の整備、中央線を初め道路網を通ずる中心との直結、当然のことだと存じております。

- 6番(大谷昌幸君) 私は、どうも場当たり主義やと思うんです。まず、本年度の一般会計が収支トントンでいけるというつもりらしいですが、先ほどの市長の答弁では、例の宅建団体の予算1億9千万円ですか、これがなかったら赤字になるわけですね、これだけ赤字になるわけですね。通俗的な言葉で言えば外資導入になる。中央丘陵をやるがために1億9千万円入ってくるが、それを入れて収支トントンでしょう。だから、中央丘陵の開発が完成するのは恐らく10年先でしょう。10年先は何かの風が吹くやろう、とにかくいま1億9千万もろうところ、来年は3億5千万もらおう。それでいままでの53年度までの事業で抑えておけば、2年間は何とか収支トントンでいけるやろう、そこから向こうは何かの風が吹くやろうという、そんな場当たり主義的な感じがしてならない。

それで、中央丘陵開発云々ということよりも、硬直化した財政をいかに好転させるかという努力に何らつながらない。というのは、10年先に完成して、昭和65年あるいはそれから後しか税収が入ってこない。それよりも現在、すぐに税収があがるところがたくさんあるわけです。片隅の倉庫まで税金取ったり、身障者で年老いた母親と2人で住んでおる人からも2万円以上の市民税を取る、12万円以上の国保納付金を取っているが、そこまでなくても、和泉市にもっと金の落ちるような商業核の形成に努力されれば、既存のところからまず税収があがってくるやないですか。

また、しょっちゅう人件費云々と言われますが、本市のラスパイレス指数は年々低下してるやないですか。私は何も給料の高いことをほめるわけやないですが、いままでの議会でも言いましたが、やり人間というのは、せにもうけするために働くわけです。堺市あるいは泉大津市と当市のラスパイレス指数を比べた場合、実に10%も差がある。本市で20万円もろうてる人が、堺市へ行けば22万円あるわけです。職員さんの給料もこれ以上詰められますか、けつから三番なんです。

これが普通の商売でいけば、いわゆる従業員の士気に響きます。よそよりも高給であることが、従業員の士気を一番高めるんです。小企業が人集めの場合に書く文句は、まず「高給優遇す」、これが第一の決め手なんです。これを書かんことには、いかなる大新聞に大きな求人広告を出したところで一人も集まりませんよ。私は、ここの職員さんの士気を心配するんです。市長の手となり足となり、また、われわれとともに働いてくれる方にはやはり給料をたくさんやってもらわんことには、いろんな仕事をやってもらうわけにはいきません。一方では、高い

税金を取られて市民は苦しんでる。そして、ここの職員さんは割合低い給料で悩んでる。そして、財政は一向によくならないとなると、市長がせっかく崇高なる精神で要職を務められるという御希望ですが、池田市長の名前は上がらんのじゃないかと心配するから申し上げてるんです。

市長が一番と二番を一緒に答弁していただきましたので、私もおのずから話が二番へいきますが、既存のところを強化する、いままでの市長さんの時代は、よそから客が来たんです。ところが、46年、第二阪和が着実に整備されるようになってから、この周辺がさま変わりしたわけです。同じことは岸和田市でも言えます。ある窯業会社の跡地へ今度、ごっついのものをつくります。必ず川から向こうの客は引っ張られます。私、前にも申し上げてますが、上手の方は光明池とか泉ヶ丘駅の方へ皆取られますよ。和泉市の商売人の方は収入ががた減りですわ。それが税収のダウンにつながってくる。

市長はあいさつの中で産業基盤の確立とおっしゃってますが、ぜひともやっていただきたい。ただ、「言いは易く行いは難し」と言いますか、果たしていま和泉市でどんな産業があるんですか。どんな産業を誘致して発展させるおつもりですか。産業基盤の確立をされ、ここで大ぜいの方が住みつかれて収入をあげられる。その収入がショッピングの方へ回ってる。そして、そのショップが売り上げがふえ、市税の増収につながるんですよ。そういうような本当に経済の基本的なことを何ら手を打たれず、ただ、産業基盤の確立と言われても、一枚の絵に書いたもちではなからうかと非常に不安に思っています。新たな産業基盤の確立と言われた市長のごあいさつから取り上げましたので、これも含めてもう少し明快に御答弁をいただけませんか。

- 市長（池田忠雄君） 産業核の問題、産業基盤の確立、関連する財政の再建という意味での御質問でございました。私なりに先ほどからお答えさせていただいておりますように、財政再建の地道な効果と相まって、議員さん御指摘のように、やはり商業核あるいは産業基盤確立という要件も考えていかなければならないわけでございます。

御案内のとおり、本市は繊維産業を基軸として今日まで発展を続けてまいりましたが、構造的、体質的な繊維産業の斜陽化という、一つの大きな課題に直面しております。いま、幾らか持ち直したという現状もございますが、やはり先の見通しは明るくない実態だと思います。模造真珠にしても現在、非常に悩みを示しております、こういうのが本市の主な産業の実態でございます。これらをどう質的に転換を図っていくかが大きな課題であり、むずかしい問題であります。どのようにして中小企業の基盤を強化していくか、経営改善、融資、その他について御相談に乗り援助をしながら、業者の方々の自主努力と相まって産業の基盤を確立し、発展させていかなければならないという考え方でございます。

御指摘の商店街の問題もでございます。駅前を初め商店街連合会の方々も御活躍をいただいて

るわけでございますが、本市の立地条件からいたしまして、これら商店街の経営も伸び悩んでいる現状でございます。

また、公害のない企業を誘致する中で対処せよ、という御意見もございます。しかし、本市の立地条件と体質からして、この不況下、なかなかモデル的な企業を誘致するのはむずかしいという悩みがございます。したがって、中央丘陵の中にも内陸産業ゾーンを形成し、交通体系等を整備する中で公害のないモデル企業を誘致するという構想も描いてるわけでございます。

そういう中で、現実的な施策としては、なかなか商業核の形成と産業基盤の確立ということは、まことに『言うは易い』のですがおっしゃるようにむずかしい課題でございます。和泉市は小さな自治体、大きな商工行政は取り上げにくいと言ってしまえばそれまでですが、それなりに地場として、国・府との話し合いの中で、何とか中小企業の育成振興する方策は、業界の方々とも御相談して持っていきたいという気持でございまして、各業界の方々の御協力もいただき地道な努力を続けてまいりたいと存じております。何とか活力ある産業の基盤を和泉市で育てていく方策を進め、業界と御相談しながら努力してまいりたいというのが私の卒直な気持でございますので、考え方としてお示しさせていただいたわけでございます。これとても、なかなか特効薬的なものはございません。地道な努力を通じて業界の方々との提携の中でできるだけがんばってまいりたい、こういうふうに思っております。

- 6番(大谷昌幸君) いまの市長のお考えはわかりました。市長もそれを持ってくるのは非常にむずかしいと認めてると思います。もちろん、市は夢を持たないかんわけですが、和泉市の中央丘陵を開発したからといって、そういう産業ゾーンをつくってるわけですが、なかなか簡単にはどこの企業もおいそれとは来てくれるもんやないと思う。学校にもしかり、以前、大阪外国語大学が和泉市にも話があったが、最終的には箕面市へ行ってしまった。現在、建築中です。そういう裏づけもなかなか取れないのに、丘陵開発については10年先はともかく、非常に不安を持つわけです。とにかく今後、赤字を出さないようにするための方策を具体的に市長にお聞きしたいのですが、どうも市長もはっきりしたものをお持ちでないような感じもしますので、いたずらに時間を食うだけですので、これはそのぐらいでとめておきます。

ただ市長、これはひとつ忘れないようにしていただきたいんですが、昭和43年でしたか44年でしたか、和泉市が再建団体に転落して持ち直したとき、総合基本構想にその理由を書いてますが、失礼だが市長、御存知ですか。どういうことで立ち直ったかという、「人口増がなかったからだ」とまず第一に書いてある。人口増がなかったから、社会資本の投資がなかったということです。だから、支出が抑えられた、と述べてます。

いまの和泉市の中央丘陵開発と比べた場合、逆の行き方をしてるんです。現在、和泉市がほとんど人口がふえてるのならよろしいが、この間くれた1979年の「和泉」を見ても、昭和

51年、52年は社会増がマイナスになってますね。53年は1~12月について詳細に書いてますが、そのトータルでたった75人の社会増しかない。自然増が1,182人で、これが0.97%ですか、ふえてる。これだけ社会増が3年間も続いてマイナスになっているということは、この土地が住みにくいというか、居ずらいというか、そういうことに関係があると思うんです。

われわれはもうどこへ行ってもしょうがないからおりますが、いろんな公共負担にしても全部高い。たとえばこの小田町の辺でも、川一つ隔てて岸和田市ですが、立地条件も同じところですが、うんと違いますね、岸和田が半分以下なんです。また、変電所の豊中の付近、道一本隔てて向こうが泉大津市ですが、子供を幼稚園へ入れるとき、和泉市の幼稚園は6,000円、泉大津は2,500円です。そういうところから、これだけどんどん建て売りが建ってるのに人口がふえないことが不思議でしょうがない。人がふえないので何とかいけてきたんやないですか、基本構想の論法からいけばね。

その社会増のないときに8億も5億も赤字の上積みをやってる。一方、税収が15%ともうすぐくふえてますね。先ほど言ったように、「酷税」国の税金やなくて酷税でこんだけふえてる。国保の集金に回ってる方が、申告漏れの人に申告させてるんです。本来ならば、市民税の方から国保の方へ回ってくるんですが、申告がなかったら回ってきませんから、何とかしても国保の科金を取りたい、それで国保の実績を上げたいということです。国保の集金人の方が申告用紙を持って回ってるんです。税金を集めてもらうことについて熱心なのはよろしいが、どうかと思うわけです。そういう点もよく考えていただきたい。

この中央丘陵を開発する限りは、成功するよな方策を十分に考えてください。ただ、ことしは宅建公団から1億9千万円くれるので、去年上積みした2億の赤字はことしはなくなる。来年はちょっと給料も上がってくるから、多い目に見て8億5千万円もらえるさかいに何とか収支トントンになるやろうというよな甘い考えは捨てていただきたいと思います。

私はしょっちゅう中央丘陵開発について思うんですが、仮に大阪へ出る場合でも、千里中央から梅田まで190円、19分で来ます。難波まで30分、210円です。現在、光明池駅から難波までは30分で320円です。梅田まで行こうとすれば、さらに地下鉄に乗りかえて、120円、時間が8分から10分プラスして440円です。この泉北高速鉄道は大阪府下きっての、というよりも全国的に高いらしいですが、今度はまた2キロほど延伸になると、現状のままの運賃でも6、70円、1区間上積みされます。それだけ時間がかかって運賃が高いところへそう簡単に人が住みついてきますかな。それまでに市長、一つ魅力をつくってください。市長はそんなことはないと思うが、十年先のこっちゃ、後は野となれ山となれ、ということはないと思いますが、その点時間の関係もありますので、要望しておきます。

それと、総合基本構想ですが、この中のページは覚えてないが、これは地方自治法によって

つくったものです。しかし、これは石油ショック以前のものですから、かなり社会経済情勢とも変わってきていると思うんです。だから、これも変えなければいけない、もちろん、変えてもええというような項目が出ております。せっきくこれに基づいて云々ということやったら、ただ夢だけでなく、もうちょっと地についたやつを市長の方でつくっていただき、われわれももちろんのこと、市民にお示し願いたいと思います。

これで一番と二番を終わりますので、次に三番について市長の方針をお聞かせ願いたいと思います。もう一度内容的に詳しく申し上げますが、市長が六項目の中に教育ということを入れられましたので、ただ、学校教育だけでなく、家庭教育、社会教育も関係してくるんです。教育研究所に教育相談にお見えになる方が多いらしいですが、たった2人です。市長の言われる人員削減、人件費抑制のしわが寄ってきたと思うんです。現年度はこれでいくとしても、市長が次の二期目に教育研究所を今後どのようにもっと社会教育面でも十分活躍できる施設にされていけるか、それとも、これはもう自然消滅、廃止してもええというおつもりか、お聞かせ願いたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 市長。
- 市長（池田忠雄君） 私はこの4年間、とりわけ議務教育の小中学の教育環境の整備充実ということで、議会の御理解を得ながら進めさせていただきました。それとともに社会教育の点についても、体育の振興、文化の振興、図書館の設置、これらについて生涯教育ということも考え合わせ、学校教育を主体にしながらも社会教育を振興していく中、潤いのある、連帯感あふれる町づくりをさせていただきたいという意味合いから、私も社会教育を重視してつらつらでございます。今後とも、体育、文化の両面にわたります振興策をぜひとってまいりたい考えで、こうした項目も持たせていただいたわけでございます。その中の一環としての教育研究所の充実についてのお言葉でございます。これにつきましては、所管の教育委員会と十分協議しながら今後とも進めてまいりたいと思います。
- 6番（大谷昌幸君） 市長、ことしの教育研究所の予算は何ぼか御存知ですか、総額で39万8千円です。そのうち11万4千円が、たしか他市との研究会の組織の負担金、差し引いたら27万9千円です、実際に教育研究所費として使える分はね。光熱水費も含めてね。月に2万3千円ほど、一日に約千円です。これではお茶の一杯ぐらいしか出せない。市民サービスになりませんわな。多いときには6、7人おったはずですが、人員削減、経費の節減ということで、ここへまともにしわ寄せがきてるわけです。府からの職員数も減らされていますが、これをひとつ市長、次期にはせめて5、6人は配置してやってください。2人やったら昼食も食べに行けまんぜ。男の先生と女の職員さんの2人ですが、お昼が1時半から12時15分までと、12時15分から1時までというように交代してるわけです。一人休んだら、あとは、出

て行くときはかぎをかけてる状態なんです。これでは務めてる人も余りに気の毒やと思いますので、せめて5人ぐらいにしてやっていただけますか。それだけちょっと確約していただけるかどうか。

○ 市長（池田忠雄君） 実情をいろいろ議員さんからお聞きいたしました。教育委員会の所管でございますので、ひとつ教育委員会と十分御協議させていただき、充実に努めてまいりたいと思います。

○ 6番（大谷昌幸君） ひとつよろしく願います。

以上、かなり時間を取りましたが、私のいろいろお願いしたこと必ず次期には念頭に置いていただき、和泉市発展のために御尽力いただくよう最後に要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

---

○

○ 議長（横田憲治郎君） ことでお諮りいたします。本日はこれにて一般質問を終わり散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明13日、14日は休会とし、15日は一般質問を続行いたしますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。長時間まことにありがとうございました。

（午後4時10分散会）

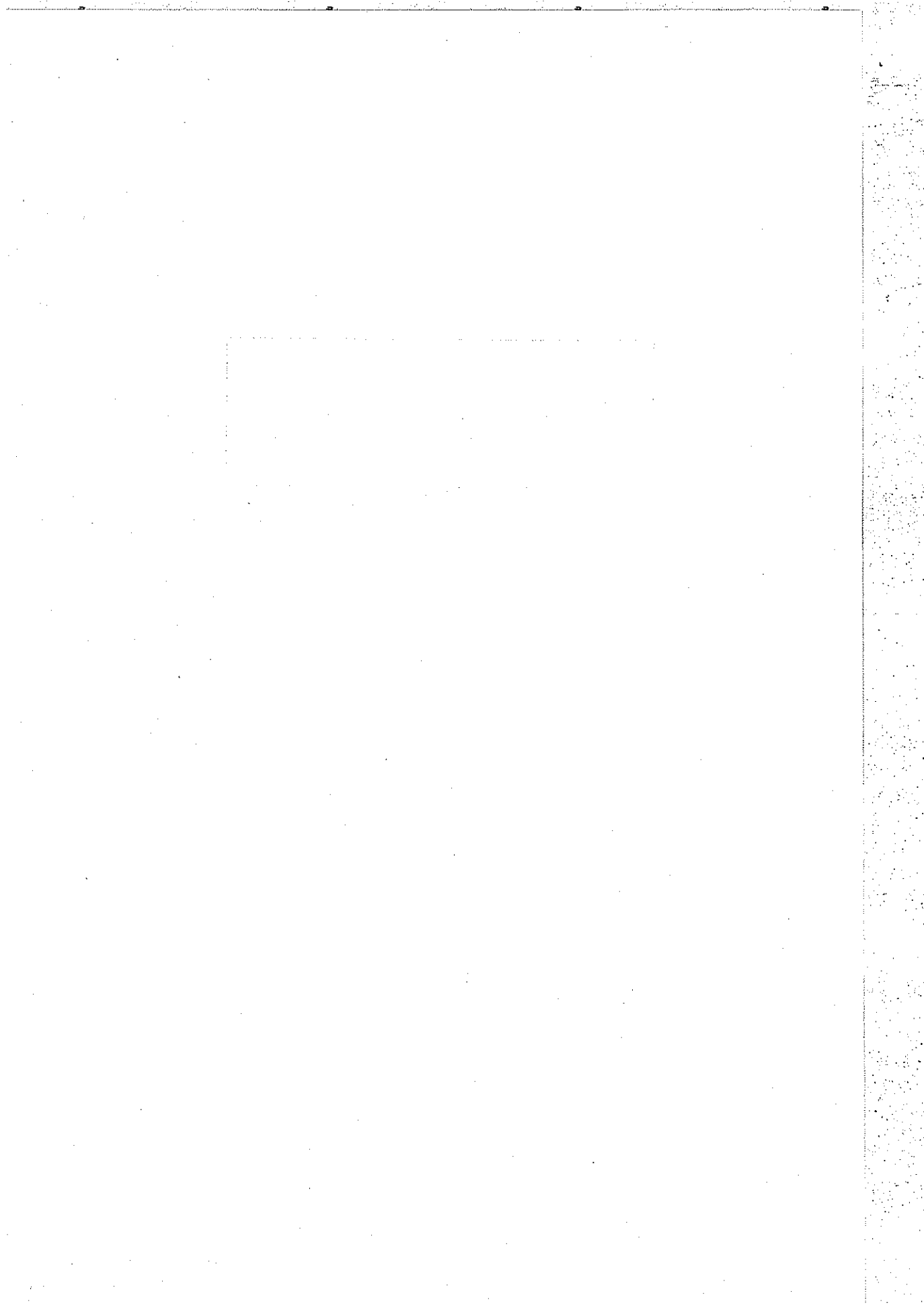
---

○





第 4 日



昭和54年10月15日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(22名)

1番 寺田 茂 君	16番 木下 甲子三 君
2番 天堀 博 君	19番 貝淵 博治 君
3番 橋本 佳行 君	20番 田中 包治 君
5番 仁井 明 君	21番 直村 静二 君
6番 大谷 昌幸 君	22番 勝部 津喜枝 君
7番 金沢 勝 君	23番 三井 正光 君
8番 成田 秀益 君	25番 竹内 修一 君
9番 松下 定 君	27番 竹下 義章 君
11番 上代 卯之松 君	28番 坂上 國治 君
12番 藤原 要馬 君	29番 藤原 利一 君
13番 赤阪 和見 君	
15番 横田 憲治郎 君	

欠席議員(3名)

10番 山口 義一 君	18番 池辺 秀夫 君
26番 柳 頼美 樹 君	

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市 長 池田 忠雄	同和对策部理事解放 生田 稔
助 役 坂口 禮之助	総合センター所長事務取扱
収入 役 中塚 白	同和对策部次長 橋本 昭夫
参与兼市長公室長事務 西川 喜久	市民部長 富田 宏之
参与兼都市整備部長事務 林 徳次	市民部次長兼福祉事務所 逢野 博之
秘書広報課長 石本 博信	産業衛生部長 広岡 史郎
財務部長 麻生 和義	産業衛生部次長 角谷 泰夫
財務部次長 北野 敦雄	建設部長 森 保
財政課長 大塚 孝之	建設部次長 吉田 日出男
同和对策部長 中西 淳富	都市整備部理事 門川 祿朗

都市整備部理事兼計  
 画調整室長事務取扱  
 中山重光  
 用地対策室長  
 萩本啓介  
 改良事業部長  
 逢野一郎  
 改良事業部次長兼改  
 良総務課長事務取扱  
 明坂貞士  
 病院院長  
 竹林淳  
 病院事務局長  
 内田繁  
 病院事務局次長兼管  
 理課長事務取扱  
 藤原光夫  
 水道部長  
 田中稔  
 水道部次長  
 西川武雄  
 会計課長  
 赤田禱信  
 消防長  
 松村吉堯  
 消防本部次長兼消防  
 署長  
 湯川行夫  
 用地担当理事・土地  
 開発公社事務局長  
 杉本弘文

用地担当理事・土地  
 開発公社事務局長  
 岩井益一  
 教育委員長  
 堀内由延  
 教育長  
 葛城宗一  
 教育次長  
 平野誠蔵  
 管理部次長  
 青木孝之  
 指導部長  
 高橋貞良  
 指導部次長  
 竹田明郎  
 選挙管理委員会委員長  
 味谷日吉  
 選挙管理委員会事務  
 局長  
 岸田秀仁  
 監査委員  
 久光喜多男  
 監査事務局長兼  
 公平委員会事務局長  
 向井洋  
 農業委員会事務局長  
 信田種行

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりです。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝

○  
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第3回定例会議日程

(10月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時10分開議)

- 議長(横田憲治郎君) おはようございます。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところ多数御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは16名でございます。欠席の議員さんは山口議員さん、遅刻届のある議員さんは柳瀬議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在16名でございます。

- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員16名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(横田憲治郎君) 本日の議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

日程第一、一般質問を行います。20番、田中包治君。

○ 20番(田中包治君) 通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

まず第一点は、行政責任のあり方についての質問をしたいと思います。

実は、一例を挙げますと、昭和50年に泉北環境が廃棄物を埋設するというで依頼されて、和泉市が、環境整備課で計画し、農林課で工事を行ったわけでございます。これが春日神社の、向こうへ行ったら河川でございまして、ところが、河川工事をやったために、いわゆる河川のものが底上げされて、農地あるいは山林に相当の被害を起しております。この現実について、私は環境整備課へ一年前に行きましたが、そうしたら、環境整備課と農林課の間で相談しますと言っていました。今度、10日ほど前に再度、こういう実態があるのだから見に行きなさい、と言いにいったところ、今度は、下水道課に移動していると言ったわけですね。こういうことがあってしかるべきだろうか。そして工事をする場合に、こういう工事をやったら失敗する、低過ぎる、高過ぎる、上流がもたないじゃないかという話が出ておりました。ところが技術者といわれる人々が、これは計算上しておるので、絶対間違いございません、こういうことを断言しているわけでございます。いまだにその断言を言い続けておるわけでございますけれども、現実に周辺に被害を及ぼす問題について、工事をやった場合に、どこに責任があるのかということですね、明確なる御返答を願いたいと思います。

第二点は、現在いろいろ騒がれておるところの、和泉丘陵開発の問題でございまして。

私は、この問題が出た時には、どうせできないのだから、まあ絵にかいたもちを求めておるのだと、こういうように理解をいたしておりました。ところが今議会で、するともせぬともわからなくして、いわゆる特別会計ということで議会に提案されてきました。それでは、ここで、基本的な問題についてはっきり質問しておく必要があるんじゃないかと考えております。

まず第一点に、この問題が国の施策、あるいは国の方向に沿っておらないのではないかとということですね。御存じのとおり、現在計画しておところは農地調整区域なんですね。いわゆる農業振興区域であるということ、そういう中に立って農地を——いわゆる農業振興のために、多額の補助金も政府あるいは市から出ております。その土地をどういう理由——、そうやってくると、この取られる人々の、農民の生活をどう守るのか、どうするのかという問題が、一番ポイントにならなくてはならないと思うのです。ここで私は、大阪府から来られる人もございますので、まず聞きたいのは、大阪府の農林課がどういう態度で臨んでおるかということですね。そして、もし取り上げた場合に、どういう仕立てをするのか、この点をはっきりと明確に回答願いたいと考えております。

第二点に、私たちが考えなくてはならないのは現実の問題です。現在は資本主義社会である

ということ、社会主義社会でないと思うのです。私も28、4年ごろから社会主義社会になって、福祉がなるであろうということで、国鉄の役員になり、社会主義運動に参加はしてまいりました。しかし、現実の姿を見た場合に、御存じのとおり、革新政党というのは、でんぼのように、昭和初期から、大きくなってはつぶれ、大きくなってはつぶれなんです。こういう現実の中で私たちが、やはり現在の状況がそのまま続くと認定せざるを得ないと思います。そうでなかったら私たちも、自分のことを言って失礼ですけれども、鉄道40年の生活をして、いまさら定年退職後、いわゆる年金の補てんをするために、何もいやな商売なんかする必要ないわけなんです。しかし、私たちの生活というものは、食うていかなくてもはいけないわけです。そして、資本主義社会というものは、強い者が勝ち弱い者が負けるのです。これが資本主義社会の原点です。こういう中で考えた場合に、農民が土地を取られた場合にどうなるのか、そういう人の惨めさは私たち、よく聞いております。たとえば泉北ニュータウンにおいて美木多地域あるいは塚では東山町、ここはまあ、身内もあるので知っておるんですけども、最初土地を買いにくる時には、いやいや、こうします。職業安定はします、と来ているわけですね。ところが、いざ売ってしまうと“しりくらえ観音”なんです。自分勝手になさい——、そしたら、現在、ああいうところの土地を全部放した人の惨めさというのは、百姓の後の仕事といえ、ガードマンか警備員か、あるいは守衛しかできない。朝の早くから、そういう仕事の惨めさというものを痛切に感じます。土地は放すべきじゃないんだと言っています。こういう現実の中で、私ははっきり言いたいのは、やはり現在は資本主義社会であるということ、その点を、そりゃ災を求め、社会主義社会になるのだから老後は安定してくれるだろうと、こう言うているわけですね。しかし、現実には皆さん御存じのとおり、年金が減らされようとしておる。福祉が切り下げられようとしておる。こういう実態をどういように認識しておるのかと聞きたい。

最後に、私は言いたいのは、提案の仕方やと思うんですね。御存じのとおり、昨年十一月に、この問題がクローズアップしました。

私は、開発→するのぞからという話があったけれども、やはりこういう重要な問題は正規の機関ですべきである。したがって開発委員会で審議するのはおかしいのではないか、と言ったわけですね。これは、条例あるいは地方自治法の精神にのっとりたら、こういう重要な問題を、単なる機関で審議をするのはおかしいということで、論議をしたわけです。したわけです。そういうことを私は議長に申し入れました。そうしたら、議運で、このままいくのだということなんです。それでは私はけしからぬ、一般議員総会にかけようじゃないかと言って、そしてまあ、かかったわけですね。私はそういう、問題は、法律があり条例があつて、それを議退す

るということは、政府がかつて、赤軍で乗っ取られたやつの保証人を起法的に処理した、これと同じじゃないか、と私は言ったわけです。そういうやり方で来たと思うのです。そして、議員総会の中で、聞くだけでいいじゃないかという話で、おさまった、審議じゃないんだと。そうして来たら先月、いわゆる問題が出たが、私は、これは、見解の相違として理解します。しかし現在、もうすでに電車が走りますよ。走るのに、するともせぬともわからぬままに出てくる。そやから、議会、理事者側としても、これを賛成か反対かの判断を下すべきなんです。それが、ぬかっておるのではないだろうか、そういうもろもろの考え方をしております。そりゃね、あなた方がいわゆる公権力を持っております。わかっております。その公権力でごまかして、何とか乗り切ろうとかかかっておりますけれども、私もやはり内田町の実行組合長なんです。現実に地元の実行組合長をやっておるわけなんです。そういう方法でやるなら、私は大衆運動というのは、本当はもうやる気はなかった。しかし、もしこれを強行するなら、私も大衆組織を通じて、この問題については徹底的に対決したいと考えております。したがって、はっきりとした農民の対策、それから老後の問題、はっきりとした方針をここで御返答願いたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 産衛部長。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

御指摘のありました件につきましての対応の軽卒さ、まずもって深くおわび申し上げます。調査を受けた後、環境整備課では、まずもって過去の経過、また現場の実態等を詳細に把握した上での対応が当然のことでありながら、軽々と他課へ依頼し、なおまた、その後“なしのつぶて”で、全く基本的な措置を誤ったということで、再度このようなことのないよう、職員の指導等もあわせ徹底してまいりたいと、重ね重ねおわび申し上げます。

この事業は黒石町で、本市の不燃物の処分地として計画、実施したものでございまして、埋め立てに関連します排水管の敷設工事を、御指摘のように昭和50年12月から翌年の1月にかけて農林課が施行し、2月から7月末にかけて環境整備課が埋め立てを行ったものでございます。工事施行による責任はどこにあるのか、とのお尋ねでございませうけれども、産衛部の環境整備課と農林課が関連する問題ではございませうけれども、事業の性格上、環境整備課を窓口として今後対応してまいりたいと、かように考えます。御迷惑をおかけいたしました冠水のみかん樹園地、地主さんを交えまして、現地で実情、現状を把握いたしまして、これに対応してまいりたいと、かように思います。重ね重ねおわび申し上げます。

- 20番（田中包治君） そしたら、これ責任を持って直してくれるのです。これ、私はっきりしてもらいたいと思うのですよ。直してくれないとなれば、やはりいま問題になっておる松尾川の排水問題ですね、これは内田町としては反対だとしているわけですね。しかし私たち



が、やはりテーブルのルールだけはつけたいと考えて話はしました。しかし、こういうお互いに話したことが守れないなら、これはテーブルはやめたいと思います。この問題は、やはりはっきりとした路線が出るまで、この松尾川の廃棄物処理場の問題については、これは話はやめたいと思います。その点だけ、はっきりするまで、この問題だけは内田町としてもやらないと、こういうように理解してもらって結構だと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 二点目、林君。

○ 参与（林徳次君） それでは、二点目の、中央丘陵整備事業に関係します御質問にお答えいたします。

基本的に丘陵開発に対しまして、この際、特に、一番むずかしい農業問題を中心に、市の考え並びに大阪府の農林部等の考えを含めて明らかにせよということであったように思います。非常にこの地域は、御存じのとおり田畑が多ございます。概算でございますが、約22%強の田があり、畑地は17%強あるといったような、図上実測の数値を掌握しております。その中でさらに兼業農家、あるいは専業農家もかなりの数で、現在、経営されておるといった実態も掌握をいたしております。ただ、非常に複雑な問題でございまして、決め手と申しますか、特効薬的な対策というものは、最初に申し上げますが、私ども残念ながら持ち合わせておりません。非常にむずかしい問題でございまして、ただ現在まで、御存じのとおり7月以来、地元の権利者の方々と、いろいろな対応を行ってまいりました。先般も御報告申し上げましたようなそれぞれ対策委員会など組織を通じて、現在、前向きに取り組みをさせていただいております。その過程の中で、いま御指摘の農業対策につきましても、大きな問題として、農家の方々、権利者の方々から、幾つかの御質問、御要望をいただいております。それに基本的な線ではございますが、お答えをしまいたった経過がございます。その中に、いまの御質問に直接関連します二点を、たまたま記録をいたしております。非常に部分的なお答えになろうかと思いますが、ひとつ御参考に供したいと思っております。

まず第一点、和泉市の農業対策について、和泉市がこういった現況を知りながら、なおかつ百数十万坪の区域を開発しようという姿勢をとっておるが、専業農家等もあり、優良な農地も、一投資をされた農地もつぶれるではないかという、いま御指摘のとおり御質問がございました。これに対しまして、私どもは、その事実そのまま、現状は承認いたします。しかしながら、現状のまま放置していても、御存じのとおり、現にスプロール化、宅地化が進んでおります。当該地域農業経営上からも、また農業振興対策上からも、このまま無策に放置することは決してプラスではない、好ましくもない、こういった基本的な考え方を持っております。むしろ昭和54年、現時点におきます当該地域を、さらに精査をいたしまして、秩序ある農業振

興対策をこの際、基本的に進めていくには、農業適地を設定いたしまして、必要な農業振興投資をその地域に集中的にやるのが、先ほど御指摘のような効果をもたらすのではないかと、このような考えを明らかにしました。

なお、専業農家等の、いわゆる農業経営の継続を希望される方々に対する、非常にむずかしい対応でございます。市といたしましては、公的に、これだけの規模の方々全部の御希望が、いまのところあると想定をいたしますと、とうてい代替地あっせん等、需要関係から物理的に考えましても不可能でございます。特に、対策委員会を通じましてその内容等をお話し合いの上、可能な限り代替地あっせんに応じていきたいという考えを明らかにいたしました次第でございます。まだ、個々の方々の、対策委員会の中で、いわゆる地主さんの部会の中で、そういった数値が出される段階には来ておりません。そこまで突っ込んでおりませんが、基本的な姿勢としては、いま申し上げましたとおり、説明会で御了解願ってきたところでございます。

それから、特に、田畑すべてなくなってしまう、農業経営したくてもできない、あるいはこの際、後継者等の問題もいろいろ出ております。やりたいけれども後継者がうちの場合はないのだ、残念ながら、そういうような家庭内の事情がある、というような御意見の方も事実ございます。それにかわっていわゆる生活再建の対策としてどのような対策を講じてくれるのか、これも非常に真剣な御要望が各地区でございます。先ほど議員さんみずから御指摘いただきましたような、非常に不十分な対策しかございません。御存じのとおり、今回の事業も、基本的には市住法の適用を受けると、これを基本に進めていくということを決めております。したがって、先ほど泉北ニュータウン等の、いわゆる生活再建に対する具体例、十分に御存じのとおりでございます。一、二の例を申されておりましたが、そういった形しか考えられないということは事実でございますが、現行市住の枠の中で、なおかつ地元の実情に応じまして、対策委員会を通じまして、本人さんの御希望、条件等によりまして転職等があっせん、フルに拡大してやっていく、これは個々に申し上げますと、議員さんもよく御存じのようでございますし、失礼に当たりますので省略いたしますが、かなり広範囲の丘陵開発地域内の、多様な就職あっせんということについては、責任を持ってやらせていただく、これは泉北等の実例をすでに掌握いたしております。可能な限り、実現はできるという確信を持っております。

以上、代替地をどの程度提供できるかという具体的なところは、先ほど申し上げました対象者の実態等、組織を通じまして、現在から取り組みを進めるところでございます。個々具体例

等お示しできないのは非常に残念でございます。私ども、その点にむしろ不安を感じております。できるだけ確に対処したいということと、この際思い切って転業を試みたいといわれる方々に対しましては、失敗の実例等、老後対策についてそういう形では非常に不安だという御指摘、ごもっともでございますが、そういったことのないようバラエティーに富んだ手法といえますか、それをフルに活用させていただくことによって、御指摘の不安のないように、経営者の方々をその場でだましたというような訴えが残りませんように、われわれは全力を挙げて取り組みたいというのが本意でございます。

それから、申し遅れましたが、その際、大阪府の農地問題に対します、農林部サイドの考えはどうかということでございました。御存じのとおり、宅地開発公団等が大規模に保存いたします区域内に農地が含まれます場合、特に調整区域内の農地が含まれておりますので、農林省との協議が定められておりまして、義務的な事項になっております。現在、和泉市の農林課のお力添えを得まして現地の実態、それから先ほど申しましたような、この事業に関係いたします今後の和泉市全域の農業の基本対策、施策を現在策定中でございます。昭和53年に、一連の農業問題に焦点を当てました調査等のデータがございます。これを再礎に据えての具体的施策を、現在、資料とともに農林で作業をお願いしております。この中身に作業過程——大阪府農林等各部から御参画をいただきまして、基本的には市街化区域内の農地を中心にするべきであるけれども、和泉市の場合、基本構想にもございましたような一部、市街化予備軍と申します。宅地化が予想されます区域について、今回の事業対象にすることはやむを得ないといったような、消極的な賛成といいますが、そういったような立場がございます。現在のところ、以上申し上げたような取り組みを進めて、農林省へ向けての資料提出という過程を進みつゞございます。あわせて御報告申し上げて御理解を得たいと存じます。

それから、議会で運営の問題でございます。私どもは、基本的には、先ほど御指摘のとおり、この事業の可否につきまして、この席で事業が可か否かといったことを御審議願うような議案としてはございません。御指摘のとおり、今回特別会計、これは人件費を中心にいたします事務費のみでございます。こういったものが正規の議案として提出されていません。しかし、基本的には、先ほど御指摘の、三月議員総会をお願いをいたしまして以来、私どもはあくまでも命に従いまして、この事業をやるという前提で前向きに取り組んでおります。このことをあわせて御報告申し上げ御理解をいただきたい。

以上、簡単でございますが、終わります。

○ 20番(田中包治君) ただね、問題は、あなた方がごまかしているんだけど、東京都にしてもどこにしても、道一つ隔てて市街化と調整区とあるわけですね。よくテレビなんか見られるけれども、市街化区域はどんどん開発されておる、これはいろいろ方法あると思いますね。ところが調整区域には手をつけておらないのは、どこの府県でも一緒なんです。そういう政府の指導に基づいて日本の国というものは動いてまんねん、はっきり言って、そうでしょう。それをあえて調整、いわゆる農民のたんぼを取ってしまうんだ、市街化はほうっておいたかて勝手に宅建、宅地業者から買いにくるんじゃないか、そうしたら小さい住宅がたくさん建つじゃないか、こういうことなんでしょう、割り切ったら、そうしたら農民から、はっきり言うたら、いわゆる土地を取り上げるんだ、こういうことでしょう、あなたの答弁聞いていたら、極端に物を話したら。

○ 参与(林徳次君) 調整区域の開発、市街化区域の開発という問題でございますが、三月以来、私どもの整備事業の基本方針をえる御説明申し上げてまいりました中で申し上げておりますように、単なる住宅区域の造成をやって人口増を図ろう、いたずらに住宅を増やすといったようなことではないということは、すでに御了解のことと存じますが、再度、重点的に私ども考えております点を申し上げますと、本事業によりまして、このまま御存じのように市街化区域と市街化調整区域が、在来の集落を縫っております非常に微妙な形態で、和泉市が線引きがやられておることは御存じのとおりでございます。こういった一線で、ここから南は市街化区域だ、ここから北は全部調整区域だといったような、整然とした線引きが行われていない、また行い得べくもないような和泉市の谷に沿いました集落の中で、歴史的な経過がございまして、このような線引きになっております。

そういったことから、一定の区域を選びまして面的開発を行うことにより、しかも公的資本によりまして住民の皆さんに、多年の懸案と申しますか、市の立場では、非常に御迷惑をかけております基本的な機関に当たります交通の問題、泉北鉄道の延伸を初めといたします三本の大規模な都市計画街路を含めまして、あるいは河川、水路等の整備を中心にいたし、いわゆる既存集落も含めた、和泉市にとって必要な公共施設を公的資金をもってこの際一挙にやりたい、完成させたい、そういうことによって市民の負託にこたえたいというのが基本的な考えでございます。

ただ、議員さん御指摘のように、農家の方が非常に多うございます。くどいようでございますが、これだけのウェートの田畑が現実につぶれるわけです。これに対します施策といたしましては、私どもが先ほども申上げましたような、今後対策委員会、用地部会を通じまして

具体的な施策を盛り込みながら、御同意を得ました点で実施をしていきたい。公権力を振り回しまして、全部反対があるから収用するといったような考えは毛頭持ってごいません。この点は、区域の設定をできるだけ一番後にしたいということを前回は申し上げております。そのことからひとつ御理解願えるのじゃないかと思えます。

以上、簡単で不十分でございますが、よろしく願いいたします。

- 20番(田中包治君) あなた、いま整備事業と言いましたな、これ整備ですか。これは農業委員会で問題になったんですけどね、農業委員会は是非採決すべきであるという意見が出たんですよ。私はちょっと、そこが早いんじゃないか、議会でもどうするこうする言っておらないから、一応やめたらどうだ、これは強硬に出ておるのは南池田の農協の農業委員、あるいは北松尾の農業委員ですね、これはもう組合長初め全部言っているわけです。そうすると農業委員会がもし出したら、これは通ることは決まってるねん、けしからぬと、これは農業対策からいってはっきりしてますよ。こういう実態を知らぬことはないと思う、農業委員会ははっきり言うてるもの、これが一つですよ。

もう一つ、あなた方が開発したら現在の部落集落がよくなると思うている。これね、三井なり青葉台なりいろいろなのができている。しかしこの間はダンプも通れないんですよ。そうしたら、大型車が全部旧道を通れるわけですね。そうでしょう。そして集落しているわけですよ。これが現実の姿だと私、そう思うんです。

それからもう一つ、私、余り現実性がないと思うんですよ、はっきり言います。資本主義社会だという考え方が足りない。確かに兼業農家がある、あるいは専業もあります。ところが、現在のいわゆる農家というよりも兼業農家というものは、子供に頼った、米なり果実なり野菜を作ることによって生計を立てておるところがほとんどなんです。あなた方も地場産業よく御存じのとおり、線糸いうたら斜陽産業ですね、はっきり言って。昔は線糸と石炭というものは日本の国の基礎産業だった。ところが、現在は石油と自動車と鉄鋼が基礎産業でして、必然的にあかなくなっていくというのはだれでもわかっておるわけです。そやから五台や十台ということをして、副業的に両方で生計を立てておるのが、内田あたりの本当の姿や。農地の米を挙げたら一年分の米はとれる、あるいは野菜はとれる。このごろ、みかん等々やっておる。みかんなんかは国から補助を出したじゃないか、そうでしょう。みかんやカキいうたら補助出してくれましたよ。それが取られるということ。それが一つと、あなた方が、日本の貨幣というものを御存じやと思うんです。現在ほど貨幣の価値のないものはないわけです。そうでしょう。資本主義社会というものは、強い者が勝ち弱い者が負けるんです。強い者はどうするかというたら、資本主義社会の原点というのは、不動産を持ち、有価証券と現金なんです。現金

はあんまり要らないんですよ、はっきり言いましたら。そして三分割によって、これが資本主義社会で生きる道なんです。だれでも理解できると思う。これは経済学の専門家が言った、はっきり言えると思う。私は、そういう中で不動産を取られるということはいかに惨めであるか、買う土地はないのです。それと、わずか税金のかからぬのは三千万円なんです。農業の専業なら、いやしくも一町なり二町なり持っていますよ、これ十万としたら何ぼになる、あとは税金で皆ぶっ取られてしまう。こういうことがあっていいのか悪いのかということですよ。この点ははっきりしてください。

- 参与（林徳次君） まず、第一点の兼業農家の実態でございます。確かに御指摘のように、この地域で兼業農家という状態の方々の主たる織物であるとかいったような事業が、私ども承知いたしておりますように、非常に構造不況の影響を受けまして、もろに傾斜産業といわれるようになってまいりました。それだけに、兼業農家の農業経営に頼るウエードが高まっている、御指摘は全くそのとおりでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、これは数多くの農業経営——、兼業、専業を問わず、なさっております方々のそれぞれのいわゆるここ十数年、将来へ向けましての生活設計、この事業と兼ね合わせまして、るる説明をお聞き取り願いました段階で組織の中でおまとめを願い、個々に検討させていただくことをお約束をいたしております。たとえば一例を挙げますと、兼業農家のウエートが高い、さらにこれを重視して、このままやっていきたいと言われる方も多うございます。逆に数年後には継承問題が起こって私の方はこの機会に——とおっしゃる方もございます。したがって、集約的に全部を一辺倒で対処することは不能でございます。いろいろな微差のございます個人個人の農家の実態、将来へ向けての生活設計、これを十分に聞き取らしていただきまして、それぞれの対応を講じるのが、現在置かれました私どものとり得る最良の手段ではないかというふうに考えます。その手段といたしましては、個々具体例といたしまして、先ほど来申し上げておりますような泉北等の実例あるいは市住のフルに現行法の中で、いわゆる生活再建対策をバラエティーに富んだ形で処してまいることによって、納得を得られた方々にはお約束どおり、100%実現をさせていただくということを考えております。

なお、一番最後に御指摘ございましたような、資本主義社会におきます財産の保全、いわゆる現金、不動産等三分割といったような原則的な問題、確かに御指摘のとおりでございますが、私どもといたしましては、現在のこの対象区域が、先ほど来、調整区域云々の問題がございましたが、過半数が開発予備軍的な位置づけが、好むと好まざるにかかわらず、現在すでにされておるようで、実態がそのように動いております。そのことにあわせまして、同じそういった形でやられるなら、大規模な公共投資によりまして、しかも先ほど申し上げましたような、地

区内だけという事業ではなしに、民間施工のああいっただけの団地形態ではなしに、中央線、泉州山手線、そういった地区外の幹線道路等もすべてが公共投資によって完成されるような形。あるいは河川改修、水路改修、その他もろもろの公共事業が府、国の手によりまして不安のない形で、同時に施行される担保がこの事業にはございます。そのことを具体的に地元の方々に明らかにさせていただいて、御理解が得られるならその時点で集約をいたしたい。基本的な立場のみでございますが。

以上でございます。

- 20番(田中包治君) あのね、それで私はボロが出てきたと思うんです。東洋ハウジングとかいろいろの不動産業者が、これ買いに入ったんですよ。はっきり言いましたら。買いに入って、売る者は売ったんだ、残る者は残った。そうなってくるとこんなものはできっこないです。その中で何町とかいうような大きな土地が残ってしまう。そうでしょう。そうすると、あなた方の本当の腹というのは、不動産者が手をつけて困っておるから、それを救うために強制にやる、こういうことでしょう。これははっきりしてください。
- 参与(林徳次君) その点は娯解のないように申し上げておきます。民間デベロッパーあるいはそういったような不動産業者、介入参加業者等、一切それらの救済を意図してやろうとしているような事業では絶対にございませぬ。そのことだけひとつははっきりそういったことでは決してございませぬ。
- 20番(田中包治君) そやけどね、現実はどうなっている。あなた、現実を言いなさいな。理想言うたかてしょうがない。うそ言うたら何ぼでも言える。現実はどうなっているんでしょう、どうなんです。現実是不動産会社の――、積水が六割くらい買ってますわな。前の区画を。あと四割残ってまんねん。あと藤本産業あるいはいわゆる公社が買うてまんねん。売らんという人は、百姓するので売らんというので残ってまんねん。それを買おうとしている。これはあなた方が持っている、いわゆるよその原価まで、現在十萬円で倍以上に売買されるところまでいっているわけなんです。そんなものはできっこないんです。それで買えば坪五十万になりますまんねん。はっきり言いましたら、どうせ変えなくちゃならない。売ってくれへん。数の問題として、東洋ハウジングでもだんだんだんだん奥へ下がってくる。その中で約六割しかない。戸数は知れてますわね、その代わり、大きいやつばかりです。いわゆる専業農家なり、大体一町前後のうちがほとんど残っております。これが実態です。あんたら、実態調べてないでしょう。ただ何でもかまへん、うちのたんぼ、皆壊してしもうて、あと残っているところはないうことで、そんなら転職はあり得ない、はっきり言うたら、よその土地を買うことは絶対できない。そうでしょう。まさか父鬼の山へ行つて百姓するわけにもいかん、現実の問題

の問題として。私たちにもやかましゅう言ってきます。しゅっちゅう。私は言っておる。そんなものはできっこないからほうっておけと。しかしあなた方が本気でやって、議会でイエス、ノーもとらんと、そのまま特別委員会が通っていくというのやったら、私もここまで来たらしょうがない、大衆運動やります。はっきり言ひまして。そんなもの、私だって北松尾農協なり、あるいは南松尾農協と協同して反対運動やりますよ。やらざるを得ない。あなた方が方策も決まっておらない、そんならどうしますということも決まっておらない、農民の問題すら決まっておらないのに、それやったら反対せなしょうがない。それでいいのかね、はっきり言って。

- 参与（林徳次君） 最後の問題でございますけれども、私どもはあくまでも市の方針といたしまして、この中央丘陵地域整備事業をやるということを命を受けて取り組んでおるということは、先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、地元等の問題で7月以来、再三にわたって地元組織をおつくり願ひ、あるいはできました組織等を通じての現在、個々具体的な話し合い、あるいは具体事例を申し上げますと、減税の問題でありますとか、それから土地、山林等を中心にいたします。むずかしい“なわ延び”の問題等も大きなウエートの問題でございます。もちろん地価の問題をいかに公平にこれだけの広範囲に多岐にわたります用地に適切な価格をつけ得るのかどうかの問題もございます。そういったもろもろの全体に共通します問題あるいは先ほど来御指摘の個々個人の権利者の方々の生活設計にかかります問題、それらをすべて五校区の中でできます対策委員会で御審議を願ひ、一方的に市がこれだけの施策でやってしまうと押し切るわけにはまいりません押し切りましても、たとえば百歩譲りまして押し切った場合には、恐らく御指摘のとおり総反対を食らい、用地の集約は失敗することに相なるというふうには私どもは存じております。用地集約を「圧倒的多数で」という表現で私、説明会で申し上げておりますが、そういった形でいただくためには御心配、いろいろ御意見の、いま承りました趣の内容のものすべてにつきまして大筋、権利者の方々の御同意がなければ、用地の集約は同意が得られない、私はそういうふうにとっております。決して権力的にやろうとか、あるいは一部農業対策をなおざりにしたまま、了解を得られないまま納得なしに押し切ろう、こういったことは、現実にいま申し上げました過程を経ていきます想定をいたします時とどういふ不可能でございまして、私がここでうそを言うとか言わないとかでなしに、現実に対策委員会の中で進めていく過程を御推測願えれば、決して一方的な形で用地集約はできるものではないということが御理解願えるのではないかと思うわけでございます。

それから、最後にもう一点ございました、民デベ集約の土地が大部分含まれていることは確かでございます。現に、現在までそれぞれ四社ございますが、助役と私が前後数回、各会社を歴訪して、地元へ申し上げたと同様同じ次元での事業説明、協力要請を行ってまいりました。



基本的な協力につきましての御了解をようやく得たところでございます。その席でも、もちろん民間デベロッパーは営利会社でございます。それぞれ向こうさん、御自分の御都合を御要望としては出されております。しかし、私どもはお宅の会社のふところに合わせて地価を設定することはできません。対策委員会等で公正な評点方式をとって設定された価格——個人の土地、百坪お持ちの地主さんも一万坪お持ちの民デベも、十五万坪お持ちの公社さんも全く同じ価格、公正な形で取り組みをさしていただくということでお話を続けております。もちろんそれで、帳簿価格よりも下回って赤字が出る場合は、むずかしい問題が起こることは百も承知でございますが、だからと言って、民デベのふところに合わせて、極端な話、一のもの、原価が私の方の場合十についているから十でなければ売らぬと言われたからといって買うつもりはございません。そういった不公正な事業執行では、個々の権利者の御理解はとうてい得られないもので、この事業はつぶれるのではないかというふうに私ども信じております。あくまでも、そういった公正な進め方をさせていただくということでお答えしたいと思えます。

- 20番(田中包治君) あのね、何ば言うたかて、こうやりますとか努力しますというだけのことでね、はっきり言いましたら、現実にはできないことがわかっておきながら。そして今度は特別会計を出したら、いやおうなしに議会が承認したことになるわけですね。そうでしょう。そうしたら、議会の決定だからということになると思う。そうかといって、議会では全然審議しておらないのですよ。あなた方勝手に、理事者が勝手に計画して、勝手に走っている。これは事実やと思う。そこで私は考えるのですけどね、いままでの宅造というのは、どういうケースでやってきたかということですね。あなた方が知っているのか知らぬのか知りませんが、大体、一応最初は六千円程度で入るわけですね。緑ヶ丘の場合は六千円程度で入るんです。これで大体五割か六割はいけまんねん。今度は一万円に上げまんねん、そしたら二、三割いけまんねん。そしてもう一遍、今度は二万円に上げまんねん、そうしたら大体九割までいけるわけですね。九割までいけて、あとは、緑ヶ丘でやった場合は、いわゆる開発協力ということでそのまま土地を残すわけです。これはどこの土地でも、これは建設部がよく知っていると思えますね。そういう土地を残して、そういうたんぼに改良して、そしていまでも私らよく知っているけど、転作補助金というのが出ているわけですね。これははっきりしている。これが実態なんです。そうやから村中の人々がこぞっても、やはり売る人は権利があるのです。大体、商売している人あるいは土地のない人に土地の執着さというのはわからない、はっきり言ひまして、そりゃ私らは百姓の二男坊やから、土地の執着というものは——自分は百姓がきらいだからやっておらないけれども、やはり執着がありますよ。おやじさんにもらった土地、そういうものは放したくないというのは心理なんです。そりゃまあ、この計画からいけば一万

二、三千平米あるでしょう、あるらしい、全部兄弟やなんか合わせたら。これは先租が残した土地なんですね。それを無条件に取ろうとしたって、それは反対しますよ、はっきり言いまして。私らもそういうような過程になるだろうと思うんです。そしたらだれでも——過去の開発も、全部そういうふうにはペースにはまっておるわけです。三井団地でも一緒です、そうでしょう。三井団地の土地でも大体五反ぐらいは残ったはずですよ。そして市街化区域で第一種住宅地に指定されておる。それがやっぱり農地なんです。転作はきくわけです。そして、たんぼはつくれぬけども転作補助は農林から出ている。これが実態ですよ。その中であなた方が強行しようとしたりするなら、これは矛盾点をはっきり、われわれに訴えるためには一つの機関を通させないかん、議会であかんなら、かえてやるしか手がない。私が言っておるのは、特別会計というごまかしで議会の承認ということに持って行くところに問題があると思う。それが私は一番腹に据えかねる、はっきり言いまして、そうなんですよ。問題は、議会に賛否をとりたくない、これはいろいろ問題が出てくる、審議もしたくないねん。そやから、いや開発、いやどうや、それでしまいに開発委員会か、いや前の議会で建設常任委員会にかわったら、また開発委員会、また同じように持ってくる。こういう、いわゆるルールというのか、そういうものの中で運営されておると思う。そりゃあなた方がどうこうということじゃないけれどもですね。

市長に最後に聞きたいけれども、この問題は、いやおうでも強行するんだね、私もはっきりしたいと思うんです。それやったら、私も反対の立場ではっきり聞きますよ、はっきりしてください。

- 市長（池田忠雄君） 田中議員さんの御質問でございますが、先ほど来から都市整備部の林参与の方からお答えをいたしておりますように、議会にいろいろと機関を通じて御理解とお願いをさせていただきつつ進めさせていただいているわけでございます。先ほど来、林参与がいろいろお答えしましたように、何とか権力で強行するという考え方ではなしに、和泉市のこれからの町づくりというものを考えました時に、やはり公的資本の導入によって、幹線道路、河川等いろいろな問題が本市に山積をいたしております。この際に何とか中央丘陵を整備させていただき、そして、あすの和泉市の町づくりを促進をしてみたい、このように考えている次第でございます。どうか、いろいろと先ほど来御指摘のように、農家の農地の問題、私たち決してなおざりには考えてございません。林参与がお答えいたしましたように、いろいろと具体的な御相談も御協力を得つつ進めてまいりたいという考え方でございます。いろいろと御指摘ごもっともな点がございまして、それらを胸に置きまして、今後とも御協力を進めながら推進をさせていただきたいと、このように存じております。よろしく御願ひ申し上げます。
- 20番（田中包治君） あのね、財政がきついから、これやって直すのだと、こういうこと

なんですね。私はそうは考えてないのです。いまの財政危機というのは、圧力団体に屈して金をばらまいているのですよ。これは私は何も池田市長というだけやと言いません。過去からやっているわけです。いま、鉄建公団であるとか環境整備課とかそういうところがやっているのと同じこと。あるいは保育料の問題にしても、片一方は3,500円で片一方は35,000円、こういう行政で金をほかしているんですよ。それだから赤字になっている。これ直したらすむわけです。しかし、これを直すには相当の抵抗もあるからと、私は承知をしております。そういうことがわかっておりながら、財政再建のためだとか、あるいはそういうことの中で市民をごまかして、いわゆる絵にかいたもちが食えるのだと、こう言うているんでしょう。

私が言いたいのは、あなた方のやつは、久米田池の上にお月さんが十五夜うつってまんねん、そのお月さんがきれいですわ。これをつかんでこいと言うとるのと一緒ですわ。現実性を離れている。そして、自分の責任をああいいうアドバルーンを上げて責任を回避しようとしている。そうでしょう。それしか考えられない。私、質問したら、農民どないしまんねん、いや考え直さ。資本主義社会の原点というものはこんなもんや、それどうすんのやと言うたら、それもそうや。そうでしょう。私は絶対間違えたことは言ってまへん。それなら農民をどうするのだ、ソ連や中国ならこんなものははっきりしている。老後は保障してくれる。私もそれが正しいと思って、一生懸命、30年ほど運動したけれども、これはあかんと思うたから、まあはっきり言うて、いやな商売でもやらなしようないからやってみんねん、食わんがために(笑)そうでしょう。私ら、そんなん言うた革新諸君に怒られるかもしれんけれども、昭和初期からでんほのように大きくなったらつぶれてきている。これははっきりしている。そういうことだから、この問題はいつまで論議しておったかて平行線だから、あえて言おうと思いませんけれども、しかし、私が最後に言いたいのは、特別会計をここで承認するということは、議会がゴーのサインを打ったというふうに理解してもよろしいんですね、これだけははっきりしてください。

- 参与(林徳次君) 特別会計は、内容を精査させていただきますとおわかりのように、あくまでも4月以来、あるいは今後、来年の3月31日まで、昭和54年会計年度で私どもが本事業に必要ないたします事務経費のみを特別会計として計上させていただいております。事業費は一切含まれてございません。もちろん、将来ともこの事業そのものは宅地開発公団の直接費用でございます。用地買収費、物件補償費あるいはその後派生いたします工事関係の諸費用将来とも和泉市が執行することはございません。あくまでも、前段、地元意向を取りまとめをいたします過程での事務費でございます。しかも、4月以来の私も含めました人件費が中心でございます。即事業を承認をしたことになるのかという具体的な御質問でございますが、私の個人的見解を申し上げて恐縮でございますが、事業承認ということには相ならないのではない

かと、あくまでも、お出しさせていただいております事務費、特別会計の1億9,300万円に含まれます事項のみの執行について、私どもにゆだねられているというのが筋ではないかというふうに思います。

- 20番(田中包治君) そんなごまかし言いなはん。議会で特別会計つくったら、やるということと一緒にですよ。過去の昭和46年ですか、解放同盟といわゆる管理者との話によって、府中中学から向こう買うのだということで、議会で47億の予算、債務負担行為をして買いに入ったんですね。それが結局失敗して買えなくなった。ブローカーが入った。いまでもあそこから全部ブローカーが入ってますよ。ブローカーが入ってどうにもならなくなったんですよ。はっきり言いましたら、買いに入って、ブローカーにいかれた。そうでしょう。私はそれと一緒にだと思ふ。あれは確かにブローカーがたくさん入ってます。これは市がどう思うているのかしらんけども、かなり仮登記という名義の中で、いわゆるブローカーがたくさん入っている…。
- それと私、これは本議会で決める、いいと思うのだけれども、意見だけ言うておきます。あなた方が50名行きまんねんな、環境整備課へ。そして人員は採用しない。そうなれば、これは職員組合が了解しているんですね。そうなってくると、1,200名の中で50名余っている。これははっきりしてますわな。そしたら、あと何名余ってまんねん、職員が。これ、はっきりしてもらわんと——言われへんなんたら、もうよろしいわ。言われへんの。これはまあ、そんなこと言われへんと思うけども。そうなるでしょう、50名の人脱げまんねん、一般職員から。恐らく職員組合との団体交渉か話し合いというものでやっているかもしれん、これで了解するということは、市民サービスが落ちないと仮定すれば人間余っていた、50名。やいやい言うて、赤字財政やら言うて、そんな一億二億せんかて、それだけで三億から浮くのでしょ。50名減らしたら、そうなるのでしょ。これは特別会計の場で論議してもよろしいけれども、そんなでたらめな運営なんです。市の職員は余って困ってます。そやから50名、向こうへ持っていきまんねん、組合も了解してまんねん、恐らく了解していると思う、知りませんけども。了解せんなんたら、あんなことできませんよ。こういうでたらめな市政行政のあり方というのではないと思いますよ。まあ、これはいま論議してもしょうがないので、議案のときのあくかあかんかによって私も態度を決めたいと思います。終わります。

○

○ 議長（横田憲治郎君） 次、13番・赤阪和見君。

○ 13番（赤阪和見君） 本第8回定例会一般質問のラストバッターであります。いままでの質問と重複しないようにしたいと考えます。私は、9月26日、市長が出馬表明されたことについて、第2期和泉市長を目指す以上、目標、公約というものがあるはずであります。そこで通告いたしました内容についてお伺いし、今後、第2期市長を目指す人として、具体的にどうするかお答え願いたいと思います。

一点目の福祉行政について、特に障害者・児の社会復帰のための授産事業に対し、今年、助成をさせていただいておりますが、現在仕事が少なく、大変な思いをしておる現実であります。今後、市の取り組みはどのようにしようとするのか。また、市立授産所の建設、身障者雇用就職相談所の開設等のお考えはないか、あるかお答え願いたいと思います。

次に、保育所施設の格差であります。いままで議員さんに対する一般質問の答弁では年次計画と言われておりますが、その年次計画を発表していただきたいと思っております。が、一般質問でも答えがあったように、まだ、年次計画がはっきりしておらないということでもありますので、12月議会までに各保育所、保育園の実態調査をしていただき、はっきりした年次計画を立てていただけるか、その点のお答えをお願いしたいと思っております。

次にケースワーカーの人員であります。配られました「広報いずみ」によりますと、昭和49年1836名、ケースにいたしまして594ケース、また52年は1575、また54年、本年に入っては、人員的な数字はわかりませんが772ケースと、49年からしまして178件増となっております。ケースワーカーの人員は、昭和49年以後どうなっておるのかという点をお聞かせ願いたいと思っております。一人平均何人のケースをお持ちかどうか。

そこで、次に提案でありますけれども、保護世帯の中でも更生できる世帯が少なからずあると思っております。更生できない家庭と言えは何ですが、65歳また70歳の老人世帯、身障、病気その他いろんな関係で更生できないということはないのですが、なかなかむずかしい家庭もありますけれども、その中には更生できる得る、一言アドバイスすることによって、一つ御支援することによって更生できるという、そういう人たちを各人員の張り付けによって、ケースの中から2、30のケースを抜き出し、特に更生に力を入れる制度を新設する、ケースワーカーを一人あてがうという形であることが急務であると考えておりますが、その点、お考えはどうか。

次に、大阪府建設推進協議会の副会長であります市長にお聞きします。過去に2回ないし3回、一般質問でも御質問いたしました。いまだに何の根本的な解決もないが、その点どう考えておられるか、お聞かせ願いたいと思っております。

次に、2点目の社会教育についてであります。特に公民館活動、スポーツ広場、学校開放、図書費についてお伺いいたします。公民館活動、学校開放、スポーツ、レクリエーション施設等の拡充については過去4年間、市長は、各種団体、スポーツ大会、その他の会合時のあいさつでは、市民一人一人が体力づくり、健康維持に、さわやかな汗を流すことは非常に貴いことと言々と、それら施設の拡充に力を注いでまいります、と常に言われておりますが、いまだ何の進展もないと思います。その点、市長は具体的な公約として、具体的な目標を示していただきたいと思ひます。

次に図書費については、開館一年、非常に利用者も多く、利用者の喜びの声も多く聞かれております。しかし必ず、良い図書館だという後に、もっと本を増やして欲しいという声ばかりであります。そこで、市立図書館の実情は蔵書も少なく、土、日曜ともなると貸し出し冊数も多く、書棚はガランとしております。目標10万冊に対し5万冊の蔵書、今年予算は500万であります。一冊1,000円といたしましても、5,000冊の増であります。この計算でいきますと、約10年の長きにわたって10万冊にしようとしておるのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

最後に、財政についてであります。市長は、中央丘陵開発によって、今後、和泉市は市勢の増大を図り、財政に大きく関与していくと、各議員さんの質問に答えておりましたが、うまく完成したとして10年先にならうと思ひます。とともに大きな赤字の現在の市財政を見る時私は10年、20年、いや100年の大計に立った行政、政治をしなければならないのは当然のことであると思ひます。しかし、一年一年の財政の見直しも大事ではないかと考えてお伺いいたしますが、聞くところによれば、4月議会で議決された住宅使用料の一部が、いまだ使用人との間で歳入欠陥とされていると聞くかけですが、その点いかがでしょうか。

次に、行政職員の人員であります。今後、この状態をいつまでとろうとしているのか、長い先を見るときに、行政職員の頭が大きくなり、中間層が全くないという、行政に大きなひずみになると思われ、非常に懸念されるところであります。財政との関連もありますので、市長より基本的な、具体的なお答えをお願いしたいと思ひます。以上で終わります。

○ 議長（横田憲治郎君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 赤阪議員さんの御質問にお答えを申し上げたいと存じます。

いろいろときめ細かい御質問でございましたが、総論だけをお答え申し上げた後、担当セクションから具体的なことはお答えを申し上げます。

現実にいろいろと御指摘でございます。こうした福祉の諸般の問題につきましては、今後とも私なりにきめ細かく推進を図ってまいる考えでございます。それについて、具体的なことに

つきましては、担当者の方でお答え申し上げたいと思います。

なお一点、建設協会の問題でございます。御指摘、前からいただいております。私も、この建設の内容、あるいは市民需要に対するおこたえの施策、これらについてとりわけ御指摘のとおり、市長会の立場から、現実、この協会に参画をいたしております関係上、当市といたしましても、より積極的取り組みを展開して、市民の御協力を得ながら建設の推進に当たるようにということで、担当の市民サイドで審議をいたしております。そうした点につきまして今後とも推進を図ってまいらる段取りをつけさせていただきつつございまして、ひとつご理解をいただきたいと存じます。

なお、社会教育の問題につきましては、スポーツの振興は、市民の皆さんにお願いをいたしておるところでございます。本市といたしましても、そうした問題にいかに対応していくか、いろいろと議会の御意見を拝聴しつつ取り組んでいるところでございます。こうした財政実態の中で、非常にむずかしい問題があるとしたしましても、創意と工夫をこらして、私はやはりこうしたスポーツの振興、とりわけグラウンドにつきましては、意欲的に取り組むようにということで、たとえば都市計画公園の中に、そうしたグラウンド広場を設置して、いわゆる建設の中で消化を図る、こうしたあり方というものにつきましても、より一層、全市的な角度から、ひとつバランスをとるようにということで、この問題につきましても、意欲的な対処の仕方をしてまいりたいと、このように存じておる次第でございます。

なお、図書の充実でございますが、御理解いただきまして図書館を設置させていただきました。御指摘のとおり、図書館の需要が、おかげをもって非常な伸びを示し、ありがたいことだと存じております半面、こうした図書の充実については、当面開設して間もない現状の中で精いっぱい対応をいたしております。今後ともこの問題の、図書の充実については、意欲をもって対処させていただき、先ほども御指摘のように、一部こうやから何年たったらこうだという考え方ございますけれど、それなりに計画を立てて、この蔵書の充実にも努めてまいらる所存でございます。御理解を賜りたいと存じます。

なお、二点の財政再建計画につきまして、住宅使用料の問題、御論議もいただいたわけでございます。現在、地元住民とのコンセンサス、とりわけ同和問題の本質からいたします問題、あるいは全般の所得実態の問題等いろいろとございます。同和对等上の改良住宅の家賃については、現在、地元と鋭意、交渉をしており、何とかこの問題の解決に当たってまいりたい、今後ともこの問題の積極的な解決に、早期に当たってまいらる所存で、現在、いろいろと話をいたしております。その点、ひとつ御理解を賜わらんことをお願い申し上げる次第でございます。

なお、職員の採用につきましては、御案内のとおり、財政再建上の措置として三カ年の、いわゆる不採用の原則を打ち立て、現在、対応をいたしております。もちろん、財政再建上の措置

として、やむを得ない措置でございます。議員さん御指摘のように、やはり格差の問題、古い職員さんと、新しい、若い力を導入して、今後のバランスをとっていくということは、御指摘のとおりでございます。こうした諸点につきましても、なお今後、いわゆる職員数の問題、不採用の問題等、財政再建の絡み、あるいは議員さん御指摘の、若い知恵を注入していくという考え方、これらについては、財政サイドの措置と十分合わせながら、今後とも考えてまいりたいと存じております。

以上、総括的でございますけれども、一点、二点につきましての御質問でございました基本的な考え方について御答弁させていただき、あとは担当職員からお答えを、具体的なものについては申し上げていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- 市民部次長（逢野博之君） ただいま市長が申し上げました総括的な内容から、私の方から福祉問題につきまして、具体的にお答え申し上げたいと思っております。

まず、第一点目の、心身障害者のための市立の授産施設の問題でございます。御質問の趣旨は、運営実態と今後の運営についての御指摘でございますけれども、この施設については、御承知のように、在宅障害者のための地域的な援護対第の一環といたしまして、自宅から通所することが可能な場所において指導を行うことで、地域社会が一体となって障害者の社会参加の促進と、生きがいを与えることを目的として、本市においても、53年度に、府において制度化されましたのを機会に、昨年7月に関係者の御協力をいただきながら、不十分ではございましたけれども、和泉市の太町に発足をいたしましたわけでございます。現在は18名の障害児が入所をしており、御父兄の御協力と関係者の皆さん方の熱意によりまして、不十分ではございますけれども、現在、除々に軌道に乗ってまいっております。

御指摘の、仕事が途切れるとかいうふうな点でございますけれども、私の方で、この点につきましても、関係者から聞いておる現在の時点では、仕事が切れるというような状況はないということは聞いておるわけでございますけれども、議員さん御指摘の点につきましては、再度調査をいたしまして、このようなことがございますれば、他市にもそのような施設もございますので、その施設とも十分連絡をとりながら対処してまいる所存でございます。

それから、今後の施設の充実の問題でございますけれども、現在、この授産施設につきましては、大阪府の制度の中で、補助基本額の増額を改正すべく検討されているやに聞いておりますので、この結果を見た上で、内容の充実をそれに合わせて行ってまいりたいという考えでございます。

それから、この二点目の、身体障害者の方々就職のあっせんでございますけれども、現在身体障害者雇用促進法の法律もございまして、私の福祉事務所の窓口にも、そういう方々から



いろいろとお問い合わせもあるわけでございますけれども、この業務は一応、職業安定所が窓口になっております。しかし、そういうことでありますけれども、十分御趣旨を体しまして御相談に乗っていきたいと考えております。

それから次に、保育所の年次計画の問題でございますけれども、この問題につきましては、先日も藤原議員さんからも御質問がございまして、市長が答弁申し上げましたように、保育所の問題につきましては、今日の財政事情の下では、率直に申し上げまして非常にむずかしい状況でございますけれども、早急に調査をいたしまして、これに対処してまいる所存でございます。

それから、生活保護関係のケースワーカーの問題でございます。

御指摘の生活保護につきましては、問題点として、ケースワーカーの充実と更生指導の強化についてという問題でございますが、私たちが生活保護の適正かつ遺憾なき実施を図るためには実施水準向上ももちろんでございますけれども、まず、これの関係職員の充実を含めた、実施体制の整備が必要だということは十分承知しております。現在の生活保護担当職員といたしましては、査察指導員1名と、それから地区担当員9名、事務職員4名の、14名をもって、各部門で一応の法定数を満たしておるわけでございますけれども、議員さんも御指摘がございましたように、最近の保護の状況を見る時には、非常に市民の社会意識の高揚と相まって、いろいろと新たな問題点が発生していることは事実でございます。法の適正運用を図るためには御指摘をいただきました更生指導の強化が、最も現在重要となっていることは、十分私たちが承知しております。この観点から職員に対しましては、従前にも増して研修、研さんに積極的に取り組みまして、資質の高揚と社会性、人間性の高揚を図りながら、積極的な訪問調査活動を行い、技術助長ができる世帯につきましては対処してまいると同時に、今後十分にその動向、推移を見まして、御指摘の体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

それから、献血の問題でございますが、先ほど市長からもお答え申し上げましたが、献血需給の安定化を図る対策について、いろいろと今までも議会で議員さんからも御指摘をいただきまして、我々も十分、いままでも検討してまいってきておるわけでございますけれども、現在の市の献血の状況を申し上げ、今後の考え方も申し上げたいと思うわけですが、まず、献血につきましては、市民の方々の献血思想の高揚と相まちまして、年々献血者が増えてまいってきていることは事実でございます。昨年の実績を見る限りでは、9団体による822人の協力を得ておりまして、本年度はすでに、9月までの段階でございますけれども1,200人の献血をいただいております。

これに対しまして需要度でございますけれども、昨年度は、献血センターで私の方で聞きま

したところが、4,200人を和泉市で要しております。本年度の見通しでは、約4,800人分が必要になるだろうということが言われております。御指摘をいただきました市民に対する血液の安定供給を図るという制度につきましても、市民の生命にかかわる重大な問題でもございますので、御趣旨はごもっともであります。しかし、いま申し上げましたように、この制度の目的であります総合需給の安定化を図るという点におきましても、現状の献血実態を見る限りにおいては、まだまだ本市においても問題点が残されているように思われるわけです。しかしながら、先ほども申しましたように、市民の生命にかかる重大な問題でもありますので、より一層、献血思想の普及を図ると同時に、保存血液の恒常的な安定確保を図るために、御指摘の献血事業に早期に取り組んでまいり所存でございます。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

- 13番(赤阪和見君) 市長にお伺いいたしますけれども、何か総合的な答弁ということでもたきめ細かく福祉行政を行う、また積極的な取り組みを行う、意欲的な計画を立てて、と何か抽象的なお答え方が、ごまかされているような感じがするのですけれども、そこで、やはり弱者を守る立場で福祉のばらまき行政になっては困るわけです。やはり、市民がなるほどと納得できるような施設、また、応援できるような行政というものを考えてもらいたい、基本的に。そういうことで2、3挙げたわけですが、特に弱者救済の中から阪南各市を見てみますと、貝塚にしてもしかし、岸和田にしてもしかし、市が責任を持って、そのような障害者、また、障害者を持つ親の健康を願って、いろいろな形で施策をされておるわけです。しかし、和泉市は赤字財政の中で、これしかできないのだということであれば、やはりそれに見合う、そういう施設ができたならば密接なる連絡をとって、そして、その施設が、よりよき運営が果たせるように、また、以前も言うていますが、商工部等を通じて就職のあっせん等も考えていくべきじゃないかというふうに考えるのです。その点は今後、そういう形で持ってってもらいたいと希望しておきますけれども……。

次に、保育所なんです、年次計画、年次計画と口酸っぱく、また、耳にたこができるほど聞きましたけれども、早急に、とかいうことは、12月まで計画を出していただけるのでしょうか。ということは、それはいついっかに、これを建て直すというのじゃなしに、こういう点はやはり問題がある、特にこの前も出ましたけれども、それ以外のところで、夏来れば蚊で冬はすき間風で、子供が大変困っているのだという点もたくさんあるわけです。もしできなければ、私どもの方で実態調査をして渡しますけれども、その点、実態調査していただいた上で検討を加えていただいて、12月に発表をしていただけるかどうか、その点お伺いいたします。

- 議長(横田憲治郎君) 市民部長。  
○ 市民部長(富田宏之君) 建てかえ計画についてでございますが、財政健全化8年計画の推

移等もあわせて計画を立てていきたいと存じておりますが、現在の保育所に対する建てかえの計画につきましては、今年度中に作成し御提示申し上げたいと、こう考えますので、よろしくお願いたします。

- 18番(赤阪和見君) 一応、それで実態調査の結果を見させていただき、そしてお願いもしたいと思います。

次に、ケースワーカーの人員ですが、この点、私の質問、ちょっとまずかったのかどうか知りませんが、大体、一人何ケースぐらいお持ちで、そして、それは地域割りに多分り割ってあると思うのですが、質問の趣旨の中に述べましたように、もう種々雑多だと思っておりますけれども、そういう点で、内訳というんですか、大体一人平均、多い人で何ケースというそういう点、ちょっとお伺いしたいと思います。

- 市民部長(逢野博之君) 先ほど議員さんから御指摘がありました。49年から現在54年の実態を見ますと、179件増えているということは事実でございます。平均的に見ますと大体49年当時では、1ケースワーカー66ケースという数字が出ております。現在では、約85ケースということでございます。多い職員で、平均の85をかなり上回っておりまして、90台に乗っておる職員もございまして、その地域によって若干地域割りの関係から差異が生じておりますけれども、数字的なケースワーカー1人当たりの担当世帯につきましては、以上のとおりでございます。

- 13番(赤阪和見君) 特にこれについては、はっきりとさせていただきたいのですが、いま言われたように、66ケースから85ケースまで平均が増えている。また、90ケースを超える人もある。これじゃ、1カ月間の、支払いの時の手続きだとか、また、措置する人たちの実態を書いて、そして予算をもらわなきゃならない、その振り分けだとかいう点に非常に時間がかかって、何ら更生に対する手は打ってない、と言っても過言じゃないと思うのです特に打ってないというよりも怠慢になってもう事務的処理で終わってしまっている、また終わらざるを得ないというふうに、こちらとしてはそういう向きが、はだで感じられるわけですけれども、そういう点で、先ほど私が言いましたように、更生できる世帯、また病気であるが、病気も快方に向かってきたという中で、新たな職業、仕事につこうと思えば、このような不況、また就職難であります。そういう点で、一つ一つのケースについて、特に更生できやすい一と言えど何ですが、というものを1人が20ないし30まで受け持ち、そして、それをいろんな形の中から、職業安定所も必要でしょうし、また、精神的な指導も必要だと思っております。そういう点でベテランのケースを1名つけていただく、そういうふうにして、たとえ1人でも生活保護世帯の中から更生でき得る方途、策を、行政の側として考えるべきじゃないかと思うのですけれども、そういう点で

どういう考えをお持ちでしょうか。

- 市民部次長（逢野博之君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、御指摘の更生指導の強化につきましては、現在の生活保護の実態を見るときには、本当に重要な仕事でございまして、法の運営を誤れば大きな問題になるというのは、われわれも十分承知をいたしております。いま御指摘の1名、これに責任職目を配属するという点につきましては、十分その職目を体しまして、今後、検討してまいりたいと考えております。新たに1名を現在の時点で設置するという点につきましては、現在、人員不補充の中で非常にむずかしい問題でございますけれども、十分人事課とも協議をいたしまして検討してまいりたいと考えております。

- 13番（赤阪和見君） 先ほど市長から、きめ細かな取り組みということで聞かせていただきました。このケースワーカーの人員について、市長から一言、そういう点をどう考えているのか、そういうことは必要ないのかどうか、その点ちょっとお伺いして、次にまいります。

- 市長（池田忠雄君） ただいま福祉の所長からお答えいたしましたように、現行福祉事務所の中で十分な政策及び対応をしまいるという、所長の答弁をいたしておりますが、私なりに実態について改めてよくセクションと協議して、事務所長が答弁しておりますように前向きで対処していく、そのつもりでおります。

- 13番（赤阪和見君） そこで、基本的にですけれども、事務所は事務所の中で福祉事務所という形じゃなしにやはりこれは1人更生できるか、市民が喜んで自分で自活して生活できるかできないかの大きな問題になろうと思っておりますので、人員の張りつけは福祉事務所云々だけじゃなしに、人事の方でもよくね、先ほども、50名向こうへ回せるということはそれだけ余っていたのか、という質問もありましたけれども、それはそれとして、こういう中で考えていくのに、ばらまき行政である、これでは、それを食いとめていくのには、1つ1つの、世帯更生できるような、生活保護のケースでなければならぬと考えるものです。そういう点でひとつよろしく、お願いしたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 次指導部次長。

- 指導部次長（竹田明郎君） ただいま社会教育の充実につきまして、市長より基本的な考え方がございましたが、その具体策につきまして、担当しております竹田よりお答え申し上げます。

まず、公民館活動でございまして、現任、市立3館ございまして、青年学級はじめ地域の方々の学習の場として提供いたしまして、住民の教養、生活文化の振興に寄与してまいっております。一方、市民会館を中心にいたしまして、私どもの方で、本年度より市民大学講座、文化大講座、あるいは一般教養、油絵コースなどの講座を新設いたしました。また、各種文化サー

クルの練習、指導にも積極的に入っております。今後も一層、市民の方々の中に入ってまいりまして活動をしてまいりたいと思います。

次に、スポーツ広場の解保でございますが、このスポーツ広場につきましては、現在、国の補助制度の中では皆無の状況でございます。このようなことから、先ほど市長からもお答えがありましたとおり、でき得れば、公の体育施設を都市公園の中に併設していただいて、その実現にまいりたいと存じております。

次に、学校の開放でございますが、現在、学校側の御理解を得まして、学校運営に支障のない限り、すべての小、中学におきまして学校施設を開放していただいております。そして、社会体育の振興の場として使わせていただいておりますが、本年度より国の体育施設開放事業という制度がございます、これを導入いたしまして、管理指導員体制を確立いたしまして、秩序ある開放を進めてまいりたいと、かように思っておりますし、今後もこれらの方法をとりまして積極的に進めてまいりたいと存じます。

最後に、図書館の蔵書の充実でございますが、市立図書館が昨年開設されて以来、登録者は1万人を超えております。1カ月の貸し出し数も18,000冊となっております。現在、約5万冊ほど蔵書を持っておるわけでございますが、昭和60年10万冊を目途といたしまして、蔵書の充実努めてまいりたいと、かように思っております。簡単でございますが……。

○ 13番(赤阪和見君) ひとつ学校開放の件については、その実態を、後日で結構ですのでこの学校、こういうふうなクラブに貸しているとか、そういう実態について今年1年間のいままでの実態を出していただけますか。

○ 指導部次長(竹田明郎君) はい。調査いたしまして出させていただきます。

○ 13番(赤阪和見君) それじゃそれで結構です。

次に、先ほど市長の総括的な答弁にもあったのですけれども、都市公園に云々というふうな言葉がありましたけれども、都市公園の今後1番最初にできる公園はどこですか。それは何年先になりますか。その点ちょっと……。

○ 指導部次長(竹田明郎君) 私どもの方で考えておりますのは、光明台の造成に伴います一連の事業の中で、その近所につくってまいりたい、大体目途といたしましては、事業年度が終わりますのがここ2、3年だと聞いておりますので、その間に具体化していきたいと思っております。

○ 13番(赤阪和見君) 2、3年ですか。まあ5年くらい、3年、2年、1年、どのくらいはっきりしていただくかぬことには、ちょっとあと……。クラウドについては、意欲的に、というふうに市長はお答えされているのですけれど、その意欲とは何年くらい先ですか。という

のは、先ほども私言いましたように、市長は常に各種大会等では、非常にいい言葉をお述べになっておるのですけれども、なかなか現実的には、ここ4年間のうちには、なるほど体育館はできました。ごりっばな体育館ができて非常に喜んでおりますけれども、その施設ができる以上にスポーツ人口がとみに急増しております。そういう点で、ここ2年、3年は空白期間ができるということが考えられるので、そういう点、市長の意欲的にということでありますので、意欲的な答えをいただきたい。

- 議長（横田憲治郎君） 教育長。
- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

青少年、一般成人も含めましてスポーツ活動の振興ということについて、いろいろ御教示いただきましたのですが、実は、総合グラウンドと、一応名称いたしておるのでございますが、それは、われわれとしては理想的な公認記録が測定できるような総合グラウンドを持ちたいというのが常日ごろの夢でございます。たまたま光明台新住開発に伴いまして、風光明媚なあの土地に適当な位置を持って位置づけて欲しいというのが願いでございます。公園の開発計画が確かに昨年から5カ年、したがって、57年度が完成のめどだと一応考えるべきで、それに合わせて向こうの地域内に、総合グラウンドの位置づけを積極的に進めてまいるように、関係部局の協力を得て開発公園自体にも働きかけてまいりたいと、かよう考えるもので、その点を御理解いただきたいと存じます。

- 議長（横田憲治郎君） ここで議員の皆さんに御協力方をお願い申し上げます。

まことに恐縮に存じますが、議事の都合上、お昼が多少おくれるかと存じますが、この点御了承の上、格段の御協力方をお願い申し上げます。

- 18番（赤阪和見君） 公認記録が取れるような場所というのは結構なんですけれども、いま現在、市民の要求するスポーツは、ソフトボールであり野球であり、また、体を動かす場なんです。それは最終的な目標的な、公認記録が取れるということは非常に結構なんですけれども、当面手軽に、身近にそういう場があるということが大事なわけであって、そういう点でひとつ、以前からお願いしているのですけれども、市民球場にナイター設備というのはちょっと無理だ、5ルクスの電気の明かりがどうのこうので、そういうことであれば石尾中学校にあればだけの広い場があるので、ちょっと手を加えればナイター設備も無理じゃないのじゃないかというふうに思うのですよ。そういう点で、以前にもお願いしておった予算的なものはどうかということ、検討しておいてくれとお願いしておったのどすけど。いま、教育長がおっしゃる、公認記録が取れるような言々というふうな形の中で、57年に光明台の団地が最終的な年度になっているということは、いまから3年です。そこからまだ、公認記録が取れる

ような総合グラウンドをつくるということですね。それじゃ非常に、いま3年のやつが4年、5年、6年というふうに、長期にわたらぬことにはできない。そういうふうなことじゃ非常に困るわけでして、まして、あそこの光明池駅ですか、あの駅庫上の上、あれも公認記録がどうのとかいう中で、利用者がいないということで最近、テニスコートを中に設置したというふうな後手に回るような施策ですね。これは市の行政とは初めの方は関係なかったのですけどもね。そういう点で非常に、まだまだ先というふうなことではね。先ほど言うように、手軽な場所で手軽に体を動かし汗を流して健康維持増進のために、また近隣の人と、同好会の人と和を交えるという場をもう少し積極的に考えていただきたい、そのように考えるわけです。

そういう点で市長、やはりこの学校施設の開放という点について、もっと根本的な考え方をしてもらわなければ、管理者がやはり非常に困っているように、以前から聞いておりますし、いま現在は、その点まだ私自身も調査不足で聞いておりませんが、もっと開放し、ある施設を有効利用を図る、ということは校区校区に、校区ということは小学校の中の地域ですからね、その地域にあてがう、というよりもお願いする、そして、その中から1つ1つのものができてくる。そして、校区の各父兄ももちろんですけども、地域の人が学校に対して愛着を持ち、していくような施策を持っていただきたいと思うのですけれども、そういう点どうですか。

- 教育長（葛城宗一君） 学校施設の開放とあわせての、積極的なスポーツの振興というお説だと存じます。小、中学校施設は全面的に開放しておりますが、しかし、それもさらに積極的にやるべく、先ほど次長からお答え申し上げましたように、本年度からスポーツ振興法に基づいた学校開放事業として、指導者を位置づける等の方法を今回、後刻御審議いただきます予算の中に位置づけておるのでございます。さしあたり、中学校5校を選定いたしまして、国庫、府費等の助成を得ながらスポーツ振興の促進を図るべく、1校年間100日を目途として、必要な予算措置を講じている実態でございます。

また、夜間照明の問題もいろいろ研究しております。実際は、零細補助でございますけれども、国庫助成の道も開けております。しかし、当面といたしましては、市内にあります横山高校、和泉工業高校に幸いにも夜間照明がつけられております。これらをまず先決として開放してもらおうということで、府教委とも積極的な協議を重ねております。府の方でも現場校長の理解を求めて、市の実情に即するように開放してやろうという明るい見通しでございます。今後これらも積極的に働きかけてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

- 13番（赤坂和見君） ひとつ今後の努力をよろしくお願ひしたいと思います。先ほどから何遍も言うようですけども、やはりその近くに安心してスポーツができる場、いつでも開放

できる場があるという実態をつくっていただいて、そこに若者が集って活力ある明るい和泉市をつくっていきたいと思います。よろしく。

次に、図書費でありますけれども、非常に利用率がいい、また、非常な好評を博しているというふうに私たちも聞いております。また、見ております。ところが悲しいことに非常に蔵書が少ない。「仏つくって魂入れず」とはこのことじゃないかと私は思うのです。というのは、なるほどいまの出費は大きいかもしれませんが、それによって浴する社会教育の場を、最大限生かすべきじゃないかということです。特に、1万人を越すような登録者があって、そして1人8冊、1週間、2週間ですか、持って帰るわけですから、ゴソッと抜けてしまうわけです。ほんまに全く“歯抜け”であります。そういう点では、図書館という機能があまりにも恥ずかしいんじゃないかと思うのです。聞いてみますと、よその図書館から比べれば非常に予算措置が少ないということは、なるほど赤字財政ということでわかるのですけれども、やはりここには力を入れるべきである。社会教育の場を、よい本を、よりよき場所に設備しておく。特に図書館というものは、そういう本だけじゃなしに、記録的な要素も含まれているかのように私も理解しておりますけれども、そういう点で、60年までの5年間でというふうになっておりますけれども、これは少し無理をしてでも蔵書をそろえるべきじゃないかと思うのですけれども、そういう点で再度御見解を……。

○ 教育長（葛城宗一君） 至極ごもっともお説でございます。現在、先ほども次長が説明申し上げましたように、5万冊の蔵書をもって運用に当たりますとともに、幸いにも派遣いただいております官庁の努力と、泉用丘図書館の前中畑教育長、現在、担当おやりでございますがこの図書館からも当面の住民の方々に不便をかけないようにということで、それらの蔵書を借用、貸与等を通じて便宜を図らせていただいております。お説のとおり、1日も早く充実を図りたいということで、市の諸般の事情も考え合わせまして、折を見てはその充実に対するスポンサー等をお願い申し上げます。幸いにも3団体から今回の補正にも40万円の篤志な寄付をいただいております。今後、さらにあらゆる手段を通じて、1日も早い時期に、せっかくの図書館の目的遂行に資するように蔵書に努めてまいりたい、かよう考えますので、今後とも先生方の格段のお力添えをお願い申し上げます。

○ 13番（赤阪和見君） まあ、ひとつこの図書は、言うまでもなくやはりそろえていただいて、特に聞く話の中では、わずかな予算で、いま買わなきゃならない本と、そして一般に供する本、記録に残していかなきゃならないものと、一般の教養の本と2種類に分けられたときはどちらを買おうか迷うような予算では非常に申しわけないと思いますので、特にこの点は踏ん張って補正でも一、今回の補正は、先ほど教育長が言うように、奇人な御寄付だという



ことですので、今後、青年を、また一般社会の教養を深める意味から、あれだけのりっぱな図書館ですのにいま半分しか入ってまへんねん。大きい魚入ったら背びれから上は浮いてしまいまんねん。そういうところでは魚が悠々と泳げないというようなことで、ひとつ水をいっぱい張れるようにがんばってもらいたいと思います。

次に、財政についてでありますけれども、非常に私たちとしても疑問視される点が、先ほど来から、前回の一般質問から聞かれるわけですが、はっきりしたことがわかりませんので先ほど聞いたわけですが、議会で承認されたことがいまだ実行されていないということは提案する側の最初の段階で非常な問題があったのじゃないか。これを提案しなければならないという、提案して実行できるという確約がなかったのじゃないか。これは提案者として、理事者として非常に問題があるのじゃないかと私は考えるわけです。

それともう1点、もう屋も回っておりますので、簡単にお聞かせ願いたいのは、職員の問題ですけれども、先ほども話がありました、50人向こうへ行ったら、こっちは空っぽになるんじゃないか、余っておったのかということ、私は決して余っているとは考えておりませんが、しかし、行く来の中で、5年、10年を考えていく中で、やはり1つずつ年を取っていくわけです。ということは、それだけ3年間、5年間あいて、がらあきになってしまうわけです。そして、後でまた財政が好転した時にガバッと採る。それじゃその空間、1番大事な中堅層というのは全くゼロでいいのか、その点、市長、これはいまの時点では懸念するところではないのですけれども、今後の問題として非常に懸念しますので、そういう点でこの人事の件はどうなるのか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 参与（西川喜久君） 先ほど基本的な考え方につきまして、市長からお答えを申し上げたとおりでございます。御承知のように、非常に苦しい財政事情の中で今日まで3カ年になるわけですが、不採用でまいりました。御指摘の点ございまして、やはりこのまま続けていきますと、かなり職員の年齢層の幅が広がります。ある一定の時期がまいりますと、人事行政にも支障を来すということも考えられますし、また、このまま続けていきますと、市民サービスの低下も懸念される点もございまして、それらの点を十分考慮に入れた中で対処してまいりたいかように考えております。

○ 13番（赤坂和見君） 対処していくのはわかるんですけどね、具体的に今年どうなんだ、来年新規採用するのかどうかね。というのは3年もなし、来年もなしとすれば4年ですね。4年も5年もあいてきたら非常に問題が多いし、まして、そうやって50人の職員さんをこれから2年間であろうが知りませんが、そういうような形でするんですから、そういう点の見

通してすね。検討するとかいうんじゃないし、たとえ2人でも3人でも雇わないかんといい中  
で話をするのか、まだ検討段階というのか、それとももう絶対採用しないのかというのか、そ  
の点だけ聞いておかぬことには、後々空間ができますので—それだけで結構です。

○ 参与(西川喜久君) お答え申し上げます。

いまの時点では採用するかどうか、いま、各部局からの意見をまとめておりますので、来年  
度から早速、何名の職員を採用するということについては、本席で回答を避けていきたい、か  
ように考えております。その採用の時期については、来年、再来年、あるいはまた翌年という  
ことについては前段で十分申し上げた中で、公表しながら採用してまいりたい。したがって、  
市民サービスの低下につながるような人事行政は今後とっていかない、かよう考えております  
ので、ひとつ御理解を願います。

○ 13番(赤坂和見君) 以上で終わりますけれども、先ほどからずっと質問させていただき  
ました点について市長、いよいよ2期目に市長は臨まれようとしているのです。いままでの4  
年間、いろいろなことはあったと思いますけれども、ひとつ2期目に当たって、市長自身のは  
っきりした計画というものをお持ちになっていただいて、そして、市民要求がそこまであるの  
だということをしっかり知っていただいて対処していただきたいと、それだけお願いして  
終わります。

○ 議長(横田憲治郎君) 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協  
力をいただきまして、予定より早く終了できましたことを心より厚く御礼申し上げます。

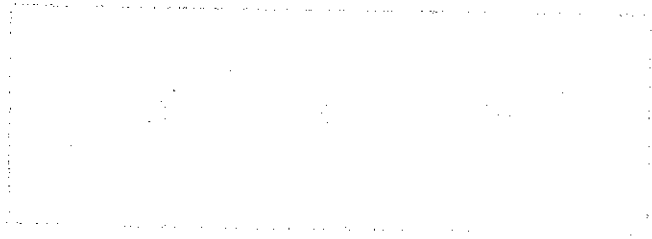
なお、議会運営委員会の決定に基づき、明16日を休会とし、17日より議案審議の日程に  
入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、明16日を休会にし、17日に議案審議を行います。長時間まこと  
にありがとうございました。

(午後零時15分散会)

第 5 日



昭和54年10月17日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（23名）

1番	寺田	茂君	16番	木下	甲子三君
2番	天堀	博君	18番	池辺	秀夫君
3番	橋本	佳行君	19番	貝淵	博治君
5番	仁井	明君	20番	田中	包治君
6番	大谷	昌幸君	21番	直村	静二君
7番	金沢	勝君	22番	勝部	津喜枝君
8番	成田	秀益君	23番	三井	正光君
9番	松下	定君	25番	竹内	修一君
11番	上代	卯之松君	27番	竹下	義章君
12番	藤原	要馬君	28番	坂上	国治君
13番	赤阪	和見君	29番	藤原	利一君
15番	横田	憲治郎君			

欠席議員（2名）

10番	山口	義一君	26番	柳瀬	美樹君
-----	----	-----	-----	----	-----

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	財政課長	大塚孝之
助役	坂口礼之助	同和対策部長	中西淳富
収入役	中塚白	同和対策部理事兼解放 総合センター所長事務取扱	生田稔
参事 市長公室長事務取扱 兼与	西川喜久	同和対策部次長	橋本昭夫
参事 都市整備部長事務取扱 兼与	林徳次	市民部長	富田宏之
秘書広報課長	石本博信	市民部次長兼 福祉事務所長	逢野博之
財務部長	麻生和義	産業衛生部長	広岡史郎
財務部次長	北野敦雄	産業衛生部次長	角谷泰夫

建設部長	森 保	消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫
建設部次長	吉田日出男	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	杉本弘文
都市整備部理事	門川禄朗	用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	岩井益一
都市整備部理事兼 計画調整室長事務取扱	中山重光	教育委員長	堀内由延
用地対策室長	萩本啓介	教 育 長	葛城宗一
改良事業部長	逢野一郎	教 育 次 長	平野誠蔵
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	明坂貞士	管 理 部 次 長	青木孝之
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 長	高橋貞良
病院事務局長	内田 繁	指 導 部 次 長	竹田明郎
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原光夫	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
水道部次長	西川武雄	監 査 委 員	久光喜多男
会計課長	赤田儔信	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
消 防 長	松村吉堯	農業委員会事務局長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男



本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 吉岡昭男  
次 長 吉田種義  
議事係長 西井 正  
議事係 佐土谷 茂一  
議事係 川崎政勝



本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第3回定例会議日程

(10月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第17号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和54年3月分)	
2	監査報告 第18号	" (水道部企業出納員扱 昭和54年3月分)	
3	監査報告 第19号	( " " 昭和54年4月分)	
4	監査報告 第20号	" (市立病院企業出納員扱 昭和54年3月分)	
5	監査報告 第21号	( " " 昭和54年4月分)	
6	監査報告 第22号	" (収入役扱 昭和53年度昭和54年4月分)	
7	監査報告 第23号	( " 昭和54年4月分)	
8	監査報告 第24号	" (水道部企業出納員扱 昭和54年5月分)	
9	監査報告 第25号	" (市立病院企業出納員扱 昭和54年5月分)	
10	監査報告 第26号	" (収入役扱 昭和53年度昭和54年5月分)	
11	監査報告 第27号	( " 昭和54年5月分)	
12	監査報告 第28号	" (水道部企業出納員扱 昭和54年6月分)	
13	監査報告 第29号	" (市立病院企業出納員扱 昭和54年6月分)	
14	監査報告 第30号	定期監査(第1次分)結果報告	
15	請願 第4号 (53年)	「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
16	請願 第5号 (53年)	盲人障害者(児)に対する制度並びに対策に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
17	認定 第1号	昭和53年度和泉市水道事業会計決算認定について	
18	認定 第2号	昭和53年度和泉市病院事業会計決算認定について	
19	議会議案 第3号	水道・病院事業会計決算審査特別委員会設置について	

日程	種別及び番号	件名	摘要
20	報告第15号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）	
21	報告第16号	専決処分の承認を求めることについて（昭和54年度和泉市一般会計補正予算（第2号））	
22	議案第42号	二級河川甲斐田川指定変更に関する意見について	
23	議案第43号	市道の路線認定について（和田光明台線ほか1路線）	
24	議案第44号	市道の路線の廃止及び認定について	
25	議案第45号	和泉市立光明池運動場条例制定について	
26	議案第46号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	
27	議案第47号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	
28	議案第48号	和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例制定について	
29	議案第49号	昭和54年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	
30	議案第50号	昭和54年度和泉市一般会計補正予算（第3号）	
31	議案第51号	昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	
32	議案第52号	工事請負契約締結について（昭和54年度府中北幹線築造工事）	
33	諮問第1号	人権擁護委員候補者を推せんするにつき議会の意見を求めることについて	
34	諮問第2号	浸水対策に関する請願	

（午前10時22分開議）

- 議長（横田憲治郎君） おはようございます。議員の皆様方には何かとお忙しいところ多数御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。



ただいま御出席されておる議員さんは 20 名でございます。山口議員さんから欠席の届け出が  
ございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお  
見えになることと思われまゝ。現在、20 名でございます。

- 議長（横田憲治郎君） ただいまの報告どおり、出席議員 20 名をもちまして議会は成立して  
おりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（横田憲治郎君） 本日の議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、  
よろしく御了解願います。

それでは、議案審議に入ります。

日程第一より日程第 14 までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査報告でありま  
すので、これを一括議題といたします。

なお、報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第 17 号

#### 例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 54 年 3 月分  
収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 54 年 6 月 29 日

監査委員 久 光 喜多男  
同 三 井 正 光

#### 記

1. 検査実施日 昭和 54 年 6 月 29 日
2. 検査の対象 昭和 54 年 3 月分の出納状況
3. 検査の結果

3 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したと  
ころ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第18号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年3月分  
本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年6月29日

監査委員 久 光 喜多男  
同 三 井 正 光

記

1. 検査実施日 昭和54年6月29日
2. 検査の対象 昭和54年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳  
簿及び証拠書類を照会したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第19号

例月出納検査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年4月分  
本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年6月29日

監査委員 久 光 喜多男  
同 三 井 正 光

記

1. 検査実施日 昭和54年6月29日
2. 検査の対象 昭和54年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第20号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235号の2第1項の規定により、昭和54年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年6月29日

監査委員 久 光 喜多男

同 三 井 正 光

##### 記

1. 検査実施日 昭和54年6月29日
2. 検査の対象 昭和54年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第21号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年4月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年6月29日

監査委員 久 光 喜多男

同 三 井 正 光

1. 検査実施日 昭和54年6月29日
2. 検査の対象 昭和54年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第22号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和53年度昭和54年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年8月1日

監査委員 久 光 喜多男  
同 三 井 正 光

##### 記

1. 検査実施日 昭和54年8月1日
2. 検査の対象 昭和53年度昭和54年4月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第23号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年8月1日

監査委員 久 光 喜多男  
同 三 井 正 光

記

1. 検査実施日 昭和54年8月1日
2. 検査の対象 昭和54年4月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第24号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年8月1日

監査委員 久 光 喜多男  
同 三 井 正 光

記

1. 検査実施日 昭和54年8月1日
2. 検査の対象 昭和54年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公差企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第25号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年5月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年8月1日

監査委員 久 光 喜多男  
同 三 井 正 光

記

1. 検査実施日 昭和54年8月1日
2. 検査の対象 昭和54年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第26号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和53年度昭和54年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年9月4日

監査報告 久 光 喜多男  
同 三 井 正 光

記

1. 検査実施日 昭和54年9月4日
2. 検査の対象 昭和53年度昭和54年5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第27号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年9月4日

監査報告 久 光 喜多男  
同 三 井 正 光

##### 記

1. 検査実施日 昭和54年9月4日
2. 検査の対象 昭和54年5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第28号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年9月4日

監査委員 久 光 喜多男  
同 三 井 正 光

記

1. 検査実施日 昭和54年9月4日
2. 検査の対象 昭和54年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年6月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和54年9月4日

監査委員 久 光 喜多男  
同 三 井 正 光

記

1. 検査実施日 昭和54年9月4日
2. 検査の対象 昭和54年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第30号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項の規定に基づく昭和54年度定期監査（第1次分）を別記要項により執行した。



その結果を同法同条第 8 項及び第 9 項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和 54 年 8 月 18 日

監査委員 久 光 喜多男  
同 三 井 正 光

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第 17 号より第 30 号までの報告を終わります。

○

- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第 15 『「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願』  
日程第 16 「盲人障害者（児）に対する制度並びに対策に関する請願」の二件を一括議題といた  
します。

本件は、いずれも厚生文教委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果報告を  
勝部委員長よりお願いいたします。

（厚生文教委員長報告）

- 厚生文教委員長（勝部津喜枝君） 昭和 54 年 3 月開会の第 1 回定例会より当厚生文教委員会  
に付託されました請願の中間報告を行い、継続審議となっております昭和 53 年請願第 4 号  
「和泉市立市民総合グラウンド設置に関する請願」と、昭和 53 年請願第 5 号「盲人障害者（児）  
に対する制度並びに対策に関する請願」、以上二件についてを、去る 9 月 22 日に委員会を開催  
し、審議いたしました経過並びに結果についてを取りまとめて御報告申し上げます。

当日、本委員会は、山口副委員長入院のため欠席、他の委員出席のもとに、理事者より市長、  
助役、並びに関係部課長の出席を求め、審議に入りました。

まず、教育委員会関係より審議に入り、昭和 53 年請願第 4 号「和泉市立市民総合グラウンド」  
設置に関する請願は、中間報告がなされた以後、教育委員会で請願の趣旨を踏まえて、その後  
における検討結果を理事者より求めました。

その内容は、スポーツの振興が叫ばれている折、社会体育施設の整備につきましては、国にお  
いても国民運動場補助制度というものが、現行制度のもとでは非常に補助率が低く、特に用  
地費につきましては皆無であり、現状、市単独事業とするのは非常にむずかしいと思う。現在、  
教育委員会としましては、住宅公団光明池団地の中の野谷池を埋め立て、体育施設を含んだ都市  
公園構想があり、現在、計画課、企画課とも協議し、公団と費用負担等設計を含めて協議を続け

ている時点であり、また、ソフトボールの普及に伴い運動場の確保の要望も含まれておりますが、現在、府有地一件を初め関係機関とも接触をもっている現状で、市民に開放していくために当局は積極的に取り組んで協議してまいっている、というのがいままでの経過である、との説明があり、委員より小田池公園のネット張りはどこで、肥子池公園をどのようにするのか。また、この二カ所の管理はどこで、使用する場合はどこで許可申請するのか、に対し、ネット張りについては計画課の方で、肥子池公園についてはもうすぐかさ上げ事業実施に入り、野球がだめですのでソフトボールができるようにしてまいりたいと思う。また、管理については計画課で管理しており、使用する場合は、造成事業が終了段階で協議し、全市民のソフトボール振興の一助と取り組んでまいり、ソフトボール兼公園ということで推進をしてまいりたいという答弁があり、また野谷池の埋め立ては昭和56年しかできないとのことだが、なぜもっと市は積極的に公団と話し合いをし、この請願の趣旨に沿うようにできないのか。

これに対し、光明池周辺の緑地公園が計画されている中で、それと一緒に積算しているので遅くなっている。市も公団側と協議の中で積極的に対処してまいり、請願の趣旨に沿えるように現課とも相談して折衝しているところである、との説明があり、また、公園とかグラウンド設置の中で、どんな施設を張りつける計画をされているか、に対し、でき得るならば、400メートルのトラック一面に、サッカー、ラグビーに使用できるような多目的な広場という考えを持っており、付帯設備として駐車場の管理等々、緑と広場がマッチできるような都市公園施設と考えている、との説明がありました。

委員より、総合グラウンド設置については、教育委員会としては、公園の窓口である計画課と密接な関係を保ち、公団側に強力にアタックしてまいり、請願の趣旨に沿うよう努力し、前回よりの審議の場の空気を十分くみ取っていただくよう努力してもらおうよう要望があり、委員さんに本件を終結するためお諮りいたしましたところ、本件を採択することに決したのであります。

次に、市民部関係の審議に入りました。昭和58年請願第5号「盲人障害者（児）に対する制度並びに対策に関する請願」は、中間報告をなされた以後、市民部では請願の趣旨を踏まえて、その検討結果の説明を求め、経過については、第一点、ガイドヘルパーの制度については、昭和54年度予算で新規事業として、本年6月の「いずみ広報」でガイドヘルパーを募集し、二名を委嘱し、7月より実施、約二カ月で10回の派遣を行っており、対象者は、1、2級の重度の方で171名を対象としている。

第二点の給付金の引き上げですが、昭和58年度若干ではあるが、平均15%引き上げ、1級から3級を1級から4級に引き上げ、昭和54年度財政再建計画の中で補助金、給付金は据え置き、財政事情の動向を見て努力する。

第三点目の助成交付であるが、障害者団体、身障福祉会に年間16万円の助成交付を行っており、助成増額の要望については、財政危機の中で実施はきわめて困難ではあるが、要望の趣旨に沿えるよう努力する。との説明がありました。

委員より、第一点目については、すでに実施しているけれども、さらに内容充実を図っていくこと。

第二点目の給付については、岸和田並みではないけれども、15%の増額を見た中で、今後の努力を見ていきたい。

第三点目については、独自の給付はできないけれども、今後の増額努力をしていただくという意味から、結論として趣旨に賛同し、実行を努力がなされていることで、本件を委員さんにお諮りいたしましたところ、本請願を採決することに決しました。

以上が、当厚生文教委員会に付記されました請願二件の審議の結果並びに経過であり、本報告を集約すると、昭和53年請願第4号「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願と、昭和53年請願第5号「盲人障害者（児）に対する制度並びに対策に関する請願」の二件を採決するに決定いたしました次第でございます。何とぞよろしく本報告どおり可決せられんことをお願い申し上げ、私の報告を終わります。

#### 厚生文教委員会委員長報告参考資料

(昭和54年9月22日審査)

種別及番号	件名	結果
請願第4号 (53年)	「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願	採決
請願第5号 (53年)	盲人障害者（児）に対する制度並びに対策に関する請願	採決

○ 議長（横田憲治郎君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないようでございますので、直ちに採決に入りたいと思います。「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願及び「盲人障害者（児）に対する制度並びに対策に関する請願」を委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

全員一致でございますので、委員長報告どおり決します。委員の皆さんは、慎重御審議まこと

にありがとうございました。

- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第 17 「昭和 53 年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議題を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第 1 号

昭和 53 年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により昭和 53 年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和 54 年 9 月 26 日

和泉市長 池 田 忠 雄

認定第 1 号及び認定第 2 号参考資料

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜すい

（決 算）

第 30 条 略

2、3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5、6 略

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（田中 稔君） それでは、ただいま上程されました認定 1 号「昭和 53 年度和泉市水道事業会計決算認定について」御説明申し上げます。

まず、16 ページの事業報告から申しますと、本年度は、全期間を通じて改定料金による決算であり、料金収入において、前年度対比約 61.7% という大幅な伸びにより、単前度純利益 5 千 9 9 万 4 4 2 円発生、不良債務も 1 億 7 千 6 8 1 万 9 7 1 6 円解消し、年度末未処理欠損金 4 億 3 千 4 9 9 万 5 8 6 8 円、累積不良債務額 2 億 4 千 5 9 0 万 1 6 9 6 円 と相なりました。しかし、その半面、給水量の伸率 2% という実態については、今後の事業計画において、慎重な配慮が必

要と考えておるものでございます。

次に、本年度の給水状況でございますが、夏季の降水量が例年に比べ非常に少なく渇水に見舞われましたが、水量の確保に努めるとともに、市民に節水協力を要請し、大事に至らず危機を脱しました。

また、建設改良工事の概要につきましては、和田浄水処理設備工事を前年度に引き続き継続施行したほか、坪井配水池築造工事と配水管布設工事をそれぞれ計画に基づき施行いたしました。

以上の結果、昭和41年度より施行してまいりました第3回拡張事業もここに完成した次第でございます。

改良工事及び配水管整備事業並びに配水管更生事業につきましては、水量増強のための配水管布設工事及び配水管更生工事を、また、受託工事におきましても、配水管移設、給水管取出工事等をそれぞれ原因者負担で施行いたしました。

維持補修工事については、給水管切りかえ工事並びに山荘配水池漏水調査工事等を施行いたしました。

普及の状況につきましては、昭和54年8月31日現在、戸数、人口とも98.5%と相なっておるものでございます。

それでは前に戻りまして、1ページの決算報告書について申し上げます。

収益的収入及び支出について、収入より申しますと、第一款、水道事業収益予算額合計14億1,006万8千円に対し決算額14億1,049万8,444円となっており、予算額に比べ42万5千444円の増となっております。

決算額の内訳は、第一項、営業収益で12億4,528万9,415円、第二項、営業外収益1億4,807万1,149円、第三項、特別利益1,713万2,880円となっております。

なお、特別利益のうち、1,709万5,640円は、土地処分に伴う売却益であります。

一方、支出につきましては、第一款、水道事業費用予算額合計13億8,162万3千円に対し決算額13億5,950万8,002円で、不用額2,211万9,998円となっております。不用額につきましては、受水費、薬品費、請負工事費、一時借入金利息等であります。

なお、決算額の内訳は、第一項、営業費用10億8,598万4,855円、第二項、営業外費用2億7,332万2,600円、第三項、特別損失19万8,121円でございます。第四項、予備費については、決算額はなく、全額不用となっております。

次に、建設改良を主とする資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入では、第一款、資本的収入予算額合計7億5,398万6,000円に対し決算額7億4,774万634円あります。

その内訳といたしましては、第一項、企業債の決算額5億860万円で、予算額に比べ640

万円の収入減となっております。これは第3回拡張事業の一部が、関連工事の遅れたことにより借り入れを翌年度に繰り越した結果でございます。

なお、決算額には、翌年度繰越額に係る財源充当額4,347万円が含まれております。

次に、第2項、工事負担金は、決算額1億7,815万4,634円で、予算額に比べ15万4,634円の増となっております。

次に、第3項、負担金でございますが、決算額454万円で、一般会計よりの消火栓新設に伴う負担金であります。

第4項、補助金は、決算額5,350万円で、和田浄水場排水処理設備に対する厚生省よりの国庫補助金であります。

第5項、固定資産売却代金は、決算額298万6千円で、不用となった上町加圧ポンプ所跡地の売却原価（取得価格）でございます。

一方、支出につきましては、資本的支出予算額7億6,159万3,050円に対し、決算額7億4百64万532円であります。決算額の内容につきましては、第1項、建設改良費6億3,670万4,484円で、その内訳は、継続事業の第3回拡張事業費4億9,572万6,613円、改良工事費8千479万7,514円、配水管整備事業費1,219万1,760円、光明台水道施設建設費308万798円、配水管更生事業費3,045万5,240円、営業設備費1,235万2,559円となっております。

なお、翌年度へ繰り越される継続費通次繰越額5,195万4,437円を除き、499万8,081円の不用額が生じておりますが、これは改良工事費と配水管整備及び配水管更生事業に係るものであります。

なお、これら工事概要につきましては、23ページ以下に記載いたしております。

次に、第2項、企業債償還金は、決算額6,793万6,048円であります。

以上が決算報告書でございますが、損益計算書以下につきましては省略させていただき、簡単でございますが昭和53年度和泉市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。決算附属書といたしましては、18ページ以下に各明細を添付いたしておりますので、御参照いただきまして、何とぞ速やかに認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） いずれ特別委員会が設置され詳しく審議されるということなんですが、さしあたり2点ほどお聞きしたい。

この参考資料の中で特別利益1,713万円というのが上がってますが、これはいかなるものですか。その中身。

2点目は、受託工事金額5,900万円ですが、これの相手方、対企業名をひとつ挙げていただき

たい。

なお、それに要した費用の積算基礎もお答え願いたい。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 水道部総務課長（中辻寿夫君） お答えいたします。

ただいまの特別利益の件でございますが、これはこのたび、上町の加圧ポンプ所が不用となり遊休地となっておりますので、売却処分いたしました。その結果、特別利益として計上したものでございます。

なお、受託工事は一般から受託したものでございますが、特に大きくなってますが、和田浄水場内を通過しております小荒井水路の整備工事を住宅公団より受託いたしまして、4千3百万円を計上いたしました関係で、これは収入も支出も同額でございます。そういう関係で受託工事が大きくなっております。

なお、その他は給水管の更生工事、その他でございますが、約20件でございます。ほとんど受託費用として支出いたしてございます。

- 21番（直村静二君） この上町加圧ポンプ所の売却処分ということですが、使わなくなったので、土地も含めて売却したんですか。
- 水道部長（田中 稔君） お答え申し上げます。

かなり以前に、上町の加圧ポンプ所が上代地区に送る水圧がないので、他の方法でルートを変えておりまして、不用になりました。小さいポンプ室等は全部引き揚げ、敷地だけ残っておったわけでございますが、これを53年度において一般競争入札して売却したものでございます。この特別利益は、取得価格と売却価格の差額、つまりそれだけ利益があったということでございます。

- 21番（直村静二君） 特別利益は、土地を売ったということですが、坪数は何ほどですか。
- 水道部長（田中 稔君） 実測70.5坪だったと記憶しております。
- 21番（直村静二君） 坪単価は。
- 水道部総務課長（中辻寿夫君） 金額で約二千万円と端数が少しございますが、坪当たり約28万円でございます。
- 21番（直村静二君） 企業名といったのは、住宅公団だけですか。そうやなくて、あと20件ほど小さいのがあると言っていましたね。
- 水道部長（田中 稔君） 御承知のように、和泉市内であちこちに建て売りなんか建っておりますが、それらの関係の受託工事でございます。住宅公団以外の分は、そういう5軒とか10軒とかの引き込み等の費用を受託ということで出ております。もちろん全額原因者負担というこ

とでございます。

名前につきましては、また後日、明細書をお渡しいたしますが、20件程度がその辺の建て売りでございます。

- 21番(直村静二君) これは本会議ですので、余り微に入りたくないんですが、出も入りも一緒やということですね。ということは、実際に要る費用については原因者負担で計算してるとのことですが、一応、いままで言われてるのはそうやなく、若干の負担金制度の中身ですね、出も入りも一緒となると、何をしてるのかわからない。つまりその辺の基準は以前につくってます、と言うてはったが、これやったら、要った分だけもらうただけのことでしょう。そうするとミニ開発の規制のあたりも水道にくるのか。以前に基準をつくったと思いますので、いまの答弁だけでは、はなはだ不十分なんです。
- 水道部長(田中 稔君) 入りも出も同じだということは、受託工事であろうが、工事負担金であろうが、全部20%の範囲で事務費をいただいております。先ほど課長が同じだと言いましたのは、事務費は、形を変えて人件費とか物件費で出ていってるということで、入りも出も同じだと申したと思います。いわゆる予算、決算上では、その事務費については、支出の方でそれだけ少なくして収入の方が多いという形であらわれてまいります。
- 21番(直村静二君) こういう形で出てきて入りも出も同じだという場合、その金額に上乗せした20%が事務費としてもらってると解釈してもよろしいわけですね。
- 水道部長(田中 稔君) 最高20%の事務費をいただいておりますが、ケースによって20%とか15%の場合もございます。最高20%いただくという規定があるわけでございます。それに基づいてすべて処理してまいるわけでございます。
- 21番(直村静二君) この件では、住宅公団は20%とか、あとの20件の分は何%とか、同じ率ですか。あなたの答では、最高が20%ということですからね。
- 水道部長(田中 稔君) この件は、いまちょっと何%の事務費をいただいたかという記憶はございませんが、確かに事務費はその範囲内でいただいております。何%かは後日調べますが、とにかく基準に基づいて、最高20%の受託工事の事務費をいただいております。
- 21番(直村静二君) だから、この件は何ほかと聞くと、答弁しにくいとか、20件のやつは10%で住宅公団やったら20%もらうか、その辺を聞いている。最高20%で、ケースによって違う。いま答弁ができなければ、委員会できちんとやらしてもらわんとね。赤字解消のもうけになるんなら、どこがどういうふうにもうかっているか、基準があればきちっとしていただきたい。その辺を踏まえて、決算特別委員会で十分審議していただくということで、終わっておきます。
- 議長(横田憲治郎君) 他に。



○ 28番(坂上国治君) ちょっとお尋ねしたいんですけど、不用地を処分して70余坪で2千万円以上ということですが、290余万円と出てます。ここの違いを説明してもらわんと、2千万円以上に売った土地が290万円、この差額とかどうとか言ってますが、われわれは十分わかりませんので、もっと明快に答弁してください。

○ 議長(横田憲治郎君) 答弁。

○ 水道部長(田中 稔君) 先ほどの説明の中で申し上げたんですが、資本的収入の方で298万6千円と出てますが、これは取得価格でございます。上町加圧ポンプ所の用地を以前買った値段でございます。そして、収益的収入の方で上がっております1,700万円の特別利益は、言うならばこれだけ利益があった、取得価格以上に売れたということでございます。

○ 議長(横田憲治郎君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件については十分御審議をお願いしたいと思いますので、本決算の審議を後刻、議会議案として上程されます決算審査特別委員会に付託の上、閉会中も御審議をお願いしたいと思いますので御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長(横田憲治郎君) 次に、日程第18「昭和53年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

認定第2号

#### 昭和53年度 和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により昭和53年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和54年9月26日

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長(横田憲治郎君) 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長(内田 繁君) それでは、ただいま御上程いただきました認定第2号「和泉市病院事業会計決算認定について」、その概要につきまして御説明申し上げます。15ページをお

開き願いたいと思います。

昭和50年度から建設事業として進めてまいりました病院整備事業は、昭和53年末ですべて完了いたしました。これひとえに議員皆様方の深い御理解と御尽力によるものと、ここに改めて厚く御礼を申し上げるものでございます。完了にあわせけて、要員の確保、医療器整備品の導入、診療科目の充実を図り、総合的な病院としての規模を持つに至りました。しかしながら、経営面におきましては、整備事業の最終年度等の過渡的な時期でもございまして、前年度と同様厳しい状態と相なったわけでございます。

まず、診療状況でございますが、入院患者数が年間延べ60,574人、1日平均166人、外来患者数は年間延べ12万1,567人、1日平均409.8人でありまして、前年度と比較いたしますと、入院では41.5%増、外来は27.6%の増加となっております。特に入院患者の増は、新館の本格的な稼働と、本館3階44床が昭和53年10月16日から稼働したため増加となったものでございます。

次に、会計決算の状況でございますが、まず収入では、医業収益15億5,643万1,603円、医業外収益4,748万848円、特別利益4,048万円、合計16億4,439万2,451円で、前年度に比較し医業収益6億4千万円、69.9%の増収となりました。医業外収益は9千4百万円、66.5%の減少となっております。医業収益の大幅増収につきましては、病床数の増と、昨年2月の診療報酬の改定及び医療の充実等によるものでございます。医業外収益の減収は、一般会計を通じて交付されます府補助金等の減少によるものでございます。

一方、支出におきましては、医業費用19億1,010万1,395円、医業外費用3億453万1,958円、合計23億1,463万3,353円で、前年度と比較して医業費用では6億8千7百万円で、56.1%の増、医業外費用1億2千2百万円、66.9%の増加となっております。主な費用増加の内訳は、医業費用では給与費3億1千6百万円、材料費1億6千万円、経費5千5百万円の各増及び減価償却費1億4千5百万円の大幅増で、医業外費用については、支払利息1億2千万円の増となっております。これらは増床等に伴って要員の充実による人件費の増と、整備事業によって減価償却額の増及び支払利息の急増等が費用増加の大きな要因でございます。

以上の結果、収益的収入は、経常損失で6億1,072万920円の欠損となり、特別利益を入れますと、5億7,024万902円の欠損となります。前年度までの繰越欠損金13億904万1,222円を合わせ、昭和53年度末累計欠損額は18億7,928万2,124円に達し、処理する財源がございませんので、すべて翌年度へ繰り越しせざるを得ない状況と相なりました。事業完了年度という過渡的な時期とは申しながら、かなりの赤字累積は、支払利息の悪循環的增加と資金繰りの困難を招き前途まことに多難であります。厳しくこの現実を受けとめ、医療の積極的な充実強

化を進めつつ、経営健全化に向け今後ともあらゆる努力を尽くす所存でございます。

次に、資本的収支でございますが、工事関係4億2,078万4千円、器械備品購入1,144万5千円を執行し、これらの事業費の財源は企業債を充実に努め、収支の不足額4,013万1千円は、特別利益によって補てんいたしました。

以上、簡単でございますが、決算の概要を御説明申し上げます。詳細については、財務諸表あるいは参考資料を決算書に添付いたしておりますので、これらを御参照の上、よろしく御審議を賜り御認定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番（直村静二君） 2、3点お聞きしたいんですが、この決算書の対前年度比較表の中でその他医業収益として6千5百万円上がってますね。これは医業収益を上げるについては、相手の費用があると思うが、それはどこになるのか。つまりその他医業収益の内訳と相手費用の内訳をお答え願いたい。

それから、ここで賃借料2,814万円、これは建物とか土地、そういう計算で出されてるのか、その内訳。

それと、その下にある委託料4千8百万円、この相手の名前、人間なら何人とお答え願いたい。

それから、特別利益で6億1千万の赤字が5億7千万円になったという説明ですが、これも御説明願っておきましょか。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 病院事務局次長（藤原光夫君） お答えいたします。

第1点目のその他の医業収益でございますが、6,546万8,387円につきましては、いわゆる室料差額収益が5,318万1,800円でございます。それに医療相談収益等でございます。その他医業収益といいますのは、診断書等文書料でございます。それに老人医療等協力費、それから産科で使用いたします分娩材料セット費等でございます。

次に、賃借料の内訳でございますが、いわゆる患者の寝具の借料、看護婦、ドクターの診療衣等の借料、それに土地の借料、それから医療用器械の賃借料690万5,700円、これはリースで購入してる分でございます。

続きまして、委託料でございますけれども、これは清掃委託、それから衛生関係の塵芥委託料あるいは浄化槽の清掃委託料、それから検査の委託料、保険請求事務の委託料等を含んでございます。大きなものとしては、看護婦の養成委託料でございます。

以上で4,830万6,271円でございます。

委託先につきましては、清掃委託については、53年度は新清舎でございます。衛生関係の塵

芥衛生については和泉衛生、浄化槽につきましては、南大阪環境開発でございます。保険請求事務についてはIBMでございます。

- 21番（直村静二君） 690万円のリースは。
- 病院事務局次長（藤原光夫君） 日立線X線テレビ装置で、日本リースでございます。月当たり426,000円でございます。これが一番大きいリースの借料でございます。
- 21番（直村静二君） いまの答弁で私の聞き違いだったか、その他医業収益では6千5百万円、うち室料差額収益が5千3百万円ですが、あとは1千2百万円、この室料差額は、改正によって上がったり下がったりするんでしょう。あとの1千2百万円については今後、余り伸びが期待できるかどうか疑問ですな。それはもう少し委員会で詳しくやっていきます。

それから答弁漏れがありましたね、特別利益の内訳。

- 病院事務局長（内田 繁君） 特別利益は、一般会計からの繰入金でございます。
- 21番（直村静二君） ここに他会計補助金3千百万円と書いてあるが、これも一般会計からでしょう。
- 病院事務局次長（藤原光夫君） 一般会計からの補助金は、他会計補助金3千116万4千円でございます。そして、特別利益の4千48万円は、昭和48年の特例債の償還金に充てるべく一般会計から補てんしていただいているということでございます。
- 21番（直村静二君） 医業外収益の内訳で他会計補助金は一般会計からのもの、追加分やね、8,100万円はね。特別利益は、利益というよりも、中身としては、結局いま言った形をとってるといわけやね。会計上、特別利益と書かないかんの。
- 病院経理課長（守田 勇君） お答え申し上げます。

先にど次長から説明いたしましたように、さらに具体的に申し上げますと、48年末現在における不良債務の額を当時の自治省からたな上げするというところでございまして、累積の不良債務でございますので、通常の起債の対象物件がございませんので、特例債という名称で準企業債扱いというような結果になりました。従来、病院開設来の経常的な収支の欠損金でございますので当年度だけで処理する対象に経理上なりませんので、51年度までは期間外収支で処理しておりましたところ、52年度から省令で経理上の処理が収益的収入で処理するというふうに改正されました。そのために従来期間外収入が、その他医業収益として第8項に挙げ、特別利益という経理上の処理でございます。支出の方は資本的でございますので、資本的として支出させていただいております。

以上でございます。

- 21番（直村静二君） 答弁を聞いてわかったんですが、これは利益ですから結構ですが、中

身として国とのかかわり合いが出てきて、企業債の補てん的な役割として入ってきてるということ  
とです。このパイプを太く強くして、これから赤字を減らさんと店じまいせないかん。特別利益  
という国のパイプは強めてもらわないかん。簡単にこういうかっこうで出してもらおうと質問せな  
いかん。聞いてるうちに、さらに、さらにならってくるので、最初の質問のときにピシッとお答  
え願いたい。細かい点は委員会がありますので、一応、総括としてこの辺でおいときます。

- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきましても十分御審議を願うため、本決算の審査を決算特別委員会に付託の上、閉会  
中も御審議をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- ○ 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第 19 「水道・病院事業会計決算審査特別委員会設置につ  
いて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第 2 号

水道・病院事業会計決算審査特別委員会設置について

昭和 53 年度和泉市水道事業会計決算並びに昭和 53 年度和泉市病院事業会計決算の審査のた  
め、次のとおり設置するものとする。

昭和 54 年 10 月 17 日提出

和泉市議会議員	池	辺	秀	夫
〃	寺	田		茂
〃	天	堀		博
〃	藤	原	要	馬
〃	赤	阪	和	見
〃	三	井	正	光
〃	竹	内	修	一
〃	竹	下	義	章
〃	坂	上	国	治

記

1. 委員会の名称

水道・病院事業会計決算審査特別委員会

2. 付託案件

昭和53年度和泉市水道・病院事業会計決算

3. 委員の定数

18名

4. 付託期限

議会閉会中においても継続審査するものとする。

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 18番（池辺秀夫君） お許しをいただきまして、ただいま上程されました議会議案第2号につきまして、借越でございますが、提案者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、昭和53年度和泉市水道事業会計並びに病院事業会計決算を認定するに当たり、慎重に審査を期するため、本特別委員会を設置するものであります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議会議案第2号を原案どおり可決いたします。

なお、委員の選任につきましては、さきの議会運営委員会の御了解を願っておりますので、今会期中に選任させていただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 
- 議長（横田憲治郎君） 日程第20「専決処分の報告について」（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和54年9月26日提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第7号

P T A 役員を負傷事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について  
市は次のとおり南松尾小学校 P T A 役員を負傷事故による損害賠償の額を決定し、和解する。

昭和54年8月21日専決

和泉市長 池田 忠雄

1. 損害賠償及び和解の相手方

和泉市松尾寺町484の1 山本兵治

2. 損害賠償額

145,265円

3. 和解の要旨

市は、市立南松尾小学校施設欠かんによる負傷事故に係る損害賠償について、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

報告第15号参考資料

〔I〕 損害賠償等の原因である事故の概要

1. 日 時 昭和53年11月30日午後7時頃
2. 場 所 市立南松尾小学校
3. 事故の概要 南松尾小学校校舎建替に伴う教室内のロッカー等移動に P T A 役員の応援を依頼し、当日午後7時前より作業開始5年B組のスチールロッカーを4人で移動中廊下床板の破れにつまづいてロッカーの下敷となり肋骨3本骨折約1ヶ月間療養する。

〔II〕 損害賠償額の内訳

損害賠償額 145,265 円

学校災害賠償補償保険より 135,265 円でん補。

- 議長（横田憲治郎君） 報告の説明を願います。
- 教育次長（平野誠蔵君） 報告第 15 号「専決処分の報告について」御説明申し上げます。

昨 53 年 11 月 30 日、市立南松尾小学校におきまして、PTA 役員の御協力をいただき、校舎建てかえに伴う教室内のロッカーなどの移動作業中、役員のと泉市松尾寺町 484 の 1、山本兵治氏が、廊下床板の破れにつまづき転倒、ロッカーの下敷となり、肋骨骨折の負傷をされ、約 1 カ月間療養されました。

学校施設の欠陥により生じた事故でございまして、学校災害賠償補償保険と折衝の結果、治療費、休業補償、慰謝料を含め 145,265 円が補償されることとなり、山本氏もこれを了承されましたことにより、本年 8 月 21 日、地方自治法第 180 条第 1 項に基づく市長の専決処分手続に関する条例によりまして、損害賠償の額の決定及び和解を専決させていただいた次第でございます。

なお、損害賠償額 145,265 円のうち、免責額 1 万円を除き 135,265 円は学校災害賠償補償保険より補てんいたしました。

以上、はなはだ簡単でございますが、報者の説明を終わります。何とぞよろしく御了承のほどお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 21 番（直村静二君） いままでにはない新しいケースですね、PTA の役員さんの負傷というね。それと、いまの説明では学校側に落ち度、欠陥がある。廊下の床板の破れにつまづいてロッカーの下敷ということですが、逆に廊下の破れにつまづかないで、廊下の板の切れ目に当たっその事故が起こったという場合も、同じく学校災害賠償、そういうものの適用はされるのか、その辺ひとつ聞いておきたい。学校側の落ち度となっているが、学校側の落ち度でなければそれはしないのか。その辺がポイントになろうかと思えます。

それと、ここではたまたま PTA の役員ということですが、PTA の役員さんでなくても、役員さんの奥さん、子供さんとか、あるいは一般の方でも同じようにやるのかということ。新しいケースですので、後々こういう問題の処理については議員も十分知っておく必要があるのではその点をまずお答え願いたい。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 教育次長（平野誠蔵君） お答え申し上げます。

1 点目ですが、これは市が賠償の義務を負うという形でございますので、施設の不備、それか



ら使用上の欠陥、管理不備等に基づく原因によって生じた事故についてのみ補償が行われるというところでございます。

2点目のPTAの役員さんのみに限定されるかという御質問でございますが、これは限定されずに第三者という表現がございますので、特定の方のみではございません。そういった使用者側の管理責任に基づいて事故が生じた場合、学校管理下における事故につきましては、どなたに限らず補償されることになっております。

- 21番（直村静二君） つまりPTA役員への応援を依頼し、という点では管理運営の方に入りますな。依頼しなければ来てないかもわかりませんわな。その点は、まず学校側としては、依頼という点が非常にウエイトを占めてるんじゃないか。たまたま私が質問したように、破れたところにつまづいて下敷になったので、学校施設の不備ですね。あなたは三つおっしゃった。施設の不備、使用上の欠陥、管理不備とね。そうすると、三つとも勝手に発生するのではなく、学校側のPTA役員に依頼し、というところにある。学校の行事ということですね。はっきり聞いておかんと、応援に行ったらどうか、と善意できてもらっても、依頼しなかったらあかんとか、関係ないとか問題が起こったらいかんのできちんとしておきたい。PTAに応援を依頼し、ということですからね。一つの判例として、善意で手伝いに行ったらどうか、というのも、結局依頼した形になってしまうか、その辺明快にしておいてもらいたい。

児童生徒についてはかなりやっていますが、PTAの役員さんとなると仕事とか年齢の問題とか仕事を休んで来てもらわないかん場合もあり、また熱心な人で、おれが行ったるぜ、という人もありますし、その辺きっちりしてください。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

もとより学校の移転等の作業には、私の方は事務職員も含め積極的にやってるわけでございます。御承知のとおり、児童生徒の不祥事については、学校安全会法に基づいて補償しており、加えて、その上に児童管理上事故が起った場合、現行の学校安全会法では死亡1,200万円、1,500万円でございますが、それではどうも補償しがたいということで、市独自で安田海上火災において、人的管理上のミスによる保険も新たに入っております。さらに、その上に施設欠陥によって事故が起きた場合の補償ということで、大正海上火災において保険に入っております。義務的なものと、市独自で保険会社二社を選んで学校事故に万全の補償に備えているわけでございます。

御指摘の学校が依頼した云々、したことに對して補償され、依頼されず、善意による活動に対しては補償されないのかということでございますが、そういうことはございません。たとえばこんなことがあっては困るんですが、放課後、一般の家庭の子供さんが遊びに来た、そう

いような利用は禁止しておるんでございますが、不可抗力的な意味でそういうことで事故が起こった場合にも、やはり学校管理上のミスあるいは施設不備のミスとして、そのいずれかを選択して補償するという広義の解釈のもとに、市独自の立場で二社の保険会社を選定し、加入しておる次第でございます。御理解いただきたいと思ます。

○ 21番（直村静二君） その金額ですね、本人さんはお医者さんにかかっているんで、その人持っている社会保険もしくは和泉市の国民健康保険のいずれかになりますね。その場合、国民健康保険であれば三割の自己負担を払っていく。一定の金額を超えると、3万9千円を超えると、その分は返ってくるということで、こういう事故の場合、本人が持っておる健康保険でいくのか、それは抜いて、一切別の保険でいくのか、その点も明快にお答え願いたい。

○ 教育長（葛城宗一君） 学校の事故についていろいろ問題がございますが、いま入っておる火災保険会社は、御承知のとおり企業でございます。努めて支払わないように逃げようとする。しかし、こちらに定款を基本として、どこまでも補償させることを含めて交渉に当たるわけでございます。

御指摘のとおり、ケースによって異なると思うんでございますが、今回のこのような事故等につきまして、本人さんは、何ら補償要求は一切いたしておりません。善意によってやっていただいたわけでございます。したがって健康保険をお使いいただきました。そして、自己負担分は、治療費としてこの補償額の中に含んでおるということでございます。積算基礎等については、報告してよければ、また御報告申し上げます。

○ 21番（直村静二君） この中身で1万円の差があるでしょう。ここでは損害賠償額となっており、学校災害賠償補償保険より13万5千200円、それと1万円の差があるが、この積算の基礎について、本人さんは健康保険を使いあって、自己負担分は市が補償したということですが、差額の1万円は何ですか。

○ 教育長（葛城宗一君） 積算基礎から申し上げますが、保険会社との交渉の結果、治療費の保険を使った以外の自己負担15,265円、休業補償としては、24日間の治療期間を要したということで、自賠法に基づいて1日2,500円で6万円、さらに慰謝料として7万円、これも自賠法に基づいて、通院期間、療養期間約1ヶ月をめぐり、1日2,500円を基礎にして積算、7万円ということでございます。合わせて145,265円になるわけでございますが、ここで1万円というのは、当然、保険会社との契約、定款の中で、1万円未満の免責事項として、1万円を超えない場合は会社が負担しないという規定がございます。したがって、免責の1万円は当然市が負担しなければならないということから、今回は、予備費の1万円をもって充当、専決をお許しいただいたということでございます。

- 21番(直村静二君) 以上お尋ねしたんですが、今後、こういうようなことがないようにしたいが、どうしても人数が多いし発生する恐れがあります。その手当は一応してある、和解という形式をとらなければ議案に出せないということですが、これで一応終わっておきます。
- 議長(横田憲治郎君) 他に。
- 20番(田中包治君) 私、いつでも不思議に思うんですが、床板が破れていたということですが、校長が現場を管理、補修してるのに、なぜこれをほっておったか。廊下の床板が破れておったら子供も危ないだろうと思う。北池田のときも、かぎがかからなかつたことということで子供が転落、死んだという大きな事故がありました。あれほど大きな事故をやりながら、また同じようなことを繰り返してるのはどういうことですか。実際は、床板が破れてなかったが、書面上出したのか、それとも、実際に破れていたのか。破れておったとすると、校長の責任はどうするんですか。
- 議長(横田憲治郎君) 答弁。
- 教育次更(平野誠蔵君) ごもっともな御質問でございますが、御承知のように、南松尾小学校の木造の古い校舎を建てかえる際、取り壊す方の古い校舎の分を運ぶ際に起った事故でございます。したがしまして、かなり老朽化しておりまして、確かに十分な管理が行われなかったという御指摘はごもっともですが、すでにその時点で取り壊しを予定しておった木造校舎の分の破れでございます。御了承願いたいと思います。
- 20番(田中包治君) 生徒が入っておったんでしょ、壊すまでね。御存知のとおり、予算は景気を上げるために3月までにつくりなさい、と決まったんでしょ。あんた方の言うのは矛盾がある。あの校舎は改築申請、廃校申請しても補助金の対象にならなかったが、よかったということです。その中でどれくらいの破れがあったんか知りませんが、もし子供がけがしたらどうなるんですか、そういう危険性がある。管理上の問題です。もし、破れたままで使用させておって、たまたまPTAの役員さんがけがされた。市道でも傷がついておって転んでけがしたら、市道の管理責任で賠償をとられる。年間5万円か、その範囲内で校長ができるという予算があるのに、それをせずして、破れたままでほっておったのはどういう意味ですか。また同じような事故を起こすんではないですか。この問題だけではなく、今後の問題もありますからね。はっきりしてください。
- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。
- 御指摘ごもっともでございます。廊下の破れに足を突っ込んだということは、ひとつ保険会社との交渉等もございまして、広義な解釈をお願い申し上げたいと思います。学校の管理につきましては、万全を期してまいりたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君）他に質疑、御意見ないものと認め、報告第15号を終わります。

○ 議長（横田憲治郎君）次に、日程第21「専決処分の承認を求めることについて」（昭和54年度和泉市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第16号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和54年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第8号

昭和53年度和泉市一般会計補正予算（第2号）

昭和54年度和泉市の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,497千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,878,297千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和54年9月14日専決

和泉市長 池田忠雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 府支出金		1,209,769	15,497	1,225,266
	8. 府委託金	89,084	15,497	104,581
歳入	合計	20,857,800	15,497	20,873,297

(単位 千円)

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,692,102	15,497	1,707,599
	1. 総務管理費	861,357	15,497	876,854
歳出	合計	20,857,800	15,497	20,873,297

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
① 府支出金	1,209,769	15,497	1,225,266			
(3) 府委託金	89,084	15,497	104,581			
1. 総務委託金	83,064	15,497	98,561	3. 選挙費委託金	15,497	衆議院議員総選挙及び最高裁判官国民審査委託金
歳入合計	2,085,780	15,497	2,087,329			

2. 歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源				
					国府支出金	地 方 債			
② 総務費	1,692,102	15,497	1,707,599	15,497					
(4) 選挙費	47,649	15,497	63,146	15,497					

1. 選 委 議 院 學 員 費	47,640	15,497	63,146	15,497	15,497	15,497	15,497	15,497	1. 報 酬	975	投票管理者報酬 250 投票立会人報酬 675 開票管理者報酬 5 開票立会人報酬 45
									3. 職 員 手 當 等	6,420	投票管理者手當 375 投票事務從事者手當 4,500 開票事務從事者手當 345 時間外勤務手當 1,200
									8. 報 償 費	168	投票箱警備從事者報償金 88 委員特別報償金 50 投票所勞務者報償金 30
									9. 旅 費	5	府内旅費
									III. 需 用 費	3,300	○ 消耗品費 2,468 ○ 燃料費 11 ○ 食糧費 571 ○ 印刷製本費 200 ○ 修繕料 50

科 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳				区 分	金 額 千円	説 明
				特 定 財 源	財 源					
					国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円			
							12. 役務費	1,785	通信運搬費 不在者投票管理者	1,785 50
							13. 委託料	2,218	選挙人名簿及び入場整理 券作成作業委託料 公報配布委託料 パフォーマンス料	1,540 578 100
							14. 使用料 及び 賃借料	576	投票所借上料 自動車借上料 電話借上料 寝具借上料 飛行機借上料 開票所借上料	38 368 11 18 60 81
							16. 原 材 費	50	掲示用材料費	
歳 出 合 計	20,857,800	15,497	20,873,297	15,497						



- 議長（横田憲治郎君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） 報告第 16 号、一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分につきまして御説明申し上げます。

専決処分させていただきました補正予算は、去る 9 月 7 日衆議院解散にかかる 10 月 7 日執行の衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に要する経費を計上いたしましたものでございます。

内容につきましては、選挙の運営に要する事務従事者の手当及び物件費関係費といたしまして 1,549 万 7 千円を計上いたしました。

充当いたします歳入予算につきましては、選挙費委託金で全額充当するよう措置いたしました。以上、簡単でございますが、専決処分させていただきました補正予算（第 2 号）の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第 16 号を承認することに決めます。

- 
- 議長（横田憲治郎君） 日程第 22 「二級河川甲斐田川指定変更に関する意見について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 42 号

#### 二級河川甲斐田川の指定変更に関する意見について

二級河川甲斐田川の指定変更につき、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 5 条第 4 項の規定により、大阪府知事より意見聴取があったので、同条第 5 項の規定により議会の議決を求める。

昭和 54 年 9 月 26 日提出

和泉市長 池田 忠 雄

## 意見の内容

昭和54年7月19日付をもって大阪府知事から意見を求められた二級河川甲斐田川の指定変更について、次のとおり答申する。

指定変更について異議がないので、この旨答申する。

## 議案第42号参考資料

河川法（昭和39年法律第167号）抜すい

### （二級河川）

第5条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2～3 略

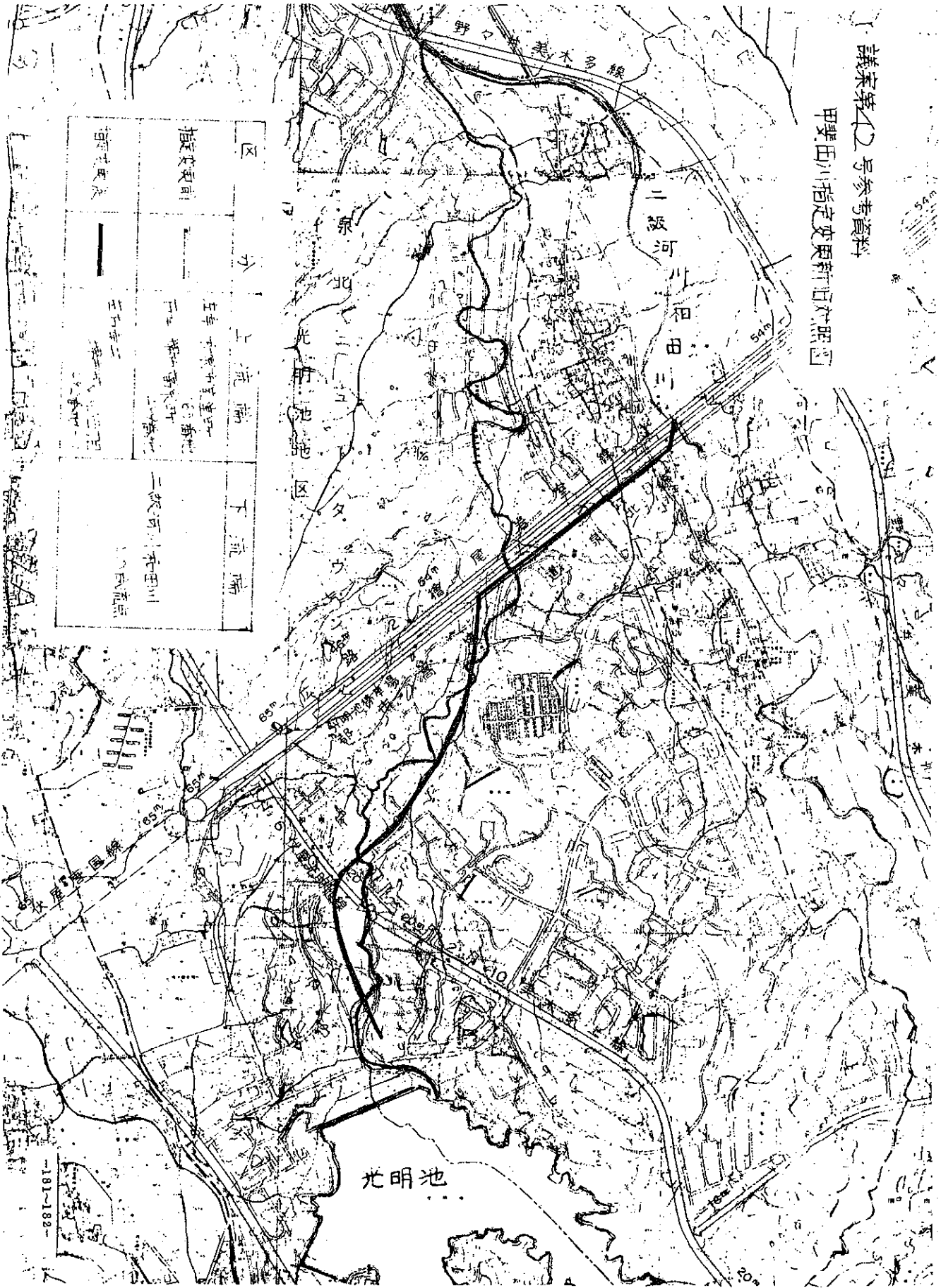
4 都道府県知事は、第1項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

5 前項の規定により関係市町村長が意見を述べようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

6 二級河川の指定の変更又は廃止の手続きは、第1項の規定による指定の手続きに準じて行なわなければならない。

7 略

甲斐田川指定変更新日照照図



区	分	上流端	下流端
指定変更前	—	五等河川指定区 C指定 指定区	二級河川指定区 C指定
指定変更後	—	指定区	指定区



○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（森 保君） ただいま御上程をいただきました議案第 42 号「二級河川甲斐田川指定変更に関する意見について」の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

かねてから新住宅市街地開発法に基づき、大阪府が造成工事を進めてまいりました泉北ニュータウン光明池地区の甲斐田川つけかえ工事の完成に伴い市の意見の答申をすべく、河川法第 5 条第 5 項の規定に基づきまして提案しようとするものでございます。

その内容でございますが、旧二級河川甲斐田川は延長約 3,650m、光明池の余水排水路として源を発し、一部和泉市と堺市の行政境界に沿い、他は堺市檜尾地区を蛇行し、泉北 3 号線赤坂橋上流において二級河川和田川に合流するものでございます。大阪府が開発の泉北丘陵住宅地土地利用計画により改修のつけかえを行われ、約 1,500m 上流の泉北 1 号線と和田川の交点に合流点が変わり、指定変更がなされたものでございます。

本指定変更に伴い、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 5 条第 4 項の規定により大阪府知事より意見の聴取がありましたので、内容を検討の結果、支障ないものと認め、指定変更についての異議がない旨の回答をしようとするものでございます。

なお、図面で光明池の余水排水口から本指定河川までの点線が抜けておりますので、おわび申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 42 号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第 23 「市道の路線認定について」（和田光明台線ほか一路線）と、日程 24 「市道の路線の廃止及び認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 43 号

#### 市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和54年9月26日提出

和泉市長 池田 忠雄

路線名	延長	幅員	起 点	終 点
和田光明台線	2,111 <sup>m</sup>	12.0 <sup>m</sup> 16.0	和田町229～1番地	光明台3丁目7番地先
三林光明台線	1,181 <sup>m</sup>	6.5 <sup>m</sup> 12.0	三林町377～1番地	光明台1丁目12番地先

議案第43号 参考資料

道路法(昭和27年法律第180号) 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

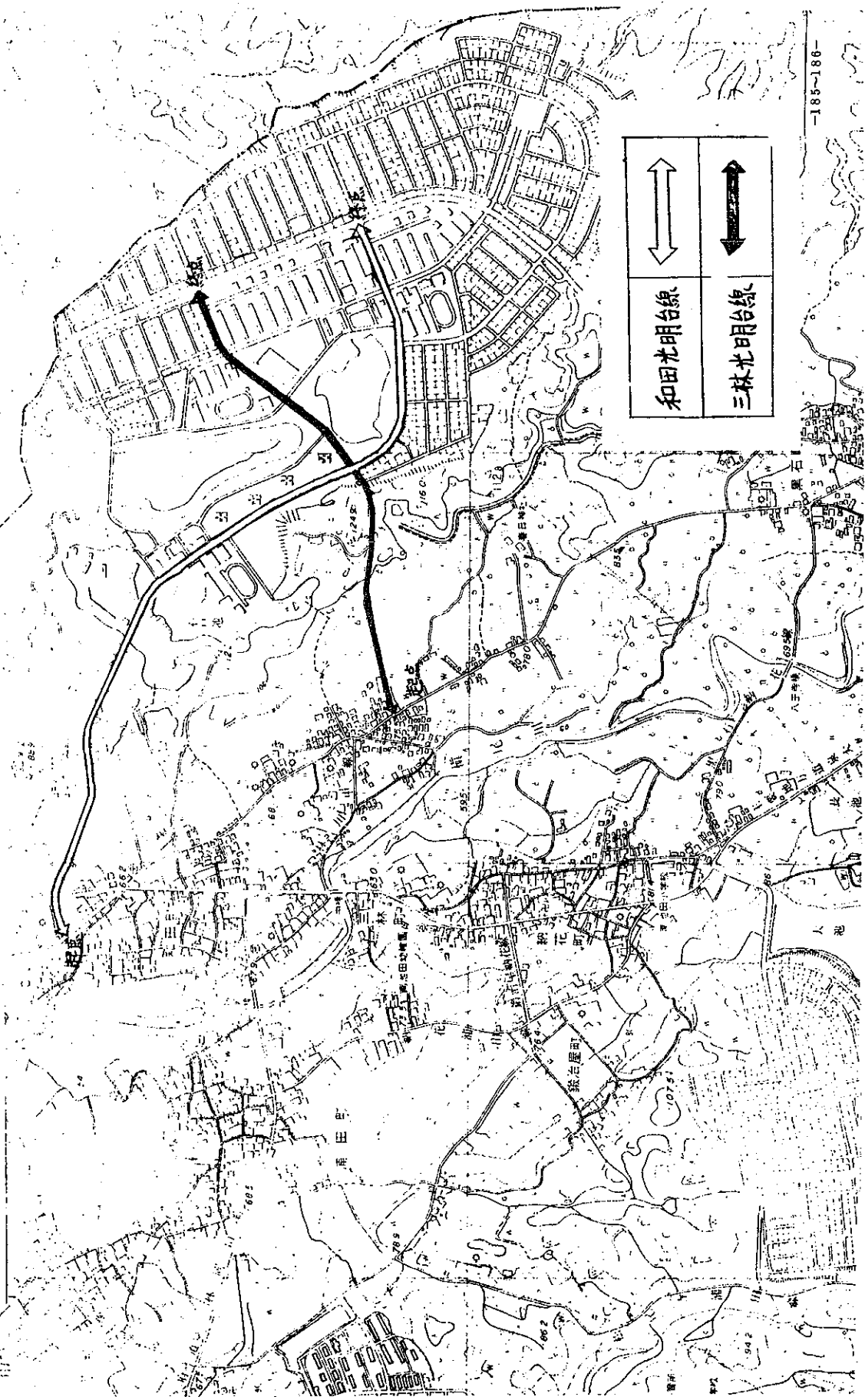
第8条 第3条第4号の市町村道とは市町村の区域に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものを用いる。

2. 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3.～5 略

議案第43号参考資料

市道路線認定回







議案第44号

市道の路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

昭和54年9月26日

和泉市長 池田 忠 雄

	路線名	延長	幅員	起 点	終 点
廃止する路線	信太16号線	2,050.50	3.6 } 5.0	尾井町156番地の1先 (府道大阪和泉 泉南線交点)	和泉市信太山 山之谷南端
認定する路線	信太16号線	2,224.95	3.6 } 11.0	尾井町114番地の1先 (都計街路阪和東側 1号線交点)	同 上

議案第44号 参考資料

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。

2. 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え路線を変更することができる。

3. 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

REPUBLIC OF INDIA

MINISTRY OF DEFENCE

OFFICE OF THE SECRETARY

DEFENCE SECRETARIAT

Reference is made to the letter of the Government of India, dated 15.1.68, regarding the above subject.

The Government of India has decided to grant the following concession to the Government of Madhya Pradesh:

The Government of India has decided to grant the Government of Madhya Pradesh the right to purchase the following quantities of the following materials from the Government of India at the rate of Rs. 100 per tonne:

(a) 10,000 tonnes of Iron and Steel

(b) 5,000 tonnes of Copper

(c) 2,000 tonnes of Aluminium

(d) 1,000 tonnes of Zinc

(e) 500 tonnes of Lead

(f) 500 tonnes of Tin

(g) 500 tonnes of Manganese

(h) 500 tonnes of Nickel

(i) 500 tonnes of Cobalt

(j) 500 tonnes of Chromium

(k) 500 tonnes of Vanadium

(l) 500 tonnes of Molybdenum

(m) 500 tonnes of Niobium

(n) 500 tonnes of Tantalum

(o) 500 tonnes of Zirconium

(p) 500 tonnes of Hafnium

(q) 500 tonnes of Rhenium

(r) 500 tonnes of Ruthenium

(s) 500 tonnes of Rhodium

(t) 500 tonnes of Palladium

(u) 500 tonnes of Silver

(v) 500 tonnes of Gold

(w) 500 tonnes of Platinum

(x) 500 tonnes of Iridium

(y) 500 tonnes of Osmium

(z) 500 tonnes of Selenium

(aa) 500 tonnes of Tellurium

(ab) 500 tonnes of Cadmium

(ac) 500 tonnes of Mercury

(ad) 500 tonnes of Bismuth

(ae) 500 tonnes of Antimony

(af) 500 tonnes of Arsenic

(ag) 500 tonnes of Vanadium

(ah) 500 tonnes of Niobium

(ai) 500 tonnes of Tantalum

(aj) 500 tonnes of Zirconium

(ak) 500 tonnes of Hafnium

(al) 500 tonnes of Rhenium

(am) 500 tonnes of Ruthenium

(an) 500 tonnes of Rhodium

(ao) 500 tonnes of Palladium

(ap) 500 tonnes of Silver

(aq) 500 tonnes of Gold

(ar) 500 tonnes of Platinum

(as) 500 tonnes of Iridium

(at) 500 tonnes of Osmium

(au) 500 tonnes of Selenium

(av) 500 tonnes of Tellurium

(aw) 500 tonnes of Cadmium

(ax) 500 tonnes of Mercury

(ay) 500 tonnes of Bismuth

(az) 500 tonnes of Antimony

(ba) 500 tonnes of Arsenic

議案第44号参考資料  
市道路線変更圖





- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（森 保君） ただいま御上程いただきました議案第 43 号「市道の路線認定について」の提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第 8 条の規定に基づき御提案申し上げようとするものでございます。本 2 路線は、新住宅市街地開発法により住宅公団において造成されました光明台への進入道路として新設されたもので、地区住民の交通の発展及び公共の福祉の増進に寄与するものであります。

和田光明台線の内容でございますが、起点・和泉市和田町 229-1 番地先、府道と泉粉河線交点より、府道和田福泉線を交差して光明台へ、和泉市光明台 3 丁目 7 番地先、都市計画道路光明池春木線の交点まで延長 2,111 m、幅員 12 m から 16 m でございます。

なお、本路線は両面 1.5 m から 3.5 m の幅員の歩道が含まれております。

次に、三林光明台線の内容でございますが、起点・和泉市三林町 377-1 番地先、市道国分和田線交差点より光明台へ、和泉市光明台 1 丁目 12 番地先、都市計画道路光明池春木線交差点まで延長 1,181 m、幅員 6.5 m から 12 m でございます。

本路線は、一部片面 3 m の歩道が含まれてございます。

今回は、三林及び和田町より光明台団地への二線の御提案を申し上げましたが、地区内路線及び光明池春木線につきましては、次期議会に御提案いたしたく考えてございます。

続きまして、議案第 44 号につきましては、去る 10 月 12 日の本会議においてお許しを得まして、差しかえをお願いいたしましたことについて、改めておわびを申し上げますとともに、今後このようなことのないようお誓いいたします。

それでは、御訂正により差しかえをお願いいたしました議案第 44 号「市道の路線の廃止及び認定について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第 8 条及び第 10 条の規定により御提案申し上げようとするものでございます。道路法第 10 条によりまして、現在の信太 16 号線、延長 2,050.5 m を一たん廃止いたしまして、改めて本市の環境改善整備事業として国庫補助を受けております築造工事計画に基づきまして、府道と泉泉南線の交差点から都市計画街路阪和東側 1 号線交差点までの延長 174.45 m を含め信太 16 号線として、道路法第 8 条の規定により認定しようとするものでございます。

御承認を得ました後は、信太 16 号線は延長 2,224.95 m で幅員 3.6 m から 11 m の道路でございまして、起点は、和泉市尾井町 114 番地の 1 先、都市計画街路阪和東側 1 号線交差点より大阪と泉泉南線を交差し、鶴山台の一部供用路線を經過し、尾井町山之谷南端、市道府中信太山線の交点先と相なります。

以上、簡単でございますが、議案第 43 号及び第 44 号の提案理由並びに内容の御説明にかえ

させていただきます。よろしく御審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

最後に、議案の御訂正のあったことを深くおわびいたします。

- 議長（横田憲治郎君）本二件について質疑、御意見ありませんか。
- 13番（赤阪和見君）ちょっと一点だけ。和田光明台線の起点の部分ですが、まだできてないと思うんです。これはどのようになってるんですか。
- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 建設部長（森 保君） その点につきましては、かなりおくれてございます。今回、これによっていろんな法的な手続等をとってまいりたいと考えております。
- 13番（赤阪和見君） できてない道路の市道認定するということはおかしいと思うんです。はっきりした見通しを言ってもらわなければ、この道路は非常に困ってるわけですね。大型車がどっちも入れないということ。非常に混雑を招いている道路だと思うんです。もう買収も真中のところは終わって両端でとまっているように聞いているんですが、その点ははっきりした見通しをつけていただいて認定もっていきたいと思うんですが、どうですか。
- 建設部長（森 保君） お答え申し上げます。  
市道の認定につきましては、一応、計画路線でございますし、現在、まだ買収はしてございませんが、認定行為として御議決いただきたいと考えております。  
なお、二点目の見通しでございますが、非常にその点は…、これによって法的手続をとっていきたいと思います。
- 13番（赤阪和見君） わかったようなわからんような答弁してもらうたら困るんです。道路ができてないのに、よその土地、よその持ち物の土地を市道に認定するということはちょっとおかしいと思うんです。
- 建設部長（森 保君） はっきり申し上げます。実は、これは4年越しの用地交渉を進めてまいりましたが、正直言ってがちがあきません。非常に至難な…。
- 議長（横田憲治郎君） 他に。
- 21番（直村静二君） これ、認定してどないするんですか。すでにこの実線の分は通ってるんでしょう。そういう時点で市道に認定せないかのかという決め手ですね。片方の抱き合わせを待ってあったんですか。議案に出した以上は、きちんと整備するためでしょう。だれかのをきちんとやるための答弁みたいですね。
- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 建設部長（森 保君） たまたまそういう点もございまして、この御提案いたしました和田光明台線と三林光明台線につきましては、かねがね公園側から御要望もございまして、提案理由

でも申し上げましたように、地域内には、一部未整備の道路もございます。とりあえず地区外から和田町及び三林町からの進入道路の路線については至急路線認定の行為をしたい、と申しますのは、かなり交通量も激しゅうございます。市道認定しておかないと、事故が起こった場合のいろんな関係もございます。そういったものも含めまして御提案を申し上げたわけでございます。

- 21番(直村静二君) 理屈になったらいかんのでやめますが、実線の三林光明台線はすでに通ってますね、かなり早いんじゃないですか。市道認定については、公団の都合で早くせ、となってきたるように思う。
- 建設部長(森 保君) 申しわけございません。三林光明台線につきましては、もともと光明池団地の進入道路として公団が設置した道路でございます。それ以後、和田光明池線も含めての路線が築造されております。もともと当初から開発された道路でございます。その点についても、今回あわせて認定してやっていただきたいと思います。
- 21番(直村静二君) 公団関係の道路は、公団がお金を出してつくったので、そういう時点で市道認定しておかないと法的な問題があるので今回全部やる、公団関係は終わったということ、後はさわらんでもええわけですね。
- 建設部長(森 保君) 地区内道路で一部未完成のものもございますので、その時点で御提案いたしたいと思います。
- 21番(直村静二君) これは中野組のことだろうと思うんですが、議会を通過しました、ということで否応なしと、さらに強い収用とか、交渉するための手段としてこれを活用するということですか。これが出るまでに話し合いに行って、議会に出ます、出れば可決されますと、念を押してやってきた結果がだめだという状況ですか、そんなもんあかん、とよけい反抗せなしようがないというかっこうになってもいかん。住民ですからね。きっちり話をしたかどうか。
- 建設部次長(吉田日出男君) 交渉段階で、この議会が通ってから入るという話はしておりません。本人さんも収用ということはよく御存知で、交渉の中ではっきりしたことは言ってませんが、収用があり得るといことは、了解していただいております。交渉中だということでございます。
- 21番(直村静二君) 一応聞いておかないと、いろいろ手を尽くしてやってもいややという中で、いよいよきてると思います。住民ですから、議会で審議してるんですから、余り公にすることは避けてもらいたいということです。詳しくは委員会できっちりやっていただきたい。
- 議長(横田憲治郎君) 他に。
- 12番(藤原要馬君) 交渉もまとまって道ができてないのに市道に認定するのは、他に類を及ぼすような形が出てこないんですか、そこらを懸念するんですが、建設委員会でも承認になっ

てるんですか、どうですか。

- 議長（横田憲治郎君） 建設部長。
- 建設部長（森 保君） 建設委員会にお諮りして御納得を得てございます。
- 12番（藤原要馬君） 承認ということではないが、所管の委員会で納得しているということなればええと思うんですが、やはり議会としては、市民の皆さんに非常に迷惑の及ぼすような形だと思えます。いま、用地が買収できておらない市道を認定して、それで法的に市民を苦しめる形を議会が承認したとなると、非常に議会が責任を負わされる形が出てくるんじゃないかと懸念してお聞きしたんですが、所管の委員会で承認してもらってるんなら、それでええでしょう。
- 議長（横田憲治郎君） 他に。
- 28番（坂上国治君） ちょっとお尋ねしておきますが、この路線の終点、もっとはっきりと書いてもらわんと、信太山の山之谷南端、これから南の方へ行ったら伏屋です。せやから、伏屋までとかはっきりしておいてもらわんと、こういうことでは、知ってる人はないと思えます。せやから、ここまでは何号線、ここからは何号線とかしてくれたらわかるが、これでは、われわれが尋ねられてもわかりません。伏屋の何番地までということならわかるが、山之谷の南端、どこやろうかと部長に尋ねたんですが、聞かなければわからん。もっとはっきりとね、16号線を知ってる人は少ないですよ。市の方は勝手に道路をつけてポンと頭から出してくるが、われわれはわかりません。南端なんて頼りないことやなく、この路線はどこまでとはっきりしてもらわんと、南端といってもいろいろある。山之谷のすぐ南か、あるいは1キロも南か、ずっと行ったら伏屋ですから、伏屋までとか、そこらをはっきりしてもらわんとぐあい悪いと思う。
- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 建設部長（森 保君） まことに申しわけございません。御指摘ももっともだと思います。山之谷の南端と申し上げますのは、府中信太山線からずっと上がり上代伏屋線との交差している個所、あの向こうが国有地でございまして、何番地とかの表示はありませんので、こういう表現になったのでございます。今後は十分気をつけます。
- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本二件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議ないものと認め、議案第43号、44号を原案どおり可決いたします。

○

- 議長（横田憲治郎君） ここでお昼のため1時まで休憩いたします。  
（午後零時3分休憩）

○



(午後2時5分再開)

- 議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議に入る前に、ここで議員の皆様方に御報告させていただきます。実は先刻、議会運営委員会を開催していただき、追加議案の御了承を得ておりますので、ただいまお手元に配付いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第25「和泉市立光明池運動場条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第45号

和泉市立光明池運動場条例制定について

和泉市立光明池運動場条例を次のように制定する。

昭和54年9月26日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第45号

和泉市立光明池運動場条例(案)

(設置)

第1条 本市は、市民に健全なスポーツの場を提供し、健康の増進と余暇の善用をはかるため、次のとおり運動場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	和泉市立光明池運動場
位置	和泉市伏屋町16番地の2

(管理)

第3条 和泉市立光明池運動場(以下「運動場」という。)は、和泉市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

(使用料)

第4条 使用者は、別表に定めるところにより使用料を前納しなければならない。ただし、本市市民でない者が使用する場合は、別表に規定する金額に2を乗じて得た額とする。

2. 使用許可後に使用内容を変更したために、既納の使用料に不足額を生じたときは、変更の許可と同時にその不足額を納入しなければならない。

(使用上の責任)

第5条 使用者は管理者が指示した事項に留意し、つねに善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

2. 使用者は、前項に反して生じた事故については、その一切の責を負うものとする。

(損害賠償)

第6条 使用者は、使用に際し施設及び設備等に損害を与えた場合は、委員会の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別 表

光 明 池 運 動 場 使 用 料

		料 金	摘 要
テニスコート		1コート1時間…………… 300円	
運動 広 場	個人使用	1人1時間…………… 50円	テニスコートの使用は認め ない。
	団体使用	午前(9時～12時)…………… 1,500円 午後(0時～6時)…………… 3,000円	

理 由

市民に健全なスポーツの場を提供し、もって健康の増進と余暇の善用を図るため、今般開設する運動場の名称、管理及び運営に関する事項等を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(横田憲治郎君) 提案理由の説明を願います。
- 教育次長(平野誠蔵君) ただいま御上程いただきました議案第45号「和泉市立光明池運動

場条例制定について」の提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

本施設の設置につきましては、議員皆様方の絶大な御支援を賜り、ここに開設の運びとなりましたことを衷心より感謝申し上げます。

御承知のとおり、本施設は、泉北高速鉄道光明池電車車庫の尾上部分を利用いたしました運動場で、本年4月に大阪府より無償譲渡を受け、さらにより効果的活用を図るべく、テニスコート4面の併設と更衣室、便所等の付帯設備の整備、周辺に駐車場の確保を行い、使用料金を定め、広く市民の御利用に供すべく、ここに条例制定を御提案申し上げた次第でございます。

施設の概要は、広さ7,755㎡、ウレタンホームの全天候運動場で、一周200mのトラックと100mの直線コース、走り幅跳び用の砂場、また、トラック内にテニスコート4面を併設、更衣室、便所、倉庫等の付帯設備を備えております。

次に、条例案の内容について御説明申し上げます。

第1条は、設置の目的を定めるもので、スポーツを通じて、市民の健康の増進と余暇の善用をはかることを目的として設置することと定めております。

第2条は、運動場の名称と位置を明文化するもので、名称は、「和泉市立光明池運動場」とし、位置は、「和泉市伏屋町16番地の2」と定めるものであります。

第3条は、管理については、市教育委員会が管理することといたしております。

第4条は、使用料を定めるもので、テニスコートの使用料は、既設コートの使用料と同額の1コート1時間当たり300円、また運動場につきましては、個人使用のとき1人1時間当たり50円、団体使用のときは午前、午後に分けて、午前は9時から正午までとし1,500円、午後は正午から6時までとし3,000円といたしたく存じます。

なお、本市市民でない方が使用する場合は、それぞれ2倍の額といたしております。

第5条、第6条は、常に善良な使用者としての注意をもって使用されるよう、使用者の責任と損害賠償を規定化いたしました。

第7条は、条例施行に関する必要事項の規則委任規定でございます。

本施設の運営に関しましては、開場は午前9時から午後6時まで、休業日は市立体育館と同様毎週水曜日とさせていただきたく考えております。

また、使用の手続は、運動場の団体使用については、使用の日の3か月前から15日前まで、テニスコートは、使用日の14日前かむ受け付けをさせていただきたく存じます。

本施設につきましては、運動場の完成後付帯設備の設置、また、テニスコート2面を使用するための補完工事等によりまして使用開始が大変遅延いたしました。今後多くの方々に御利用いただき、スポーツ振興に役立ちますよう努力いたしてまいりたく存ずる次第でございます。

以上で大変簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案通り可決決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 6番（大谷昌幸君） ちょっと2、3お伺いしたいと思います。

この運動場は、第3条で教育委員が管理することになってるんですけど、この7,755㎡の屋上を有する建物全体の所有権といいますか、所有の責任はどこにあるんですか、まず、その点をお聞かせいただけませんか。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 指導部次長（竹田明郎君） お答えいたします。

本施設の建物の方を和泉市が管理することになっております。そして、車庫の部分につきましては、行政財産の一部といたしまして、大阪府都市開発株式会社の方へ行政財産の一部を貸し付ける、こういうふうな形をとっております。

○ 6番（大谷昌幸君） 運動場として開設した一昨年8月から。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 本年4月からでございます。

○ 6番（大谷昌幸君） そうすると、今度の模様替えについての経費は、和泉市でもったわけですか。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 今回の補完工事につきましては、市長公室を窓口といたしまして大阪府と協議をいただき、補完工事費千七百万円を大阪府より援助いただきました。それをもって補完工事を行いました。市の持ち出しはございません。

○ 6番（大谷昌幸君） 現在、大阪都市開発株式会社へうちから に貸しているわけですね。その場合の賃貸料は受け取ってますか。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 行政財産の一部の貸与でございますので、年間3百10万4千円を使用料としていただくことになっております。この金額は、固定資産税に見合う金額となっております。

○ 6番（大谷昌幸君） 金額については別として、そういうことをお聞きしたのは、一昨年8月でしたか、うちの方へ運動場をいただいたんですが、十分に使用されていないわけですね。私らが知るところでは、使用初め式というか、そういうことをやっているが、余り利用価値がなかったとお聞きしています。

今度、そういうことで全部大阪府の方でやっていただき、和泉市に移管して教育委員会が管理していくわけですけど、この設備を考えた場合、今後、補修とかに相当金が必要だと思います。テニスコート使用料も定められておりますが、こういうような使用料は、ほんまに他市から見たら

大変高い、1時間で300円のテニスコートは阪南ではうち以外どこもないんですが、こういうものをもって管理費にも及ばないわけです。今後、やはり建物も傷んでくる。和泉市に移管された以上、当方で修理していかないかん。一方では駐車場も十分でない。使用にたえられないということで、いわゆる維持するのに非常に気遣うわけですが、今後の見通しについて、どういふぐあいに考えておられるのかということをお聞きしたいのと、駐車場ができたんですけど、何台ぐらいとめられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、運動場広場の方ですが、個人の場合1人1時間50円、団体は午前8時間と午後12時間と区分されてますが、どこまでを個人とみなすのか。1人は個人やないかと常識で判断しますが、運動場の場合、ある程度団体になると思うんですが、個人と団体の区別をどんなぐあいに見られるのか。たとえば5人なら5人で借る場合、個々に借れば、同じ日の同じ時間で1時間250円で済むが、団体とみなされれば、午前中3時間使って1,500円要ります。こういう点はどう区別されるのか、御答弁をお願いいたします。

- 指導部次長（竹田明郎君） まず、管理の面ですが、上部の人工地盤の部分についての管理は教育委員会、また、下の部分は大阪府の都市開発株式会社が責任をもって管理するわけでございます。小さい修繕はお互いにやるわけですが、大きな補修が回ってきた場合、お互いに調整し合って決めていく。もし、その中で協議がうまくいかん場合、大阪府が入るということも考えております。

それから、2番目の駐車場でございますが、道路をはさんで向こう側に企業局が所有する土地がございましたので、現在、ブルドーザーが入って整備しておるところでございます。自家用車にして2、30台は確保できるものと思います。

3点目の個人と団体との分け方でございますが、団体と申しますのは、貸し切りのような形のもを私の方で団体という形をとり、それに見合う料金をいただく。そうでない場合は、10人であったところで個人ということで区別していこうということを基本的に考えております。

- 6番（大谷昌幸君） 大体わかりましたが、確認しておきます。

建物の上のウレタンホームを敷いた部分、競技場、運動場のところだけが和泉市、建物の下は企業局のものか泉北高速かで、屋上だけがうちのものなんですか。建物の所有権をお聞きしたい。使用権でなく所有権についてお尋ねしてるわけです。

- 指導部次長（竹田明郎君） 先ほど申し上げましたように、所有権につきましては、全部の施設について和泉市のものがございます。下の部分は、行政財産の一部を大阪府都市開発株式会社に車庫として貸し付けるわけでございます。上部は、陸上競技場として教育委員会が持つということでございます。

- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第45号を原案どおり可決決定いたします。

- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第26「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第46号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和54年9月26日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立幼稚園条例（昭和34年和泉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「和泉市久井町514番地の1」を「和泉市久井町505番地の1」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和54年6月11日から適用する。

理 由

南松尾幼稚園の新設移転に伴い、その位置を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市立幼稚園条例の一部改正（案）新旧対照表

新		旧		
<p>(幼稚園の名称等)</p> <p>第 2 条 幼稚園の名称、位置及び園児の定員は次のとおりとする。</p>		<p>(幼稚園の名称等)</p> <p>第 2 条 幼稚園の名称、位置及び園児の定員は次のとおりとする。</p>		
名	称	位	置	園児の定員
和泉市立	國府幼稚園	和泉市府中町	798 番地	200人
和泉市立	伯太幼稚園	和泉市伯太町二丁目	25 番 3 号	200人
和泉市立	幸幼稚園	和泉市山手町	200 番地	120人
和泉市立	北松尾幼稚園	和泉市唐国町	1042 番地	120人
和泉市立	南松尾幼稚園	和泉市久井町	514 番地の 1	80人
和泉市立	北池田幼稚園	和泉市池田下町	1670 番地	120人
和泉市立	南池田幼稚園	和泉市三林町	1273 番地の 1	120人
和泉市立	横山幼稚園	和泉市北田中町	183 番地	120人
和泉市立	國府幼稚園	和泉市府中町	798 番地	200人
和泉市立	伯太幼稚園	和泉市伯太町二丁目	25 番 3 号	200人
和泉市立	幸幼稚園	和泉市山手町	200 番地	120人
和泉市立	北松尾幼稚園	和泉市唐国町	1042 番地	120人
和泉市立	南松尾幼稚園	和泉市久井町	505 番地の 1	80人
和泉市立	北池田幼稚園	和泉市池田下町	1670 番地	120人
和泉市立	南池田幼稚園	和泉市三林町	1273 番地の 1	120人
和泉市立	横山幼稚園	和泉市北田中町	183 番地	120人

○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 教育次長（平野誠蔵君） 議案第46号「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

議員皆様方の御指導、御支援のおかげをもちまして、市立南松尾幼稚園新築工事が去る6月無事完成し、旧園舎から新園舎へ移転いたしました。これに伴いまして、おくればせではございますが、同幼稚園の位置変更の条例改正案を御提案申し上げた次第でございます。

条例改正の内容は、第2条で市立幼稚園の名称、位置、園児の定員を定めておりますが、そのうち南松尾幼稚園の位置を「和泉市久井町514番地の1」から、新築移転後の「和泉市久井町505番地の1」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、改正条例は、昭和54年6月11日から適用いたしたく存ずるものでございます。何とぞよろしく御審議賜りまして、原案どおり可決御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 19番（貝淵博治君） 長い仮住居から新しい南松尾幼稚園の竣工式にお招きいただき、痛み入っております。関連して地元のことを言うのは恐縮ですが、横山幼稚園の園舎のことについて、かねて教育長さんにいろいろ地元のことで言いにくいながらもお願いしているわけですが、この際、過日市長さんの答弁にもありましたように、初期は義務教育を主眼としてやってきたが、次期からは幼稚園、保育園を主体としてやるという意味に受けとめております。

過日、横山小学校の運動会に行きましたが、鉄筋化された関係で運動場も非常に狭くなりました。そこで、この前にも教育長さんにもお話したとおり、それは青年学校という中で農機具の倉庫やったんです。それでひとつ市長さんの趣旨に沿って来年度の当初予算に計上していただけるかどうか、ひとつ何とかしていただきたいと思っておりますので、その答弁をお願いしたいと思っております。

○ 議長（横田憲治郎君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 貝淵議員さんから端的な御質問をいただいております。先般来の一般質問でいろいろと幼児教育、幼稚園並びに保育園等についての御要望が出されておったわけでございます。その際にお答えいたしましたように、来るべき年度から何とか幼児教育の重要性にかんがみまして意欲をもって対処し、年次計画でやってまいりたいという御答弁をさせていただいたわけでございます。所管の教育委員会あるいは未曾有の財政危機の中での財政措置等いろいろございますが、至急に所管とも協議して対応してまいりたい決意でございます。御指摘の点十分踏まえまして、今後とも対処させていただきたいと存じております。よろしく御了承賜りたいと存じます。



○ 19番(貝淵博治君) 協議して、とおっしゃいますが、大分長いこと言うてるわけなんです。こういう本会議場でなるべく声を荒立てて言うのはきらいですので、初めてこういうことを言うんですけど、協議とか、そんなことではね、過日の一般質問の中での市長さんの御答弁と同じようなお答えをしていただきたいと思います。むずかしいことはやめて、来年の当初予算にのせるというていただきたいと思います。それ一つだけ言うてください。

○ 市長(池田忠雄君) 横山幼稚園の老朽あるいは狭いという問題は、所管の方からたびたび報告は聞いているわけでございます。端的な御質問でございます。御趣旨を体して対応させていただきますと存じます。

○ 19番(貝淵博治君) 対応するということは、当初予算に必ずのせるという意味に解してよろしいか。環境のいい土地で、幼稚園建てるんやったら譲渡してもいいという話もたびたびセクションにしております。検討するとか、そんなもんあんた、一般質問ですら的確に当初予算にのせると約束されたんです。だから、よっしゃ良かった、ついでやさかいそれものせる、とそれだけで結構です。それを言うてもらわんと、ちょっとわしかて抵抗がありますからね。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

御指摘いただきますように、小学校の鉄筋化に伴いまして小学校の運動場も非常に狭い化し、加えて併設いたしております幼稚園も老朽化しており、したがって、早期解決という御叱正をいただいております。当初予算に、という明確な答えということでございますが、先の伯太幼稚園についても、そういうお答えを申し上げました事情は、都市計画街路線上にあって、1日も早く用地を求めなければ敷地がなくなるという特殊事情がございます。本幼稚園についても、小学校の狭いと重なって必要性は同じようなことになろうかと思っております。上司がお答え申し上げました意図するところをひとつ御賢察いただき、御理解いただきたい、かように考えるのでございます。

○ 19番(貝淵博治君) 3年も4年も前から言うてるわけです。こういう公の場所やなく、何とかならんか、そして、土地の問題も話してます。上司が言うてるとおりにやて、なめた返事をあんたら2人してやったら承知せえへんぜ。人の重味というのはヘルスメーターではかるんです。議員の重味は何であんたははかるうとするのか。軽いから軽くあしろうたれ、そんな市長、教育長2人ともそんな返事をするとは、一遍はかりで議員の重味をはかってもらおうやないか。

あんた、的確な答弁をしたやないか、当初予算にのせますと、だから、ついでやさかいに、はい、わかりました、と言うてください。教育長も横山の間人やさかいに、横山をやりたいが、やると言にくいやろう。せやから市長さん。セクションと相談するとかでなく、意のあるところを御賢察、こっちから頼まないかんが、意のあるところを御賢察願って、2人の腹の内から、よ

しわかった、と一言だけでよろしい。

- 市長（池田忠雄君） 端的な御質、御要望をいただき恐縮でございます。議員の重味云々という事は、さらさら私たちは考えて申し上げてるわけではございません。ただ、現実の老朽実態等の諸点をにらみ合わせまして、御趣旨を体して対応してまいりたい、こういうふうに存じておりますので、その辺ひとつ御賢察いただきたいと思ひます。
- 19番（貝淵博治君） 前のとときと同じ答弁をしてもらうたら結構なんです。はっきり言い合ったんやからね。これは筋違いで関連した質問なんですけど、わしかてむずかしいこと言うてへん。一つやるのも二つやるのも一緒でしょう。施政方針で一つのビジョンを描きながら、これとこれをやるんだということで市長の大義名分も立つし、その辺で田舎にも温かい市長さんの気持ちをいただきたいということです。
- 市長（池田忠雄君） わかりました。
- 19番（貝淵博治君） 当初予算にのせてくれますんやな。
- 市長（池田忠雄君） 対応させていただきます。
- 19番（貝淵博治君） 対応だけですか、のせます、と申すていただきたい。私にやったらあほうにされて言えないんですか。
- 市長（池田忠雄君） 先般も一般質問の中で、計画路線に伴いますかえ地の問題等についての端的な御質問でございました。私なり教育長がお答えさせていただいた経過もでございます。議員さんのおっしゃる横山幼稚園の老朽化の問題、私が申し上げておりますのは、実態に即して対応させていただくというお答えをさせていただいております。御趣旨を体して意欲をもって対応させていきたいと存じております。
- 19番（貝淵博治君） 意欲をもって、とおっしゃるが、一般質問ですら、当初予算にのせるということを明確に答えたんです。わしは無理言うてへんと思うんやけれど、明確に名前言うていかんけど、伯太やったら坂上さんとなりますわな、いかんことやけど、横山やったら貝淵になるけど、同じ言葉をなぜ出せないのか。対応するとか検討するとか、当初予算にのせると一言言うてもらうたらええ。それやったら片手落ちや。私に言わんのやったら、議員の重味となってきます。ひとつその一言だけお願いします。
- 市長（池田忠雄君） 何度も御指摘をいただき恐縮でございます。御趣旨を体して対応させていただきたい。それに尽きるわけでございます。私なりに何とかやらせていただきたいと存じます。
- 19番（貝淵博治君） 何回言うても対応、そない思うてます、と言われたらしまいやけど、こんなことで自分一人で時間取ったらいかんけど、教育長、そんな人を見て軽くあしろうたり、

的確な答弁をしたり、そういうことはまかりならん。わしにもなぜ言うてくれへん。一般質問と違うから時間ないしな。せやから、この辺で引き下りますが、片方に回答したら、片方にも的確な答弁をし、25人おったら平等に扱うたらなね。本当ならこのくらいでおさまらへんけど、議長、聞いてくださいよ。これは断じてやってもらわな困りますよ。伯太と同じようにやっていただけるという意味でわしは引き下がります。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを縮めます。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第46号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第27「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第47号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和54年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）

和泉市保育所設置条例（昭和48年和泉市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「和泉市立幸保育園 和泉市伯太町五丁目24番11号」を「和泉市立幸保育園 和泉市旭町178番地の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市保育所設置条例の規定は、昭和54年9月1日から適用する。

理 由

幸保育園の移転建設により、その位置を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市保育所設置条例の一部改正（案）新旧対照表

新			旧		
名	称	位 置	名	称	位 置
和泉市立	芦部保育園	和泉市芦部町 250 番地	和泉市立	芦部保育園	和泉市芦部町 250 番地
和泉市立	北池田保育園	和泉市池田下町 1765 番地の 1	和泉市立	北池田保育園	和泉市池田下町 1765 番地の 1
和泉市立	南池田第一保育園	和泉市和田町 38 番地の 4	和泉市立	南池田第一保育園	和泉市和田町 38 番地の 4
和泉市立	南池田第二保育園	和泉市石黒町 59 番地の 1	和泉市立	南池田第二保育園	和泉市黒石町 59 番地の 1
和泉市立	横山第一保育園	和泉市福瀬町 188 番地	和泉市立	横山第一保育園	和泉市福瀬町 188 番地
和泉市立	横山第二保育園	和泉市仏並町 1739 番地	和泉市立	横山第二保育園	和泉市仏並町 1739 番地
和泉市立	南横山保育園	和泉市父鬼町 1509 番地	和泉市立	南横山保育園	和泉市父鬼町 1509 番地
和泉市立	南松尾保育園	和泉市久井町 500 番地の 1	和泉市立	南松尾保育園	和泉市久井町 500 番地の 1
和泉市立	北松尾保育園	和泉市唐国町 827 番地	和泉市立	北松尾保育園	和泉市唐国町 827 番地
和泉市立	幸保育園	和泉市旭町 178 番地の 2	和泉市立	幸保育園	和泉市伯太町五丁目 24 番 11 号

以下 略

以下 略

○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 市民部長（富田宏之君） それではお許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第47号「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、理由ですが、既設の市立幸保育園につきましては老朽化が著しいことと、その敷地が府道池上下宮線の計画地内にあること並びに環境改善事業の一事業として、現在の位置にて建設工事を進めておりましたが、おかげをもちましてこの8月16日に完成いたしました。したがって、その位置を変更する必要が生じたので、ここに御提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては、今般、和泉市立幸保育園を建設移転に伴いまして、和泉市保育所設置条例の別表中「和泉市立幸保育園 和泉市伯太町五丁目24番11号」を「和泉市旭町178番地の2」に改めさせていただき存する次第でございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例につきましては、昭和54年9月1日にさかのぼって適用させていただきたく存じております。

以上、はなはだ簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番（池辺秀夫君） さきに北池田幼稚園、本当にりっぱなものを建てていただき、北池田の市民の方々は非常に喜んでおります。

実は保育所、これも定数120名に対して250人から70人とオーバーしております。この保育所は、理事者の皆さんも御承知のとおり、終戦後、旧軍部の建物で、本当に貴重な建物として残っており、そこで幼児が教育されてるということでございます。

先ほど来、市長が幼児教育を強調されておりますので、ここでひとつお願いをしたい。しかし、用地については、さきに大蔵屋とか、建て売り住宅のいささつもあろうかと存じますので、その後の経過、敷地の提供等のその後についてはわかりませんが、そうした点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 保育課長（中川鉄也君） 御答弁いたします。

北池田保育園については、大蔵屋の敷地内ということも含めていろいろ検討させていただいたわけですけど、われわれといたしましては、大蔵屋の敷地内の場所が、保育所の用地としては少し狭いということと、その土地の形状が三角地ということもございまして、それよりもむしろ建てかえについては、現在の保育所用地を有効に利用する方がいいのではないかという判断をして

おります。

- 18番(池辺秀夫君) 大蔵屋の方はあかん、現状のところでは改築、そういう計画を立ててくれたんですか。
- 保育課長(中川鉄也君) 先日来の一般質問の中で、保育所の建てかえ等について多数の議員さんからの御意見を賜っております。現在、それを受けて、きょうからですが、老朽化している保育所の調査ということで、きょうも午後から各保育所を回らせておりますので、早晚、一定の計画というか、そういう現課としての考え方をまとめていきたいと考えております。
- 18番(池辺秀夫君) あの保育所はもう30年ぐらいたっております。そういう計画に立って建てかえてやらないかんということは検討されてると思うんです。そのことは、市長あたりにいろいろとお話をしてあるわけですが、その点ちょっと。
- 保育課長(中川鉄也君) 従来から古い保育所については、内部でいろいろ討議しておりますので、現在の行っております調査をもとに、今後さらに上司と協議していきたいと考えております。
- 18番(池辺秀夫君) 現在、そういった相談はしてくれてるんですか。
- 保育課長(中川鉄也君) 市長にお尋ねいたしますが、そうしたことに立ち至って、あんたも北池田の老朽園舎はよく御存知だろうと思います。私は、くどくど申しませんが、本当に意を体して優先、という言葉はちょっとどうかと思いますが、順を追って本当に危険だということから逐次、幼児教育に邁進してもらうことを誓ってくれますか。
- 市長(池田忠雄君) 先般来お答えいたしておりますように、いま、現課の課長がお答えしておりますように、私は幼児教育の重要性という意味から来年度以降、何とか幼稚園あるいは保育所の老朽問題に意欲をもって対処してまいりたい、こういう決意でございます。実態に即してまず現課で整備検討し、そうした現課の報告に基づいて協議してまいり、その中で老朽化の実態あるいは建設の現状等いろんな点を勘案させていただき、年次計画を立ててこういう財政の中、一歩ずつ対応させていただき決意でございます。北池田問題についても、御趣旨を体して年次計画の中で対応させていただきたいと考えております。
- 18番(池辺秀夫君) いろいろと実態に即して市長、本当に意欲をもってやってください。それだけ頼んでおきます。実態に即さないということでやられたら、やはり私一人が北池田校区の議員ではありません。多くの議員さんがおられますので、そうした面も踏まえて対処してください。終わります。
- 議長(横田憲治郎君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第47号を原案どおり可決決定いたします。

- 議長(横田憲治郎君) 次に、日程第28及び第29は関連いたしますので、一括議題といたします。「和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例制定について」及び「昭和54年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第48号

和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例制定について

和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例を次のように制定する。

昭和54年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例(案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、和泉中央丘陵整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、受託事業収入及びその他の収入をもってその歳入とし、用地取得の事務費、職員給与費及びその他の支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

理 由

和泉中央丘陵整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第49号

昭和54年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算

昭和54年度和泉市の和泉中央丘陵整備事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ193,000千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

昭和54年9月26日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1. 諸 収 入		193,000
	1. 受 託 事 業 収 入	193,000
歳 入 合 計		193,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費		184,000
	1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費	184,000
2. 予 備 費		9,000
	1. 予 備 費	9,000
歳 出 合 計		193,000



和泉中央丘陵整備事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
歳入

款	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	本年度予算総額に占める割合 %
1. 諸収入	193,000		193,000 千円	100.0
歳入合計	193,000		193,000	100.0

歳出

款	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	本年度予算額の財源内訳			本年度予算総額に占める割合 %
				特定財源			
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
1. 和泉中央丘陵用地等取得事業費	184,000		184,000 千円		184,000 千円		95.3
2. 予備費	9,000		9,000		9,000		4.7
歳出合計	193,000		193,000		193,000		100.0

2. 歳入

科目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
① 諸収入	193,000		193,000		千円	千円
(1) 受託事業収入	193,000		193,000			
和泉中央丘陵 1. 用地取得等受託事業収入	193,000		193,000	和泉中央丘陵 用地取得 1. 等受託事業 収入	193,000	意向調査等業務委託金 27,000 用地取得等業務委託金 166,000
歳入合計	193,000		193,000			

3. 歳出

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
				特定財源		一般財源	金額	
				国府支出金	地方債その他			
和泉中央丘陵 ① 用地取得等事務費	184,000		184,000	千円	千円	千円	千円	
(1) 和泉中央 丘陵用地取得等事務費	184,000		184,000		184,000			
和泉中央 丘陵用地取得等事務費	184,000		184,000		184,000			

(1) 給与費	148,162	148,162	148,162	1. 報酬	1.140	非常勤嘱託員報酬	
				2. 給料	69,641	一般職給 50人	
				8. 手当等	60,885	扶養手当 2,685 調整手当 6,205 住居手当 666 通勤手当 1,641 特殊勤務手当 216 時間外勤務手当 4512 管理職手当 5,298 期末勤勉手当 39,167	
(2) 用地取得等事務費	40,888	40,888	40,888	4. 共済費	12,046	職員共済組合負担金 4,812 職員健康保険組合負担金 4,876 職員互助会負担金 2,788 非常勤嘱託員共済費 75	
				8. 報酬費	120	講師謝礼	
				9. 旅費	1,960	府内旅費 450 府外旅費 1,510	
				10. 交際費	600	交際費	
				11. 需用費	6,888	消耗品費 400 燃料費 540 食糧費 1,440 印刷製本費 2,820 光熱水料 1,188 電気使用料 1,080 水道使用料 30 ガス使用料 28 修繕料 50	

科目	本年度の財源内訳					比較	前年度	本年度	節			説明	
	本年度	前年度	比較	財源					金額	区分	金額		
				特定	地方債								その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
									12. 役務費	1,299	通信運搬費 自動車保険料	1,076 228	
									13. 委託料	13,160	物件調査委託料 登記委託料 清掃業務等委託料	10,000 2,500 660	
									14. 使用料 及賃借料	8,320	事務所借上料 会場等借上料	8,000 320	
									18. 備品 購入費	5,900	自動車購入費 庁用備品購入費	5,000 900	
									19. 負担 金及 補助 費	3,000	地元対策委員会活動助成金		
									27. 公課費	91	自動車重量税		
② 予備費	9,000				9,000								
(1) 予備費	9,000				9,000								
1. 予備費	9,000				9,000								
歳出合計	198,000				198,000								

1. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給				与費			合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計	共済費	通勤手当	特別手当		
本年度	50人	千円 69,641	千円 60,335	千円 129,976	千円 11,971	千円 1,641	千円 216	千円 141,947	時間外勤務手当 期末勤劬手当	45,112円 39,167
前年度										
比較	50	69,641	60,335	129,976	11,971			141,947		
職員手当の内訳	扶養手当 管理職手当	2,635千円 5,298	調整手当 住居手当	6,205千円 666	通勤手当 特別勤務手当	1,641千円 216				
備考	一般職職員1人当り給与費の状況									
	区分		1人当り給与費							
	本年度	前年度	千円 2,600							
初任給の状況	区分		初任給の状況							
	昭和54年9月1日	現在	学歴	一般行政職	技能労務職					
	高校卒	大学卒	94,600円	114,700円	94,600円	104,200円				

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第48号「和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例制定について」御説明申し上げます。33ページでございます。

本議案は和泉市和泉中央丘陵整備事業についての用地集約等、その他関連業務につきまして、宅地開発公団より委託を受け実施いたすものでございますが、このたびその事務費が確定いたしましたので、同事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置いたしたく御提案申し上げます。

条例第1条は、特別会計設置の根拠を明らかにするもので、地方自治法第209条第2項の規定に基づくものであります。

第2条は、本会計の歳入歳出の主要な科目を定めるもので、受託事業収入及びその他の収入をもってその歳入とし、用地取得の事務費、職員給与費及びその他の支出をもってその歳出とし、本会計運営に当たりたく存じております。

なお、本条例は、公布の日から施行いたしたく、附則で定めるものでございます。お手許の正誤表によりよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第49号「昭和54年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算」について御説明申し上げます。35ページでございます。

議案第48号の条例案に基づきまして、和泉中央丘陵整備事業に係る事業の歳入歳出予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9千3百万円と定めるものでございまして、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

次に、事項別明細書に基づき、予算の内容を御説明申し上げます。本冊40ページでございます。歳出予算より御説明申し上げます。

まず、和泉中央丘陵用地取得等事務費でございますが、職員の給与費といたしまして1億4千316万2千円。用地取得事務費といたしまして、物件調査委託料並びに事務所借上料、地元対委員活動助成金等合わせて4千83万8千円を計上いたしました。

次に、予備費につきましては、緊急または不測の経費に充当いたすべく9百万円を計上いたしまして、歳出合計が1億9千3百万円と相なる次第でございます。

これら歳出に充当いたします歳入予算につきましては、諸収入といたしまして、宅地開発公団より受託事業収入として、意向調査等業務委託金2千7百万円、用地取得等業務委託金1億6千

6百万円を計上いたしまして、歳入合計が1億9千3百万円と相なる次第でございます。

以上、簡単でございますが、和泉中央丘陵整備事業特別会計予算の内容の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番（直村静二君） この条例の件ですが、特別会計を設置する、入ってくる金は「職員給与費及びその他」となっておりますが、われわれがこれを承認すれば金が入ってくる、こういうことになるわけですね。同時に、われわれがこれを承認すれば特別会計は認められる、こうなるんですけども、そうすると、議会に出す案件としてはこれが一つで、あしたからマスコミはいよいよ和泉市中央丘陵の開発事業に出発したということになりますわな。

そうすると、一体宅地開発公団とはどういう団体や、和泉市に何をさしてくれませぬ、ということとはわからない。市長がいつゴーのサインを出すのか、正式に案件として出たのは初めてです。だから、宅地開発公団とはどんな団体で、それと和泉市、つまり市長との取り決め、今後、こんなふうにやります、という覚書などはあるんですか。そういうことでなければわれわれは見てないからね。ただ、特別会計だけ承認してくれ、これやったら、われわれ議員は、中央丘陵の開発全体についての市長の出した案件を見て、これはこうこうやとは言わない。ただ、これを認めてくれという判断材料が全然ないですね。

だから、この審議に入る前に、こういうかっこうで審議して認めるということではなく、宅地開発公団とどういう取り決めをしたのか、人件費、その他についてね。そういう市との覚書があって、初めて議会にそれに基づいて特別会計の議案を出してくるのが筋と違いませんか。全然私は正式な機関で聞いてない。宅地開発公団はだれが責任者で、和泉市にどんなふうにしてくれるのか、市を代表して和泉市長がどんな取り決めをしたのか、全部見せてもらわんとね。ただ、特別会計だけ認めてくれ、というのは、市長は独自に行動してもいいが、それを出しなさいと言ってる。

議長、そういう点で、この件は入り口の問題でね、これだけの判断材料で賛成せよと言われてもちょっと困る。ここまでくるのに、市長と宅建公団との取り決めがあるでしょう、それを全部出してもらわんと、参考資料としてね。これだけでは信用できませんよ。膨大な金額で大きな事業、3万人のニュータウンですからね。その入り口のところで、これだけのものだけで認めよということでは困ります。だから、参考資料として出しなさいよ。踏ってください、議長。ゴーのサインをしたんでしょう。覚え書きがあるんでしょう、全部出しなさい。議会軽視と違いませんか。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 助役（坂口礼之助君） 私からお答えいたしますが、お説のとおり、宅地開発公団の間では

一応、用地取得の業務を和泉市がお受けいたします、ということに対する協定というものを締結いたしてございます。協定書は、いわゆる用地取得に対する諸経費の負担に対する内容のものでございます。その協定書に基づきまして、本年度分といたしまして1億9千8百万円の受託費用を和泉市にお渡しいたしまししょう、となってるわけなんです。

御指摘のとおり、その協定書を参考資料として提出すべきではないかというお説でございますが、一応、協定書を結ぶ前段で当該所管の建設水道常任委員会協議会にも内容等の御説明も申し上げ、開発事業対策委員会の方にも内容を御報告申し上げてまいりました。実は、その協定そのものにつきましては、議会の御議決をいただく案件ではなかったものですから、今回、参考資料としてお出ししなかったわけでございます。

宅地開発公団とはどんな団体かという説明もないというおしかりでございますが、御承知かと存じますが、宅地開発公団はいわゆる国の機関で特殊法人という、宅地開発公団法によって設立された団体でございます。国家の方から出資をし、一部みずからも債券をおこして資金の調達を図るという性格のものでございます。

主たる業務につきましては、いわゆる大量の宅地を造成いたしまして一般国民に供給するという使命を持っておるわけでございます。同時にこの宅地開発公団が行う事業につきましては、住宅公団等の行う事業と同様に、関連公共事業等に対する出資等についても、国の財政投融资から支出されます。それから、この公団が当該市町村にかわって行う公共事業につきましては、当該市町村あるいは当該府県等に対しまする国の補助金等につきましては、当該市町村を通じないで直接宅地開発公団に別枠として交付される、こういう機能も持っておる団体でございます。

本市との関係では、和泉中央丘陵と申しております地域一帯を良好な宅地として開発したいということでございます。非常に用地取得等につきましては困難な問題がございます。何を申し上げましても、地縁あるいは人的なつながり、こういうものも一切ございませんので、地元市町村の方でひとつごあっせんを願いたい。それに対する必要な諸経費は全部宅地開発公団の方で出していただく、こういう関係になってるわけでございます。

- 21番（直村静二君） だから議長、口で聞いても文書とは違うわけです。いちいちあなたの答えを頭の中で覚えておいてどうのこうの、となるから、それは困ると言うんです。いままでの議会の例でも、住宅公団との関係でかなり詳細なものが出てきたと違いませんか。私は全然知らない。うちの会派としては研究してるとも言えますが、これだけでは困る。たとえば資金、その他についてもさっぱりわからない。協定、その他がどうなってるか。人件費、事務費、その他と成るが、特別会計にどんなものが入ってくるか、具体的なことは協定でどうなってるか、その辺もはっきりしておいてもらわんと困るわけです。



その対応をする所管の委員会とかに出てるかと思いますが、私は全然知りませんので、それに基づいて発言もしにくいんです。地図もわからないし、現場も見てない、正直言ってね、いつごろ協定したのか、日付も不明です。これでは困るんです。議会軽視ですな。これも議員の重味と一緒に、渡してある者以外の議員さんには関係ないのか。本会議ですからね。早急にそろえて出してもらわんと、特別会計だけが協定じゃないんでしょう。その他の協定してることもあるんでしょう。それを出してください。

○ 助役（坂口礼之助君） お答え申し上げます。

特別会計とかの関係につきましては、宅建公団とは何ら協定いたしてございません。これは本市としての受託事業でございますので、その経理を明確にする必要があるという考え方でですね。特定の財源によって特定の支出を賄っていくわけですので、一般会計の場合非常に紛らわしい点もございますので、独立した特別会計の措置をとらせていただいた方がより経理面も明確になるということで御提案申し上げたわけでございます。宅地開発公団との関係では、こういう形で扱います、とかいうことについては、一切協定とは関係ないことでございます。

○ 21番（直村静二君） 協定を見せてもらわんことには、関係ないと言われても、そういう協定をしてるから特別会計にするんでしょう、この分の金とこの分をもらうからとかね。

○ 助役（坂口礼之助君） ただ、いわゆる用地取得等に関連する業務はお受けする、その必要経費は負担していただくという協定でございます。

○ 21番（直村静二君） ちゃんと協定書は出すんかということです。議員全員に出すのがいややったら、担当の委員会の委員さんにお渡ししてあるんやったら、私にくれてもよろしいがな。そうしないと、いちいちほじくり出してどうかとなるのがいややからね。

○ 議長（横田憲治郎君） 資料については、要請されるものについて提出するのは当然やと判断しますので……。

○ 21番（直村静二君） 私の言いたかったのは、この議案が提出される前の協定があると思うので、それを資料としてもらわんと困ると言ってる。助役さんは口でいちいち答えるが、全部覚えてられませんからね。出してくれますか、出すべきやないかと言ってる。関係の委員会とかに出したとおっしゃったが、私は見てない。ゴーのサインで特別会計を組まないかんということで条例を出したんでしょ。しかし、その出発の元がわからない。そこへくるまでの協定があるわけでしょうから、それがわかれば、順番に質問していきやすいんです。職員も50人と書いてあるが、その点もお聞きしたいし、どうして買収していくんかとか、まず最初にそれがほしかったんです。賛成してもらおうとすれば、よくわかってもらってからでしょう。

○ 議長（横田憲治郎君） ここで暫時休憩いたします。

(午後3時8分休憩)

(以後本会議再開されず流会)



第 6 日



昭和54年10月18日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番 寺田 茂君	16番 木下 甲子三君
2番 天堀 博君	18番 池辺 秀夫君
3番 橋本 佳行君	19番 貝淵 博治君
5番 仁井 明君	20番 田中 包治君
6番 大谷 昌幸君	21番 直村 静二君
7番 金沢 勝君	22番 勝部 津喜枝君
8番 成田 秀益君	23番 三井 正光君
9番 松下 定君	25番 竹内 修一君
11番 上代 卯之松君	26番 柳瀬 美樹君
12番 藤原 要馬君	27番 竹下 義章君
13番 赤阪 和見君	28番 坂上 國治君
15番 横田 憲治郎君	29番 藤原 利一君

欠席議員(1名)

10番 山口 義一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市長	池田 忠雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田 稔
助 役	坂口 禮之助	同和对策部次長	橋本 昭夫
収入事務部長兼市公取部長兼都市整備課長	中塚 白	市民部次長兼市長	富田 宏之
秘書	西川 喜久	市民福祉事務所	逢野 博之
広報課長	林 徳次	産業衛生部長	広岡 史郎
財務部長	石本 博信	産業衛生部次長	角谷 泰夫
財務部次長	麻生 和義	建設部長	森 保
財政課長	北野 敦雄	建設部次長	吉田 日出男
同和对策部長	大塚 孝之	都市整備部理事兼都市整備部理事兼計画調整室長事務取扱	門川 禄郎
	中西 淳富		中山 重光

職名	氏名	職名	氏名
用地対策室長	萩本啓介	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	岩井益一
改良事業部長 改良事業部次長兼改良総 務課長事務取扱	逢野一郎	教育委員長	堀内由延
病院長	明坂貞士	教育長	葛城宗一
病院事務局長 病院事務局次長兼管理課 長事務取扱	竹林淳	教育次長	平野誠蔵
水道部長	内田繁	管理部次長	青木孝之
水道部次長	藤原光夫	指導部長	高橋貞良
会計課長	田中稔	指導部次長	竹田明郎
消防長	西川武雄	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消防本部次長兼消防署長 用地担当理事 土地開発公社事務局長	赤田信信	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
	松村吉堯	監査委員	久光喜多男
	湯川行夫	会事務局局長 監査事務局長兼公平委員 農業委員会事務局長	向井洋
	杉本弘文		信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 吉岡昭男

次長 吉田種義

議事係長 西井正

議事係 川崎政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月18日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第48号	和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例制定について	
2	議案第49号	昭和54年和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	
3	議案第50号	昭和54年和泉市一般会計補正予算(第3号)	
4	議案第51号	昭和54年和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	
5	議案第52号	工事請負契約締結について(昭和54年府中北幹線築造工事)	
6	議案第53号	和泉市自転車駐車場条例制定について	
7	諮問第1号	人権擁護委員候補者を推せんするにつき議会の意見を求めることについて	
8	請願第2号	浸水対策に関する請願	

昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月18日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議会議案第3号	議長辞職許可について	
2	選挙第2号	議長選挙について	

(午前10時5分開議)

- 議長(横田憲治郎君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、途日何かとお忙しいところ多数御出席賜りまして、まことにありがとうございます。それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。ただいま出席されておる議員さんば19名でございます。山口議員さんから欠席の届け出がございまして、遅刻届の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われまして、現在、19名でございます。
- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本日の議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

それでは、議案審議に入ります。

昨日の休憩前に引き続き、日程第1「和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例制定について」と日程第2「昭和54年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算」についての審議を続行いたします。

直村議員の質疑に直ちに入ります。

○ 21番（直村静二君） 昨日に引き続きの質疑ということでお答え願いたいと思っております。

昨日の件では、ここに覚書をいただき十分読ませていただきましたので、それに立ってさらに続行したいと思います。これで1つわかったことは、8月1日に宅建公団と市側とが覚書を変えたいということですね。さらにこの中身は、用地取得のための業務下請けに関する件だということもわかりました。ここに毎日新聞の54年7月3日付の切り抜きがあるんですが、1戸建ニュータウンということで量から質へ、ということですが、ここに書かれてあるようなことが、具体的な説明がそれなりに委員会なりでやられたと思うんですが、われわれは正直言ってじかに聞いていない。実際に議会で審議するのはこれだという全貌を出してもらいたいと言っておった。さしあたり覚書ということですが、これでは全貌はわからない。これに従って特別会計をつくってくれという条例だと理解するわけです。

そういう点では、依然として全貌、進みぐあい、障害物等については、議会側として受け皿が必要であろうと思いますので、これは最初にひとつ議長さんをお願いしたいのは、私、これについて不安を感じております。1つは、議会議案として、つまりいまは都市整備部が建設水道常任委員会の所管となっておりますが、同時に開発対策の特別委員会もあります。しかしこの開発特別委員会では委員長報告がないということです。所管の建設水道常任委員会はそれとして、こういうものすごい計画ですので、全体の計画についての受け皿として、プラス地域別、また議会側の意向として大体12名ぐらい機関、議会から付託された案件を審議して委員長報告をするというような機関を設けてもらわないと、このままいくと、絶えず常任委員じゃない、あるいは開発対策委員でない人から再度明らかにせよとか、どうだという不安や疑念もつきまとうと思います。これはひとつ議長さんにお取り計らい方もお願いしたいと思います。

具体的な質疑でございますが、この買収の問題について、実際の買収の主代はだれか。つまり公団は、お金は出すというものの地縁、血縁がないので、地域の実情に明るい市でやってくれ、だから、市の職員が走り使いすることになってます。業務の受託事業なのでしょうがない



が、実際の買収価格は一体どのような扱いになるのか。宅建公団が決めるのかそれとも市側で決めるのかということです。中身は登録に関する件とかありますが、実際の買収の業務、価格については、もう少し明性にしておいていただきたいと思う。

この特別会計が発足すればこの分だけの業務委託、人件費だけをもらうことになっておりますが、お金をもらった以上は仕事をせないかんが、という言い方は悪いかもかもしれませんが仕事をさせられる。その場合の買収交渉の主体、価格の決定権は宅建公団か、和泉市が持ったのか持った分を公団側はのっけとけということになるのか、その辺の確認をひとつしておきたいと思えます。

それから、この買収に入る場合、去る側につきましては譲度所得になるのではないか。そうすると、新住法、その他都市計画の決定等からの免税点、土地権利者の税法上の特例など、それはどの範囲で行われるのかということです。これも十分聞いておかないといけないので、明かなお答えを願いたいと思えます。

それから、いろいろ形でどんどんニュータウンが造成されてきますと、これは構想であってまだ基本設計が成り立っていないが、基本計画をつくる場合、市全体、地域全体の委員会なりを設置する、町づくり委員会とかの機関で十分練るということが必要でないかと思うので、その点のお答えを願っておきたいと思えます。

それから、公共主導型というのは、公団が全を出すから公共の主導型になるのか、そんな単純なものではなかろうと思えます。ここで考えられることは、公共というのは、和泉市も公共団体ならば、宅建公団だって準公共団体、府も入ってる。その意味では、計画については、地元優先権なるもの、いわゆる公共主導型の和泉市優先という、何かそういう取り決めなりをしておいてもらわないかと思えますが、その点のお答えを願っておきたい。そうしないと、先ほど言いましたように、基本設計のときに市が言うてもあかん、宅建公団にガシと押し切られてしまうと非常に困るということです。

もう一つは、これによる市側のメリット、これは人件費だけだということなんですが、さらに私が申し上げたいのは、一つは負担金制度的なものを考えてるのかどうか。これは人件費も面倒見てもらって、数字で言えば50人と出てるが、事実上、4月1日で半数ぐらいでいく。その分だけがメリットではない。いわゆる地域開発ですから、民間デベロッパーとかミニ開発にしても負担というものをどう考えてるか。

以上、4、5点になりましたが、うちとしてはぜひ聞いておきたいと思えます。そうしないと、これに対する態度を決められないということです。

- 議長(横田憲治郎君) 理事者答弁。
- 参与(林徳次君) 私からお答えいたします。

第1点、買収の主体でございますが、実態といたしましては、宅地開発公団の名において取得されますから、主体は宅地開発公団ということでございます。ただ実態は、この覚書に基づいて、和泉市が買収業務のすべてを受託して、市が全面に出ていくことは、御指摘のとおりでございます。

第2点の価格決定につきましては、私ども、いままで10数回、地元の対策委員会に対していろいろ御要請を行い、あるいは御質問にもお答えしてまいりまして、統一見解というもの述べております。その私どもの考え方を申し上げますと、100万坪以上にまたがる方範囲、しかも地形、地目等複雑な変化に富んでおります。一筆々々単純な価格を鑑定等によって設定することは困難だという観点から、全体に価格帯、いわゆる価格ゾーンを設定して、評点方式をもってまず点数制でそれぞれの評点を区域につけ、これを和泉市の案としていきたい、もちろん、評点設置については公団と協議はいたしますが、和泉市案なるものをもって地元にお示しするというお約束をいたしております。最終的に公平性を保つためにも、特にこういう方法が必要であろうということで、御同意、御了解を得ているところでございます。

価格設定は言うのは易く実際はむずかしいので、十分に時間をかけ、対策委員会連合会を通じて最終的におまとまりが得られました時点で一点単価が設されるわけでございます。一点単価の根拠といたしましては、いわゆる鑑定なり、通常言われております公共事業の用地取得価格を求める手法を駆使して公団と最終的に単価の煮詰めを行う、こういう説明をしております。

第3点、譲渡所得につきましては、税法上の特例は御在知のとおり、まず現在のところ、新住法でやるという基本方針は出してありますが、毎回申し上げておりますように、区域の決定については、非常に慎重な扱いが必要だということから、遅い時期でやるということで同意を得ております。

しからは、新住法の網がかぶっていない時期に、どうして税法上の特例等が生ずるのかということであろうと思います。新住法に準ずる地域といたしまして、ほぼ予定されております区域に取りかかろうとする時期までに、いわゆる新住法に準ずる事業区域ということで建設大臣の承認が得られれば国税の事前協議を行い、新住法の対象区域と同称の現在、最度価格になっております3,000万円控除が得られるということで確認しております。

なお、1口に3,000万円控除と申し上げてありますが、そういった形で実施を予定しております特例をいささか申し上げますと、まず、基本的には、3,000万円控除は等しく認められております。3,000万円超の部分は、本年4月から改正がございまして、超える4,000万円については、2分の1が長期の分離課税でございます。さらに、その4,000万円を超える、合計7,000万円を超える分につきましては、3分の2が総合課税とお聞きしております。

が、本年2月に2分の1総合に改正されたと最近、泉大津税務署から承っております。

以上が、基本的な特例でございます。もしくは税法上、オール代替用地を求め、2年の猶予期間中に代替資産を求められた場合には対象にならないというのは従来からございますが、全く同称の特例がございます。

以上が、譲渡所得の特例に関する大筋でございます。

4点目の公共主導型についての地元優先という形で何か担保ができるのか、ということでございますが、公団の成り立ちと申しますか、公団法の中にも、いわゆる建設省なり国へ向けていろいろな土地造成、利用の計画、取得の計画とかは、いろいろな過程で公団側は国へ向けての協議、認可が必要でございます。その届け出をする際には、事業を実施する地元市町村との協議を整えてこい、ということに相なっております。もちろん、この中で今後、私どももやらせていただくつもりでございます。特に特約を結んで和泉市が優先権があるんだということで明記するといった形ではなく、基本的には当然、当該市町村の言いなりになるということではございませんが、対等の立場ではあります。協議して合意を得た上でないと、そういった土地利用計画についても成立しないというふうに私どもは理解しております。

最後に、負担金制度的なものは考えられないかということでございますが、特定の公団に対して、和泉市が独自の何かの形でこの事業が成り立つ際には、何億、何千万円の金をもらおうということは、いまのところ考えられないと思います。と申しますのは、公団のもろもろの公共事業に対する公団資金を充当する制度、政策の中に、たとえば市なり府なりの公共施設を建設する資金については、10年間の無利子といった特例が設けられております。これは一例でございます。長期に補助裏を貸しつけていただき10年間無利子であるという、従来の住宅公団等になかった無利子制度等がございます。そういう新制度をもってこういった大規模なものをやる、あわせて地元の市町村の負担を軽くしていこうというのが、基本的な公団の体質の中に盛り込まれております。したがって、現在のところ、特定な負担というものを成功報酬的にいただくという考えは持っておりません。

以上でございます。

- 21番(直村静二君) 1つは、最後におっしゃった件で負担金制度はないということ、しかし、最初に言った50人分の人件費、これが25人分組んで、それで解消されていくんやないかという危惧があったんです。本来は、こういう形の議会の答弁で、50人で25人ですよということは公では通らんことです、正直言ってね。しかし、なぜそうなってるのかという疑念として、負担金とかであればひもがつくから、にぎりでもらうところか、また、宅建公団の言いなりになりやすいという心配もあったんじゃないか、こういうことで、きちんと公共負担

金については聞いとかないかんとしたんです。

さらに、参与から答弁のあったように、なるべく和泉市の負担をつくらない、つまり長期で無利子でも元金は返さないかんとという問題があるのですね。これによると、立てかえ施行で後で払わないかんとしたるので、その点で和泉市のメリットとしては、負担金はないかわりに特殊法人だから、いっそのこと、学校にしろ何にしろ全部宅建公団にさせていただき、和泉市は負担しない。補助はええけど、起債的なものをたくさんもらう必要はないと思うので、その点はひとつ明快にさせていただきたい。

この50人分の人件費は非常に問題があると思うんです。そこにもろもろのことを含めると思うので、その辺を十分理事者も研究し、われわれも研究して、にぎりのような金をもらわず、正々堂々とこういう施設をやる、ちゃんとその会計算して出せ、補助をくれ、せやなかつたら自分でやりなさい、というふうをお願いしたいんです。これは意見です。

譲渡所得については、新住法に準ずるということで大体いけるということですが、1番の問題は、何千万円という譲渡所得ですから、やはりもうけだと思っただけです。ところが、山林、田畑などを手放してまったら、新しく代替地という問題も出てくるしね。ちょっと聞いてなかったが、代替のあっせんは一切しないということですか。しかし、売った坪数に見合ったものを代替地としてニュータウン内にほしいという注文などは当然出てくると思うが、そういうものは最初からあかんというのか、それともやる義務があるのか、あっせんするのですか。用地の買取交渉には当然出てくるからね。

- 参与(林徳次君) すでに現在までの説明、質疑の中で、税の問題とかと並びまして、代替地についての御質問がございました。すでに明らかにしております。ただ残念ながら、市なり公団の名義で代替地を最初から一定量確保して公共事業的にお渡しするという事は、地域内の実態、百石坪を超える膨大な規模になるといった関連から、市はしないということで御了解は願っております。ただ、御指摘の可能な限り、代替地のあっせんはさせていただくという方針は出してあります。
- 21番(直村静二君) 細かい点については委員会に回してもらわんと時間を取って困る。泉北鉄道の延伸にしても、どこへつくとか、その分土地を買うたとか、民間デベロッパーが先に手を打ってあるとか、もろもろの問題が出てくるので、それらも理事者サイドだけでどう処理するんか。一応、あとの議員さんも質問もあると思いますので、中間ですがやめておきます。あと2、3点ありますが、いまの時点で全貌を明らかにしてもらいたいこと。計画は独走ではなく、議会の受け皿の委員会であつてちゃんと出していきたい。議会でちゃんと委員長報告して、議会もわかつた、あるいはこの点は無理や、とかの意見も出せるようにしておかんと、こ

これは1番初めの議案ですので、認めた。通ったからすべてあとは理事者任せ、ゴーや、というか、こうはまかりならんと思います。そんなことをすれば議会は単なる諮問機関になる。われわれは住民の代表ですので、本会議での議案の審議だけが責任があって、全体に対して責任はないんだという片手落ちはいかんということを申し上げて、一応、私の盾問は終わっておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 20番（田中包治君） この特別会計の設置、予算案そのものについては、大きな問題はないと思うわけなんです。ただ、この予算で私たち、非常に不満に思うのは、50名の人間をいままさらとやかく言いませんが、何か余ってるような印象を受けるんです。金がない、金がないと言いながら、第3者から見たら50名余ってるやないか。ここ3年間余、職員も採用していないのに、いままですとたくさんの人が余っていたやないか、そういう印象を市民に与えるのではないかと心配します。これはまあ、理事者でよく検討して今後、委員会、その他で説明したらいいと思いますが、特に議案そのものを見たらそういう印象を与える、こういうことで終わっておきます。

ただ、私が本当に言いたいのは、ゴーであるのかゴーでないのかということです。はっきり言ってこれがやはりポイントやと思うんです。これがゴーであるとなると、私は、議会として非常に問題があると思うんです。というのは、御在知のとおり、新住法が適用されるとしても、80~90%の賛成がなければ、新住法の適用は受けられない。この点をまず私たちは心配するわけでございます。これはゴーでないんだとすると、いま、直村議員も言っておられるように、今後、議会の中で何らかの委員会なりで、議会の付託案件として正式に議案としてあげるように議長に取り計らってもらいたいと思うわけなんです。これが第1点です。

それで、ここで理事者にだけ聞きたいのは、ゴーであるのか、ゴーでないのかです。これから次の進行については、議会で委員会をつくると言うんなら、この条例案はとやかく言う必要はないんです。ただ、この特別会計そのものだけを審議して否決となると、次の補正予算もパーになるわけですね。緊急の災害対策等の問題も含めれているので問題ですので、私は、できるならゴーでないんだ、具体的に今後の審議については委員会がやるんだとなってほしい。

もう1つ心配してるのは、農業委員会の問題です。この対処の仕方をどうしようふうにするかです。ここらを十分わきまえてやると、そういう1つのものを議長が出てやるんか。これは専門部会ですからね。農業委員会なり農業団体に対する問題をどうするのか、この点さえはっきりすれば問題はないと思います。一般質問でも出しましたので、一応、そこらを十分考えてもらいたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 助役（坂口礼之助君） 私からお答え申し上げたいと存じます。

職員の関係につきましては、まあ、御意見として承っておく、といたしたいと思います。

第2点のいわゆる今回の特別会計設置条例並びにこれに伴う特別会計予算の御議決を賜ることによりまして、この非常に膨大な事業である和泉中央丘陵開発問題につきましては、議会在がゴーのサインを出したと受け取られては困るという御意見でございます。ごもっともでございます。現在、私たち自身も認識いたしておりますのは、非常に大きな事業でございますので先ほど来あるいは過日來の一般質問等を通じていろいろ御提言をいただいておりますように、実質ゴーにまいる場合には、そのすべての計画の内容等を議会にもつぶさに御協議を申し上げこうした事業計画であればいいだろうということの御了解をいただく段階というのは当然必要でございます。それは十分私たちも認識いたしております。

ただ、先ほど田中議員さんの御意見の中にもございましたように、この事業が果たしてゴーのサインが出せるような状況までいくかどうかは、1にかかって地元権利者の方々の事業に対する御同意が得られるかどうかにかかってくるわけでございます。その見きわめをまずつけなければなりません。したがって、私たちは現在、事業に対する合意をいただくというこの作業を推進しておるわけなんです。それ以上の用地の取得の内容等につきましては、いまだに地元にも入っておりません。まず、第1段階といたしまして、これだけの広域地域のしかも1200人になんなんとする地主さん等に対する合意がいただけるかどうかの説明会なりお話し合いを続けておりますので、そうした意向の取りまとめが成ってまいりました段階で、改めて地元の事情等も集約して議会にも御報告申し上げる、かつ基本的な計画の内容等も、その段階で改めて正式に議会の意見をお伺いする機会をぜひ持たせていただかなければならないと考えております。その点ひとつ御理解願いたいと思います。

それから、農業委員会関係でございますが、非常に申しわけございませんが、ただ1回の説明会をやっただけでございます。その節、いろいろ農業委員さんの立場、農地保全の問題あるいは専業農家の転作あるいは転職問題等、いろいろの問題を提起されております。非常に大きな重要な課題だと受けとめてございます。農業委員会の会長さん等々にも十分御協議をさせていただき、農業委員会の御意見を取り入れて、改めて農業対策等の対応を重ねてまいりたいと存じておりますので、その点ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） ただいまは田中議員さん、また先ほどは直村議員さんから議長に、という御提案をいただきました。本件につきましては、議長において、という御趣旨でございますが、全員協議会、議員総会等で全体の中で協議し、決めていくという方向で御了承賜りた

いと思います。幸い今回、役員選挙等もございますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

続いて、質疑をお願いいたします。

- 21番(直村静二君) 先ほどの答弁漏れがありますので、議長、それを頭に入れてやってください。
- 議長(横田憲治郎君) それでは、答弁漏れの件について答弁してください。参与。
- 参与(林徳次君) 負担の制度の問題について御質問があったかと思っておりますので、その点について御説明申し上げます。

先ほど、基本的な公団との対応の形というものを申し上げたわけでございます。私どもは、あくまでも、今回の御提案の中で申し上げております人件費等を中心とした事務費は、当然必要とした実費をいただくという趣旨でございます。決してそういった別な観点から、これはもうけだという単純な感覚は毛頭持っておりません。あくまでも、負担金制度ということで指摘がございますが、たとえば大阪府の公共施設もございますし、市みずから施行しなければならない市の公共施設も、本事業には盛りだくさんでございます。そのうちできるだけ補助費等の補助金制度に乗るものは、乗せていこうということでございます。補助費等につきましては公団の立てかえでなく、公団の資金を直接投入してやっていただくという方向で煮詰めておりますが、いわゆる義務教育施設等、最小限度市の事業としてやらなければならないものがあるやに存じます。その分についてのみ、先ほどの一部、従来といささか趣を異にした長期貸付制度がございます。そういう一例を申し上げたわけでございますので、その点よろしくお願いいたします。

- 21番(直村静二君) 基本設計の段階で宅建公団と協議して決めることになりましたが、それに第3者的な町づくり委員会というものが要るんじゃないか。設置するのか、しないのかという。これは都計審の関係もありますので、その辺はきちんとしてもらわんといかんと思います。買収はすでに済んでいるから買収のための委員会というだけなしに、基本設計の段階では、宅建公団と相当詰めたものが要ると思いますので、そういった町づくり委員会のようなものをつくるんかということです。

- 助役(坂口禮之助君) 私からお答え申し上げたいと存じます。

基本設計の関係につきましては、現時点では、過般来関係委員会等につきましては、一応、基本的な土地利用図等はお渡しをして説明してまいっておりますが、これは全くのパイロットプランでございまして、今後、その内容につきましては、具体的に詰めをしてまいりたいと存じております。当然、その前段では、周辺の段成市街地の住民の方々の御意見等も十分集約い

たしまして、既存集落との相互関連をどのような形で持たしていくか、それが基本計画の中にどのように反映して運営していくか。

たとえば道路一本にしても、現在の基本計画は、そのまま踏襲していくという考えは持ってごいません。したがって、事業計画の中身につきましては、当然、都市計画決定されている道路等は優先されますが、それに付随するその他の公共施設、いわゆる道路計画とか下排水問題等あらゆるものが出てまいります。これらは今後、用地集約のめどがついた段階で、具体的に私どもの方でも検討には入っておりますが、そうしたものをある段階までにまとめ上げ、先ほど議長さんからお話がございましたように何らかの措置をとっていただき、議会の皆さん方の御協力、御意見をいただきたいという機会は十分持たせていただくという考えを持っております。

それから、先般も一般質問で天堀議員さんからも御提案をいただきましたが、非常に大規模な事業でございますし、市民サイドにおけるこの事業計画に対する対策委員会のようなものを設置する意思はないかどうか、というお話もございました。

その節もお答えいたしましたように、現時点でわれわれが考えております考え方といたしましては、関係町を中心として地元の対策委員会、これは権利者の方々と町会の関係の方々を中心とする周辺住民の代表的な方々を網羅した対策委員会という組織をお願いいたしております。そのあたりからできるだけ周辺住民等の意向を吸収してまいりたいと考えてございます。

その上は、上という表現はどうかと存じますが、それ以上の段階での御議論なり御意見をいただくことにつきましては、議会を中心とした進め方をさせていただきたい。やはり議会が中心となつていただき、事業計画の詳細な点等についてもいろいろ御検討いただき、御意見をいただいてまとめてまいりたいという考え方をしておるわけでございます。その点ひとつ御理解賜りたいと思います。

○ 21番(直村静二君) いまのところはやむを得ないだろうと思いますが、これは指摘しておきましたように、木を見て森を見ない発想だと言いたいです。というのは、この中央丘陵が実際に開発されて3万人となれば、たとえば鉄道の延伸にしても、当然、南池田あたりからずっとその周辺の問題が出てきます。さらに、緑ヶ丘から青葉台、光明台等、一連の団地都市形成、さらにまた、三林から府中まで鉄道を持ってこい、なんてねるとね。いま、助役の言ってるのは、明らかに周辺の対策なり、言うなれば住宅開発先行型でしょう。

しかし、こんな大きなものについては、和泉市が主導権を持った全体の町づくり計画になってきます。当然、全体の郷土資料館なり道路関係とか、大型の市全体の将来の町づくりになってくる。基本構想の最初の出発はそうなるからね。全然予定してないところへバツと持っ



てきたりね。逆に全体計画の中でどう詰めるかということが絶対必要で、第3者的な町づくり委員会が要るんじゃないか。だから、そうしなさい、と言ってるんです。

あなたは、金もらうさかいに近所だけやるということなんです。いまのところ、あなたの答弁はそうなのかもしれませんが、全体に及ぼす影響が大きいの、関係プレー、その他も含めて、単に議会だけではなく、第3者的なものが要るんじゃないか。都市計画審議会は出てきたものを審議し採決するでしょう。そこへくるまでの全体計画について、それなりの諮問的な町づくり委員会をつくっていただわんとね。住民本意の開発というか、公共主導型と言ってますがね。これは指摘し、要諦にとどめておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認めこれを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

○ 21番（直村静二君） 議長、反対ではないんですが、質疑しておいてかなり不安定な要素がありますので、ちょっと賛成しがたいという態度です。指摘しておきたいのは、50人の人件費、どこかで25人はどうなるのかということです。うちとしては、やむを得ない手練手管かもしれませんが、いわゆる問題があります。議案については、ストレートでそのまま賛成できない。

さらに全貌の計画の問題、第3者機関の設置の方向も十分出てないので、これは反対ではないが、そのまま賛成できない。もっともっと手直しせないかん、もっともっと住民本意のものにせないかんということもありますので、一応、この案件については退席させていただきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第48号及び議案第49号を原案どおり可決することに決めます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第3「昭和54年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

昭和54年度和泉市一般会計補正予算（第3号）

昭和54年度和泉市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

211,465千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は「第3表地方債補正」による。

昭和54年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及負担金		282,789	3,610	286,399
	1. 分担金	16,664	3,000	19,664
8 使用料及手数料		266,125	610	1,069
	2. 負担金	262,067	280	262,347
9 国庫支出金	1. 使用料	220,726	280	221,006
		414,783	82,949	423,078
10 府支出金	2. 国庫補助金	206,741	82,949	215,036
		1,225,266	47,264	1,272,530
11 財産収入	2. 府補助金	979,172	46,950	1,026,122
	3. 府委託金	104,581	314	104,895
		115,997	3,104	119,101
12 寄附金	1. 財産運用収入	2,975	3,104	6,079
		33,000	400	33,400
14 諸収入	1. 寄附金	33,000	400	33,400
		3,407,814	23,061	3,430,875
15 市債	5. 雑収入	3,151,483	23,061	3,174,544
		2,377,173	8,070	2,457,873

1. 市	債	2,377,173	80,700	2,457,873
歳入	合計	20,873,297	241,368	21,114,665

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,707,599	△6,0271	1,647,328
	1. 総務管理費	861,357	△4,7234	814,123
	2. 徴税費	371,213	△9,657	361,556
3 民生費	3. 戸籍住民基本台帳費	139,245	△3,380	135,865
		5,537,301	3,860	5,541,61
	1. 社会福祉費	2,096,792	△3,400	2,093,392
4 衛生費	2. 児童福祉費	1,813,823	△2,995	1,810,825
	4. 災害救助費	2,400	1,0255	1,2655
		1,292,212	△6,822	1,285,390
5 労働費	1. 予防衛生費	446,877	△3,514	443,363
	2. 環境衛生費	782,302	△3,308	778,994
農林水産業費		81,098	850	81,948
	1. 失業対策費	81,098	850	81,948
		323,086	5,964	329,050
	1. 農業費	321,935	△1,36	321,799

2. 農 業 費	1.151	6.100	7.251
7 商 工 費	173,273	3,509	169,764
8 土 木 費	173,273	3,509	169,764
1. 商 工 費	3,412,204	175,633	3,587,837
1. 土 木 管 理 費	126,488	11,767	114,721
3. 河 川 水 路 費	79,647	18,361	98,008
4. 都 市 計 画 費	749,047	168,039	917,086
5. 住 宅 費	2,128,785	1,000	2,129,785
9 消 防 費	469,214	35,736	504,950
1. 消 防 費	469,214	35,736	504,950
10 教 育 費	3,478,880	48,895	3,527,275
1. 教 育 總 務 費	307,561	6,179	301,382
2. 小 学 校 費	2,252,075	24,446	2,276,521
4. 幼 稚 園 費	365,449	12,482	377,931
5. 社 会 教 育 費	188,524	16,191	199,715
6. 保 健 体 育 費	44,384	1,955	46,339
15. 災 害 復 旧 費		41,032	41,032
1. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		24,327	24,327
2. 農 林 施 設 災 害 復 旧 費		16,705	16,705
歲 出 合 計	20,873,297	241,368	21,114,665

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
鶴山台北小学校増築事業		千円	昭和54年度	124,956
			昭和79年度	
農林漁業金融公庫に対する債務の損失補償 (烏池排水路改修工事)	昭和54年度	元金	昭和54年度	元金
	昭和76年度	49,139 及びその利子	昭和72年度	66,000 及びその利子

第 3 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額	利率	借入先	限度額	利率	借入先
河川整備事業	千円 10,400	年8.5% 以	政 府 行	千円 10,400	年8.5% 以	政 府 行
	普通貸借 又は	25年以内(内据置3 年以内)ただし、市 財政の都合により据		普通貸借 又は	25年以内(内据置3 年以内)ただし、市 財政の都合により据	

	証券発行	その他	置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に 借替えることができる。	証券発行	その他	置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に 借替えることができる。	証券発行	その他	置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に 借替えることができる。
都市計画事業	97200	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
消防施設 整備事業	14800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
義務教育施設 整備事業	1140000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	千円						千円		10年以内(内据置2 年以内)ただし、市 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は、低利 に借替えることがで きる。
災害復旧事業							普通貸借 又は 証券発行	政 府 行 銀 行 そ の 他	
							6100	年8.5% 以 内	
計	2377173						2457873		

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明 説
				区 分	金 額	
⑦ 分担金及 負担金	千円 282,789	千円 3,610	千円 286,399		千円	
(1) 分担金	1,6664	3,000	19,664			
2. 災害復旧事 業費分担金		3,000	3,000	1. 災害復旧事 業費分担金	3,000	農業施設災害復旧事業分担金
(2) 負担金	266,125	610	266,735			
2. 農林水産業 費負担金	459	610	1,069	2. 山地崩壊事 業費負担金	610	山地崩壊事業負担金
⑧ 使用料及 手数料	262,067	280	262,347			
(1) 使用料	220,726	280	221,006			
6. 教育使用料	71,441	280	71,721	2. 社会教育施 設使用料	280	光明池運動広場テニスコート使用料
⑨ 国庫支出金	414,7887	82,949	423,0786			
(2) 国庫補助金	206,7416	82,949	215,0865			
1. 総務費国庫 補助金	25,604	2,600	28,204	2. 交通安全施 設整備費補 助金	2,600	黒鳥観音寺線歩道設置事業補助金 加



3. 労働費国庫補助金	19,822	540	20,362	1. 失業対策費補助金	540	失業対策事業機械購入費補助金
5. 土木費国庫補助金	15,892,208	6,250	16,517,08	1. 都市計画費補助金	62,000	志願公園整備事業補助金 10,000 泉大津阪本線整備事業補助金追加 34,000
				5. 河川改修費補助金	500	東松尾川改修事業補助金追加
6. 消防費国庫補助金	9,691	8,954	18,645	1. 消防費補助金	8,954	消防指令装置設置事業補助金
7. 教育費国庫補助金	894,028	7,287	401,815	1. 小学校費補助金	2,227	南松尾小学校給食備品更新事業補助金 212 南松尾小学校給食備品改善事業補助金 501
				3. 幼稚園費補助金	4,160	幼稚園就園奨励費補助金追加
				4. 社会教育費補助金	300	学校体育施設開放事業補助金
9. 災害復旧費補助金		6,068	6,068	1. 災害復旧費補助金	6,068	道路災害復旧補助金
⑩ 府支出金	12,252,666	4,726,4	12,725,80			
(2) 府補助金	979,172	4,605,0	10,261,22			

4. 農林水産業 費府補助金	184,806	73,96	192,202	3. 農業振興費 補助金	2,516	地域農業後継者対策事業補助金追加 50
						農業生産組織育成対策事業補助金 300
				5. 山地崩壊事 業補助金	4,880	都市農業近代化事業補助金 2,166
5. 商工費府補 助金	5,631	21,548	27,179	2. 石油貯蔵施設 設立地対策 等補助金	21,548	山地崩壊事業補助金
6. 土木費府補 助金	204,070	2,300	206,370	4. 都市計画費 補助金	2,300	石油貯蔵施設設立地対策等補助金
8. 教育費府補 助金	64,181	5,956	67,137	3. 幼稚園費補 助金	2,080	住宅環境整備調査補助金
				4. 社会教育費 補助金	3,576	幼稚園就園奨励費補助金追加
						留守家庭児童会設置費補助金追加 2,400
						都市児童健全育成事業補助金 1,176
				5. 社会体育費 補助金	300	学校体育施設開放事業補助金
12. 災害復旧費 府補助金		9,750	9,750	1. 災害復旧費 補助金	9,750	農業施設災害復旧費補助金
(3) 府委託金	104,581	314	104,895			
3. 土木費府委 託金	5,000	314	5,314	2. 都市計画費 委託金	314	ダイヤモンドトレイル清掃委託金 185
						都市計画基礎調査委託金 129

⑩ 財産収入	115,997	3,104	119,101				
(1) 財産運用収入	2,975	3,104	6,079				
1. 財産貸付収入	90	3,104	3,194	1. 土地建物貸付収入	3,104	3,104	財産貸付収入
⑪ 寄附金	8,300	400	8,400				
(1) 寄附金	8,300	400	8,400				
1. 一般寄附金	8,300	400	8,400	1. 一般寄附金	400	400	一般寄附金追加
⑫ 諸収入	3,407,814	2,8061	3,480,875				
(5) 雑入	3,151,488	2,3061	3,174,544				
1. 雑入	3,151,488	2,3061	3,174,544	4. 雑入	2,3061	2,3061	鳥池排水路改修事業収入追加 16,861
							鶴山台北小学校増築事業収入 2,200
							社会教育施設整備事業収入 4,000
⑬ 市債	2,377,173	80,700	2,457,873				
(1) 市債	2,377,173	80,700	2,457,873				
土木課	871,200	67,400	938,600	2. 河川整備事業債	1,000	1,000	東松尾川河川整備事業債追加
				6. 都市計画事	6,6400	6,6400	志岡池公園整備事業債 2,8700
							京大津阪本線整備事業債追加 1,8600
							都市下水路府中北幹線整備事業債追加 2,1600

						浸水対策伯太北排水路整備事業債 7,500
4. 消防費	14,800	5,200	20,000	1. 消防施設整備事業債	5,200	消防指令装置設置事業債
5. 教育費	120,150	2,000	120,350	1. 小学校債	2,000	南橋山小学校屋内体育館増改築事業債追加
7. 災害復旧事業債		6,100	6,100	1. 災害復旧事業債	6,100	農業施設災害復旧事業債 3,100 土木施設災害復旧事業債 3,000
歳入合計	20,873,297	24,136,8	21,114,665			

2 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分 金 額	明 説
				特 定 財 源		一 般 財 源	節		
				国府支出金	地方債				
② 総務費	1,707,599	△ 60,271	1,647,328	千円	千円	千円	千円	千円	
(1) 総務管理費	861,357	△ 47,234	814,123	2,600		△ 62,871			
1. 一般管理費	665,193	△ 68,788	596,405	2,600		△ 49,834			
[1] 給与費	598,890	△ 68,788	530,102			△ 68,788			
						△ 68,788			
							2. 給料	33,078	更正減
							3. 職員手当等	30,848	更生減

5. 財産管理費	45,460	11,529	56,989						4. 共済費 △ 5,367	更正減	
〔1〕 財産管理費	21,859	5,700	27,559					11,529			
〔3〕 車輛管理費	22,993	5,829	28,822					5,700	15. 工事請負費	普通財産取除等工事費	
								5,829	12. 役務費	自動車保険料	
									18. 備品費	自動車購入費	
									27. 公課費	自動車重量税	
11. 交通安全施設費	72,880	3,900	76,780	2,600			1,300				
〔1〕 交通安全施設費	72,880	3,900	76,780	2,600			1,300	15. 工事請負費	3,900	黒島観音寺線歩道設置工事費追加	
13. 諸島	25,983	6,125	32,108				6,125				
〔3〕 償還金	15,000	6,125	21,125				6,125	23. 償還金 利子及 割引料	6,125	老人医療費府補助金等 精算による返還金	
〔2〕 徴税费	371,213	△ 9,657	361,556				△ 9,657				
1. 税務総務費	280,862	△ 9,657	271,205				△ 9,657				
〔1〕 給与費	280,250	△ 9,657	270,593				△ 9,657	2. 給料	△ 4,960	更正減	
									3. 職員手当等	△ 3,796	更正減
									4. 共済費	△ 901	更正減
〔3〕 戸籍住民基本台帳費	139,245	△ 3,380	135,865				△ 3,380				
1. 戸籍住民基本台帳費	135,488	△ 3,380	132,108				△ 3,380				

[1] 給与費	1,251,118	△	33,800	131,738						△ 3,380	2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	△1,630 △1,447 303	更正減 更正減 更正減
③ 民生費	5,537,301		3,860	5,541,161						3,860			
(1) 社会福祉費	2,096,792	△	3,400	2,093,392						△ 3,400			
1. 社会福祉総務費	1,554,322	△	3,400	1,520,322						△ 3,400			
[1] 給与	754,665	△	3,400	720,665						△ 3,400	2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	△1,682 △1,410 308	更正減 更正減 更正減
(2) 児童福祉費	1,813,823	△	2,995	1,810,828						△ 2,995			
1. 児童福祉総務費	826,666	△	2,995	796,711						△ 2,995			
[1] 給与費	780,999	△	2,995	751,044						△ 2,995	2. 給料 3. 職員手当等 4. 共済費	△1,511 △1,209 275	更正減 更正減 更正減
(4) 災害救助費	2,400		1,025	1,265						1,025			
1. 災害救助費	2,400		1,025	1,265						1,025			
[1] 災害救助費	2,400		1,025	1,265						1,025	3. 職員手当等 1. 雑用費	4,131 1,962	時間外勤務手当 ○消耗品費追加 1,862

○食糧費追加 100										
13委託料	3,550									災害汚水汲取料追加
18. 備品購入費	560									ジェットクリーン購入費
20扶助費	52									災害見舞金追加
④ 衛生費		1,292,212	△ 6,822	1,285,390					△ 6,822	
(1) 予防衛生費		446,877	△ 3,514	443,363					△ 3,514	
1. 予防衛生総務費		322,215	△ 3,514	318,701					△ 3,514	
[1] 給与費		78,613	△ 3,514	75,099					△ 3,514	更正減
										更正減
(2) 環境衛生費		782,302	△ 3,308	778,994					△ 3,308	
1. 環境衛生総務費		1,406,622	△ 3,308	1,373,542					△ 3,308	
[1] 給与費		1,388,562	△ 3,308	1,355,482					△ 3,308	更正減
										更正減
⑤ 労働費		81,098	850	81,948	540				310	
(1) 失業対策費		81,098	850	81,948	540				810	
2. 一般失業対		51,971	850	52,821	540				810	

策事業費													
[1] 一般失業対	5,197.1	850	5,282.1	540				310	12役務費	31			
									18. 備品購入費	810			自動車保検料
									27公課費	9			自動車購入費
													自動車重量税
⑥ 農林水産業費	32,308.6	5,964	32,905.0	7,396			610	△2,040					
(1) 農業費	32,198.5	△ 136	32,179.9	2,516				△2,652					
2. 農業総務費	5,790.9	△ 3,377	5,453.2					△3,377					
[1] 給与費	5,782.8	△ 3,377	5,445.1					△3,377	2. 給料	△ 1,708			更正減
									3. 職員手当等	△ 1,358			更正減
									4. 共済費	△ 311			更正減
3. 農業振興費	18,528.1	3,241	18,852.2	2,516			725						
[1] 農業振興費	11,240	3,241	14,481	2,516			725		11需用費	150			消耗品費追加 50
													○ 印刷製本費追加 100
									19. 負担金補助及交付金	3,091			農業生産組織育成対策 事業補助金 275
(2) 林業費	1,151	6,100	7,251	4,880			610	610					都市農業近代化事業補助金 2,816



2. 林業事業費	1,080	6,100	7,130	4,880		6,100	6,100						
[2] 山地崩壊事		6,100	6,100	4,880		6,100	6,100						
⑦ 商工費	1,782.78	△ 3,509	1,697.64				△ 3,509						
(1) 商工費	1,782.78	△ 3,509	1,697.64				△ 3,509						
1. 商工総務費	664.52	△ 3,509	629.48				△ 3,509						
[1] 給与費	614.24	△ 3,509	579.15				△ 3,509						
⑧ 土木費	8,412.204	1,756.88	8,587.887	6,511.4		6,740.0	1,686.1	2,625.8					
(1) 土木管理費	1,264.88	△ 1,176.7	1,147.21					△ 1,176.7					
1. 土木総務費	1,264.88	△ 1,176.7	1,147.21					△ 1,176.7					
[1] 給与費	1,240.80	△ 1,176.7	1,123.13					△ 1,176.7					
(8) 河川水路費	79,647	1,836.1	98,008	500	1,000		1,686.1						

2. 河川改修費	1 6630	1 8361	9 8008	500	1 000	1 6861					
[1] 東松尾川河川改修事業費	1 6630	1 500	1 8130	500	1 000				15. 工事請負費	1 500	東松尾川河川改修工事費追加
3. 水路費	5 9384	1 6861	7 6245			1 6861					
[2] 烏池排水路改修工事費	4 9139	1 6861	6 6000			1 6861			15. 工事請負費	1 6861	烏池排水路改修工事費追加
(4) 都市計画費	7 49047	1 68039	91 7086	6 4614	6 6400		37 025				
1. 都市計画総務費	8 0237	△ 2 679	7 7558	129			△ 2 808				
[1] 給与費	5 7290	△ 2 808	5 4482				△ 2 808		2. 給料	△ 1 333	更正減
									3. 職員手当等	△ 1 219	更正減
									4. 共済費	△ 2 56	更正減
[3] 都市計画総務	2 2851	129	2 2980	129					13委託料	129	更正減
2. 公園費	22 1569	3 5185	25 6754	1 0185	2 3700		1 300				
[1] 公園管理費	7 479	1 85	7 664	1 85					13委託料	1 85	ダイヤモントレール清掃委託料
[3] 忠岡池公園整備事業費	2 000	3 5000	37 000	1 0000	2 3700		1 300		17公有財産購入費	3 5000	公園用地購入費
3. 街路事業費	1 68556	7 5000	2 43556	3 4000	1 3600		2 7400				
[3] 泉大津阪元線街路整備事業費	7 2649	7 5000	1 47649	3 4000	1 3600		2 7400		17公有財産購入費	4 3700	道路用地購入費
									22. 補償	3 1300	物件補償費追加

4. 下水道總務費	192,424	933	193,357							933			
[1] 下水道總務費	192,424	933	193,357							933	28線出金	公共下水道事業特別會計線出金追加	933
5. 浸水対策費	4,500	1,000	14,500		7,500					2,500			
[1] 市街地排水路整備事業費	4,500	1,000	14,500		7,500					2,500	15. 工事請負費	伯太北排水路整備工事費	1,000
6. 地域整備調査費	656	4,600	5,256		2,300					2,300			
[1] 地域整備調査費	656	4,600	5,256		2,300					2,300	19委託料	市街地開発事業調査委託料	4,600
8. 都市下水路費	80,273	45,000	125,273		18,000	21,600				5,400			
[1] 府中北幹線整備事業費	80,273	45,000	125,273		18,000	21,600				5,400	15. 工事請負費	管渠築造工事費追加	45,000
(5) 住宅費	212,875	1,000	212,978							1,000			
1. 住宅管理費	33,875	1,000	34,875							1,000			
[1] 住宅管理費	33,875	1,000	34,875							1,000	11需用費	修繕料追加	1,000
(9) 消防費	46,921	35,736	50,495		25,502	5,200				5,034			
(1) 消防費	46,921	35,736	50,495		25,502	5,200				5,034			
2. 非常備消防費	2,015	400	2,951							400			
[1] 消防費	2,015	400	2,951							400	19負担金補助及交付金	公務災害共済基金負担金追加	400

3. 消防施設整備費	36206	35336	71602	25502	5200		4634		
[1] 常備消防施設費	29446	35336	64782	25502	5200		4634	12 役務費	3982 消防指令装置用電話架設費
⑩ 教育費	3478380	48895	3527275	13243	2000	6480	27172	18. 備品購入費	31354 消防指令装置購入費
(1) 教育総務費	307561	△ 6179	301382				△ 6179		
2. 事務局長	218621	△ 6179	212442				△ 6179		
[1] 給与費	215519	△ 6179	209340				△ 6179	2. 給料	△ 3067 更正減
								3. 職員手当等	△ 2550 更正減
								4. 共済費	△ 562 更正減
(2) 小学校費	2252075	24446	2276521	2827	2000	2200	17419		
4. 学校建設費	1627979	24446	1652425	2827	2000	2200	17419		
[1] 南松尾小学校 改築事業費	154938	6491	161424	713			5778	18. 備品購入費	6491 校舎及給食用備品購入費
[3] 鶴山台北小学校 校増築事業費	69266	2560	71826			2200	360	13 委託料	2200 設計委託料
[4] 南嶺山小学校 体育館増改築 事業費	39487	15395	54882	2114	2000		11281	15. 工事 請員費	360 ボーリング工事費 15395 体育館増改築工事費追加
(4) 幼稚園費	365449	12482	377931	6240			6242		

1. 幼稚園管理費	260,161	12,482	272,643	6240	6242					
[2] 一般管理費	59,150	12,482	71,632	6240	6,242				私立幼稚園就園奨励費補助金追加	12,482
(5) 社会教育費	183,524	16,191	199,715	3,573	10,615	2,000				
2. 青少年対策費	10,388	1,180	22,196	3,576	8,232					
[3] 留守家庭児童会運営費	6,413	1,180	18,221	3,576	8,232				指導員及指導主事報償費追加	4,830
									11. 需用費	3,190
									○ 消耗品費追加	281
									○ 印刷製本費追加	50
									○ 医薬材料費	38
4. 市民会館費	6,450	500	6,950		500				15. 工事請負費	5,242
[1] 市民会館費	6,450	500	6,950		500				18. 備品購入費	1,417
5. 青年の家費	955	2,000	2,955			2,000				
[1] 青年の家費	955	2,000	2,955			2,000			15. 工事請負費	500
9. 図書館費	52,946	1,883	54,829		1,883					
[1] 図書館運営費	52,946	1,883	54,829		1,883				15. 工事請負費	2,000
									7. 賃金	1,483
										臨時職員賃金

												18. 備品 購入費	400	図書購入費追加
(6) 保健体育費	4,438.4	1,955	46,839	600			2,280△	925						
1. 保健体育費	4,438.4	1,955	46,839	600			2,280△	925						
[2] 市民グラウン	1,410.7	1,055	15,162				280	775				7. 賃金	718	臨時職員賃金
												11. 需用費	273	○ 消耗品費追加 20
														○ 印刷製本費追加 30
														○ 光熱水費 105
														電気使用料追加 35
														水道使用料追加 70
														○ 繕料追加 113
														○ 医薬材料費追加 5
												12. 役務費	31	通信運搬費追加
												14. 使用料 及賃借料	8	下水道使用料
												18. 備品 購入費	25	グラウンド用備品購入 費追加
[6] 地域スポーツ 育成事業費	1,679	900	25,799	600								8. 報償費	900	学校体育施設開放事業 管理指導員報償費

⑮	災害復旧費	41032	41032	15818	6100	3000	16114				
(1)	土木施設災害復旧費	24327	24327	6068	3000		15259				
1.	土木施設災害復旧費	24327	24327	6068	3000		284				
[1]	信太2号線災害復旧費	1092	1092	548	260		284	11需用費	10	○ 消耗品費	5
										○ 印刷製本費	5
								18委託料	260	測量委託料	
								15. 工事請負費	822	信太2号線災害復旧工事費	
[2]	松尾寺塔原線災害復旧費	5243	5243	3496	1740		7	11需用費	60	○ 消耗品費	30
										○ 印刷製本費	30
[3]	松尾寺浦田線災害復旧費	3035	3035	2024	1000		11	11需用費	10	○ 消耗品費	5
										○ 印刷製本費	5
										15. 工事請負費	5.188
										松尾寺塔原線災害復旧工事費	
[4]	市単独災害復旧費	14957	14957				14957	15. 工事請負費	3.025	松尾寺浦田線災害復旧工事費	
										市単独災害復旧工事費	14.957

(2) 農林施設災害 復旧費		16705	16705	9750	3100	3000	855			
1. 農林施設災害 復旧費		16705	16705	9750	3100	3000	855			
[1] 農林施設災害		16705	16705	9750	3100	3000	855	9. 旅費	50	府内旅費
								11需用費	400	○ 消耗品費 150
										○ 印刷製本費 250
								18委託料	1600	測量設計委託料
								15. 工事 請負費	14550	農林施設災害復旧工事 費
								19負担金 補助金 及交付金	105	大阪府土地改良連合会 負担金
歳出合計	20,878,297	241,368	211,146,65	180,213	80,700	2,6951	3,504			



給 書 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			合 計	備 考		
		報 酬	給 料	職 員 手 当				
補 正 後	1,204人	2,481,699 円	1,621,376 円	4,103,075 円	4,688,763 円			
補 正 前	1,246	2,541,668	1,678,803	4,215,466	4,811,445			
比 較	△ 42	△ 59,964	△ 52,427	△ 112,391	△ 122,682			
職 員 手 当 の 内 訳	扶 養 手 当	52,306 円	住 居 手 当	20,840 円	時 間 外 勤 務 手 当	4,469 円	期 末 勤 勉 手 当	110,996 円
	管 理 職 手 当	38,488	通 勤 手 当	51,273	休 日 勤 務 手 当	1,282 円	児 童 手 当	2,060
	調 整 手 当	205,479	特 殊 勤 務 手 当	9,204	夜 間 勤 務 手 当	6,219	退 職 手 当	64,000
	宿 日 直 手 当	8,216	育 児 休 業 給	850				
備 考	一 般 職 員 1 人 当 り 給 与 費 の 状 況							
		区 分		1 人 当 り 給 与 費				
		補 正 後	3,355 円	補 正 前	3,382 円			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 59,964	その他の増減分	職員の減員	<p>職員数の異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計)</p> <p>本年度補正後 1,246人 △ 42人 1,204人</p> <p>本年度補正前 1,249人 △ 3人 1,246人</p> <p>増・減 △ 3人 △ 39 △ 42人</p>
職員手当	△ 52,427	1. 調整手当の増減分	職員の減員	<p>調整手当の支給率</p> <p>支給対象地域 全地域</p> <p>支給率 8%</p> <p>支給対象職員数 1,204人</p> <p>支給対象地域 全地域</p> <p>支給率 8%</p> <p>支給対象職員数 1,246人</p>
		2. 期末・勤労手当の増減分	職員の減員	
		3. その他の増減分	職員の減員	<p>扶養手当 △2,331 管理職手当 △4,623 住居手当 △581</p> <p>通勤手当 △1,387 特殊勤務手当 △173 時間外勤務手当 △427</p>

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年末までの支出額又は、  
支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当 該 年 度 以 降 以 降 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	其 他	
							国 府 支 出 金	地 方 債
鶴山台北小学校増築事業	124,956 円			昭和54年度 ?	124,956 円	68,400 円	32,400 円	24,156 円
農林漁業金融公庫に対する債務の損失補償 (烏池排水路改修工事)	元金 66,000 及びその利子			昭和54年度 ?	元金 66,000 及びその利子			元金 66,000 及びその 利子

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込額			当該年度 未現在高 見込額	
		借入済額	事業費繰越 による促伸分	計	当該年度中起債見込額	補正額		当該年度中 元金償還見 込額
1. 普通債	20,258,940	21,557,253	368,700	21,925,953	74,600	2,413,173	23,406,429	
(6) 土 木	1,971,946	2,149,433	287,580	2,437,013	67,400	988,600	3,275,615	
(8) 消 防	266,975	283,630		283,600	5,200	20,000	145,606	
(9) 教 育	10,421,001	10,791,194		10,791,194	2,000	1,208,500	11,618,455	
2. 災害復旧債	98,110	90,451		90,451	6,100	6,100	87,737	
(1) 土 木	20,923	17,923		17,923	3,000	3,000	17,133	
(3) 農 林	1,242	1,154		1,154	3,100	3,100	4,102	
一般会計合計	21,158,400	22,434,914	368,700	22,803,614	80,700	2,457,873	24,849,954	

○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君）

ただいま御上程いただきました議案第50号「昭和54年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、去る6月の大雨による災害復旧関連事業費及び和泉市中央丘陵整備事業特別会計の新設による人件費の更正減額、建設事業費の追加等により補正の必要が生じてまいりましたので、本補正予算を御提案申し上げた次第でございます。

続いて、内容について御説明申し上げます。議案書の46ページでございます。

まず、第一条でございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4千136万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を211億1千466万5千円と定めるもので、款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第一表のとおりでございます。

第二条は、債務負担行為の補正で鶴山台北小学校増築事業の追加及び鳥池排水路改修工事に伴う農林漁業金融公庫に対する債務の損失補償の変更でございます。期間、限度額は第二表のとおりでございます。

第三条は、地方債の補正でございます。一部事業費の追加等により起債を増額するもので、事業ごとの個々の借入条件等は、第三表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により、内容について御説明申し上げます。66ページの歳出から御説明申し上げたいと存じます。

総務費でございますが、総務管理費につきましては、特別会計設置に伴う給与費6,878万8千円減額、普通財産取除等工事費570万円、車輛購入経費582万9千円、黒鳥観音寺線歩道設置工事費390万円、老人医療費府補助金等の精算による返還金612万5千円をそれぞれ追加計上いたしました。

徴税費及び戸籍住民基本台帳費につきましては、特別会計設置に伴う給与費の更正減でございます。それぞれ965万7千円及び338万円を減額計上いたしました。

以上が、総務費でございます。総額6千27万1千円の更正減額と相なる次第でございます。

次に、民生費でございますが、社会福祉費及び児童福祉総務費につきましては、特別会計設置に伴う給与費の更正減でございます。それぞれ340万円及び299万5千円の減額でございます。

災害救助費につきましては、去る6月豪雨時に設置した災害対策本部の運営経費でございます。1千25万5千円を追加計上いたしましたものでございます。

以上が民生費でございまして、差し引きいたしまして386万円の追加計上と相なる次第でございまして。

衛生費につきましては、特別会計設置による給与費の更正減額でございまして、予防衛生費351万4千円、環境衛生費330万8千円をそれぞれ減額いたしました。

労働費につきましては、失業対策関係の自動車購入費といたしまして、85万円追加計上いたしました。

次に、農林水産業費でございまして、農業費につきましては、給与費の更正減337万7千円及び農業振興費の追加324万1千円をそれぞれ計上いたしました。

林業費につきましては、山地崩壊事業費610万円を追加計上いたしました。

以上が農林水産業費でございまして、差し引きいたしますと、596万4千円と相なる次第でございまして。

商工費につきましても、給与費350万9千円を減額いたしました次第でございまして。

次に、土木費でございまして、土木管理費につきましては、給与費1千176万7千円を減額計上。

河川水路費につきましては、東松尾川河川改修工事費150万円及び鳥池排水路改修工事費1千686万1千円をそれぞれ追加計上いたしてございまして。

都市計画費につきましては、給与費の更正減280万8千円、都市計画基礎調査委託料12万9千円、ダイヤモンドトレール清掃委託料18万5千円、忠岡池公園用地購入費3千5百万円、泉大津阪本線街路整備事業費7千5百万円、公共下水道事業特別会計繰出金93万3千円、伯太北排水路整備工事費1千万円、市街地開発事業調査委託料460万円及び府中北幹線整備事業費4千5百万円をそれぞれ計上いたしてございまして。

住宅費につきましては、市営住宅の修繕料として、百万円を追加計上いたしましたものでございまして。

以上が土木費でございまして、差し引きいたしまして、1億7千563万3千円の追加と相なる次第でございまして。

次に、消防費につきましては、消防団員の公務災害共済基金負担金及び消防本部の消防指令装置導入経費として、3千583万6千円を追加計上いたしてございまして。

次に、教育費でございまして、教育総務費につきましては、給与費617万9千円減額計上いたしてございまして。

小学校費につきましては、南松尾小学校改築事業費649万1千円、鶴山台北小学校増築事業費256万円及び南横山小学校体育館増改築事業費1千539万5千円をそれぞれ追加計上

いたしてございます。

幼稚園費につきましては、私立幼稚園奨励費補助金の追加で、1千248万2千円計上いたしてございます。これは補助基準の変更に伴うものでございます。

次に、社会教育費につきましては、留守家庭児童金運営費1千180万8千円、市民会館費50万円、青年の家の工事費200万円及び図書館運営経費188万3千円をそれぞれ計上いたしてございます。

保健体育費につきましては、市民グラウンド費並びに地域スポーツ育成事業費として、195万5千円を計上してございます。

以上が教育費でございまして、差し引き4千889万5千円の追加計上でございます。

次に、災害復旧費でございまして、これは去る6月豪雨にて災害のございました個所の復旧事業費でありまして、土木施設災害復旧費2千432万7千円、農林施設災害復旧費1千670万5千円をそれぞれ計上いたしてございます。

以上が歳出予算の事項別の内容でございまして、総額2億4千136万8千円の追加と相なる次第でございまして。

続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。議案書の55ページでございまして。

まず、初めに分担金及負担金でございまして、分担金といたしまして、農業施設災害復旧事業費分担金300万円、負担金といたしまして、山地崩壊事業負担金61万円をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、使用料及手数料でございまして、議案第45号にて設置条例と関連の光明池運動広場テニスコートの使用料でございまして、28万円計上いたしてございます。

次に、国庫支出金でございまして、総額8千294万9千円を追加計上し、歳出経費の特定財源として措置したものでございます。

次に、府支出金でございまして、各種事業の補助対象内定によりまして追加といたしまして、4千726万4千円を追加計上したものでございます。

次に、財産収入でございまして、財産貸付収入として、310万4千円追加計上いたしたものでございます。

寄附金につきましては、一般寄附金40万円を追加計上。

諸収入につきましては、雑入といたしまして、2千306万1千円を追加計上いたしました。

次に、市債でございまして、総額8千70万円を計上してございます。これは適債事業に対して、充当率等を勘案いたしましてそれぞれ計上したものでございます。

以上が歳入予算の内容でございまして、2億4千136万8千円の追加と相なる次第でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 6番（大谷昌幸君） 去年、地域住民の方々の御理解を得て鶴山台南北小学校の校区替えができて、本年5月1日の統計を見ますと、北小学校が935名、南小学校が1,176名と、非常に理想的な適正規模にされましたことは、教育委員会初め皆様方の御協力に感謝申し上げます。今回、この北小学校の増築をされるということは、地域の皆様方も大変お喜びのことと思います。

過月の和泉の広報にも出ておりましたように、本市の学校の校舎がほとんど鉄筋化し、その鉄筋化率が90%になってるということも大変喜ばしいことでございますが、私、いつもこの議会の窓から望見いたしまして、今度、国府小学校が二棟15教室を増築していただき、古い木造の校舎を取り払っていただいたことについては、非常に感謝しておる一人でございます。しかしながら、きょうのような雨になりますと、私、いつもこの気候のええときに体操ができない、運動ができない、千台を超える小学校の生徒がどのように困ってるかということ、不安と焦燥を交えながら感じておる者の一人でございます。

お聞きするところによりますと、今度、和泉中央線と泉大津粉河線のドッキングする地点、通称小栗街道から13号線までの間が拡張されるということも聞き及んでおります。その計画によりますと、この狭い国府小学校の用地がさらに数メートル後退するということもあわせて承ってるわけでございます。

このような緊急事態を控えて、この30年になんなんとする、わずか4百数十平米の体育館、というよりもむしろ講堂ですが、昨年でしたか、ある体育の団体が1回だけ学校の許可を得てお借りしたそうですが、競技をやりますと床板がキーキー鳴るし、いつ足をずり込みますかわからないということで、競技半ばで中止をしてお返ししたということも聞いております。先日の議会にも南松尾小学校の不祥事が出ておるわけでございますが、そういうことも考えて、この国府小学校の体育館をどのように改築される御計画をお持ちであるか。市長さんに何回も申し上げて恐縮してるのですが、市長さんも特に教育に御熱意を燃やしていただき、御理解をいただき御理解をいただいておりますので、まことに手厳しい質問で恐縮ですが国府小学校の体育館の改築をどのようにお取り計らいいただけるか、御答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 教育次長（平野誠蔵君） お答え申し上げます。

国府小学校の講堂の体育館への改築につきましては、多くの先生方から御要望なり御関心を寄せていただいております。その現状等を見ますとき、御指摘のとおりでございまして、何と



か早期な時点でこの狭わいを解消し、整備を図りたいという存念でございます。ひとつ早急な対応をしてみたい所存でございますので、御了承願いたいと思います。

- 6番(大谷昌幸君) 国府校区御出身の議員さんもたくさんおいでになりますので、私一人申し上げるのもどうかと思いますが、いま、次長の御答弁がありましたように、ほかの議員さんもしょっちゅう指摘されてることであると思います。できるだけ早い機会ということですが、ことしは無理であっても、ひとつ55年度中には、必ず完成していただけるということのお約束をしていただきたいと思いますが、いかがなもんですか。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

非常に厳しい御指摘でございます。あわせて御承知のとおり、国府小学校30学級千名でございまして、毎時間三学級が正規の体育授業を受けている中で、余りにも校庭も狭わいだし、施設も未熟でございます。先ほど先生のお話のとおり、1,300平米の校地の拡張とあわせて、木造校舎のまず整備を図ったものでございます。

体育館についても、既存体育施設そのものが470平米でございまして、現在の学校規模から考えまして、文部省基準では、1,000平米という考え方でございます。何とか国庫負担法による義務教育の国庫負担の補助との結びつきを十分上級官庁とも詰めてまいりまして、早期美現に具体化してまいりたいと考えてます。その点ひとつ御賢察いただきたいと思います。

- 6番(大谷昌幸君) くだいようですが、今度、ある紡績会社の跡に公団が住宅を建設するという事も確定しておりますので、それに関連して、市長の方でひとつ55年度中にめどをつけていただけるかどうかだけ御確約いただけないでしょうか。

- 市長(池田忠雄君) 御次改善を図ってまいりまして、各議員さん、いま、大谷議員さんからの国府小学校の体育館の建てかえ問題についての御指摘、いま、教育委員会からお答え申し上げましたように、狭わいな、あるいは老朽化しているわけでございます。社会増の地区であるというもろしの実態は、私もよく承知しております。財源措置もございまして、これは早急な対策が必要と考えております。所管の教育委員会と十分協議をいたしまして、早期に実現を図るよう努力させていただきたい、このように存じます。

- 6番(大谷昌幸君) ありがとうございます。ひとつよろしく願いいたします。

- 議長(横田憲治郎君) 天堀議員。

- 2番(天堀博君) まず第一点目は、給与費が各科目で更正減になってる理由は、特別会計ということで説明がありましたが、都市整備部の人件費は、宅地開発公団からの業務委託ということで賄っていくということですね。50名という数字が特別会計で出ておりましたが、実際に今回の補正予算で更正減になってる分を合わせると何人になるのかということをお聞

かせ願いたい。それから、都市整備部では現在、何名の職員が何名おり、いわゆる宅建公団からの給与費はいつから出てるようになってるのか、その辺と合わせての差し引きというか、その計算をひとつ出していただきたいと思います。

それから二点目は、六十ページの一番上段、石油貯蔵施設設置対策等補助金、府の商工費補助金として出ておりますが、これはどういうものかという説明を願いたいのと、歳出の面では、具体的にこういう名目の歳出がないので、どういう点で使われてるのかということです。

三点目は、62ページの雑入ですが、鳥池排水路改修事業収入追加、それから鶴山台北小学校増築事業収入、さらに社会教育施設整備事業収入となっておりますが、それぞれについて説明を願いたいと思います。

それから四点目は、84ページの私立幼稚園就園奨励費補助金追加ということで、これは国の基準の改定によるものという説明をいただきましたが、もう少し内容の具体的な説明を願いたいということです。補正後は三千九百万余、約四千万ですが、市費の持ち出しは幾らになるのか、さらに該当者は何名なのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上、お聞かせ願って、またわからんところを聞きたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 人事課長（稲田順三君） お答えいたします。

現在、一般会計から送った職員数は42名となっております。都市整備部へ派遣する職員は50名となっておりますが、この8名の差は、御承知のように現在、土地開発公社で給与を支弁していただいている職員がおりますが、この8名を充て、そして一般会計から42名、合わせて50名の形で対応したいと考えております。

それと、現在の都市整備部の職員数が17名となっております。その上に8名、実質25名で用地買収等に当たってるわけでございます。これだけ重要な事業でございますので、各部課がいろいろ関連の業務に携わるわけでございます。補助金の申請問題とか、その他実質的な事業のアドバイスとか、いろんな面が関係してまいりますので、そういう職員を兼務という形で対応していきたいと考えております。

それで実質買収の職員25名の人件費は約6千6百万円程度、それから、兼務辞令の25名分につきましては約7千5百万円、合わせて1億4千百万円程度という形になっております。これが都市整備における人件費の内訳でございます。一般会計における人件費の総額は、1億4千百万円程度の減額となるわけでございます。

以上が人件費関係でございます。

なお、宅建公団からの収入は、10月からの予定になっております。よろしくお願ひいたし

ます。

- 2番(天堀博君) そうしたら、いままでの分は。
- 人事課長(稲田順三君) いままでの方も含めて、10月から25名プラス15名の50名で対応していく形でございます。
- 2番(天堀博君) そうすると、どっぷり勘定みたいな形になると解釈してよろしいですか。全部入れてもろうた分で予算面では42名出ていき、さらに、会社の8名の分を合わせて50名。しかし、実際には25名は本庁に残したというとおかしいが、本庁内で仕事をするという計算ですね。その辺の仕事の星がどのくらいになるのかというところ辺からも実は心配してるわけです。というのは、先ほど50名余ってたんか、とかの話も出る恐れがあるということでしたのでね。

私は、やはりこういうふうに職員が抜けていくと、本庁内でのいろんな業務に差し支えてくるんじゃないかと思います。特に早急にやらなければいかん仕事とか福祉面とかの職員が削減されたり、あるいはほかの仕事と兼務をしてくると、仕事が非常に雑多になって職員に対する負担と市民サービスの低下、こういうことを非常に心配しておるわけです。一般質問でもありませんし、その辺の内容だけをきちんと聞いておきたかったのはそういうことです。

その辺では、市長初め理事者は十分心得ておいていただきたいと思います。

- 議長(横田憲治郎君) 次。
- 財務部次長(北野敦雄君) 60ページの石油貯蔵施設立地対策等補助金でございますが、実は、この補助金でございますが、実は、この補助金は53年度から創設されたものでございまして、国において石油の安定供給を確保するための一環といたしまして一定の備蓄計画が立てられておりまして、それに伴いまして、大阪府下では石油備蓄施設の立地する当該市町村が三市、大阪市、堺市、高石市が該当しております。当該市はもちろんでございますが、この備蓄施設のごきます周辺の市町村に対しまして、一定の経済的な発展と福祉の向上を図るために、国においてこれらの補助金の制度がつけられたわけでございます。本年度は、約2千4百万円程度見込まれておるわけでございまして、そのうちの2千154万8千円を計上いたしたものでございます。

次の62ページの雑入の件でございますが、まず、鳥池排水路整備事業の追加収入でございますが、これは歳出の鳥池排水路の工事の事業費千686万1千円を計上いたしております。その財源といたしましては、農林漁業金融公庫から資金の導入をするものでございます。

次の鶴山台北小学校増築事業の220万円は、これも歳出に関係いたしまして、鶴山台北小学校の設計委託料の220万円でございますが、住宅公団から導入をするものでございます。

社会教育施設整備事業の収入4百万円につきましては、昨日も教育委員会の方から光明池の運動場の関係でお答えがございましたが、運動場の補完工事といたしまして、千7百万円を大阪府から負担願うということになってございまして、当初予算にそのうちの千3百万円を計上いたしておりますので、残額の4百万円を今回、計上したものでございます。

- 2番(天堀博君) 一つ濡れてるのは、60ページの石油の件ですが、歳出でどういうところへ使ってるかということですか。
- 財務部次長(北野敦雄君) 石油貯蔵の補助金の使途でございますが、これは法律でいろんな事業に充てられることになってるわけでございますが、本年度の支出の使途につきましては、消防施設関係に充てたしているわけでございます。
- 2番(天堀博君) 法律でそうなるというのは、そういうところへ使ってもええという、名目は商工費補助金ですが…。わかりました、結構です。

それから、雑入の鳥池排水路の件については、農林漁業金融公庫から資金の導入を図るということで、これはやはり返済せないかん。その裏保証が出てましたが、この返済はどこが、どんな形ですのかということが一つ。

社会教育施設については、府から千7百万円負担をしてもらおうということですが、実際に今回、4百万円入ってますが、あの施設にそれだけ要るのかどうか、あるいは要ったのかどうか、その辺ちょっと聞いておきたいんです。

- 指導部次長(竹田明郎君) 光明池運動場整備の補完工事千7百万円のうち、当初予算で千3百万円を組んでっております。実際に要ったのは千2百万円ぐらいでございます。残額につきましては、青年の家のほか社会教育施設の整備に充当させていただきたいと思っております。
- 建設部次長(吉田日出男君) お答えいたします。

鳥池排水路の事業収入につきましては、農林漁業金融公庫から光明池土地改良区へ一たん入り、そこから市の方へ入ってくる経路でございます。返済につきましては、市から債務負担をおこして光明池土地改良区(一たんお渡しして、そこを通じて農林漁業金融公庫に返済するという)ことでございます。

- 2番(天堀博君) そうすると、これは地元なり、その辺は全然関係ないわけですね。市が全部返済してゆくわけですね。
- 建設部次長(吉田日出男君) はい。
- 議長(横田憲治郎君) 次。
- 教育次長(平野誠蔵君) この幼稚園就園奨励制度は、国、府の補助制度でございまして、国が三分の一、府が六分の一、合わせて二分の一が補助され、一般財源の負担区分は二分の一

でございます。該当者は1001名でございます。

改正の内容でございますが、これは所得に応じて減免が行われた場合、補助されるものでございます。三段階ございまして、市町村民税が非課税及び生活保護世帯は年額8万円（前7万円）、同じく市町村民税の所得割が非課税の世帯6万3千円（同5万5千円）、市町村民税の所得割が6万円以下の世帯は3万6千円（同3万円）でございます。

以上の改正が行われたわけでございます。

- 2番（天堀博君） 1001名の該当者が市の負担が二分の一ということは、今回の補正が約2千万円の持ち出しになるわけですね。

基準改正の内容をお聞かせ願ったんですが、今後、われわれの質問になり検討したりする材料にしたいと思っておりますのでお願いしたいのは、公立の和泉市立の幼稚園、五歳児を預かってますが、この場合の市の負担は幾らか、建築費、その他の関係もありますが…。それから、この私立幼稚園に2千円出してるが、この辺との比較が出てくると思っておりますので、これはひとつ具体的な計算をして、後日で結構ですから出していただきたいと思っております。

というのは、幼稚園を建ててくれという要望があっても、今後は全部私立にしていくんだという話をされるので、その辺との兼ね合いでどうかという点も検討してみたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

それから、これは私は質問していませんでしたが、先ほど大谷議員さんから質問のありました国府小学校の体育館の件ですが、私は、総務常任委員会を担当しておいた関係もありまして、例の公共施設整備基金、そこでこういうときに使うように、ということで住宅供給公社あたりからの金がためられてるわけでございますので、人口急増に対処するため、となっておりますね、基本的にはね、その辺も十分検討していく必要があるのではないかと指摘しておきます。これで終わります。

- 議長（横田憲治郎君） 他に。
- 5番（仁井明君） 二点についてお聞きしたいと思います。

忠岡池公園整備事業2千370万円組んでいただいておりますが、これにつきましては、今後の公園の計画はどういうぐあいになってるのか。それと、いま不燃物をほかしている問題、まだほかすのかほかさないのか、そういう点もお聞きしておきたい。

過去、8月から公園球場を開設します、ということ在地元へも報告してあるわけです。ところが現時点では、トタンを張って子供がキャッチボールできるぐらいにしかになっていない。これも8月にはできるということを、市長さんは地元の町会長あてに、絶対にソフトボールぐらいはできる球場をつくります、ということを確認下されてあるわけです。ところが、いまだに

できない。フェンスもちょっと工事はやっておりますが、その計画はどうなってるのかということを知りたいと思います。予算も組んでいただいたので、これはいつごろ完成するのか。もう不燃物もほかささないで、全面的に公園にさせていただけるのかどうかを知りたいと思います。

二点目は、府中北幹線の問題でございます。後の工事請負の方にも出てくるんですが、工事の延長の件でございます。地図を見せていただくと、赤線を引いてある計画を見ますと、府中駅の手前でとまっています。一般質問でもいろいろ出ておりました浸水災害を考えますと、府中北の一番踏み切りの下、変電所の近辺が非常によく水につきやすいのでございます。できれば、私はこの中央線の角っこ、イズミヤまで延長していただければ、この変電所の近辺の水害が何とか防げるんじゃないかと思っております。

しかし、この府中駅の手前でとめられると何にもなりません。この北踏み切りのところに2mぐらいの大きな農業用水路がありますが、そこから水があふれて変電所一帯が水につかるということをよく聞いておりますのでね。いままでやったら古池、いまのイズミヤですが、あそこに流れていた水路が、イズミヤが建ってしまった。二国もできて、非常にこの排水が悪いわけです。ですから、181mですかの工事の後に、できれば予算も組んでいただき、中央商店街の昔の道のところまでやっていただければ非常に市民も喜ぶんじゃないか、こう考えます。その点ちょっとお聞きしておきたいと思っております。また、その後は中学校のところまでずっといくのか、お聞きしたい。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 計画課長（山崎琢磨君） お答え申し上げます。

忠岡池につきましては現在、不燃物を廃棄しておりますが、8月の時点におきまして、若干フェンスを張りました部分で、子供がソフトボールができる程度の用地を整備したわけですが、なお、大人も含めてソフトボールぐらいはできるまでには、なお若干の広さが必要だということはわれわれも考えてございまして、追って不燃物の処理もあわせて、いま拡張の方向で検討してるわけでございます。

なお、来年度以降も含めまして、不燃物の放棄場所についても、周辺住民に迷惑のかからぬようよく整備しながら、必要部分を不燃物の用地として確保していき、あわせて整備を検討していきたい、このように考えておりますので、よろしく御了解願いたいと思っております。

- 5番（仁井明君） 計画の図面か何かをいただけますか。
- 計画課長（山崎琢磨君） いままで、検討しておりましたものですが、大阪府、国の補助金も仰ぐということで、全体計画の細部の見直しという指摘も受けておまして、いまのところ、

全体計画をつくっております。再度検討しております、若干の修正を加えなければなりませんので、しばらくお待ち願いたいと思います。

- 5番(仁井明君) 不燃物はまだ一部ほかすわけですね。
- 計画課長(山崎琢磨君) 不燃物の処理につきましては産廃部の依頼で、なお若干の日時までほかさしていただきたいという申し入れを受けておまして、その部分については、最小限度の面積を確保するというで話し合ってる現状でございます。
- 5番(仁井明君) 植樹もしていただき、フェンスも張って工事にかかりたいという答弁をもうたんですが、最後に一点だけお願いしておきます。

私、はからしてもろうたら、東西で60m、南北約70mです。これでは大人のソフトボールはできません。せめて地元の方々とも約束しておりますので、やはり7m、70mぐらいの広さを確保していただきたい。また、トタンも張ってますが、ああいうことでは非常に環境も悪いので、予算も組んでいただいた関係もございまして、もう10mか15m広げていただき、公園球場にふさわしい計画を立てて今後やっていただきたいとお願いしておきます。

- 議長(横田憲治郎君) 次。
- 建設部次長(吉田日出雄君) お答えいたします。

府中北幹線につきましては、54年度で府中駅北踏み切りのところまで計画しておりましたが、国鉄との協議が済みませんでしたので、55年度で北踏み切りのところから駅前の小荷物預かり所までやることになっております。南踏み切りの協議が整いつつありますので、55年度でその横断と、小荷物預かり所から北の中央商店街のところまでの計画をしておりますので完成させ、供用開始を行いたい計画でございます。

- 5番(仁井明君) いろいろ国鉄さんとの話し合いもあるので、市の思うままにいかないことは私もわかっておりますが、やはりあそこは和泉府中の八丁目ですか、ちょっと雨が降ると水につかるということもございまして、そういうことも頭に入れて計画をし、工事にかかっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。
- 議長(横田憲治郎君) 直村君。

- 21番(直村静二君) 83ページ、85ページの3項目についてお伺いいたします。

大谷議員さんのおっしゃった国府小学校の体育館、これは早急にやるということですが、あの講堂は体育館として使えない。校舎の増改築をやったが、当然、この体育館についてもやらないかん。これについて教育長、大体市の構想として、規模、費用がどれぐらいかかるんかということ。そういう立場から、補助申請についての老朽の場合の点数をおっしゃってましたが、体育館の老朽の点数、そして、何ほぐらいで建てようという構想はお持ちになっているかどうか、この点をひとつお聞きしたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

国府小学校の体育館はお見かけのとおり、現在、470平米でございまして、御承知の耐力認定を数回受けてまいりましたが、不適格、該当しないということで今日に至ってるんでございます。したがって、現在の学級規模から言えば、千平米が妥当であるという文部省基準でございまして、改造工事を行う場合は、千平米を基礎としてやりたいわけでございます。

現在の国庫基準による1平米当たりの補助単価は9万3千300円、したがって、総事業費は1億を要するのではないかと。そのうち470平米は、市単独事業で補助対象にはならない。残りの部分については、5百30平米が二分の一の国庫補助対象として採択されるだろうという見通しでございまして。これらの計画の中で今後、上級官庁とも財政の裏づけ等を煮詰めてまいりたいと考えてます。御理解いただきたいと存じます。

○ 21番（直村静二君） 結局1億4千万円になるわけでしょう。構想ではね。

○ 教育長（葛城宗一君） 体育館の基準どおりで、特別なくい打ち施工とか造成工事の伴わない場合は、千平米で9千300万円でございます。備品等を含めて1億を要するというところでございます。

○ 21番（直村静二君） 国庫補助は二分の一と言いましたな。私ら、専門家と違うから、総額は何ぼ、国庫補助はこうなる、あと市単費でせないかん、こういうふうにおっしゃってもらわんとね。市単費は何ぼ要るか、ちょっと教えてください。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

特定財源、一般財源区分の内訳ということでございますが、手元に資料の持ち合わせがないのですが、千平米のもので4百30平米が増築部分でございます。この部分は、御承知の二分の一補助、補助費55%が長期低利債で対処されるという中で、2千500万円程度が補助裏として受けられる。約3千万円程度が起債となるであろうと考えます。残りの4千万円相当額が一般の市単費になるであろうという計算でございます。

○ 21番（直村静二君） 森田団地から7千万円もらうことになってますね。現に大阪府住宅供給公社のやつが建ってるが、それから9億4千万円もらうてるが、その利子だけでもごっつい金額ですな。この4千万や5千万は、市が債務負担を来年おこしてもらって、補助出るのは間違いないからね。あなたの答弁では市単費で5千万円ぐらい。金がないからでけへんとなってくる。何ぼでもいける、9億4千万もらうてるから。金利もついている。あれは周辺のためにもらったお金でしょう。私は、その点も指摘したい。早急に計画を練ってください。森田団地からもらう。あれ、何に使いまんねん。国府周辺のためのお金でしょう。だれが見てもね。



具体的な隘路はあろうが、4、5千万の市単費があつたらできるという教育長の答弁でしたのでね。市長、そこから出してでもやると、はっきりしてもらわんと困る。4千万ないので建てへんね、となると、市民からは、何じゃい、そんなもんでけへんはずない、そういう気分が高まってくると思うので、その点を指摘しておきます。教育長自身が早急に、ということは、当然、来年度予算に組むということだと思ふ。4千万円がないと言うんなら探してあげましょうか。むだを省けばすぐできます。4千万か5千万でできるとわかつたので非常にありがたい。

次は85ページ、市長会館の50万円は何に使うんか。事前には聞いてますが、これにつけ加えて、ここから上がって来ると、市長会館のあそこ、事故がないのが不思議なぐらいです。小さい子供が下へ落ちてしまうので、何とか安全さくとか、安全な方法をぜひお願いしたい。もし、事故を起こしたら、必ず管理の不振ということを絶対に言われますよ。内側にも一尺ぐらいのすき間があって、あそこから足が出る、綱がないからね。細かい点ですが、教育長、ひとつ見てもらうて、50万円プラス一万円でもかめへんから要望しておきます。

次に、市単独災害復元費千4百50万円上がってるが、3百万円以上のところを出してもらいたい。後で結構です。

問題は、先ほど仁井議員も言っておった件ですが、一般質問では、早くせよ、と言ってますが、これは把握してますか。浸水問題では、二回ほどくみ取りに行ってます。ところが、あの清水から来る水路の横に商店街がございまして、いま、工事してますね。あそこの浄化槽の排出にはどこんなってるのか。私は地元の住民から、また浸水してる。合流されてるやないか、と言ってるのを聞いてます。それを把握してますか。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 建設部長（森保君） 排水口はかなり複雑になってございまして、その調査は…。関知しておりません。

○ 21番（直村静二君） 二回もくみ取りに行ってる。仁井議員も言っておったように、あそこまでいけへんかということです。いかれへんと、わざわざそこへまだ水をよけい出す。あの商業地域については、それなりの補助金を出してるんでしょう。その設計とかを見てね。私は仕事が多いからいちいちそんなこと言いませんが、早急に調べてください。浸水対策どうか、予算を組んでますが、上積みをしてね。また浸水したらどないしますねん。そのときの苦情は大変ですからね。全然聞いてないですか。

○ 建設部長（森保君） さきの一般質問でもお答え申し上げましたとおり、55年度には清水の水路まで到達する…。

○ 21番（直村静二君） それは聞いてますが、まだ通らへんのに、また、そこへ浸水の上積

みをするように流していくことについてはね、許可要るのが知りませんが、市の行政指導としてはそれなりに上がってくるでしょう。土木が関知してないんなら、どこが関知してるんか。

- 建設部長（森保君） その点は十分調査して…。
- 21番（直村静二君） あけてしもうたるやつを閉めてくれと言われへんからね。後から苦情をかうということを指摘しておきます。

後で一般財源の浸水対策個所の3百万円以上のやつは聞きに行くことにします。終わります。

- 議長（横田憲治郎君） 他に。
- 28番（坂上国治君） ちょっとお伺いしたいのは、災害復旧費の問題でございます。これは当初予算には組まれておらずに今度、補正で4千百万円余が出てます。これは実際問題、毎年のように台風が来て大雨が降る状態です。ところが、このあんた方の予算の組み方は、ちょうど犯人を見つけて警官が逮捕に行きしなに手錠を注文してるようなやり方と違うんですか。それぐらいの金を毎年当初予算に組んでおけば問題はないと思う。

今後の伯太の自衛隊前の池があふれたときでも非常に困って、自衛隊に土のうを借ったんです。ところが、自衛隊から返せという請求を受けてほかの品物を持って行ったら、自衛隊の規格があって通用しません、と断られた。どこそでどういう品物を買って返せ、ということで、町会の方があっせんして返したわけです。自衛隊も出動してくれないし、青年団なり町民が寄ってたかって土のう積みをやったんです。

これらについては、市の方へもいろいろお願いしたが、そんなにせんとかどうとかです。これは出せんのは当然で、当初予算に組んでないから、出す金がないんやと思うんです。ここ（4千万の金を組むんやったら、大なり小なり、毎年台風で雨が降ってあちこち荒れるんやから、こんなもんは当初予算に組んでおくのが普通やと思うんです。そこら辺、いろいろとそのセクションにお願いして、何とかこれは町会から出さず、市の方で補いをしてやってくれと頼んでますが、どういう計らいをしてくれたか、そこらはまだ聞いてないんですが、そこらのことはやはり十分考えてもろうて、当初予算に必ず組んでおくべきであると思いますが、いや、それはこういう理由でこうした、とかいうことがあるかもしれませんので、ちょっとお伺いしたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 助役（坂口礼之助君） 私からお答え申し上げます。

いま、坂上議員さんの御指摘のとおり、災害関係の復旧事業費につきましては、災害が起きた個所に対する復旧事業といたしまして、国、府の査定をいただいて補助対象にさせていただき、4千百万円の事業予算を組ませていただいたわけなんです。したがって、災害復旧関係につき

ましては次年度、本年度の災害で認められたものが来年度の補助対象になるという場合等は、当然、当初予算に計上させていただいておるんでございますけれども、ここにも記載してございますように、それぞれの事業個所がはっきりしてまいりませんと、当初予算に計上することはむずかしゅうございます。

たとえばいま御指摘いただいております災害復旧の資材関係等につきましては、従来の考え方といたしましては、そうした事態が起こりましたら、直ちに予備費を流用して即刻対応するという考え方で当初予算に計上しておらなかったわけですね。土のうとか、くいとかの災害に対応する資材につきましてはあらかじめ買い求めて、一完の備蓄は消防署に補元していただいておりますわけなんです。あの大規模な6月豪雨の災害でございまして、とうてい備蓄量だけでは足りず、急いで土のうづくりの砂、袋等の資材を買い求めた経過がございます。御指摘の点十分参酌させていただき、そうした災害の応急復旧に対します関係資材の備蓄につきましては今後、万全を期していきたいと存じます。御了解賜りたいと存じます。

- 28番(坂上国治君) 上手に答弁してくれるんですけど、これは“盗人をつかまえてからなわない”ということになりかねません。ならば、なぜ災害が起こらん間に、多少でもここに災害復旧費として組む、組めん理由というのがあるんですか。私はないと思うんです。事前に災害に備えることが何が悪いんですか。それはあんた方の理由です。そこまで気をつけてやってこそ、大きな災害を小さくしていけるんやと思う。いよいよそこらが荒れてから、府に言うてもらわなかったら組めんという、そんなことでは困ると思うんです。予備費が何ぼあるのか知らんが、予備費の範囲内で済むかどうかです。どんな大きな災害が起こるかどうかわかりませんよ。ほんのわずかな予備費で、どんな大きな災害が起こっても補いをしていけるのかどうか。

あなた方、理屈やなく、そうしておくべきであると思ったら、そうします。と言うたらええ。理屈やったら、あんたに負けんくらい言いますからね。そうならないように、盗人をつかまえるためには、ちゃんとなわを持って行くという姿勢が望ましいと思う。あんた方の答弁、私は素直に、はい、そうですか、と聞けません。あんた方の発言の仕方が悪い。

- 助役(坂口礼之助君) 非常に激しい御指摘でございます。理屈を申し上げるわけではございませんが、88ページにございます土木施設災害復旧費と申しますのは、災害が起きたものに対して復旧のための予算という科目で、これは一般土木費と別個に計上させていただいております。

いま、坂上議員さんの御指摘でございます事前に災害を防止するための措置は当然必要でございますし、いわゆる一般土木費の中での道路改修事業費とか排水対策費とか、そういう科目

て計上していくという予算上の問題でございますので、御趣旨の点は十分尊重いたしまして、災害を未然に防止するための浸水対策関係とか道路の問題についても、極力そうした面での予算を配慮いたして十分心得てまいりたいと存じますので、御理解賜りたいと思います。

- 28番(坂上国治君) それやったらね、土のうや砂買う金はどこへ行ったらくれるとかね、それが無いから、わざわざ自衛隊に借りに行ったんです、市にないからね。市がそれだけの準備をしておけば、自衛隊まで借りに行く必要はないわけや。ところがあの雨の中、皆があっちこっち走りましたが間に合わんということで、わざわざ自衛隊へ借りに行った。ところが、返すよう催促を受けて返しに行ったところが、こんなもんであかん、城村さんのもんやないとあかん、というので、城村さんで買って自衛隊へそれだけの数を返したわけです。

せやから、それは災害復旧やないわけです。災害を未然に防ぐためには、ここで金の支払いなどいろいろやります、ということを出発のときに市役所の玄関へ張り紙して皆に見せるようにしなさいよ。全然徹底していない。市民があっちこっちへ土のうを借りて走ってるのを知らん顔して高みで見物している。せやから、恐らくこれらは災害復旧費の中から出すんだらうと思って質問したら、質問の仕方が間違ってるんか知らんが、理屈ばい答弁です。気に入らんよ、わしは。

せやから、今後 もし災害が起こったら、ちゃんと本部をこしらえて、土のう、砂の要る人はここへ来なさい、と張り紙しなさいよ。ただ、私は文句を言われるために、あんたらに理屈を言われるために来てるんと違う。市民の要望を代弁するために来てるんやから、もうちょっと親切に答弁しなさいよ。何にも知らんのか、という答弁の仕方ですよ。

- 助役(坂口礼之助君) よくわかりました。私、ちょっと勘違いしておりまして、災害復旧施設費の関係だというふうに受け取っておりましたので、そのような御答弁になったのですが、まことに申しわけございません。御指摘の関係は、いわゆる災害救助費として科目を計上している部分の御指摘だとわかりました。今回の補正の段階では、災害救助費関係では、2百40万円しか計上しておらなかったわけでございます。したがって、それだけの金額では、十分に応急復旧に対する資材等が整ってなかったということでございます。そのために土のうあるいはくいのち等の関係で御迷惑をおかけしたということで、まことに申しわけなく存じております。そういう災害に対応する資材の備蓄につきましては、今後、当初予算に年間の災害の状況を十分考え合わせまして、予算上でも対応してまいりたいと存じます。

- 28番(坂上国治君) よろしくお願ひしたいと思います。終わります。
- 議長(横田憲治郎君) 赤阪君。
- 13番(赤阪和見君) 端的にお伺ひしますが、私の記憶違いかも知れませんが、60ペ

ージの石油貯蔵施設立地対策等補助金、これは以前、この補助金が出たことは商工の方である  
んですか、その点ちょっと先に答えてください。

○ 議長（横田憲治郎君） 産業衛長。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） この補助金につきましては、先ほど財務部次長からお答えし  
ておりましたように、53年度から創設されたものでございます。53年度にいただいており  
ます。今回、54年度で決定したということで追加予算をされたものでございます。

○ 13番（赤阪和見君） 53年度に出たんですね。それはガソリンスタンドのタンク貯蔵に  
使った補助金を出したのと違いますか。

○ 財務部次長（北野敦雄君） 53年度のこの補助金の使途でございますが、約2千4百万円  
交付を受けておりますが、街路事業に4百50万円、老人集会所等に千百万円、消防施設等に  
ついて約8百90万円ということでございます。

○ 13番（赤阪和見君） これは目的のある補助金だと僕は解釈するんです。今後、いろいろ  
油不安が続く中、石油の去り惜しみ、石油隠しという、また便乗値上げ等が言われる中、こう  
いう対策に使わなければならないかのように、この項目からいけば受け取れるわけですね。そ  
の点どういう目的があるのかどうか。

○ 財務部次長（北野敦雄君） この補助金の使途は、一定の法律なり府の要綱等で定められて  
ございまして、公共用の施設整備事業に充てるようになってございます。この範囲は非常に広  
うございまして、道路、都市公園、スポーツ、レクリエーション、教育文化施設、社会福祉、  
消防施設というた公共的な施設整備事業に充てるようになっているわけでございます。

○ 13番（赤阪和見君） 早い話、やはり危険物がある地域、それに対する福祉の施設に対す  
る補助金ですか。僕は、いまの石油不足から石油備蓄のためのタンク、そういうものが堺や高  
石にあって、その近くやからということですね。それをもつと早く説明してほしかったんです。

もう一点だけ、災害復旧ですが、非常な災害があったんですが、まだこの予算以外の手つか  
ずの個所等がありましたら教えてください。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

農業施設の災害復旧と山地崩壊の災害復旧の事業がございまして、主管課の農林課で通報を受  
けて現地等をいろいろ視察し、やってまいりました。農業施設では、約20個所の申し出がご  
ざいまして、地元負担も合わせ、なおまた、府の査定等を通る中で今回、9カ所について追加  
予算させていただいております。当然、その中で14カ所が補助対象事業になるであろうとい  
うことでございますので、農業施設で5カ所が残るということです。御承知のように、災害復

旧は、三年以内でその工事を完了した場合、補助対象事業の採択があるということでございます。

それから、山地崩壊の場合は5カ所ございまして、今回、2カ所の査定内示の補助金を受け、3カ所残るということでございます。

○ 建設部長（森保君） 土木及び河川災害でございますが、現在、予算計上してございますのは、道路の3カ所でございます。現在、17、18日と日程を取り査定を受けております。あと河川災害18カ所、道路災害2カ所、計20カ所の査定を受けてる段階でございます。

○ 13番（赤阪和見君） 今回はかかる、かからはわからんわけですね。

最後に、要望だけ言っておきますが、三年以内ということですが、なるほど農業災害、山地崩壊で9カ所と2カ所、まだ、5カ所と3カ所が残るということですが、なるべく危険な地域からということでやっているとと思うんですが、早急な対策を整えなければ、まだ台風の時期も済んでないので、残りの措置を早急にやっていただきたいと要望しておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 1番（寺田茂君） これは私の責任ではないんですが、大分時間がたってるので、よろしくお願ひしたいと思います。

共産党の場合、問題別に若干分けさせてもらって、私、地方債の関係で2、3点、これから選挙で戦うので政策も要りますので、それをひとつ数字的に教えてもらいたい。ここで発表してもらおうとやつは間違いないだろうと思っておりますので、ひとつお願ひしたい。

地方債の関係でございますが、これについてはわれわれ、私も含めて、いろんなところで市長に対してものを申してまいりました。この一つは、94ページを見てもわかるように、52年度から現在までの地方債の残及び償還の内容が出てます。一つは、52年度2百11億円、53年度見込み2百28億円、54年度の見込みが2百43億円と、年々15億、16億の形でふえております。この表を見る限り、今回の元金償還は9億1千幾らと出て、結局、どんどん積み残して借金が上積みされていくわけです。

ここで私、具体的に一つお聞きしたいのは、この表で出てる以外、当該54年度末の見込み2百43億円、これについての一般と同和関係にまず分けてもらいたい。

それと、来年度の公債費は、これから見ると恐らく26億ぐらい発生するのではないかとと思うんですが、その辺の見込みをひとつ教えてください。いま、ここでちょっと計算すると、端的に言って26億となると、一日712万円の元利合計となります。大変な額になりますので、この辺を危惧してんです。具体的には、来年度の返済額の中で元金の返済がどれくらい取れるんかです。心配してるように、もっともっと現在の累積に対して上積みされる形になるのか、

それともこれを解消できる形になるのかということをも市長にひとつお願いしたい。数字はどこからでも結構です。長年、市長に対してものを言ってきましたが、この起債の残が250億にならんとするほど出てきた。これについては、一般質問でも出ましたが、市長は再出馬します。となってるので、金の問題だけは、はっきり対応の仕方を私は聞いておきたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 財務部長答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 53年度末実績による起債残高の見込みは、一般普通会計で2百26億6千75万4千円でございます。うち一般分、同和分ということですが、この区分の分析の方法は、かねがね議会でお答えしてるわけですが、財政レベルでの交付税、起債等の財源獲得面での分類、関連分も含めて申し上げますが、今回、一般分が91億5千万円、同和分が135億1千万円という実績になる見込みでございます。

それから、55年度の元金の償還はさらにふえる見込みでございます。これから年末にかけていろいろ積算するわけですが、また、54年度の借入れ等は、これから年末、来春にかけて行うわけでございます。最終的に来春に確定する予算は年末からやるんですが、現時点で概算ですが、元金と利子で25億程度、うち元金が全体で9億7千万ぐらい、利子が15億円程度と見積もってるわけでございます。今後、さらに事業費等が増加してまいりますと、公債費も増加いたしてまいります。現時点ではその程度ということでございます。

○ 1番（寺田茂君） 財務部長のお答えはこれで結構です。53年度末の起債残一般で91億、同和関係で135億、来年度の公債費は約25億、うち9億7千万ぐらいが元金の返済、あとの15億円が利子、この数字を間違ったらいかんということですよ。

そこで市長、こういう形になるんですが、この4年間、心配し続けてきた、もちろんほかの議員さんでもしょうが、共産党は、起債残で和泉市はえらいことになるよと言ってきた。先ほど概算を出したが、一日712万円の元金の借金、和泉市民が全部かぶってる。全部いままで使った分を出してる。これに対して市長、一言あなたの見解を述べてもらえますか。そうでないと次に進めませんのでね。あなたはいつも言うてきた。国から金もらうんやとね。最後なんではっきり言ってください。

○ 市長（池田忠雄君） 御指摘のとおり、公債費の元利償還問題は、本市財政にとって大きなウエイトを占めております。借ったものは返さなければなりません。私なりにこうした面について、国の措置というものを訴え続けてまいったのは事実でございます。同和関連の十条指定拡大の問題あるいは特別交付税の増額等、あらゆる努力をさせていただいております。公債費増加の現状、なお今後とも、内容の分析をしながら、国に対して特別な補助と対策を求めていきつつございます。本市独自のお願いも府、国にいたしております。今後とも、公債費対策

については、基本的な考え方の上に立って対処させていただきたいと存じております。

○ 1番(寺田茂君) あなた、これを聞いたら、4年前と同じことばかり言うてる。私の言うてるのは、以前から一貫してふえてたし大変なことになったことを重点的に聞いている。市長は、自分の当初言うたことと同じことをいまだに言うてる。さすれば、同和関係の十条指定の拡大、具体的にどうしたんですか。実際どうなりましたか、一言、言うてください。そうでないと、同じことばかり聞いて借金がふえるばかりです。

○ 市長(池田忠雄君) 国の制度の壁は厚うございます。これは全国的な問題として持ち込み、和泉市独自の問題としても持ち込んでるわけでございます。国の方では、現在、こうした諸問題について、なお対策を要するという事の上で立って話し合いを続行中でございます。

なおまた、その間に特別交付税の増額問題でもいろいろ話し合いをしてございます。そうした配慮も国にとっていただきつつございます。いままでとってきた点もございます。そうした国の制度の問題だけに、これがこうなった、という御報告はいまのところできませんが、あらゆる点で努力し、現在、国の方でも考慮しつつある現状でございますので、御報告させていただきます。

○ 1番(寺田茂君) 私、数字をもらうことを一つの基本にしておりましたので、これで結構です。こういう現状だということも、私が質問せんと明らかになってこないし、事実、和泉市はこういうことで大変なんだということはわかってますが、市民さんはこれを聞いて、そんなことあるんかいな、と思うほど、これをほんまに受けてくれないような数字になってる。一日712万円返します。そんなことないやろう、というほど膨大な数字なんです。だから、私、確認させてもらうんです。ありがとうございました。

○ 議長(横田憲治郎君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第50号を原案どおり可決決定いたします。

ここでお昼のため一時半まで休憩いたします。

(午後零時20分休憩)

○



(午後1時45分再開)

- 議長(横田憲治郎君) 午前に引き続き会議を開きます。

日程第4「昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第51号

昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

昭和54年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(番1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,283千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ571,337千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

昭和54年9月26日

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3.国庫支出金		35,650	21,350	57,000
	1.国庫補助金	35,650	21,350	57,000
4.繰入金		188,062	933	188,995
	1.一般会計繰入金	188,062	933	188,995
5.市債		288,200	12,000	300,200
	1.市債	288,200	12,000	300,200
歳入	合計	537,054	34,283	571,337

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.下水道事業費		496,532	34,283	530,815
	2.下水道整備費	64,150	34,283	98,433
歳出合計		537,054	34,283	571,337

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
公共下水道	千円	30年以内(据置5年以内)、ただし市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借替えすることができ	千円	30年以内(据置5年以内)、ただし市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借替えすることができ
整備事業	288,200	府行他 政銀その 年8.5%以 内	300,200	府行他 政銀その 年8.5%以 内
		普通貸借又は証券発行		普通貸借又は証券発行

1. 歳入

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節 分		明 記
				区	金 額	
③国庫支出金	千円 35,650	千円 21,350	千円 57,000		千円	
(1)国庫補助金	35,650	21,350	57,000			
1.国庫補助金	35,650	21,350	57,000	下水道事業 1.補助	21,350	小田第2幹線整備事業補助金 追加
④繰入 金	188,062	933	188,995			
(1)一般会計繰入金	188,062	933	188,995			
1.一般会計繰入金	188,062	933	188,995	1.一般会計繰入金	933	一般会計繰入金追加
⑤市 債	288,200	12,000	300,200			
(1)市 債	288,200	12,000	300,200			
1.市 債	288,200	12,000	300,200	1.下水道整備事業債	12,000	小田第2幹線整備事業債追加
歳入合計	537,054	34,283	571,337			

2. 歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源		区 分	金 額	
				国府支出金	地方債	その他	一般財源			
① 下水道事業費	千円 496,532	千円 34,283	千円 530,815	千円 21,350	千円 12,000	千円 933	千円	千円		
(2) 下水道整備費	64,150	34,283	98,433	21,350	12,000	933				
下水道整備費	64,150	34,283	98,433	21,350	12,000	933				
小田第2 川幹線整備 事業費	58,500	34,283	92,783	21,350	12,000	933	工事 15 請負費	34,283	管渠築造工事費追加	
歳出合計	537,054	34,283	571,337	21,350	12,000	933				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込額			当該年度末 現在高 見込額
		借入済額	事業費繰越 による延申分	当該年度中起債見込額		当該年度中 基金償還 見込額	
				補正前の額	補正額		
1. 下水道整備債	284,633	626,042		288,200	12,000	300,200	925,343
							899

○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君）

議案第51号「昭和54年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

まず、今回の補正予算は、国庫補助金の内定に伴う建設事業費の追加でございます。

第1条でございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,283千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を5億71,337千円と定めるもので、款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。事業費の追加により起債を増額するもので、借入条件等は、第2表のとおりでございます。

内容につきましては、小田第2幹線整備事業費34,283千円の追加計上でございます。これに充当いたします歳入として、国庫補助金として、補助対象内定によります追加として、2,135万円計上。市債につきましては、充当率を勘案いたしまして1,200万円追加計上、残りを一般会計より繰り入れいたすべく、933千円を追加計上いたした次第でございます。

以上が、和泉市公共下水道事業特別会計補正予算の内容でございます。34,283千円の追加と相成る次第でございます。よろしく御審議の上、可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第51号を原案どおり可決決定いたします。

---

○ 議長（横田憲治郎君） 次は、日程第5「工事請負契約締結について」（昭和54年度府中北幹線築造工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第52号

工事請負契約締結について

昭和54年度府中北幹線築造工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和54年9月26日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 昭和54年度府中北幹線築造工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 101,000,000円
- 5 契約の相手方 和泉市父鬼町95番地の1  
株式会社 北喜組  
代表取締役 北野 喜八郎
- 6 工期 自 昭和 年 月 日（議決の日）  
至 昭和55年3月15日
- 7 契約保証金 5,050,000円
- 8 保証人 和泉市仏並町320番地  
株式会社 大勇組  
代表取締役 藤林 勇

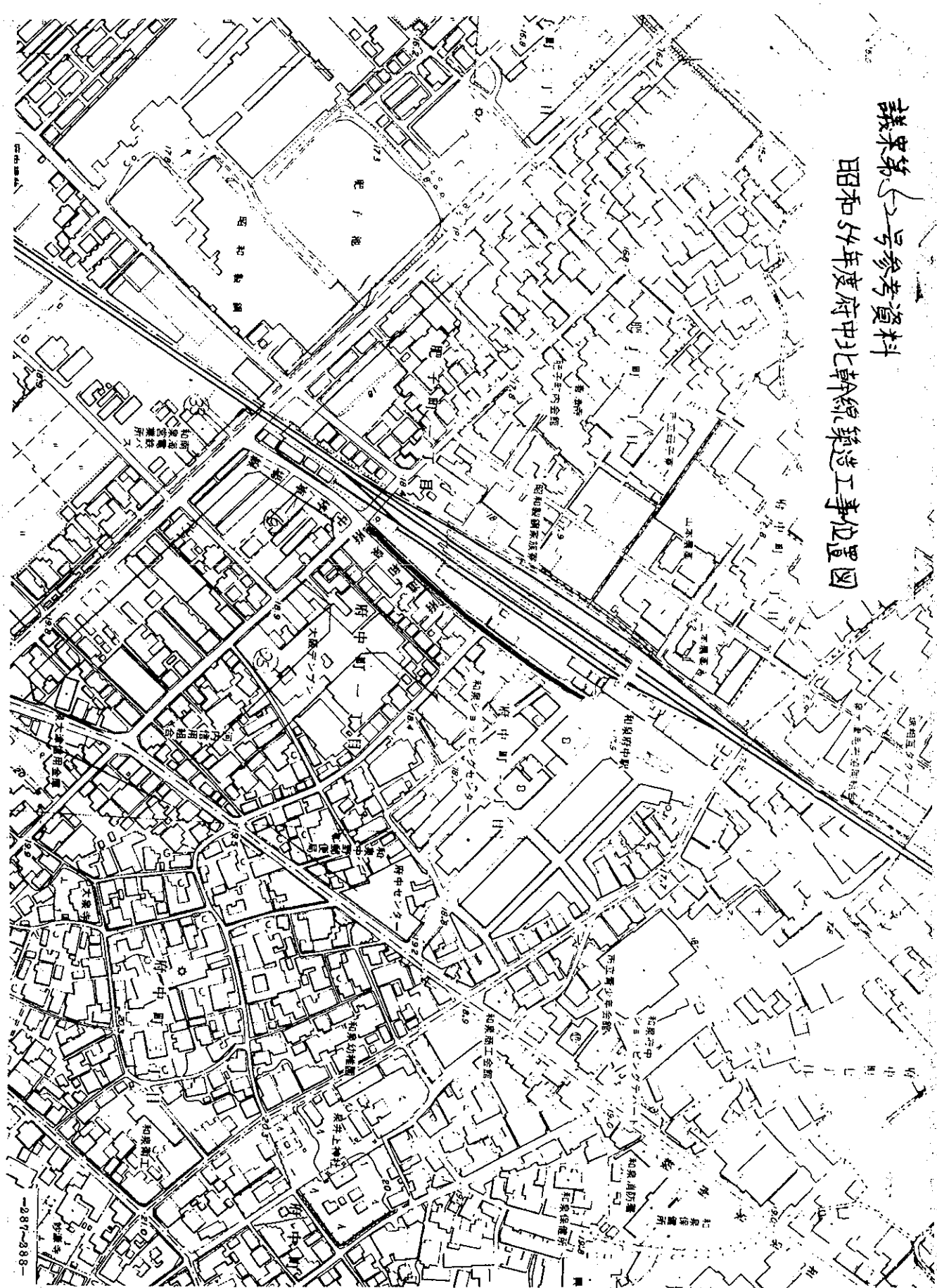
議案第52号参考資料

昭和54年度府中北幹線築造工事概要

- 1 工事場所 和泉市府中町1丁目地内
- 2 工事種別 管路施設
- 3 構造 工事延長 181.83 m  
管体延長 2,000‰ 174.96 m  
推進延長 2,000‰ 174.58 m  
発進坑 1ヶ所

議案第52号参考資料

昭和54年度府中北幹線築造工事位置圖







- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（森 保君） ただいま御上程いただきました議案第52号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

かねてから継続事業として進めてまいりました府中北幹線築造工事の請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、提案しようとするものでございます。

その内容でございますが、請負金額1億1,000千円で、契約の相手方は、和泉市父鬼町95番地の1、株式会社北喜組代表取締役、北野喜八郎と締結しようとするものでございます。工期は、御議決の日から55年3月15日までとし、工事場所は、府中町1丁目南1番踏み切りから府中駅の手荷物取り扱い横までの間でございます。工事延長181.83mで、管径2,000%工法は推進工法で、発進坑1カ所でございます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） いよいよ人通りの多い場所へ来たということで、ここは一方通行、各商店もある。そうなればバスも通つてるといふことで、その辺の点で実際に業者が仕事する場合、十分住民に対する交通の安全対策、通過交通の制限とか、そういう点の地元説明とあわせて、うまくいく体制はぜひともとってもらいたい。その点での体制はできてるのかどうか、お答え願いたいと思います。
- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 下水道課長（大浦行男君） 現在、関係機関といろいろ調整いたしまして、その作業を進めております。道路は、大阪府の府道でございます。沿道の商店街関係者と調整を続けております。
- 21番（直村静二君） 一応、万全の策をとるといふことですが、万全の策をとっても、苦情等についてはどこが処理するか。業者に任ずというわけにはいきません。その辺の責任の所在もあわせてお答え願いたい。
- 建設部長（森 保君） 御心配かけて申しわけございません。誠心誠意、地元の皆さんにも御予解を得てやっていきたいと思っております。
- 21番（直村静二君） 土木課、それとも下水道課になるの。
- 建設部（森 保君） 下水、土木とも建設部が所管いたしております。一致協力して対応していきたいと思っております。
- 議長（横田憲治郎君） 大谷議員。

○ 6番(大谷昌谷君) 午前中も話が出てましたが、ちょうど国鉄敷のところだけ飛びましたな。相手が国鉄というのは、なかなか一筋なわでいかんところ。国鉄の線路敷の下をくぐって直角に曲がる場所、どなたとあいに話が進んでるのか、その状況と今後の見通しについて、今度の工事といつドッキングできるかです。

○ 建設部長(森 保君) まさにそのとおりでございます、国鉄につきましては、かなり調整に期間がかかってございます。本年度、国鉄も含めて実施する計画だったんですが、国鉄との協議がかなり遅くなりまして、55年度には国鉄とのドッキングをしたい、かよう考えております。

○ 議長(横田憲治郎君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第52号を原案どおり可決いたします。

---

○ 議長(横田憲治郎君) 次に、日程第6「和泉市自転車駐車場条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第53号

和泉市自転車駐車場条例制定について

和泉市自転車駐車場条例を次のように制定する。

昭和54年10月17日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市自転車駐車場条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、本市内の道路交通の安全と円滑化を図り、もって市民の利便に資するため、市が設置する自転車駐車場について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 自転車駐車場(以下「駐車場」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 和泉府中駅自転車駐車場
- (2) 位置 和泉府中町一丁目1,251の2

(使用許可)

第3条 駐車場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、定期又はその使用の都度市長に第5条に定める使用料を納め、使用の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、駐車場の使用を許可しない。

- (1) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- (2) 著しく悪臭を発生する物品を積載しているとき。
- (3) 他の自転車の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第5条 駐車場の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(禁止行為)

第8条 使用者は、駐車場において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車の駐車を妨げること。
- (2) 施設その他工作物及び駐車中の自転車を汚染し、又は破損すること。
- (3) みだりに火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発生すること。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をすること。
- (6) 飲食物その他物品を販売又は陳列すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼす行為をすること。

(使用許可の取消等)

第9条 使用者が次の各号の一に該当するとき、駐車場の使用許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくはこれを停止することができる。

- (1) 第4条各号に掲げる理由が発生したとき。
- (2) 第8条各号に掲げる行為をしたとき。
- (3) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用権の譲渡禁止)

第10条 使用者は、駐車場を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により駐車場の施設をき損し、若しくは滅失したとき又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(盗難防止)

第12条 使用者は、自転車への施錠の徹底等盗難防止に努めなければならない。

2. 通常の管理における自転車等の盗難、汚損、事故等については、市は、その責任を負わない。

(管理の委託)

第13条 駐車場の管理、運営については、これを委託することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 和泉府中駅自転車駐車場料金表

車 種	使 用 料 金	定 期 料 金
自 動 2 輪 車	1日1回150円	1箇月3,000円
自 転 車	1日1回100円	1箇月2,000円

注 自動2輪車とは排気量0,09リットル以下のもの及び原動機付自転車をいい、側車付のものを除く。

理 由

市内の道路交通の安全と円滑化を図り、もって市民の利便に資するため市が開設する自転車駐車場について、その管理、運営等に関する事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第58号参考資料

和泉府中駅前自転車駐車場位置図

# 和泉府中駅

国鉄阪和線

18-416

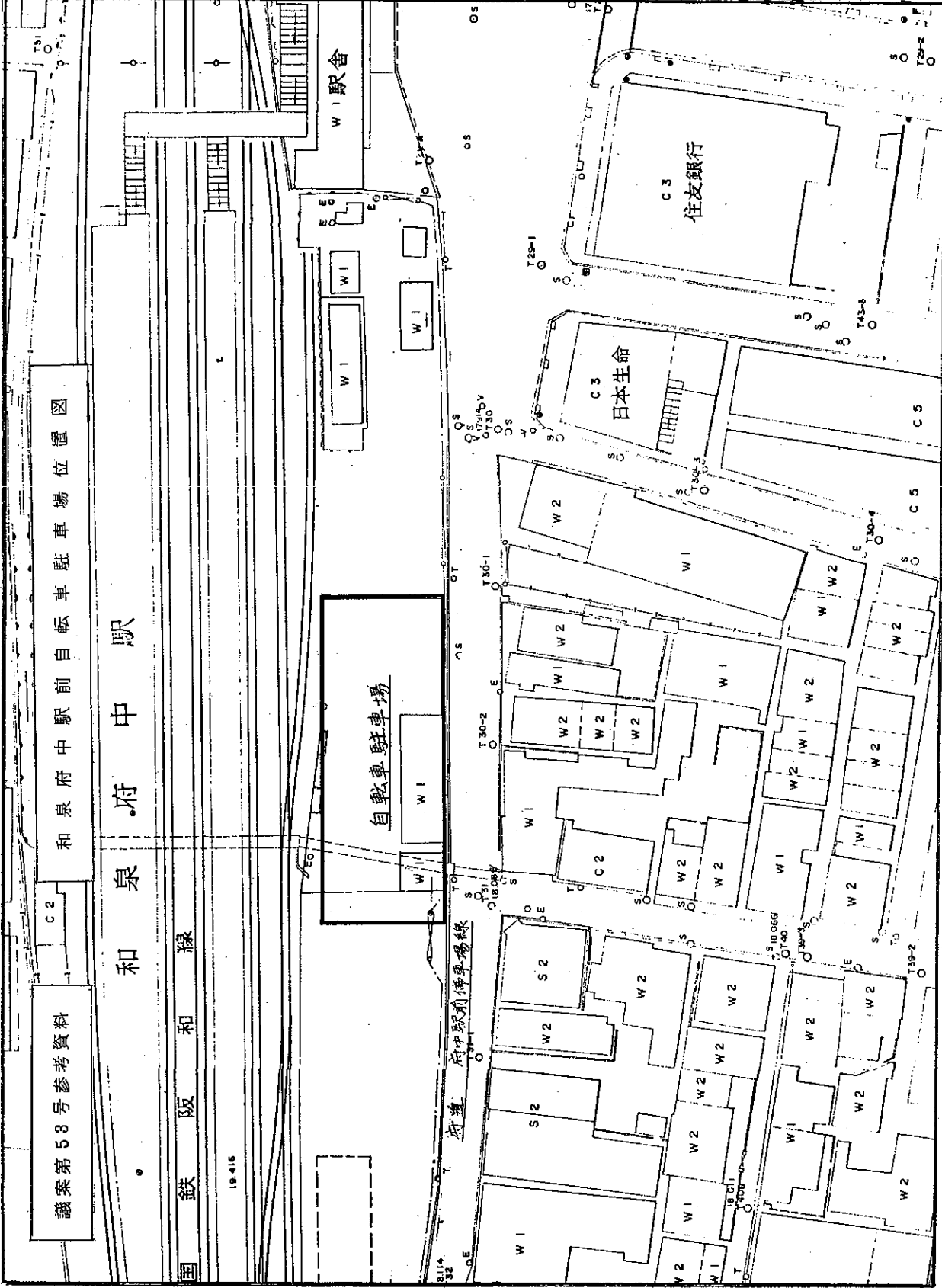
自転車駐車場

W1 駅舎

C3 住友銀行

C3 日本生命

和泉府中駅前自転車駐車場





議案第53号参考資料

和泉府中駅前自転車駐車場位置図

# 和泉府中駅

和泉府中駅前自転車駐車場位置図

18.416

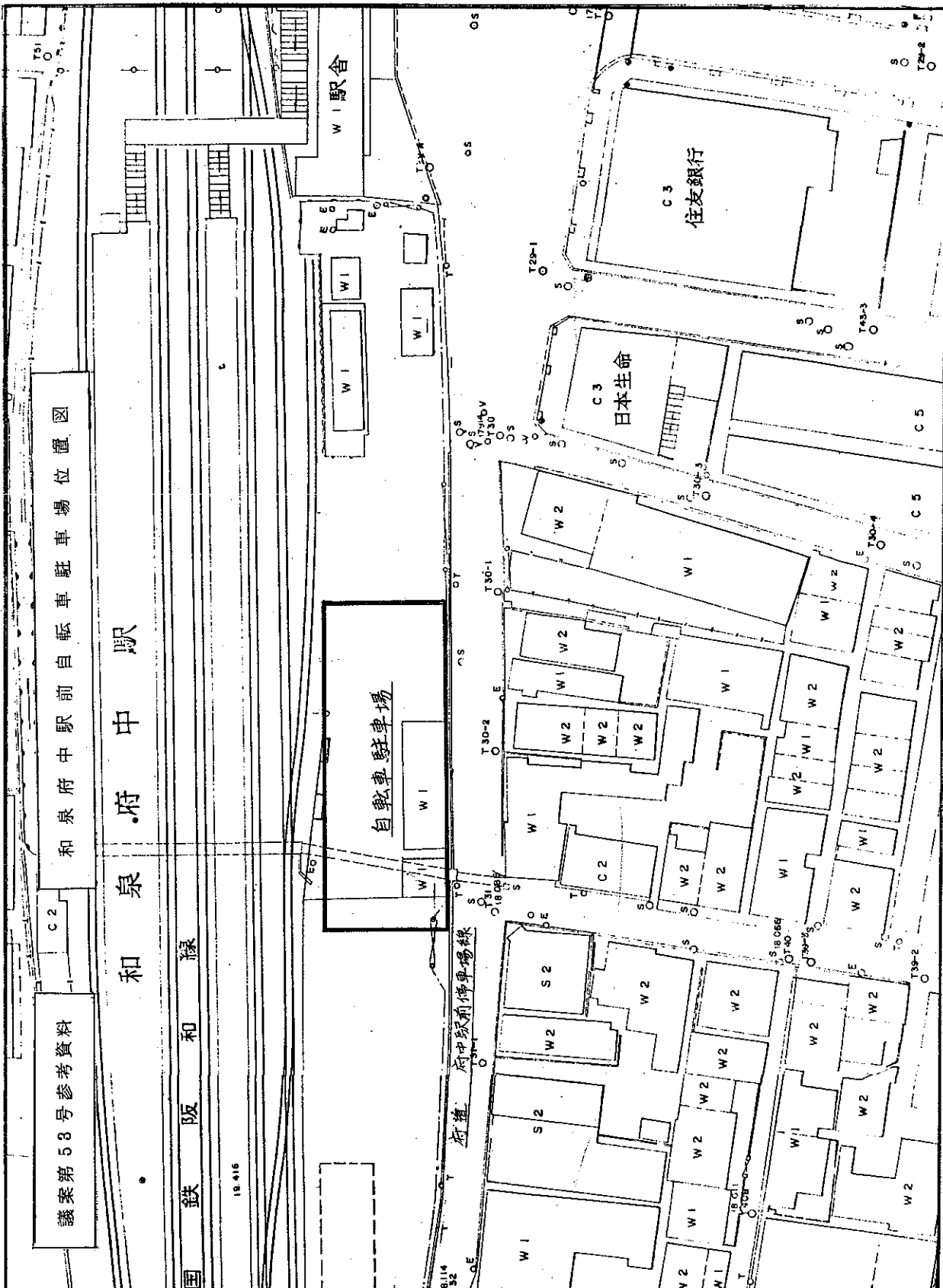
自転車駐車場

W1 駅舎

C3 住友銀行

C3 日本生命

和泉府中駅前自転車駐車場位置図







- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第53号「和泉市自転車駐車場条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

御承知のように、国鉄阪和線は、本市における唯一の鉄道機関として、3駅それぞれに个性的な発展を遂げてまいりました。列車乗降のために利用されている自転車は、収容施設の絶対数不足から、やむなく駅前周辺路上に放置されているのが現状でございます。

このたび、和泉府中駅前から貨物駅が廃止されたことに伴いこの跡地を借用し、放置自転車を収容の上、駅前周辺的美観の回復と通行人への迷惑防止、道路交通事故防止に万全を期すべく、まず、和泉府中駅構内に約600㎡を借地し、500台程度の自転車駐車場を設置し、11月の早い時期に使用に供したく、御提案申し上げるものでございます。

次に、条例案の内容について御説明申し上げます。

第1条は、設置目的を規定したものでございまして、本市内の道路交通の安全と円滑化を図り、もって市民の利便に資するものでございます。

第2条は、名称及び位置を規定するもので、名称を「和泉府中駅自転車駐車場」、位置を、「和泉市府中町1丁目1,251の2」と定めるものでございます。

第3条は使用許可を、第4条は、使用の制限を規定させていただき、第5条は、使用料を定めるもので、別表の料金表にございますように、自動二輪車及び自転車の一日一回の使用料金、また、1カ月の定期料金を定めるものでございます。

第6条は使用料の不還付。第7条は、使用料の減免に関する規定でございます。

第8条は禁止行為を定め、第9条は、使用許可の取消等に関する規定でございます。

第10条は使用権の譲渡禁止。第11条は、損害賠償に関する規定でございます。

第12条は、盗難防止を規定し、使用者みずから盗難防止に努めていただき、通常の管理における盗難、汚損、事故等については、市は、その責任を負わない、と定めております。

第13条は管理の委託で、管理運営については、これを委託することができる、と規定しております。

第14条は、委任事項を定めるもので、この条例施行に必要な事項は、規則で定めるよう規定いたしました。この規則から、駐車場の使用時間は、午前6時から午後10時までとし、管理人の配置をいたします。

なお、12月30日から翌年1月3日の5日間は、休業日と定めております。

附則として、本条例の施行日を定めるもので、公布の日から施行するものといたします。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 28番（坂上国治君） ちょっと12条の盗難防止のところ、盗難に遭っても市は責任を負わないということですが、預り賃もろって、そして盗難に遭っても責任を負わんというのは、これでいいのかどうか。自転車の場合、1年間は自転車の保険が入るわけですが、1年過ぎたら効かんわけです。盗難に遭うと、改めてその人は自転車を買わないといかんことになるわけです。無料駐車場の場合は、盗難に遭っても、勝手に置いたんやからしょうがないと言えるが、料金を取って、そして、取られても責任を持たんということら辺、納得のいく御答弁を願いたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 産業部長。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

盗難の場合、その責任を負わないということにつきましては、「通常の管理における」と上げさせていただいておりますが、管理人が、管理室を含めまして敷地内で常駐した普通の状態にあるときの盗難は、その責任を負わないというふうに考えておるわけです。管理人が、管理人室または敷地内を離れ、その間に遭った場合は、管理上の責任を負って盗難の賠償を負いたい、かように考えております。いろいろと御指摘がございますけれども、通常の管理を行っている場合は、盗難の責任を負わないという形で取り組みたいと思ってるわけでございます。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 21番（直村静二君） 3点ほど、詳細については、その間に質問もしてきたんですが、一つは、この件についての国庫補助はついてるのかどうか。もらえない場合、このお金は、どこからどういう会計処理の仕方をするのか。

それから、公衆便所は今回、どうやら設置しないということなんです、管理人もおることだし、悪く考えてたれ流しの問題があってもいけないので、その辺十分処理できるのか。

以上の3点についてお答え願いたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 皆さん、御存知かと存じますが、昨年の6月でしたか、国会の内閣委員会に国鉄駅前自転車対策協議会が設けられ、その中に国鉄関係の職員、自治省、建設省の職員が委員として入りまして、その席上いろいろと協議され、一定の決まりがございす。それは駅前自転車対策等につきましては、地方公共団体がその責任を持つ。それから、いろいろ行われる事業につきましては、国がその経費の一部を補助する。いわゆる交通安全対策

の交付金がございますが、それで賄うという形で取り組まれております。

今回、御提案申し上げてるこの事業も、反則金等の交付金から賄って進めてまいりたいと思っております。その特別交付金は、ガードレールとかミラーとかいろいろ安全対策上の事業も含まれておりますが、その事業の中でいろいろ精査し充てたい、かよう考えております。

2点目の公衆便所のお尋ねでございますが、今回、国鉄から借用する用地は、国鉄の計画で下りホームの拡幅と延長の工事の土地利用計画から2年6カ月間、工事に支障のない範囲で借地したものでございます。国鉄は、工事完了後に貸しつけないということではございましたけれども、緊急に借り受け自転車駐車場を設置しようとするものでございます。57年3月末までは、国鉄との再度協議が残っておりまして、それは位置の変更等があるということではございます。

公衆便所の設置は長年の懸案事項でもありまして、不特定多数の方の利用があり、環境、風俗の点からも、本設で整備したいのが本旨でございます。

なお、仮設、本設と変更等がある場合は、駅前商店街の管理者の皆さんの了解も得なければならぬ実態でございます。

以上から、府中駅前整備の中で、いろいろと他の事業もあわせて解決せねばならぬ問題がたくさんありますけれども、次期位置の変更の時点で一斉に解決したい、かよう思っております。

なお、管理人室の隣には簡易便所として、管理人の方々が利用できるトイレは設置したい、かよう思っております。よろしく御賢察賜りたいと思います。

- 21番(直村静二君) 国庫補助はわかったんですか、会計処理の点でもう少し具体的に、いま、収入何ぼになってるんや、と聞きに行くのはどこや、ということ。オープンしたら収入があるが、その会計処理はどこですか、はっきりして ださい。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) 当然、国庫の交付金は、いろいろと事業計画し、また、事業が終わった場合、いろいろとそれらの精算をして、その中で最終的に金額が決定するということではございます。いま申し上げましたように、駅前駐車場には補助対象がございまして、他のいろいろな事業もあわせて、そういう形でまとめ上げたいと思っております。補助の対象であることは間違いありません。
- 21番(直村静二君) 会計処理として、何ぼ預かって収入がどれくらい、人件費は何ぼとかの問題です。
- 交通公害課長(堀 宏行君) お答えいたします。  
会計処理、その他につきましては、当然、事務局を私の方で持っていますので、十分精査検討して間違いのないようにいたします。

○ 21番(直村静二君) 交通公害課へ行けばちゃんとわかる、責任を持つということですね。  
終わります。

○ 議長(横田憲治郎君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第53号を原案どおり可決いたします。

○

○ 議長(横田憲治郎君) 日程第7「人権擁護委員候補者を推せんするにつき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 諮問第1号

人権擁護委員候補者推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推せんするについて、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

昭和54年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

氏名	生年月日	住所	職業

諮問第1号参考資料

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）抜粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下略）

○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者を推せんするにつき議会の意見を求めることについて」、提案の理由を御説明を申し上げます。

なお、冒頭おわび申し上げたいのは、本案についての取り扱いについて、非常に行き届かない点が多々ございまして、議会運営委員会で御指摘をいただき、御心労を煩わしましたことを、まずもって深くおわび申し上げる次第でございます。

このたび、4人のお方を人権擁護委員として推選申し上げ、御同意を賜りたく御提案申し上げます次第であります。大橋良明氏、土井久信氏は、任期満了に伴い再任をお願いいたしたく思いますが、大橋良明氏は5期15年間、また土井久信氏は6年18年間の長きにわたり、人権擁護委員として豊かな経験と高い識見をもって、憲法で定められた基本的人権の擁護について、各般にわたり御活躍を賜っておりますので、このお二人につきましては、再度引き続いて委員をお願いいたしたく、委員候補者として推選いたしたく存ずるものでございます。

大橋良明氏は、大正6年12月19日生まれ、府中町3丁目3番3号に住まれ、大泉寺の住職でございます。

土井久信氏は、明治35年11月30日生まれ、太町158-33番地に生まれ、無職でございます。

また、これまで人権擁護委員として御活躍を賜りました黒川幸一郎氏は、今回、任期満了に際し、病気のため委員を辞退されましたので、その後任といたしまして、堀川美好氏を候補者に推選いたしたく存じます。

堀川美好氏は、大正3年5月24日生まれ、観音寺町59番地に生まれ、昭和50年3月、国府小学校校長を最後に退職され、無職でございます。氏は、教育者として市内各小中学校長を歴任され、氏に寄せられる信望は厚く、人格識見豊かで公平円満な方でございますので、人権擁護委員候補者として適任と存じますので、御推選申し上げる次第でございます。

なお、新たに植田貞一郎氏を委員候補者に推選いたしたく存じます。

植田貞一郎氏は、明治44年5月26日生まれで、山手町146第地に生まれ、会社員でございます。氏は、これまで民生委員、PTA、保育所等の役員として、また現在、明るい選挙推進協議会委員等々で御活躍され、温厚円満で人権擁護について理解のある方でございますので、人権擁護委員候補者として適任と存じますので、推選申し上げる次第であります。

何とぞ満場一致で大橋良明氏、土井久信氏、堀川美好氏、植田貞一郎氏を委員候補者として推選することにつきまして御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。よろしく御願ひ申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。本件を推選することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、諮問第1号を原案どおり同意することに決めます。

○

○ 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第8「浸水対策に関する請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

浸水対策に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員	坂上國治
同	直村静二
同	貝淵博治
同	三井正光
同	仁井明
同	赤阪和見

## 浸水対策に関する請願

### 請願事項

1. 浸水被害者に対する緊急救済処置を取ること。
2. 今後予想される水害に根本的対策を立てること。

### 請願の趣旨

私たちは、和泉市伯太町6丁目に居住する市民であります。

昭和54年6月27日～29日の集中豪雨で田畑の冠水、床下床上浸水等の被害を受け現在早くも半月を経過したが、いまだタタミもかわかず寝食にことかく状態で衛生的にも危険であります。もし伝染病でも発生すれば大変であります。

市立解放センターの建設に伴い浸水がおこりやすくなったのです。私たちは、今度の水害を予想し、過去に市へ再三の地域への下水道完備を要求してきたのであります。今日の水害は天災でなく、人災であると考えます。

私たちは、以上の点から市当局に一刻も早く浸水被害者に対する救済処置と根本的対策をたてられることを要求します。

昭和54年10月17日

和泉市議会議長

横 田 憲 治 郎 殿

(代表者) 和泉市伯太町6丁目8の32

大 畑 保 己 ㊟

他151名

- 議長(横田憲治郎君) 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 21番(直村静二君) 僭越ですが、私から趣旨説明を申し上げたいと思います。

いま、事務局長が朗読されたとおりの趣旨です。私は、一般質問でも取り上げましたが、二度と浸水のないようぜひともお願いしたいという点で、説明を終わります。

満場一致の御賛同をお願いいたします。

- 議長(横田憲治郎君) 本請願について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件については、十分審査検討を行う必要があると思いますので、本件の内容からして建設水道委員会に付託し、閉会後も審査をお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本件を建設水道委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには御苦勞でございますが、よろしく御審査のほどをお願い申し上げます。

- 議長(横田憲治郎君) ここで暫時休憩いたします。自席で恐れ入りますが、しばらくお待ち願いたいと思います。

(午後2時15分休憩)

---

(午後2時18分再開)

- 副議長(藤原利一君) 大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま横田議長より辞職願が提出されました。何分にも不慣れな私でございますが、議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。「議長辞職許可について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「議長辞職許可について」を日程に追加することに決めます。

- 
- 議長(横田憲治郎君) 「議長辞職許可について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

### 議会議案第3号

#### 議長辞職許可について

本市議会議長 横田憲治郎氏から、昭和54年10月18日づけで、辞職いたしたき旨の願出があつたので、本議会はこれを許可するものとする。

昭和54年10月18日提出

和泉市議会副議長 藤原利一



- 副議長（藤原利一君） ただいまの朗読どおり、横田憲治郎君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、横田憲治郎君の議長の辞職を許可することに決しました。

この際、前議長のあいさつをお願いいたします。

---

○

（前議長あいさつ）

- 15番（横田憲治郎君） お許しをいただきまして一言、御礼かたがたごあいさつを申し上げますたいと思います。

昨年10月、皆様方の御推挙をいただきまして、この一年間、行き届かぬ点多々ございまして、大変皆様方に御迷惑をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。皆様方の御支援、御協力のおかげで大過なくこの一年間、過させていただきました。改めて心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

今後は、一議員として市政のため微力を捧げ、がんばってまいりたい、このような決意を持っておりますので、よろしく願い申し上げます。

簡単でございますが、一言、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。（拍手）

- 副議長（藤原利一君） 前議長さんのあいさつは終わりました。横田前議長さんには一年間、どうも御苦労さんでございました。

- 
- 副議長（藤原利一君） この際、お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「議長選挙について」を日程に追加いたします。

「議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第2号

議長選挙について

本市議会議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行うものとする。

昭和54年10月18日提出

和泉市議会副議長 藤原利一

- 副議長（藤原利一君） お諮りいたします。議長選挙をいかがいたしましょうか、御意見をお伺いいたします。
- 7番（金沢勝君） 議会運営委員会の決定によりまして、来る30日まで会期がございませう。そういう日程の中で暫時休憩し、その後で調整して議長を選出したいと思っておりますので、暫時休憩を願います。
- 副議長（藤原利一君） ただいま金沢議員より暫時休憩することの御意見が出ておりますが、これに御異議ありませんか。

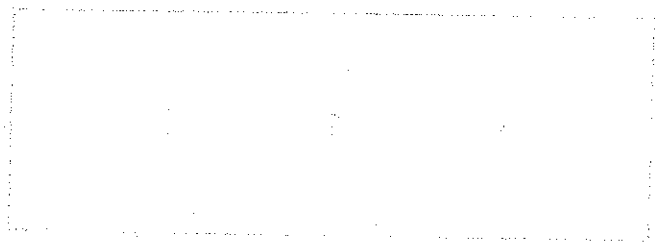
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、暫時休憩をいたします。

（午後2時25分休憩）

（以後本会議再開されず、散会）

第 7 日



昭和54年10月19日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(19名)

1番 寺田 茂 君	18番 池 辺 秀 夫 君
3番 橋 本 佳 行 君	21番 直 村 静 二 君
5番 仁 井 明 君	22番 勝 部 津喜枝 君
6番 大 谷 昌 幸 君	23番 三 井 正 光 君
7番 金 沢 勝 君	25番 竹 内 修 一 君
8番 成 田 秀 益 君	26番 柳 瀬 美 樹 君
11番 上 代 卯之松 君	27番 竹 下 義 章 君
12番 藤 原 要 馬 君	28番 坂 上 國 治 君
13番 赤 阪 和 見 君	29番 藤 原 利 一 君
15番 横 田 憲治郎 君	

欠席議員(6名)

2番 天 堀 博 君	16番 木 下 甲子三 君
9番 松 下 定 君	19番 貝 淵 博 二 君
10番 山 口 義 一 君	20番 田 中 包 治 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	同和对策部次長	橋本 昭夫
助役	坂口 禮之助	市民部 長	富田 宏之
収入役	中塚 白	市民部 次長兼	逢野 博之
兼市長公室	西川 喜久	福祉事務所 長	広岡 史郎
兼市長公室	林 徳次	産業衛生部 長	角谷 泰夫
兼市長公室	石本 博信	産業衛生部 次長	森 保
秘書広報課 長	麻生 和義	建設部 長	吉田 日出男
財務部 長	北野 敦雄	建設部 次長	門川 禄郎
財務部 次長	大塚 孝之	都市整備部 理事	中山 重光
財政課 長	中西 淳富	都市整備部 理事兼	萩本 啓介
同和对策部 長	生田 稔	都市整備部 理事兼	逢野 一郎
同和对策部 理事兼	明坂 貞士	整室長事務取扱	教育委員 長
解放センター 所長	竹林 淳	改良事業部 長	堀内 由延
事務取扱	内田 繁	教育委員 長	葛城 宗一
改良事業部 次長兼	藤原 光夫	教育 次長	平野 誠蔵
改良事業部 次長兼	田中 稔	管理部 次長	青木 孝之
改良事業部 次長兼	西川 武雄	指導部 長	高橋 貞良
改良事業部 次長兼	赤田 信	指導部 次長	竹田 明郎
改良事業部 次長兼	松村 吉堯	選挙管理委員会 委員 長	味谷 日吉
改良事業部 次長兼	湯川 行夫	選挙管理委員会 事務局長	岸田 秀仁
改良事業部 次長兼	杉本 弘文	監査委員 長	久光 喜多男
改良事業部 次長兼	岩井 益一	監査事務局 長兼	向井 洋
改良事業部 次長兼		公平委員 長	信田 種行
改良事業部 次長兼		農務局長	

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 吉岡昭男  
次長 吉田種義  
議事係長 西井正  
議事係 佐土谷茂一  
議事係 川崎政勝

○  
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程 (10月19日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙第2号	議長選挙について	別表

(午前10時38分開議)

○ 副議長(藤原利一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さん方には、公杜何かと御多忙のところ御出席をたまり。まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは19名でございます。欠席の議員さんは、山口議員さんでございます。遅刻届のある議員さんは、貝淵議員さん、田中議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、19名でございます。

○ 副議長(藤原利一君) ただいまの報告どおり、出席議員19名をもちまして、議会が成立しておりますので、本日の会議を開きます。

○  
本日の議事日程は、御手元に印刷、配布してあるとおりでございます。

日程第一「議事選挙について」を議題といたします。本件についてはいかがいたしましょうか。

お伺いいたします。

○ 28番(坂上国治君) きのうからきょうにかけてまだ十分調整も出来ていないように思いますので、きょうは散会していただいたらどうですか。

○ 副議長(藤原利一君) ただいま坂上議員さんより、調整もいまだできておらず散会したらどうか、という御意見がございましたので、お諮りいたします。

本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、22日開会いたしますので、定刻御参集下さいますようお願いを申し上げます。

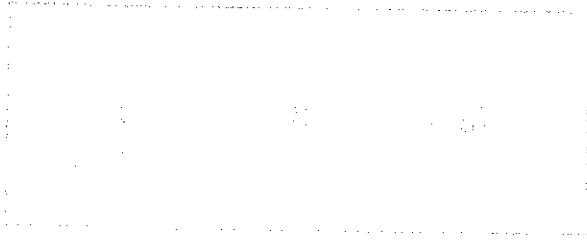
(午前10時42分散会)

---

○



第 8 日



昭和54年10月22日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(21名)

1番	寺田	茂	君	19番	貝淵	博治	君
2番	天堀	博	君	20番	田中	包治	君
3番	橋本	佳行	君	21番	直村	静二	君
5番	仁井	明	君	22番	勝部	津喜枝	君
6番	大谷	昌幸	君	23番	三井	正光	君
7番	金沢	勝	君	25番	竹内	修一	君
11番	上代	卯之松	君	26番	柳瀬	美樹	君
12番	藤原	要馬	君	27番	竹下	義章	君
13番	赤阪	和見	君	28番	坂上	國治	君
15番	横田	憲治郎	君	29番	藤原	利一	君
18番	池辺	秀夫	君				

欠席議員(4名)

8番	成田	秀益	君	10番	山口	義一	君
9番	松下	定	君	16番	木下	甲子三	君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田 忠雄	改良事業部次長兼改良 良総務課長事務取扱	明坂 貞士
助役	坂口 禮之助	病 院 長	竹林 淳
収入役	中塚 白	病院事務局 長	内田 繁
参与兼市長公室 長事務取扱	西川 喜久	病院事務局次長兼管 理課長事務取扱	藤原 光夫
参与兼都市整備部 長事務取扱	林 徳次	水 道 部 長	田中 稔
秘書広報課長	石本 博信	水 道 部 次 長	西川 武雄
財務部長	麻生 和義	会 計 課 長	赤田 禰信
財務部次長	北野 敦雄	消 防 長	松村 吉堯
財政課長	大塚 孝之	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯川 行夫
同和対策部長	中西 淳富	用地担当理事・土地 開発公社事務局長	杉本 弘文
同和対策部理事兼解 放総合センター所長 事務取扱	生田 稔	用地担当理事・土地 開発公社事務局長	岩井 益一
同和対策部次長	橋本 昭夫	教 育 委 員 長	堀内 由延
市民部長	富田 宏之	教 育 長	葛城 宗一
市民部次長兼福祉事 務所 長	逢野 博之	教 育 次 長	平野 誠藏
産業衛生部長	広岡 史郎	管 理 部 次 長	青木 孝之
産業衛生部次長	角谷 泰夫	指 導 部 長	高橋 貞良
建設部長	森 保	指 導 部 次 長	竹田 明郎
建設部次長	吉田 日出男	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
都市整備部理事	門川 禄朗	選挙管理委員会事務 局長	岸田 秀仁
都市整備部理事兼計 画調整室長事務取扱	中山 重光	監 査 委 員	久光 喜多男
用地対策室長	萩本 啓介	監査事務局次長兼公平 委員会事務局長	向井 洋
改良事業部長	逢野 一郎	農業委員会事務局長	信田 種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 吉岡昭男  
次長 吉田種義  
議事係長 西井正  
議事係 佐土谷茂一  
謄事係 川崎政勝

○  
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月22日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙第2号	議長選挙について	別紙

(午前10時54分開議)

- 副議長(藤原利一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には、連日何かとお疲れのところ多数御出席下さいまして、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは20名でございます。山口議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、20名でございます。

- 副議長(藤原利一君) ただいまの報告どおり、出席議員20名をもちまして議会が成立しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、御手元に印刷、配布してありでございますので、御了承お願い申し上げます。

日程第一「議長選挙について」を議題といたします。本件につきましていかがしたものか、御意見をお伺いさせていただきたいと思っております。

○ 12番(藤原要馬君) 役選に入ってからまだこれという動きもないので、きょう、選挙をやることはむずかしいと思いますので、それで私の考えでは木曜日まで、24日まで休んで、25日に開会したいと思います。それと、やはり希望者があれば、それはぜひ議長のところまで立候補の届けをしてもらおうようにしてもらおうと一番いいじゃないかと思います。

○ 副議長(藤原利一君) ただいま藤原要馬議員さんから、24日まで休会をとって25日開会したらどうか、という御意見でございますが、ほかに御意見ございませんか。

○ 20番(田中包治君) 25日で結構なんですが、やっぱり立候補者も出し、25日には10時に一応選挙するんだと、その上に立って代表者会議なり、その他を開いてですね、できれば調整に入ると、そこらを議長取り計らいながらですね、日程をお願いしたい、こう考えるわけです。

○ 副議長(藤原利一君) お終りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

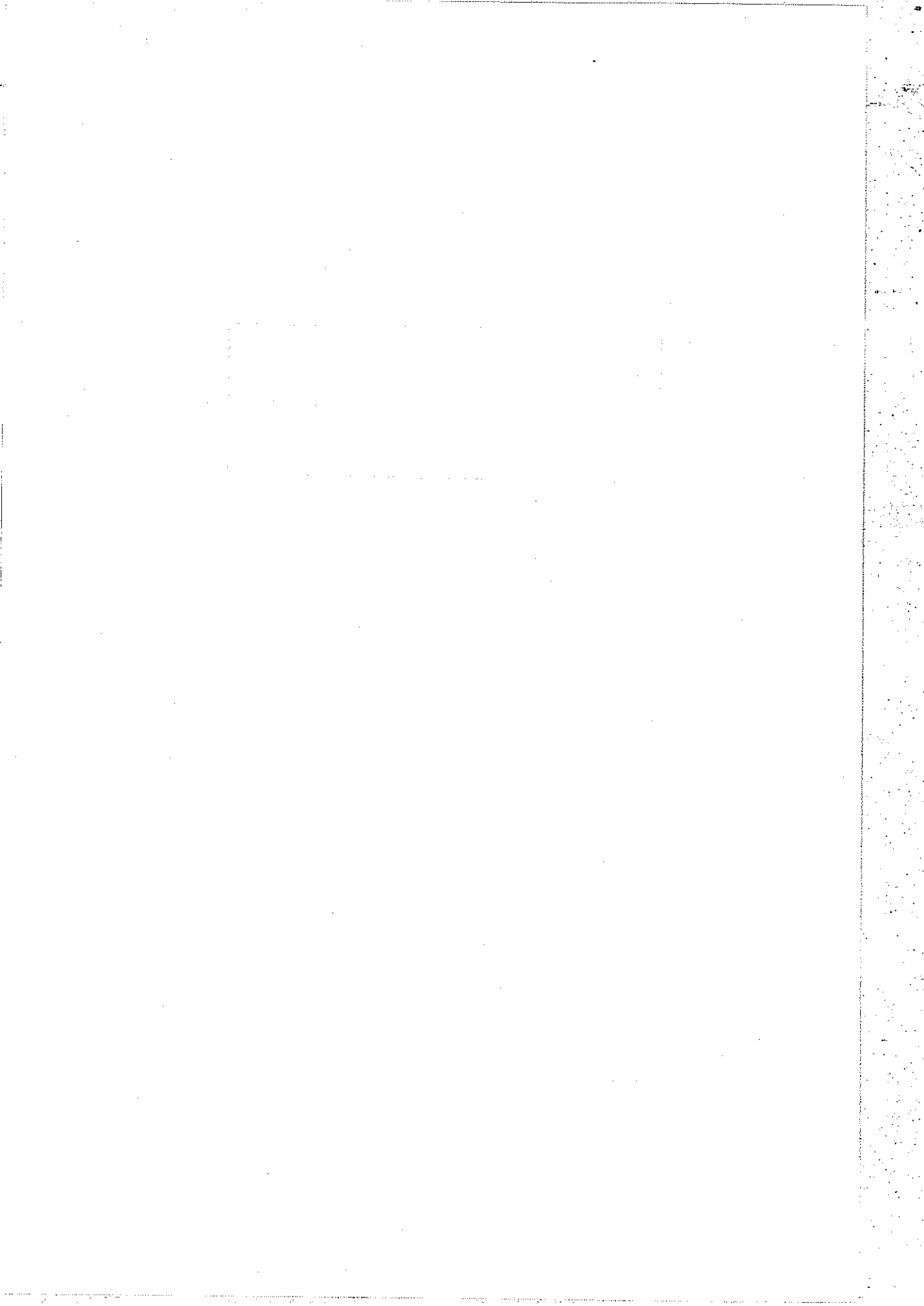
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明23日から24日まで休会とし、25日開会いたしますので、定刻御参集くださいますようお願いを申し上げます。

なお、つけ加えて立候補の届け出をぜひともお願い申し上げます。どうもお疲れでございます。

(午前10時58分散会)

第 9 日





昭和54年10月25日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（24名）

1番 寺田 茂 君	16番 木下 甲子三 君
2番 天 堀 博 君	18番 池 辺 秀 夫 君
3番 橋 本 佳 行 君	19番 貝 淵 博 治 君
5番 仁 井 明 君	20番 田 中 包 治 君
6番 大 谷 昌 幸 君	21番 直 村 静 二 君
7番 金 沢 勝 君	22番 勝 部 津喜枝 君
8番 成 田 秀 益 君	23番 三 井 正 光 君
9番 松 下 定 君	25番 竹 内 修 一 君
11番 上 代 卯之松 君	26番 柳 瀬 美 樹 君
12番 藤 原 要 馬 君	27番 竹 下 義 章 君
13番 赤 阪 和 見 君	28番 坂 上 國 治 君
15番 横 田 憲治郎 君	29番 藤 原 利 一 君

欠席議員（1名）

10番 山 口 義 一 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田 忠雄	改良事業部次長兼改 良総務課長事務取扱	明坂 貞士
助役	坂口 禮之助	病 院 長	竹林 淳
収入役	中塚 白	病院事務局 長	内田 繁
参与兼市長公室 長事務取扱 参与兼都市整備部 事務取扱	西川 喜久 林 徳次	病院事務局次長兼管 理課長事務取扱	藤原 光夫
秘書広報課長	石本 博信	水道部 長	田中 稔
財務部長	麻生 和義	水道部 次長	西川 武雄
財務部次長	北野 敦雄	会 計 課 長	赤田 禎信
財政課長	大塚 孝之	消 防 長	松村 吉堯
同和对策部長	中西 淳富	消防本部次長兼 消防署長	湯川 行夫
同和对策部理事兼解 放総合センター所長 事務取扱	生田 稔	用地担当理事・土地 開発公社事務局 長	杉本 弘文
同和对策部次長	橘本 昭夫	用地担当参事・土地 開発公社事務局次長	岩井 益一
市民部長	富田 宏之	教 育 委 員 長	堀内 由延
市民部次長兼福祉 事務所 長	逢野 博之	教 育 長	葛城 宗一
産業衛生部長	広岡 史郎	教 育 次 長	平野 誠藏
産業衛生部次長	角谷 泰夫	管 理 部 次 長	青木 孝之
建設部長	森 保	指 導 部 長	高橋 貞良
建設部次長	吉田 日出男	指 導 部 次 長	竹田 明郎
都市整備部理事	門川 禄朗	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
都市整備部理事兼計 画調整室長事務取扱	中山 重光	選挙管理委員会事務 局長	岸田 秀仁
用地対策室長	萩本 啓介	監 査 委 員	久光 喜多男
改良事業部長	逢野 一郎	監査事務局 長兼公平 委員会事務局 長	向井 洋
		農業委員会事務局 長	信田 種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 吉岡昭男  
次長 吉田種義  
議事係長 西井正  
議事係 佐土谷茂一  
議事係 川崎政勝

○  
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月25日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	選挙第2号	議長選挙について	別紙

(午前10時30分開議)

- 副議長(藤原利一君) おはようございます。議員の皆様には、公私何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは18名でございます。欠席の議員さんは、山口議員さん、木下議員さんでございます。遅刻届の議員さんは、田中議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、18名でございます。

- 副議長(藤原利一君) ただいまの報告どおり、出席議員18名をもちまして議会が成立しておりますので、本日の会議を開きます。

- 副議長(藤原利一君)

本日の議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりでありますので御了解願います。

日程第一「議長選挙について」を議題といたします。本件につきましてはいかがでしたものか、御意見をお伺いいたします。

- 19番(貝淵博治君) 一応、きょう25日ですから、もうかなり時間もたっていますし、できるだけきょう中に選挙して選んでいただきたいと思うのです。いまのところ、けさ来て、具体的に副議長さんから、どんな人が出ています、というお名前も正式に聞いてませんし、若干時間もあります。私は、きょう中には何とか選挙してやってほしい、こういうふうに思います。しばらく相談して、そういうことがいいのじゃないかと思えます。そうなれば、その辺はひとつ皆さんに若干、午後からは入って、きょう中に終わる、そういう方向でお願いしたいと思えます。
- 副議長(藤原利一君) 他に御意見ございませんか。  
(「異議なし」、「休憩」と呼ぶ者あり)
- 副議長(藤原利一君) 休憩の御意見が出ておりますので、お諮りいたします。暫時休憩することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 副議長(藤原利一君) 貝淵議員。
- 19番(貝淵博治君) 休憩とおっしゃるけどね、やはりこの間の、いつごろでしたか、休会前の、副議長に申し込んだ、届け出すとか何とかいうなにかがあるはずなんです、その点、届け出があるのかないのか、一遍副議長からお聞き願って、きょうまで何の動きもなかったのか、休憩というようなことをいうて、また同じことだし、その辺の兼ね合いを一応お聞かせ願いたいと思うのです。
- 副議長(藤原利一君) ただいま貝淵議員さんより、立候補届が出てあるのかないのかということでございます。お名前の発表……。 (「名前みたいなええねん」「あるかないかだけでええねん」などと呼ぶ者あり)  
約三名ほど出ております。  
ほかに……。
- 19番(貝淵博治君) それでね、三名出てあるだけで、副議長のところでは受け取っただけで……。
- 副議長(藤原利一君) そうです。
- 19番(貝淵博治君) まだ何ですか、その後の動きはどうなっているんですか。
- 副議長(藤原利一君) いまのところまだ……。

○ 19番(貝淵博治君) 一応、各派の代表者が寄ってもらって——一回もまだ寄ったことないでしょう。だから、そういうような扱いをしやったらどうですか。

○ 副議長(藤原利一君) はい。

ほかに御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

なお、会派代表者会議を開かせていただきたいと思いますので、まことに恐縮ですが、代表の方は、直ちに応接室の方へ御参集を願います。

それでは、暫時休憩いたします。

(午前10時36分休憩)

---

(午後1時35分再開)

○ 副議長(藤原利一君) 大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。休憩後、会派代表者会議を開いて種々御協議をいたしました。現在、調整がまだできておりませんので、本日はこれにて散会し、調整のため明26日より28日までを休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、本日はこれにて散会とし、明26日より28日までを休会とすることに決めます。

なお、ここでお願いいたします。休会中に調整ができますよう、御協力をいただきたく存じます。

なお、29日定刻御参集くださいますよう、あわせてお願いいたします。どうもありがとうございました。

(午後1時36分散会)

---



第 10 日





昭和54年10月30日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番 寺田 茂 君	18番 池 辺 秀 夫 君
2番 天 堀 博 君	19番 貝 淵 博 治 君
3番 橋 本 佳 行 君	20番 田 中 包 治 君
5番 仁 井 明 君	21番 直 村 静 二 君
6番 大 谷 昌 幸 君	22番 勝 部 津 喜 枝 君
7番 金 沢 勝 君	23番 三 井 正 光 君
8番 成 田 秀 益 君	25番 竹 内 修 一 君
9番 松 下 定 君	26番 柳 瀬 美 樹 君
11番 上 代 卯之松 君	27番 竹 下 義 章 君
12番 藤 原 要 馬 君	28番 坂 上 國 治 君
13番 赤 阪 和 見 君	29番 藤 原 利 一 君
16番 木 下 甲子三 君	

欠席議員(2名)

10番 山 口 義 一 君	15番 横 田 憲 治 郎 君
---------------	-----------------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田 忠雄	改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	明坂 貞士
助役	坂口 禮之助	病院 院 長	竹林 淳
収入 役	中塚 白	病院事務局 長	内田 繁
参与兼市長公室取扱 長事務取	西川 喜久	病院事務局次長兼管 理課長事務取	藤原 光夫
参与兼都市整備部長 事務取	林 徳次	水道部 長	田中 稔
秘書広報課 長	石本 博信	水道部 次 長	西川 武雄
財務部 長	麻生 和義	会計課 長	赤田 信
財務部 次 長	北野 敦雄	消 防 長	松村 吉堯
財政課 長	大塚 孝之	消防本部次長兼 兼消防署長	湯川 行夫
同和对策部長	中西 淳富	用地担当理事・土地 開発公社事務局長	杉本 弘文
同和对策部理事兼解 放総合センター所長 事務取扱	生田 稔	用地担当参事・土地 開発公社事務局次長	岩井 益一
同和对策部次長	橋本 昭夫	教 育 委 員 長	堀内 由延
市民部長	富田 宏之	教 育 長	葛城 宗一
市民部次長兼福祉事 務所 長	逢野 博之	教 育 次 長	平野 誠蔵
産業衛生部長	広岡 史郎	管 理 部 次 長	青木 孝之
産業衛生部次長	角谷 泰夫	指 導 部 長	高橋 貞良
建設部長	森 保	指 導 部 次 長	竹田 明郎
建設部次長	吉田 日出男	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
都市整備部理事	門川 禄朗	選挙管理委員会事務 局長	岸田 秀仁
都市整備部理事兼計 画調整室長事務取扱	中山 重光	監 査 委 員	久光 喜多男
用地対策室長	萩本 啓介	監査事務局次長兼平 委 員 会 事 務 局 長	向井 洋
改良事業部長	逢野 一郎	農業委員会事務局長	信田 種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 吉岡 昭 男  
次 長 吉 田 種 義  
議事係長 西 井 正  
議事係 佐土谷 茂 一  
議事係 川 崎 政 勝

○  
本会の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月30日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	選 挙 第2号	議長選挙について	別 紙

昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月30日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
2	議会議案 第4号	会期の延長について	

(午後1時7分開議)

- 副議長(藤原利一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には、公私何かとお忙しいところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。欠席の議員さんは山口議員さん、遅刻届のある議員さんは、横田議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなく

お見えになることと思われます。現在、22名でございます。

- 副議長（藤原利一君） ただいまの報告どおり、出席議員22名をもちまして議会在立してありまして議会在立してありますので、本日の会議を開きます。

○

- 副議長（藤原利一君） 本日の議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりでありますので、御了解願います。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

本件につきましては、去る10月25日及び昨日の29日の2日間にわたって会派代表者会議を開かせていただき、種々御意見を拝聴いたしました結果、調整に会派挙げて努力していただき、本日30日の最終日にすべて決めるということが確認されたのでありますが、残念ながら、どうしてもこのまま選挙に入るという状態に立ち至っていない現状でございます。

何を申し上げても微力な私のため、皆さんに大変御迷惑をおかけしておりますことを深くおわび申し上げます。本日の午前中も先ほど御報告に回らせていただきましたとおり、歴代議長さん方にも何かいいお知恵を拝借させていただこうと存じまして御相談申し上げたわけでございますが、ただただ調整に努力する以外にない、いますぐ解決できるよう御意見も得られなかったのでございます。

以上が、現在までの概略の経過でございますので、この席で改めて御報告させていただきます。

何か御意見ございませんか。

- 12番（藤原要馬君） いま、議長から報告を受けたのですが、皆さん方にいい案ができていないということでございますが、本日が最終日になっておりますので、この対策を講じなければいけないと思います。きょう直ちに議長選挙に入れるのならいいが、もし、入れないということがあれば、会期延長も考えなければいけないと思いますので、皆さんにお諮り願いたいと思います。

- 副議長（藤原利一君） 他に御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、暫時休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御感議ないものと認め、暫時休憩いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開いていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(午後1時12分休憩)

(午後2時17分再開)

- 副議長(藤原利一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。「会期の延長について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よってこの際、「会期の延長」を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。先ほどの議会運営委員会の決定に基づき、会期を明10月31日より11月28日までの29日間延長したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、本定例会の会期を10月31日より11月28日までの29日間延長することに決めます。

お諮りいたします。明31日より11月5日までを休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、明31日より11月5日までを休会とすることに決めます。

- 副議長(藤原利一君) お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、本日はこれにて散会いたします。

なお、11月6日に会議を開きたいと思っておりますので、定例御参集くださいますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(午後2時20分散会)

( 題名 ) ( 第 1 頁 )

( 題名 ) ( 第 2 頁 )

○  
○  
○  
○

( 題名 ) ( 第 3 頁 )

○  
○  
○

○  
○

( 題名 ) ( 第 4 頁 )

○  
○

○  
○

( 題名 ) ( 第 5 頁 )

○  
○

○  
○

( 題名 ) ( 第 6 頁 )

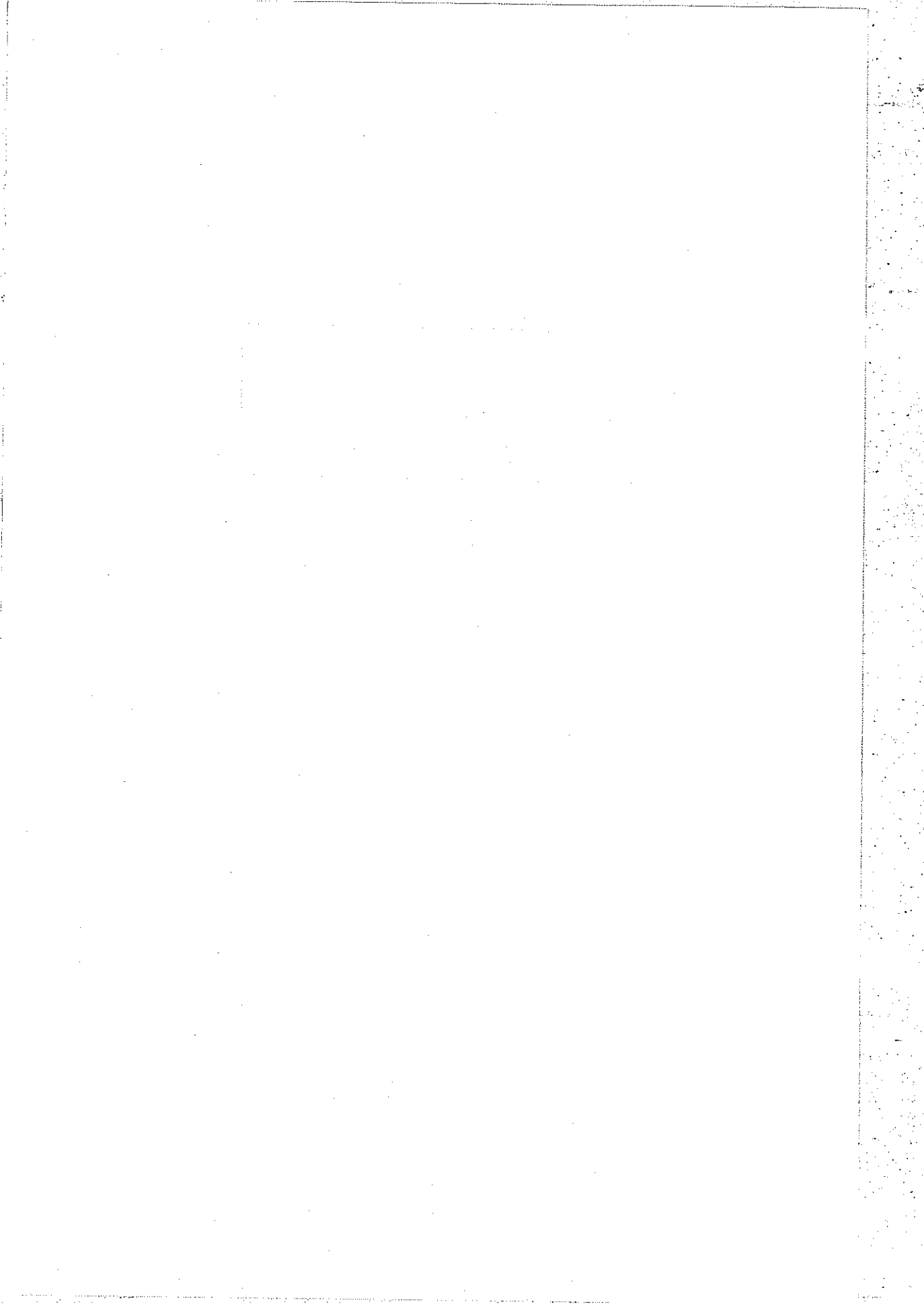
( 題名 ) ( 第 7 頁 )

○  
○

( 題名 ) ( 第 8 頁 )

( 題名 ) ( 第 9 頁 )

第 11 日





昭和54年11月6日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番 寺田 茂 君	16番 木下 甲子三 君
2番 天堀 博 君	18番 池辺 秀夫 君
3番 橋本 佳行 君	19番 貝淵 博治 君
5番 仁井 明 君	20番 田中 包治 君
6番 大谷 昌幸 君	21番 直村 静二 君
7番 金沢 勝 君	22番 勝部 津喜枝 君
8番 成田 秀益 君	23番 三井 正光 君
9番 松下 定 君	25番 竹内 修一 君
11番 上代 卯之松 君	26番 柳瀬 美樹 君
12番 藤原 要馬 君	27番 竹下 義章 君
13番 赤阪 和見 君	28番 坂上 國治 君
15番 横田 憲治郎 君	29番 藤原 利一 君

欠席議員(1名)

10番 山口 義一 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	明坂貞士
助役	坂口禮之助	病院院長	竹林淳
収入役	中塚白	病院事務局長	内田繁
兼市長公室事務取扱 兼都市整備部長 兼事務取扱	西川喜久	病院事務局次長兼管理課長事務取扱	藤原光夫
秘書広報課長	林徳次	水道部長	田中稔
財務部長	石本博信	水道部次長	西川武雄
財務部次長	麻生和義	会計課長	赤田情信
財政課長	北野敦雄	消防長	松村吉堯
同和対策部長	大塚孝之	消防本部次長兼消防署長	湯川行夫
同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	中西淳富	用地担当理事・土地開発公社事務局長	杉本弘文
同和対策部次長	生田稔	用地担当参事・土地開発公社事務局次長	岩井益一
市民部長	橋本昭夫	教育委員長	堀内由延
市民部次長兼福祉事務所	富田宏之	教育長	葛城宗一
産業衛生部長	逢野博之	教育次長	平野誠蔵
産業衛生部次長	広岡史郎	管理部次長	青木孝之
建設部長	角谷泰夫	指導部長	高橋貞良
建設部次長	森保	指導部次長	竹田明郎
都市整備部理事	吉田日出男	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
都市整備部理事兼計画調整室長事務取扱	門川禄朗	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
用地対策室長	中山重光	監査委員	久光喜多男
改良事業部長	萩本啓介	監査事務局長兼公平委員会事務局長	向井洋
	逢野一郎	農業委員会事務局長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 吉岡昭男  
次長 吉田種義  
議事係長 西井正  
議事係 佐土谷茂一  
議事係 川崎政勝

○  
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程

(11月6日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙第2号	議長選挙について	別紙

(午前11時3分開議)

- 副議長(藤原利一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には、公私何かとお忙しいところ多数御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは23名でございます。欠席の議員さんは山口議員さん、遅刻届の議員さんは、柳瀬議員さんでございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、23名でございます。

- 副議長(藤原利一君) ただいまの報告どおり、出席議員23名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 副議長(藤原利一君) 本日の議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

それでは、議案審議に入ります。「議長選挙について」を議題といたします。

本件につきましては、去る30日、会期延長を11月28日まで決定いたし、31日から昨日までの休会の間も情勢の変化が見られず、すぐに議長選挙に入るに至っていないものと思います。私といたしましては、できれば選挙の告示までに何とか終わっていただきたいとの気持がございますが、いかがなものでしょうか、お伺いしたいと存じます。何か御意見ございませんか。

○ 12番(藤原要馬君) 副議長さんも毎日のように御努力願ってるわけですが、われわれの見るところでは、まだ進展しておらないと思います。このままの状態で選挙に入ることはむずかしいと思いますので、ここで副議長さんの御判断を願わなければならないと思うんです。私の考えでは、選挙もありますし、それが済んだ20日ごろに再度、この問題に取り組んだらと思います。それまでひとつ休会にさせていただきたいと思います。

○ 副議長(藤原利一君) ただいま藤原要馬議員さんの御意見、いかがでしょうか。

○ 26番(竹下義章君) 別に異議はないんですが、ちょっと心配されますのは、19日が開票ですね。市長選挙は別として、議員さんが一人生まれるわけです。19日に開票、いろいろお祝いされて翌日に出席ということになりますので、できれば、一日ぐらい余裕を持って、21日に開会ということの方がいいんじゃないかと思います。先ほどの会派代表者会議での空気から、副議長さんが21日ぐらいをお考えではないかという気もしていたんです。だから、両案諮ってどうこうとなると、私は下げても結構です。私は、新しい議員さんのことを考えて申し上げてるのです。

○ 副議長(藤原利一君) お諮りいたします。明7日より20日まで休会という意見と、19日まで休会という御意見がございますが、私としては、20日まで休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、明7日より20日までの14日間を休会とすることに決めます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、本日はこれにて散会いたします。来る21日には定刻御参集くださいようお願いいたします。

なお、ここで皆さんにお願い申し上げますが、休会中も、私はもちろん努力させていただくのは当然ですが、皆様方の御協力をいただきまして、休会明けには新議長が誕生できますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

(午前11時12分散会)

第 12 日



昭和54年11月21日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番 寺田 茂君  
 2番 天堀 博君  
 3番 橋本 佳行君  
 5番 仁井 明君  
 6番 大谷 昌幸君  
 7番 金沢 勝君  
 8番 成田 秀益君  
 9番 松下 定君  
 10番 山口 義一君  
 11番 上代 卯之松君  
 12番 藤原 要馬君  
 13番 赤阪 和見君  
 15番 横田 憲治郎君

16番 木下 甲子三君  
 17番 穴瀬 克己君  
 18番 池辺 秀夫君  
 19番 貝淵 博治君  
 20番 田中 包治君  
 21番 直村 静二君  
 22番 勝部 津喜枝君  
 23番 三井 正克君  
 25番 竹内 修一君  
 26番 柳瀬 美樹君  
 27番 竹下 義章君  
 28番 坂上 國治君  
 29番 藤原 利一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	改良事業部長兼改良総務課長	明坂 貞士
助役	坂口 禮之助	病院長	竹林 淳
収入役兼市長公室取扱部長	中塚 白	病院事務局次長兼管理課長	内田 繁
兼都市整備部長	西川 喜久	事務取扱	藤原 光夫
秘書広報課長	林 徳次	水道部長	田中 稔
財務部長	石本 博信	水道部次長	西川 武雄
財務部次長	麻生 和義	会計課長	赤田 傳信
財政課長	北野 敦雄	消防長	松村 吉堯
同和对策部長	大塚 孝之	消防本部次長兼消防署長	湯川 行夫
同和对策部理事兼解放センター所長	中西 淳富	用地担当理事	杉本 弘文
	生田 稔	土地開発公社事務局長	岩井 益一
		用地担当参事	
		土地開発公社事務局長	

職名	氏名	職名	氏名
同和对策部次長	橋本昭夫	教育委員長	堀内由延
市民部長	富田宏之	教育長	葛城宗一
市民部次長兼 福祉事務所長	逢野博之	教育次長	平野誠蔵
産業衛生部長	広岡史郎	管理部次長	青木孝之
産業衛生部次長	角谷泰夫	指導部長	高橋貞良
建設部長	森保	指導部次長	竹田明郎
建設部次長	吉田日出男	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
都市整備部理事	門川祿郎	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
都市整備部理事兼 計画調整室長事務取扱	中山重光	監査委員	久光喜多男
用地対策室長	萩本啓介	監査事務局長兼公平委員 会事務局局長	向井洋
改良事業部長	逢野一郎	農業委員会事務局長	信田種行

※課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 備 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。



昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程

(11月21日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		議席の指定について	別紙

(午後2時4分開議)

- 副議長(藤原利一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には、公私何かとお忙しいところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ここで会議に入る前に、今回、任期満了による市長選挙において無投票再任されました池田市長よりあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 貴重なお時間を拝借いたしまして、議員の皆様方に一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

さきの市長選挙に際し、議員皆様方には格段の御支援と御愛情を賜り、はからずも、無投票当選の榮に浴することができました。まことにありがたく、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今日、地方自治を取り巻く情勢はきわめて厳しく、多難なものがございますが、80年代の新しい時代に臨み、盛り上がる市民要求におこたえするために、新たな決意と情熱とをもって郷土和泉市の発展に全力を挙げて取り組んでいる所存でございます。

ここに財政問題を初め、懸案課題の山積する本市の市政担当の任に携わる者といたしましていまさらながら、その責務の重大さをひしひしと痛感いたしますとともに、今後の市政運営に当たりましては、あくまでも誠実、公平を基本姿勢といたしまして、議員皆様方の総意を反映した市政運営に徹し、もって市民各位の御期待におこたえする決意でございます。どうか今後とも一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、これまでに賜りました皆様方の御厚意、御鞭撻に対し重ねて厚く御礼を申し上げ、就任の一言もってごあいさつとさせていただきたいと存じます。本当にどうもありがとうございます。今後ともよろしく願い申し上げます。

- 副議長(藤原利一君) 市長のあいさつが終わりました。

ここで議員の皆さんに御報告させていただきます。実は、ただいまお手元に配付をさせていただきました進加議案でございますが、先般、議会運営委員会の御了承を賜っておりますので、よろしく願いをいたします。

- 
- 副議長（藤原利一君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。  
ただいま26名全員御出席でございます。
- 副議長（藤原利一君） ただいまの報告どおり、出席議員26名をもちまして議会は成立しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、御了承願います。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議着の指定について」を行います。

今回、御当選になりました穴瀬克己君の議席は、会議規則第3条3項の規定により、議長において議席番号を17番に指呈いたします。穴瀬君は直ちに新議席にお着き願います。

（穴瀬克己議員、議席に着く）

穴瀬克己議員を御紹介いたします。

- 17番（穴瀬克己君） 公明党の穴瀬克己です。どうかよろしくお願いいたします。
- 副議長（藤原利一君） ここでお諮りいたします。「議長選挙」を明22日にし、本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでありますので、本日はこれにて散会いたします。明22日定刻御参集くださいようお願いいたします。どうも長時間ありがとうございました。

（午後2時10分散会）

第 13 日



昭和54年11月22日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番 寺田 茂君	16番 木下 甲子三君
2番 天堀 博君	17番 穴瀬 克己君
3番 橋本 佳行君	18番 池辺 秀夫君
5番 仁井 明君	19番 貝淵 博治君
6番 大谷 昌幸君	20番 田中 包治君
7番 金沢 勝君	21番 直村 静二君
8番 成田 秀益君	22番 勝部 津喜枝君
9番 松下 定君	23番 三井 正克君
10番 山口 義一君	25番 竹内 修一君
11番 上代 卯之松君	26番 柳瀬 美樹君
12番 藤原 要馬君	27番 竹下 義章君
13番 赤阪 和見君	28番 坂上 國治君
15番 横田 憲治郎君	29番 藤原 利一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池田 忠雄	同 和 対 策 部 次 長	橋本 昭夫
助 役	坂口 禮之助	市 民 部 長 兼 富 田 宏 之	
収 入 役	中塚 白	市 民 部 次 長 兼 逢 野 博 之	
参 与 兼 市 長 公 室 取 扱	西川 喜久	福 祉 事 務 所 長	
参 与 兼 都 市 整 備 取 扱	林 徳次	産 業 衛 生 部 長	広岡 史郎
秘 書 広 報 課 長	石本 博信	産 業 衛 生 部 次 長	角谷 泰夫
財 務 部 長	麻生 和義	建 設 部 長	森 保
財 務 部 次 長	北野 敦雄	建 設 部 次 長	吉田 日出男
財 政 課 長	大塚 孝之	都 市 整 備 部 理 事	門川 禄郎
同 和 対 策 部 長	中西 淳富	都 市 整 備 部 理 事 兼 計 画 調 査 室 長 事 務 取 扱	中山 重光
同 和 対 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生田 稔	用 地 対 策 室 長	萩本 啓介
		改 良 事 業 部 長	逢野 一郎

職名	氏名	職名	氏名
改良事業部長兼改良総務課長事務取扱	明坂貞士	教育委員長	堀内由延
病院長	竹林淳	教育長	葛城宗一
病院事務局長 病院事務局次長兼管理課長事務取扱	内田繁	教育次長	平野誠蔵
水道部長	藤原光夫	管理部次長	青木孝之
水道部次長	田中稔	指導部長	高橋貞良
会計課長	西川武雄	指導部次長	竹田明郎
消防長	赤田備信	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消防本部長兼消防署長 用地担当理事	松村吉堯	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
土地開発公社事務局長 用地担当参事	湯川行夫	監査委員	久光喜多男
土地開発公社事務局次長	杉本弘文	監査事務局長兼公平委員 会事務局長	向井洋
	岩井益一	農業委員会事務局長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝

本日の議事日程は、次のとおりである。

(午前11時2分開議)

- 副議長(藤原利一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、連日何かとお忙しいところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。  
ただいま26名全員御出席でございます。
- 副議長(藤原利一君) ただいまの報告どおり、出席議員26名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程

(11月22日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙 第2号	議長選挙について	

昭和54年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(11月22日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	議会議案 第4号	副議長辞職許可について	別紙
3	選挙 第3号	副議長選挙について	//
4	議会議案 第5号	常任委員の辞職許可について	別紙
5	議会議案 第6号	議会運営委員会委員の辞職許可について	//
6	議会議案 第7号	交通・公害対策特別委員会委員の辞職許可について	//
7	議会議案 第8号	開発事業対策特別委員の辞職許可について	//
8	議会議案 第9号	同和対策特別委員会委員の辞職許可について	//
9	議会議案 第10号	関西新国際空港対策特別委員会委員の辞職許可について	//
10	議会議案 第11号	土地開発公社特別委員会委員の辞職許可について	//
11	議会議案 第12号	常任委員会委員の選任について	//

昭和54年和泉市議会第8回定例会議事日程（追加）

（11月22日）

日程	種別及び番号	件名	摘要
12	議会議案 第13号	議会運営委員会委員の選任について	別紙
13	議会議案 第14号	交通・公害対策特別委員会委員の選任について	//
14	議会議案 第15号	開発事業対策特別委員会委員の選任について	//
15	議会議案 第16号	同和対策特別委員会委員の選任について	//
16	議会議案 第17号	関西新国際空港対策特別委員会委員の選任について	//
17	議会議案 第18号	土地開発公社特別委員会委員の選任について	//
18	議会議案 第19号	水道・病院事業会計決算審査特別委員会委員の選任について	//
19	選挙 第4号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	//
20	選挙 第5号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	//
21	議案 第54号	工事請負契約締結について（市立鶴山台小学校増築工業）	追加その2 P・1
22	議案 第54号	監査委員の選任について	追加その3 P・1

○ 副議長（藤原利一君） 本日の議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。本件について、いかが取り計らいましょうかお伺いいたします。

○ 28番（坂上國治君） いま、副議長さんから諮られたんですが、選挙によって行っていただきたいと思います。

○ 副議長（藤原利一君） 他に御意見ございませんか。

○ 8番（成田秀益君） この件につきましては、これは互選、やはり選挙ですので、互選の方法でお願いいたしたいと思います。

○ 副議長（藤原利一君） 他に御意見がないようですので、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、これより議長選挙を行います。

議場の開鎖を命じます。

（議場開鎖）



ただいまの出席議員数は26名であります。

お諮りいたします。開票立会人に3番・大谷昌幸君、6番・大谷昌幸君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、橋本佳行君と大谷昌幸君をお願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。局長の点呼に応じ、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、ただいまから開票を行います。橋本佳行君、大谷昌幸君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

投票総数 26票、これは出席議員数と合致しております。

内訳は、有効投票 18票、無効投票8票。

有効投票中 池辺秀夫議員 18票でございます。池辺議員が最度得票者でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

- 副議長(藤原利一君) ただいまの報告どおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票でございます。よって、池辺秀夫君が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議長開鎖)

ただいま議長に当選されました池辺秀夫君が議場におられますので、本席から会議規則等29条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、議長のあいさつを願います。

---

(議長就任あいさつ)

○ 議長(池辺秀夫君) それでは一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

まず、議会の皆さんには今期、長期にわたりましての議会で本当に御苦勞様に存じます。厚く御礼を申し上げます。

今回、私が非常に浅学非才、微力も願ませず、議会の皆様方の限りなき御支援と心温まる御協力を賜りまして、重職の議長に進出していただきましたことは、私の最も光榮と存ずるところであります。生涯を通じまして、忘れ得ぬ喜びでございます。心から厚く厚く御礼を申し上げます。

この上は今後、議会皆様方の限りなさところの御援助、温かい御支援、御指導を賜りまして議会運営に当たりましては、和気あいあいのうちに円滑に皆様方の御指導を賜りつつ逐行してまいりたいと思います。ひいては、和泉市の発展と市民福祉増進のため、献身的努力をいたす決意でございます。

理事者におかれましては、今後、議会運営の円滑なる運営の逐行を目的として、議会に対しましては、議意をもって慎重に対処されるよう望んでやみません。よろしくお願いいたします。

それでは、微力な私でございますが、今後ともよろしくお引き立てのほどをお願い申し上げまして、はなはだ簡単粗辞ではございますが、御礼の言葉といたします。本当にありがとうございました。(拍手)

---

○ 副議長(藤原利一君) 議長のごあいさつが終わりました。

以上をもちまして私の任務は終わりました。何分不慣れなため、皆様方に大変御迷惑をおかけしましたが、皆様方の御協力によりまして、無事職務を逐行させていただきましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。どうもありがとうございました。(拍手)

(副議長退席、議長着席)

○ 議長(池辺秀夫君) それでは、ここどしばらく休憩いたしたいと思ひます。恐れ入ります

が、自席でお待ちいただきたいと思ひます。

(午前11時25分休憩)

(午前11時26分再開)

- 議長(池辺秀夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。「副議長辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本件を日程に追加いたします。

それでは、「副議長辞職許可について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第4号

### 副議長辞職許可について

本市議会副議長 藤原利一氏から昭和54年11月22日づけで辞職いたしたき旨の願出があったので、本議会はこれを許可するものとする。

昭和54年11月22日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

- 議長(池辺秀夫君) お諮りいたします。ただいま朗読どおり、藤原利一君の副議長辞職について、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、藤原利一君の副議長の辞職を許可することに決めます。

この際、副議長を辞職されました藤原利一君よりごあいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

(副議長退任あいさつ)

- 29番(藤原利一君) 退任に当たりまして、貴重な時間を拝借いたしまして一言、御礼を

申し上げます。

昨年10月、浅学非才の私を副議長という要職に、皆様方の御推挙によりまして就任させていただきました。振り返りまして1年余、私のような者を御指導と御支援をいただき、大過なく職責を果たさせていただきましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

なおまた、今回の役員選挙におきましても、微力なるが故に長期間、議員各位に御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

今後は、一議員として、市政発展のため最大の努力をさせていただく覚悟でございます。どうかよろしくご願ひ申し上げます。

はなはだ簡単粗辞でございますが、私の退任のあいさつといたします。どうも長い間ありがとうございました。(拍手)

○ 議長(池辺秀夫君) 藤原副議長さん、どうも長らく御苦労様でございました。

この際、お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加したいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本件を日程に追加することに決めます。

「副議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

選挙第3号

## 副議長選挙について

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行うものとする。

昭和54年11月22日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

○ 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。副議長選挙をいかがいたしましょうか、御意見を  
お伺いいたします。

○ 12番（藤原要馬君） もう昼食も追っておりますので、暫時休憩すべきだと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、暫時休憩することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩いたします。

（午前11時38分休憩）

○

（午後1時18分再開）

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、休憩後に引き続き会議を開きます。

副議長選挙についていかがいたしましょうか、お伺いいたします。

○ 12番（藤原要馬君） 議長にお尋ねしますが、立候補者が出てないわけですね。

○ 議長（池辺秀夫君） いま、1名だけ私の手元へ……。

○ 12番（藤原要馬君） 1名であれば推進でやるのか、選挙でやるのか、どうするのかという  
ことです。選挙でやってもええと思いますし、ひとつ議長にお任せしなければしょうがない  
と思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 互選ということもございしますので、一応、他に私の手元へ来られない  
方が、いろいろお考えの方もあらうと思いますので選挙にいたしたい、かように思いますが、  
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は26名であります。

お諮りいたします。開票立会人を9番・松下定君、10番・山口義一君を指名いたしたいと  
思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、開票立会人を松下定君と山口義一君をお願いいたしま  
す。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。局長の点呼に応じ、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。松下定君、山口義一君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

投票総数 26票、これは出席議員数と合致しております。

内訳は、有効投票 18票、無効投票 8票

有効投票中、直村静二議員さんが18票。直村静二議員さんが最度得票者でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、直村静二君が副議長に当選されました。

以上で副議長の選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

ただいま副議長に当選されました直村静二君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、副議長のあいさつを願います。

(副議長就任あいさつ)

- 副議長(直村静二君) 一言、ごあいさつ申し上げます。

ただいま皆さん方の御支持で副議長に選任されました。厚く御礼を申し上げます。副議長の職

昌は、非常に重大だと思っております。一生懸命やっていきたいと思っております。議長さんに協力し、副議長の職責を全うしたいと思っております。今後とも御指導、御鞭撻をよろしく願いたします。ありがとうございました。(拍手)

○ 議長(池辺秀夫君) 次に、ただいまお手元に配付申し上げました常任委員会及び特別委員会関係の議案を上程いたします。

お諮りいたします。日程第4より日程第10まで、及び日程第11より日程第18までの辞職許可及び選任についてをそれぞれ日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、それぞれ日程に追加し、議題とすることに決めます。

それでは、日程第4より日程第10までは、各委員会委員の辞職許可でありますので、これを一括議題といたします。

なお、議案は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第5号

### 常任委員会委員の辞職許可について

和泉市議会常任委員会の下記委員より、昭和54年11月22日づけで辞職の願出があったので、本議会はこれを許可するものとする。

昭和54年11月22日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

総務委員会委員

坂 上 國 治

天 堀 博

橋 本 佳 行

仁 井 明

池 辺 秀 夫

田 中 包 治

厚生文教委員会委員

勝部 津喜枝  
赤阪 和見

山口 義一  
竹内 修一

藤原 要馬

建設水道委員会委員

貝淵 博治  
大谷 昌幸  
三井 正光

竹下 義章  
松下 定

寺田 茂  
横田 憲治郎

産業衛生病院委員会委員

金沢 勝  
木下 甲子三  
藤原 利一

成田 秀益  
直村 静二

上代 卯之松  
柳瀬 美樹

議会議案第6号

議会運営委員会委員の辞職許可について

本市議会運営委員会の下記委員から、昭和54年11月22日づけで辞職の願出があったから  
本議会はこれを許可するものとする。

昭和54年11月22日

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

議会運営委員会委員

池 辺 秀 夫  
藤 原 要 馬  
竹 内 修 一

寺 田 茂  
赤 阪 和 見  
竹 下 義 章

天 堀 博  
三 井 正 光  
坂 上 國 治



議会議案第7号

## 交通公害対策特別委員会委員の辞職許可について

本市議会交通公害対策特別委員会の下記委員から、昭和54年11月22日づけで辞職の願出があったから、本議会はこれを許可するものとする。

昭和54年11月22日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

交通公害対策特別委員会委員

貝 淵 博 治	仁 井 明	天 堀 博
成 田 秀 益	山 口 義 一	赤 阪 和 見
直 村 静 二	三 井 正 光	竹 下 義 章

議会議案第8号

## 開発事業対策特別委員会委員の辞職許可について

本市議会開発事業対策特別委員会の下記委員より、昭和54年11月22日づけで辞職の願出があったので、本議会はこれを許可するものとする。

昭和54年11月22日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

開発事業対策特別委員会委員

藤 原 要 馬	上 代 卯之松	寺 田 茂
大 谷 昌 幸	成 田 秀 益	木 下 甲子三

田中包治

勝部津喜枝

竹下義章

議会議案第9号

## 同和对策特別委員会委員の辞職許可について

本市議会同和对策特別委員会の下記委員から、昭和54年11月22日づけで辞職の願出があったから、本議会はこれを許可するものとする。

昭和54年11月22日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

同和对策特別委員会委員

池 辺 秀 夫

松 下 定

橋 本 佳 行

藤 原 要 馬

木 下 甲 子 三

直 村 静 二

勝 部 津 喜 枝

竹 下 義 章

議会議案第10号

## 関西国際空港対策特別委員会委員の辞職許可について

本市議会関西新国際空港対策特別委員会の下記委員から、昭和54年11月22日づけで辞職の願出があったから、本議会はこれを許可するものとする。

昭和54年11月22日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

関西新国際空港対策特別委員会委員

竹 内 修 一

赤 阪 和 見

仁 井 明

金 沢 勝

成 田 秀 益

貝 淵 博 治

田 中 包 治

三 井 正 光

議会議案第11号

## 土地開発公社特別委員会委員の辞職許可について

本市議会土地開発公社特別委員会の下記委員から、昭和54年11月22日づけで辞職の願出があったから、本議会はこれを許可するものとする。

昭和54年11月22日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

土地開発公社特別委員会委員

坂 上 國 治

天 堀 博

木 下 甲子三

貝 淵 博 治

田 中 包 治

直 村 静 二

竹 内 修 一

池 辺 秀 夫

- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第11より日程第18までは、各委員会委員の選任についてでありますので、これを一括議題といたします。

なお、議案は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第12号

## 常任委員会委員の選任について

本市議会常任委員会委員の辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和54年11月 日提出

和泉市議会議長

記

総務常任委員会委員（6名）

厚生文教常任委員会委員（6名）

建設水道常任委員会委員（7名）

産業衛生病院常任委員会委員（7名）

議会議案第13号

### 議会運営委員会委員の選任について

本市議会運営委員会委員の辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和54年11月 日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

議会運営委員会委員

議会議案第14号

## 交通・公害対策特別委員会委員の選任について

本市議会交通・公害対策特別委員会委員の辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和54年11月 日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

交通・公害対策特別委員会委員

議会議案第15号

## 開発事業対策特別委員会委員の選任について

本市議会開発事業対策特別委員会委員の辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和54年11月 日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

開発事業対策特別委員会委員

議会議案第16号

## 同和对策特別委員会委員の選任について

本市議会同和对策特別委員会委員の辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和54年11月 日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

同和对策特別委員会委員

議会議案第17号

## 関西新国際空港対策特別委員会委員の選任について

本市議会関西新国際空港対策特別委員会委員の辞職により、下記のとおり選任するものとする。

昭和54年11月 日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

関西新国際空港対策特別委員会委員

## 土地開発公社特別委員会委員の選任について

本市議会土地開発公社特別委員会委員の辞職により、下記のとおり選任するものとする。

昭和54年11月 日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

記

土地開発公社特別委員会委員

- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。各委員会委員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第5号より第11号までの各委員の辞職は許可されました。

この際暫時休憩し、委員会室において議員総会に切りかえ、各議員の役割を御協議申し上げたいと思いますが、御異議ありませんか。

- 28番（坂上國治） 常任委員会並びに特別委員会の選任でございますけれども、特にこのたび、中央丘陵の大きな問題が出てますので、これについての委員会はどういうふうにするのか。やはり中央丘陵特別委員会というものを設置するかどうか、これをはっきりしておいていたぞきたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） それは非常に重大なことでもありますので、議員総会に切りかえまして、皆さんと御協議申し上げ、御意見を承って善処したい、かように思います。

暫時休憩いたします。

（午後1時43分休憩）

(午後4時30分再開)

○ 議長(池辺秀夫君) それでは、休憩後に引き続き会議を開きます。

それでは、各委員会委員の選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御検討願っておりますので、はなはだ僭越でございますが、私より選任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、各委員会委員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

総務常任委員会委員

竹内修一	山口義一	木下甲子三
勝部津喜枝	柳瀬美樹	藤原利一
		以上6名

厚生文教常任委員会委員

貝淵博治	橋本佳行	寺田茂
大谷昌幸	松下定	穴瀬克己
		以上6名

建設水道常任委員会委員

竹下義章	仁井明	成田秀益
横田憲治郎	田中包治	坂上國治
直村静二		以上7名

産業衛生病院常任委員会委員

上代卯之松	三井正光	天堀博
金沢勝	藤原要馬	赤阪和見
池辺秀夫		以上7名

議会運営委員会委員

田中包治	天堀博	仁井明
金沢勝	松下定	藤原要馬
赤阪和見	木下甲子三	貝淵博治
勝部津喜枝	坂上國治	

交通・公害対策特別委員会委員

貝淵博治	三井正光	寺田茂
------	------	-----



橋本 佳行	山口 義一	横田 憲治郎
穴瀬 克己	勝部 津喜枝	竹内 修一
竹下 義章	藤原 利一	

開発事業対策特別委員会委員

藤原 要馬	天堀 博	金沢 勝
成田 秀益	松下 定	上代 卯之松
赤阪 和見	横田 憲治郎	田中 包治
勝部 津喜枝	坂上 國治	

同和对策特別委員会委員

寺田 茂	橋本 佳行	金沢 勝
成田 秀益	山口 義一	藤原 要馬
木下 甲子三	竹下 義章	

関西新国際対策特別委員会委員

横田 憲治郎	大谷 昌幸	天堀 博
赤阪 和見	穴瀬 克己	田中 包治
勝部 津喜枝	竹内 修一	

土地開発公社特別委員会委員

藤原 利一	寺田 茂	天堀 博
橋本 佳行	仁井 明	大谷 昌幸
横田 憲治郎	穴瀬 克己	貝淵 博治
田中 包治	竹下 義章	

水道・病院事業会計決算審査特別委員会委員

田中 包治	大谷 昌幸	天堀 博
橋本 佳行	仁井 明	金沢 勝
成田 秀益	山口 義一	上代 卯之松
藤原 要馬	横田 憲治郎	穴瀬 克己
勝部 津喜枝		以上13名

○ 議長（池辺秀夫君） ただいま朗読どおり選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第12号より第19号までの各委員の選任の件は、ただいま朗読どおりの方々をそれぞれ選任することに決定いたしました。

なお、ただいま選任されました各委員のうち、特別委員会につきましては性格上、専門的に取り上げて鋭意その逐行を図っていただくことが目的でございますので、各選任された特別委員会委員の皆さんには、大変御苦勞でございますが、すべて審議が終了するまで、議会閉会中も継続御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第19、第20を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、日程第19、第20を日程に追加し、議題といたします。

本件は、和泉市よりの派遣議員がすでに辞職され、欠員が生じておりますので、その後任の派遣議員の選挙を行うようそれぞれ選出の依頼がありましたので、それに基づいて選挙を行うものであります。

それでは、日程第19、第20は、いずれも組合議会員の選挙でありますので、一括選挙を行います。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第4号

## 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

本市議会選出、泉北環境整備施設組合議会議員の辞職につき、その後任者の選挙を行なうものとする。

昭和54年11月22日提出

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

（当 選 者）

## 泉北水道企業団議会議員の選挙について

本市議会選出、泉北水道企業団議会議員の辞職につき、その後任者の選挙を行なうものとする。

昭和54年11月22日

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫

(当 選 者)

- 議長(池辺秀夫君) この際、お諮りいたします。これらの選挙につきましては先刻来、統々御審議、御検討願っておりますので、はなはだ借感ではございますが、私より指名させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、私より指名推選させていただきます。

組合議会議員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

泉北環境整備施設組合議会議員

天 堀 博	成 田 秀 益	赤 阪 和 見
貝 淵 博 治	勝 部 津 喜 枝	

泉北水道企業団議会議員

寺 田 茂	金 沢 勝	横 田 憲 治 郎
田 中 包 治	藤 原 利 一	

- 議長(池辺秀夫君) ただいま朗読どおり指名推選することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々は、地方自治法第108条第3項の規定より当選されました。

ただいま泉北環境整備施設組合議会議員に当選されました天堀博君、赤阪和見君、勝部津喜枝君、貝淵博治君、成田秀益君及び泉北水道企業団議会議員に当選されました金沢勝君、藤原利一君、寺田茂君、田中包治君、横田憲治郎君に対し、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） ここでお諮りいたします。昨日、御配付させていただきました追加議案「工事請負契約締結について」を先般、議会運営委員会の御了承を得ておりますので、本日の日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「工事請負契約締結について」を日程に追加し、議題といたします。日程第21「工事請負契約締結について」（市立鶴山台北小学校増築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第54号

### 工事請負契約締結について

市立鶴山台北小学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和54年11月21日提出

和泉市長 池田忠雄

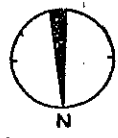
- |         |   |
|---------|---|
| 1 契約の目的 | 市立鶴山台北小学校増築工事                                   |
| 2 契約者   | 和泉市長 池田 忠雄                                      |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札  |
| 4 契約金額  | 91,500,000円                                     |
| 5 契約の相手 | 和泉市北田中町219番地<br>大高建設株式会社<br><br>代表取締役 奥野 喜八郎    |
| 6 工期    | 自 昭和 年 月 日(議決の日)<br>至 昭和55年3月31日                |
| 7 契約保証人 | 4,575,000円                                      |
| 8 保証人   | 和泉市府中町3丁目3番19号<br>株式会社 福本工務店<br><br>代表取締役 福本 忝一 |

議案第54号参考資料

市立鶴山台北小学校増築工事概要

- |          |   |
|----------|---|
| 1 工事場所   | 和泉市鶴山台1丁目9番1号   |
| 2 敷地面積   | 22,055㎡   |
| 3 工事種別   | 増築工事  |
| 4 構造及び規模 | 鉄筋コンクリート造2階建<br><br>建築床面積 448.00㎡ 延床面積 870.30㎡<br>普通教室7、養護教室1、便所、放送室他 |





議案第54号参考資料

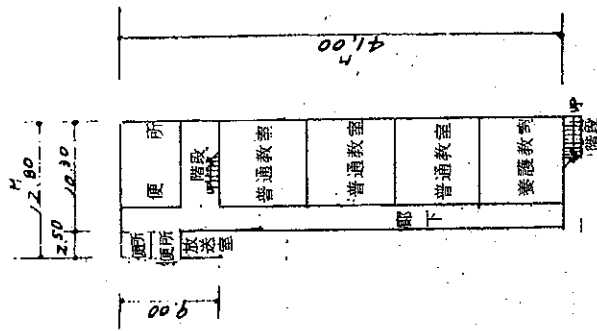
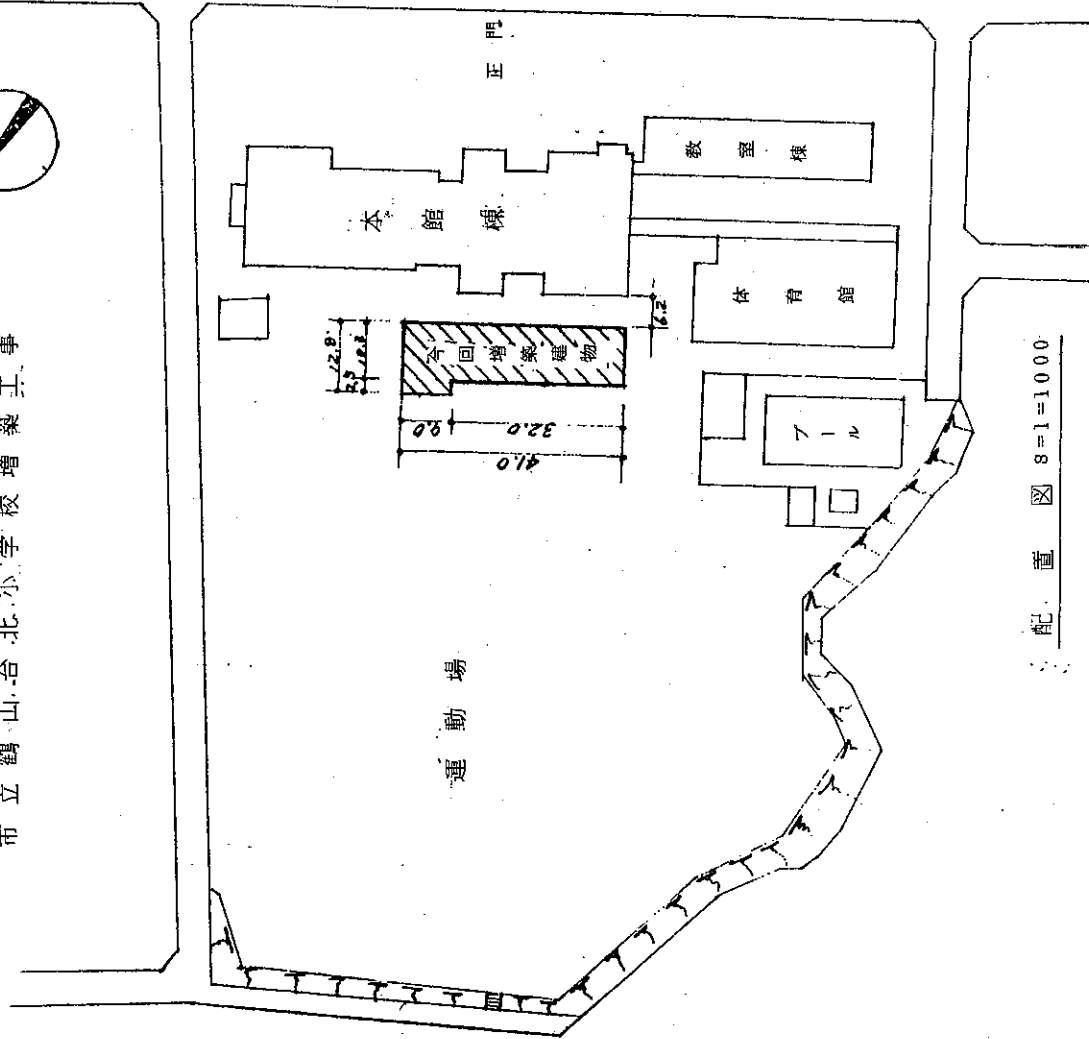
市立鶴山台北小学校位置図



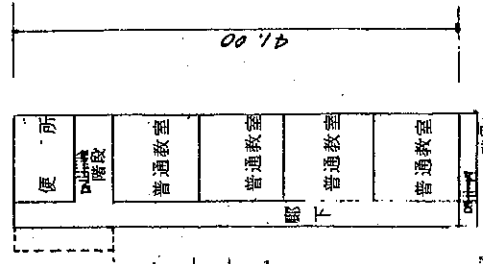




市立鶴山台北小学校増築工事



1F 平面図 S=1:500



2F 平面図 S=1:500

建築床面積

1階	448.00
2階	422.30
計	870.30㎡

配置図 S=1:1000



- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（森保君） ただいま御上程いただきました議案第54号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

去る10月18日の市議会で予算の議決を得ました市立鶴山台北小学校増築工事の請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、提案しようとするものでございます。

その内容でございますが、契約全額9,150万円で、契約の相手方は、和泉市北田中町219番地、大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎と締結しようとするものでございます。工期は、御議決を得ました日から昭和55年3月31日までとし、工事場所は、和泉市鶴山台地内本校本館等の裏に建設いたします。

工事概要でございますが、鉄筋コンクリート2階建、建築延床面積870・30平方、普通教室7、養護教室1でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第54号を原案どおり可決いたします。

- 
- 議長（池辺秀夫君） ここでお諮りいたします。ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、日程第22「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第55番

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条例第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和54年11月22日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所  
氏 名  
職 業  
生年月日

議案第55号参考資料

〔Ⅰ〕 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（選任及び兼職の禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。

この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2 3 略

（任 期）

第197条 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

〔Ⅱ〕 退任者

三井正光

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄） ただいま御上程されました議案第55号「監査委員の選任について」提案理由を御説明申し上げます。

本市監査委員の定数は、条例に基づきまして2名でございまして、議会議員及び学職経験を

有する者よりそれぞれ1名をもって構成いたしております。今回、議会議員の役員改選に際しまして、議会議員より監査委員1名を選任するに当たり、坂上國治議員さんを選任いたしたくお願い申し上げる次第でございます。

坂上國治議員さんは御承知のとおり、昭和48年、昭和51年の2回議長を務めていただき現在、和泉市農業委員会会長として御尽力賜り、人権識見ともに兼ね備えた方でございまして適任者であると存じます。今後の地方自治監査制度の適なる運営を期待しているものでございます。どうか坂上國治議員さんを監査委員として選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

なおまた、三井正光前監査委員さんには、御就任以来適正なる監査をしていただき、心から厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。提案理由の御説明にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件を原案どおり同意する御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号を原案どおり同意することに決めます。ただいま御同意をいただきました監査委員さんのあいさつを願います。

（監査委員就任あいさつ）

- 監査委員（坂上國治） お許しをいただきまして一言、皆様方にごあいさつを申し上げます。

議会の役員改選に伴いまして、監査委員を市長から任命されまして、ただいま議員の皆様方から御同意をいただきました。まことにありがとうございます。

何を申し上げても、浅学非才の私でございますが、皆様方から同意されました以上は、学識経験者の久先さんともども一生懸命に十分監査していきたいと思っておりますので、皆様方の御協力をいただきながらやっていきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

はなはだ簡単でございますが、一言、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。（拍手）

- 議長（池辺秀夫君） どうもありがとうございました。

以上で常任委員会並びに特別委員会の委員さん、組合議会の議員さんがそれぞれ決まりました。各委員さん並びに組合議員さんは御苦労でございますが、今後ともよろしくお願いをいたします。

ここで各常任委員会の正副委員長さんが互選されておりますので、この際、局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

総務委員会委員長、竹内修一議員、同副委員長、山口義一議員、厚生文教委員会委員長、貝淵博治議員、同副委員長、橋本佳行議員、建設水道委員会委員長、竹下義章議員、同副委員長、仁井明議員、産業衛生病院委員会委員長、上代卯之松議員、同副委員長、三井正光議員、以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） この際、各常任委員会正副委員長さんのごあいさつをお願いします。

（常任委員会正副委員長代表あいさつ）

○ 総務委員長（竹内修一君） それでは、僭越でございますが、私からごあいさつをさせていただきます。

私たち、それぞれ正副委員長に御推挙賜り、まことにありがたく厚く御礼申し上げます。各委員さんの御指導、御鞭撻をいただき、一生懸命がんばるつもりでございます。どうかよろしくお願いいたします。はなはだ簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。（拍手）

○ 議長（池辺秀夫君） 各常任委員会正副委員長さんのあいさつが終わりました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしましたので、これで閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日をもって昭和54年第3回定例会を閉会することに決めます。

この際、市長のあいさつをお願いします。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

去る9月26日開会いたしました第3回定例会も、議員皆様方の慎重なる御審議を賜り、御提案いたしました全議案につきまして御可決、御承認をいただきましたことに対し、芯心より厚く御礼を申し上げます。

なお、本定例会におきまして、任満了により御退任せられました横田憲治郎議員さん、藤原利一副議長さんには、御就任以来、円滑なる議会運営を通じ市政進展のために一方ならぬ御尽力を賜りましたことに対し、心から満腔の敬意を表したいと存じます。ありがとうございます。

また本日、後任の議員さんには池辺秀夫議員さん、副議長さんには直村静二議員さんが、皆様方の御推挙によりまして御就任されました。まことにおめでとうございます。心からお祝い

申し上げますとともに、今後ともよろしく願い申し上げる次第でございます。

また、監査委員さんには坂上國治議員さんが、先ほど皆様方の御同意により御就任されました。今後の地方自治監査制度の適正なる運営を御期待申し上げる次第でございます。よろしく願い申し上げます。

なおまた、各常任委員会の委員さん及び特別委員会の委員さんにつきましても改選されましたが、それぞれ所管されます部門につきましてはよろしく御指導、御協力を賜りますよう、お願い申し上げる次第でございます。

私もさきの市長選挙におきまして再選させていただき、郷土和泉市を再建から発展へ、暮らしよい、住みよい町づくりのために力いっぱい尽くす所存でございます。何とぞ皆様方の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げる次第でございます。

終わりに臨みまして、向寒の折から、皆様方のますますの御健康と御多幸を祈念させていただきまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。長期間本当にどうもありがとうございました。

---

(議長あいさつ)

○ 議長(池辺秀夫君) 一言、御礼を申し上げます。

去る9月26日開会されてより本日までの長期間にわたる定例会も、本日をもって閉会の運びに至りました。その間、一般質問並びに提案されました多数の重要議案を終始きわめて熱心に慎重御審議を煩わし、議会運営に格段の御協力をいただき、本日、ここに全日程を終了し、無事閉会の運びとなりましたことを表心より厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、いつものことながら、定例会で各議員から指摘されました事項を12分に慎重に配慮され、市民の要望にこたえるべく、格段の御尽力をお願いいたします。

はなはだ簡単でございますが、閉会のごあいさつにかえさせていただきます。長期間どうも

ありがとうございました。これをもちまして閉会いたします。

(午後4時54分閉会)